

令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月2日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・提案理由説明・質疑・討論・採決
	本会議散会後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	
3日(水)	午 前 1 0 時			2日目分質疑・討論通告締切
4日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
5日(金)				
6日(土)				
7日(日)				
8日(月)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会		
9日(火)				
10日(水)				
11日(木)				
12日(金)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会		
13日(土)				
14日(日)				
15日(月)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会		
	午 後 1 時	予算特別委員会		
16日(火)				
17日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	議会運営委員会	第二委員会室	
18日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
19日(金)				
20日(土)				
21日(日)				
22日(月)	午 前 1 0 時			最終日分質疑・討論通告締切
23日(火)	午前9時30分	総務文教常任委員会協議会	第二委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会連絡会	全員協議会室	
	連絡会終了後	議員協議会	全員協議会室	

令和8年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（6月2日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	1
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	10

◎ 第2日（6月4日再開）

1. 議 事 日 程	11
2. 出 席 議 員	11
3. 欠 席 議 員	11
4. 出 席 説 明 員	11
5. 出席事務局職員	12
再 開	13
散 会	16

◎ 第3日（6月17日再開）

1. 議 事 日 程	17
2. 出 席 議 員	22
3. 欠 席 議 員	22
4. 出 席 説 明 員	22
5. 出席事務局職員	22
再 開	23
散 会	127

◎ 第4日（6月18日再開）

1. 議 事 日 程	129
2. 出 席 議 員	133
3. 欠 席 議 員	133
4. 出 席 説 明 員	133

5. 出席事務局職員	134
再 開	135
散 会	216

◎ 第5日（6月23日再開）

1. 議 事 日 程	217
2. 出 席 議 員	217
3. 欠 席 議 員	217
4. 出 席 説 明 員	217
5. 出席事務局職員	218
再 開	219
閉 会	231

◎ 審議結果

1. 審議結果	233
2. 諸般の報告	235

太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和8年6月2日（火）開会

（ 第 1 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（初日）

〔令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和8年6月2日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第3号 令和7年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第4号 令和7年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第6 | 報告第5号 令和7年度太宰府市水道事業会計予算繰越について |
| 日程第7 | 報告第6号 令和7年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について |
| 日程第8 | 報告第7号 令和7年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について |
| 日程第9 | 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第10 | 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第11 | 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第12 | 議案第38号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第39号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第40号 太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第41号 令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第16 | 議案第42号 令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 久 和 満 晴 議員 | 2 番 | 岡 林 直 人 議員 |
| 3 番 | 原 紳次郎 議員 | 4 番 | 瀬 筒 義 久 議員 |
| 5 番 | 川 口 親 丸 議員 | 6 番 | 馬 場 礼 子 議員 |
| 7 番 | タコスキッド 議員 | 8 番 | 今 泉 義 文 議員 |
| 9 番 | 笠 利 毅 議員 | 10 番 | 木 村 彰 人 議員 |
| 11 番 | 入 江 寿 議員 | 12 番 | 堺 剛 議員 |
| 13 番 | 原 田 久美子 議員 | 14 番 | 神 武 綾 議員 |
| 15 番 | 陶 山 良 尚 議員 | 16 番 | 長谷川 公 成 議員 |

17番 門 田 直 樹 議員

18番 小 畠 真由美 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

7番 タコスキッド 議員

8番 今 泉 義 文 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市 長 高 原 清
教 育 長 井 上 和 信
総 務 部 理 事
（総務担当） 宮 崎 征 二
健康福祉部長 大 谷 賢 治
都 市 整 備 部 長
（併営企業担当） 伊 藤 健 一
教 育 部 長 添 田 邦 彦
総 務 課 長
併選挙管理委員会事務局長
総 務 課
（秘書担当課長） 鳥 飼 太
福 祉 課 長 眞 鍋 達 也
山 崎 崇
上下水道課長 高 野 浩 二
社会教育課長 立 石 泰 隆

副 市 長 原 口 信 行
総 務 部 長
（経営企画担当） 轟 貴 之
市民生活部長 友 添 浩 一
健康福祉部理事
（子ども担当） 添 田 朱 実
観光経済部長 竹 崎 雄一郎
教 育 部 理 事 平 野 善 浩
経営企画課長 宮 原 竜
市 民 課 長 白 石 康 子
都市計画課長 古 賀 千年志
観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長 橋 本 典 明
監査委員事務局長 松 尾 誓 志

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 杉 山 知 大
議事課庶務係長 大 塚 春 菜
書 記 陣 内 成 美

議 事 課 長 花 田 敏 浩
書 記 木 村 幸代志

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、令和8年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小島真由美議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

7番、タコスキッド議員

8番、今泉義文議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（小島真由美議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。

また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（小島真由美議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第8を一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。日程第4、報告第3号「令和7年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第8、報告第7号「令和7年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 高原 清 登壇〕

○市長（高原 清） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和8年太宰府市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中にご参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和8年度もスタートして2か月あまりが過ぎましたが、これまでの主な取組、事業等につきましてご報告させていただきます。

4月1日には、新たに21名の新規採用職員を迎え、令和8年度の市政業務をスタートいたしました。日々成長を重ねながら、職員一人一人が行政のプロとなり、市民の皆様にとって太宰府市を誇れるまちとしていけるよう、邁進してまいります。

次に、4月7日の小中学校始業式の日に合わせて、大字北谷、御笠2丁目の一部及び御笠3丁目から5丁目にお住まいの児童生徒40名程度を対象に、スクールバスの運行事業を開始いたしました。年々厳しくなる公共交通を取り巻く環境に対し、小中学生の通学手段を確保すべく開始した取組ですが、今後は観光需要が高まる時期についても同様に小中学生の通学手段の確保を図ってまいります。

また、今年度、国が実施している補助や交付金を活用し、小中学生の給食費全額補助を4月から開始しております。国内の物価高や不安定な世界情勢はまだ先が見通せない状況ですが、子どもたちの成長とそれを支えるご家庭への支援を積極的に行ってまいりたいと考えております。

4月21日には、西鉄前交番が西鉄二日市駅東口太宰府市側に移転し、その落成式が行われました。1日の平均乗降客数が1万8,000人を超える西鉄二日市駅は、市民の皆様や本市を訪れる観光客の皆様で利用される人も多く、本市の広域拠点であります。新しい交番は本市にとって最も身近で頼れる存在であり、本市が進める安全・安心のまちづくりに向け、今後一層連携を図ってまいりたいと考えております。

そして5月11日から、国の交付金を活用した高齢者世帯物価高騰対応エアコン購入補助金の受付を開始いたしました。年々過酷さを増す猛暑に対しまして、高齢者の皆様を熱中症などによる健康被害から守っていく必要があります。予算の限りではありますが、対象となる方でご申請がまだの方におかれては、ぜひご活用いただければと思います。

次に、5月16日には市立中学校全校で、23日には小学校のうち5校で体育会、運動会が実施

されました。公務の合間のため短時間ではありましたが、私もいくつかの学校を回らせていただきました。大変暑い中ではありましたが、子どもたちの一生懸命な姿とはじける笑顔を見せていただき、元気をいただきました。

次に、本市におけるデジタルトランスフォーメーション、D Xを総合的かつ計画的に推進するために、太宰府市D X推進本部を設置し、5月19日に第1回の会議を開催いたしました。今後は業務のあらゆる面においてD Xの推進を図るとともに、開かれた行政と市民サービスの向上を図ってまいります。

5月27日に、奈良県明日香村との包括連携協定及び災害時相互応援に関する覚書を締結いたしました。本市と明日香村は、ともに日本の黎明期の中心であり、飛鳥時代に緊密な連携があった自治体として今回協定等を締結するご縁をいただきましたが、明日香村も本市と同じく韓国扶余郡と姉妹都市として交流されており、将来的に多層的な交流、連携を図ってまいりたいと考えております。

そして、本年1月23日に渇水対策本部を設置して以来、市民の皆様には節水のご協力をお願いし続けてまいりました。皆様のご協力と最近のまとまった雨のおかげで、一時は10%程度まで減少していたダム貯水率は30%台中盤まで回復しております。市民の皆様には節水へのご協力について、厚くお礼を申し上げます。

水不足につきましては引き続き皆様へ節水のご協力をお願いする一方で、これから本格的な出水期を迎えます。大雨や台風などの自然災害に備え、市でも対策を始めております。5月25日には陸上自衛隊や太宰府消防署、筑紫野警察署などにもご同行いただき、災害発生予想危険箇所調査を実施したほか、5月30日には職員豪雨災害対応訓練を実施いたしました。市民の皆様に対しても大雨や台風などによる自然災害についての注意喚起も行っていき、安全・安心のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、松川運動公園に設置中のスケートボードパークにつきましては、セクション等の設置工事を完了した後、オープンに向けて、より快適な利用ができるよう専門家等のご意見もいただきながら追加工事を行い、5月31日にオープンの日を迎えました。施設を待ち望んでおられた皆様には長らくお待たせいたしました。スケートボードパークの利用をお楽しみいただければ幸いです。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、報告案件5件、専決処分承認3件、条例改正3件、補正予算2件、合わせて13件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第3号から報告第7号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第3号「令和7年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

令和7年度の繰越明許費は、食料品等物価高騰支援金給付事業や物価高対応子育て応援手当給付事業など、計22件の事業について繰越額が確定しましたので報告させていただきます。

繰越総額は20億5,240万8,616円で、財源内訳は国庫補助金、市債などの特定財源が19億3,536万7,024円、一般財源が1億1,704万1,592円となっております。

次に、報告第4号「令和7年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

令和7年度につきましては、いきいき情報センター1階フリースペース増設事業の事故繰越しを行っております。

繰越総額は665万5,000円で、財源は全額特定財源となっております。

次に、報告第5号「令和7年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

令和7年度につきましては、建設改良費の配水管布設替にかかる設計業務委託1件、工事5件、補償金1件及び配水池更新工事等3件で3億1,464万1,000円の繰越しを行っております。

次に、報告第6号「令和7年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

令和7年度につきましては、建設改良費の公共下水道整備費のうち、国分雨水事業に伴う污水管布設替工事で1,323万円の繰越しを行っております。

次に、報告第7号「令和7年度太宰府古都・みらい基金の運用状況について」ご説明申し上げます。

令和7年度は、1件、1万円の寄附及びふるさと太宰府応援寄附のうち、使途を古都・みらい基金と指定された金額から経費相当分を除いた342万5,878円を太宰府古都・みらい基金に積み立てて運用しているところであります。

令和7年度積立後の基金残高は2,094万115円となっております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

報告第3号から報告第7号までについて、一括して質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9から日程第11を一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

日程第9、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から、日程第11、議案第37号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高原 清 登壇〕

○市長（高原 清） 議案第35号から議案第37号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和8年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、軽自動車税環境性能割を令和7年度末をもって廃止する改正のほか、固定資産税において国の補助を受けてバリアフリー改修を行った特別特定建築物の課税標準の特例を定める規定を新設する改正など、地方税法等の改正に伴います令和8年4月1日施行に係る関係規定の改正であります。

次に、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和8年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、地方税法等の改正に伴います令和8年4月1日施行の固定資産税等の課税標準の特例に関する規定の改正等であります。

次に、議案第37号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和8年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

内容といたしましては、国民健康保険税における課税限度額及び軽減判定所得の改正であります。国民健康保険税の課税限度額につきましては、基礎課税分課税額に係る限度額を66万円から1万円引上げとなる67万円に改正し、軽減判定所得につきましては、軽減の判定に係る被保険者等当たりの加算額を5割軽減においては30万5,000円から5,000円引上げとなる31万円に、2割軽減においては56万円から1万円引上げとなる57万円に改正したものであり、地方税法等の改正に伴います令和8年4月1日施行に係る関係規定の改正等であります。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

議案第35号から議案第37号までについては、委員会付託を省略したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島真由美議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。直ちに、質疑、討論、採決を行います。

議案第35号から議案第37号までについて一括して質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第35号から議案第37号までについて一括して討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例の一部を改正する条例)」を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

次に、議案第36号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)」を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第36号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

次に、議案第37号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第16まで一括上程

○議長(小島真由美議員) お諮りします。

日程第12、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」から、日程第16、議案第42号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会

計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小畠真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高原 清 登壇〕

○市長（高原 清） 議案第38号から議案第42号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和7年度に太宰府東中学校及び太宰府西中学校の柔剣道場に空調設備が設置されたことに伴い、空調設備使用料を設定するものであります。

次に、議案第39号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、令和8年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

内容としましては、高額所得者におけるふるさと納税の寄附金税額控除の上限設定に関する改正のほか、市県民税の賦課に要する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲を拡大するもの、固定資産税の免税の上限を引き上げるものなど、関係規定の改正であります。

次に、議案第40号「太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、最近の林野火災の事例等に鑑み、筑紫野太宰府消防組合火災予防条例が改正され、「林野火災注意報・警報」の運用が開始されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

次に、議案第41号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1億9,866万8,000円を追加し、予算総額を340億1,972万8,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、本庁舎の来庁者用駐車場のほか、周辺公共施設などの駐車スペースが不足している状況にあることから、利便性の向上及び安全な駐車環境の確保を図るため、新たに近接する土地の借上げを行い整備するための費用と債務負担行為を計上しております。

その他中東情勢の緊迫化に伴い、指定ごみ袋及び環境美化推進袋の原材料調達が困難となり製造単価が上昇していることから、今後の安定的な供給を維持するため、購入に係る費用の増額と債務負担行為のほか、平成25年の生活扶助基準の改定に伴う減額措置について、最高裁判決において違法と判断されたことを踏まえた保護費の追加給付を行うための費用などを計上しております。

次に、議案第42号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」
ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、保険事業勘定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ192万5,000円を追加し、
予算総額を69億3,775万8,000円とするものであります。

内容としましては、令和8年度介護報酬改定に伴う電算委託料及びその財源を計上するもの
であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

議案第38号から議案第42号までについて、質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月4日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和8年6月4日（木）再開

（ 第 2 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（2日目）

〔令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和8年6月4日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 議案第38号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第39号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第40号 太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第41号 令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

日程第5 議案第42号 令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第43号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

日程第7 請願第1号 西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 久 和 満 晴 議員 | 2番 | 岡 林 直 人 議員 |
| 3番 | 原 紳次郎 議員 | 4番 | 瀬 筒 義 久 議員 |
| 5番 | 川 口 親 丸 議員 | 6番 | 馬 場 礼 子 議員 |
| 7番 | タコスキッド 議員 | 8番 | 今 泉 義 文 議員 |
| 9番 | 笠 利 毅 議員 | 10番 | 木 村 彰 人 議員 |
| 11番 | 入 江 寿 議員 | 12番 | 堺 剛 議員 |
| 13番 | 原 田 久美子 議員 | 14番 | 神 武 綾 議員 |
| 15番 | 陶 山 良 尚 議員 | 16番 | 長谷川 公 成 議員 |
| 17番 | 門 田 直 樹 議員 | 18番 | 小 畠 真由美 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

| | | | |
|----------------|---------|----------|---------|
| 市 長 | 高 原 清 | 副 市 長 | 原 口 信 行 |
| 教 育 長 | 井 上 和 信 | 総 務 部 長 | 轟 貴 之 |
| 総 務 部 理 事 | 宮 崎 征 二 | (経営企画担当) | |
| (総務担当) | | 市民生活部長 | 友 添 浩 一 |
| 健康福祉部長 | 大 谷 賢 治 | 健康福祉部理事 | 添 田 朱 実 |
| 都市整備部長 | 伊 藤 健 一 | (子ども担当) | |
| (併公営企業担当) | | 観光経済部長 | 竹 崎 雄一郎 |
| 教 育 部 長 | 添 田 邦 彦 | 教育部理事 | 平 野 善 浩 |
| 総 務 課 長 | 鳥 飼 太 | 総 務 課 | 眞 鍋 達 也 |
| (併選挙管理委員会事務局長) | | (秘書担当課長) | |
| 市 民 課 長 | 白 石 康 子 | 福 祉 課 長 | 山 崎 崇 |
| 都市計画課長 | 古 賀 千年志 | 上下水道課長 | 高 野 浩 二 |

観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長
監査委員事務局長

橋 本 典 明
松 尾 誓 志

社会教育課長

立 石 泰 隆

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 杉 山 知 大

議 事 課 長 花 田 敏 浩

議事課庶務係長 大 塚 春 菜

書 記 陣 内 成 美

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第5まで一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

日程第1、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」から、日程第5、議案第42号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第38号から議案第42号までについて、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第38号は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、議案第39号は、環境厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第40号は、建設経済常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第41号及び議案第42号は、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

次に、予算特別委員会の正副委員長は、さきの議会運営委員会で確認したとおり、委員長を環境厚生常任委員会委員長の長谷川公成議員、副委員長は、同じく環境厚生常任委員会副委員長のタコスキッド議員としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員長は、環境厚生常任委員会委員長の長谷川公成議員、副委員長は、同じく環境厚生常任委員会副委員長のタコスキッド議員とすることに決定しました。

予算特別委員会は、さきの議会運営委員会で決定したとおり、6月15日月曜日午後1時から開催することとしております。各委員及び説明者の皆さんは出席をよろしくお願いいたします。

議案第41号及び議案第42号は、予算特別委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第6 議案第43号 太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（小島真由美議員） 日程第6、議案第43号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高原 清 登壇〕

○市長（高原 清） 皆様おはようございます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件1件の議案のご審議をお願い申し上げますのであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号「太宰府市副市長の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

地方自治法第161条の規定に基づき、令和8年6月10日付で、石田宏二氏を副市長に選任したいので、同法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

石田氏は、昭和57年に太宰府市に入庁され、38年間にわたり、市職員として重要施策に直接関わってこられました。議会、総務、福祉、都市整備などの様々な分野を経験され、平成23年には経営企画課長、平成25年に上下水道課長、平成27年に総務課長、平成28年には総務部長といった要職も歴任されております。人格、識見に優れ、また、行政職員としての豊富な経験からも、本市の副市長として最適任であると考えております。

経歴書を添付しておりますので、ご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略いたします。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。よって、議案第43号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 請願第1号 西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書

○議長（小島真由美議員） 日程第7、請願第1号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番瀬筒義久議員。

〔4番 瀬筒義久議員 登壇〕

○4番（瀬筒義久議員） おはようございます。日程第7、請願第1号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書」についてご説明申し上げます。

紹介議員は、私、瀬筒義久、門田直樹議員であります。

要約したものを読ませていただきます。

本請願の趣旨は、第二次太宰府市都市計画マスタープラン改訂版におきまして、西鉄都府楼前駅周辺の位置づけを明確にし、西鉄五条駅周辺との役割分担を踏まえた多極型都市構造の形成を求めるものであります。

西鉄都府楼前駅周辺は、生活拠点であるとともに、大宰府政庁跡や水城跡など、歴史資源への玄関口でもあります。本請願は、特定地域の優先ではなく、太宰府市全体の持続可能なまちづくりにつなげることを求めるものであります。

請願事項としまして、1、第二次太宰府市都市計画マスタープラン改訂版において、西鉄都府楼前駅周辺を生活と歴史が調和する拠点として明確に位置づける。2、西鉄五条駅周辺との役割分担を整理し、多極型都市構造としての方針を明示する。3、西鉄都府楼前駅周辺における生活利便性向上及び駅前空間整備の方向性を整理する。4、段階的整備を前提とし、小規模な社会実験などから始められる環境整備の可能性について検討する。

理由としまして、本市では、高齢化や交通環境の変化を踏まえ、一極集中ではなく、複数の拠点が役割を分担するまちづくりが重要です。立地適正化計画では、西鉄都府楼前駅は西鉄五条駅と並ぶ中心拠点に位置づけられています。そのため、第二次太宰府市都市計画マスタープラン改訂版においても、両駅周辺の役割分担と都府楼前駅周辺における生活利便性、歩行環境の向上、歴史資源と調和した段階的な環境整備の方向性を明確にする必要があると考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで、質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は、建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月17日午前10時から再開します。

本日は、これをもちまして散会します。

散会 午前10時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和8年6月17日（水）再開

（ 第 3 日 ）

太 宰 府 市 議 会



# 1 議 事 日 程（3日目）

〔令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和8年6月17日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 木 村 彰 人<br>(10)          | <p>1. 行政が市民側に立つ公共交通政策の確立について</p> <p>西鉄路線バス星ヶ丘線の一部廃止に始まり、本年4月からはコミュニティバス「まほろば号」が大幅に減便された。これら公共交通の再編に至る審議過程においては、交通事業者が提示した変更案が、十分な議論を経ることなく結論づけられたものと承知している。そこで、地域公共交通活性化協議会が事業者案の追認機関とならないよう、行政が主体的に市民の立場に立つ審議プロセスの確立に関して、2点伺う。</p> <p>(1) 今回の公共交通再編（まほろば号のダイヤ改正等）における、地域公共交通活性化協議会の役割と、本市として果たすべき責務について</p> <p>(2) 協議会の前段階として、行政・有識者・市民等で構成する「変更案策定・検討委員会」を設置し、事業者案の検証や代替案の検討を行う仕組みを導入する考えについて</p> <p>2. 天満宮参道周辺のごみ対策と、参道店舗との協働による取り組みについて</p> <p>令和5年頃に報道機関で大きく取り上げられた、オーバーツーリズムに起因する天満宮参道周辺のごみ問題に関して、2点伺う。</p> <p>(1) これまでに実施された対策と、その効果について</p> <p>(2) 参道店舗によるごみ受け入れ制度の現状と、今後の方針について</p> |
| 2  | 長谷川 公 成<br>(16)          | <p>1. 高雄地区のインフラ整備について</p> <p>(1) 高尾川の整備について</p> <p>過去幾度となく要望してきたが、その後の県や筑紫野市との協議の進捗状況を伺う。</p> <p>(2) 高雄交差点周辺整備について</p> <p>これまで県道筑紫野筑穂線歩道内にある道路案内標識等の支柱が歩行者や自転車の通行の支障となっているとして移設などの要望を行ってきたが、一向に改善されていない。その</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|   |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |             | <p>後の県との協議について伺う。</p> <p>(3) 高雄地区の区画整理事業について</p> <p>高原市長はこれまで市街化調整区域の変更等について言及されていたと認識しているが、優先すべきは高尾川の整備と高雄交差点の周辺整備だと考える。市長の見解を伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3 | 堺 剛<br>(12) | <p>1. 持続可能なまちづくりとベーシックサービスの充実について</p> <p>(1) 市政運営における「ベーシックサービス」の視点について</p> <p>医療、福祉、教育、交通、防災など、誰もが最低限保障されるべき公共サービスを、所得や居住地域に左右されず持続可能な形で将来世代へどのように継承していくのか市の見解を伺う。</p> <p>(2) デジタル化と「スマート自治体」の推進について</p> <p>「書かない窓口」やオンライン申請による行政業務の効率化を進める一方で、高齢者等のデジタル弱者を取り残さない「デジタル支援員制度」や「地域スマホ相談会」などの人的支援のさらなる充実について市の見解を伺う。</p> <p>(3) 「地域共生社会」と地域コミュニティ支援について</p> <p>自治会や民生委員への過度な負担を避け、行政が「地域を支える」姿勢を明確にするため、「地域活動支援員制度」の創設や「自治会D X支援」の強化等、横断的な地域共生型まちづくりをどう推進するのか市の見解を伺う。</p> <p>(4) 公共施設とコンパクトなまちづくりの推進について</p> <p>公共施設の単純な統廃合ではなく、施設の複合化や地域拠点整備、公共交通網との有機的な連携を進めることで、市民利便性を高める「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」をどう目指していくのか将来ビジョンについて市の見解を伺う。</p> <p>2. 持続可能なまちづくりと機構改革・中長期戦略について</p> <p>(1) 今後の次期総合計画策定と連動した「機構改革」について</p> <p>スマート自治体への転換と地域共創型行政を連動させるため、以下の4つの専門組織・体制の導入を提案するが、市の見解を伺う。</p> <p>① 2040年を見据えた人口・地域課題の分析、E B P M（データに基づく政策立案）、総合計画の進行管理を一体的に担う体制として「未来戦略課（仮称）」の創設。</p> <p>② 庁内業務の効率化と誰一人取り残さないデジタル化を横断的に進める専門組織として「D X・スマート自治体推進室（仮称）」の創設。</p> |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | <p>③ 中学校校区を単位とした市民に最も近い距離での地域連携を支援する体制として「地域共生・校区まちづくり推進体制」の構築。</p> <p>④ 地域団体（自治連、天満宮、観光協会、商工会、九博等）や企業、大学等と定期的に政策協議を行う仕組みとして「公民連携・地域共創会議」の設置。</p> <p>（２）分野横断的な中長期計画の連動について<br/>各分野の計画（福祉・子育て・教育・観光・交通・防災等）を個別に考えるのではなく、「2040年の太宰府市」という共通理念のもとに再構築し、将来世代へ責任ある持続可能な都市経営を進めていくべきと考えるが、市の見解を伺う。</p>                                                                                       |
| 4 | 神 武 綾<br>(14)   | <p>1. 施政方針について</p> <p>（１） 水城地域の地域公共交通について<br/>水城地域には大野城市にある駅、スーパー、病院などを利用する方が多いため、地域公共交通を検討するに当たっては大野城市との協議が不可欠と考えるが、見解を伺う。</p> <p>（２） 人権センター等の整備検討について<br/>人権センター等の対象として市が考える「人権」について見解を伺う</p> <p>2. 市民の生活と暮らしを守る施策について<br/>国の運営する制度を実施する自治体において独自の運用が可能となる生活保護制度について４点伺う。</p> <p>（１） 生活保護制度利用者の現状について</p> <p>（２） 生活保護の申請件数について</p> <p>（３） 本市独自の制度について</p> <p>（４） 生活保護受給者の人権について</p> |
| 5 | 原 田 久美子<br>(13) | <p>1. 市有地の活用について<br/>令和７年９月定例会で坂本地区の市有地について、公園や広場として活用できないか、また、バスカットを整備する提案をしていた。その後の調査研究の進捗状況について伺う。</p> <p>2. 牛乳給食について<br/>福岡市では、学校給食において月に一度牛乳の提供を他の飲料に切り替える取り組みが実施されている。牛乳給食による栄養素、特にカルシウム摂取量を考えると義務教育課程の９年間は牛乳給食をなくすべきではないと考える。学校給食において牛乳を提供しない日を設けることについて市長の考えを伺う。</p>                                                                                                          |
| 6 | 馬 場 礼 子<br>(6)  | <p>1. 単身高齢者等の居住支援のための「居住支援協議会」設置と「居住サポート住宅制度」導入について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

- (1) 「居住支援協議会」設置と「居住サポート住宅制度」導入に際し、現状と課題について3点伺う。
    - ① 住宅確保要配慮者からの住宅相談件数、主な相談内容及び支援状況について
    - ② 本市には「居住支援協議会」や「居住サポート住宅制度」がないが民間賃貸住宅への入居やその後の生活維持において、現状の体制では対応しきれない課題をどのように認識しているか。
    - ③ 民間の居住支援法人や不動産関係団体との連携状況と今後の組織的な連携の必要性について
  - (2) 「居住支援協議会」の必要性及び連携体制整備について2点伺う。
    - ① 「居住支援協議会」の必要性に対する市の認識について
    - ② 「居住支援協議会」の設置に向けた、現在の具体的な検討状況について
  - (3) 「居住サポート住宅制度」導入について3点伺う。
    - ① 「居住サポート住宅制度」に対する市の認識と制度導入に向けた対応について
    - ② 制度導入を見据え、今後高齢者が安心して暮らすための見守り・安否確認・生活相談・家賃債務保証といった支援体制をどのように構築していくのか。
    - ③ 本制度導入により、単身高齢者の円滑な住み替えを促し、空き家予防対策として連動していく事への見解について
  - (4) 「居住支援協議会」設置と「居住サポート住宅制度」導入について市長の見解を伺う。
2. まほろば号の運賃とまほろば号内山線の運行体制及び受益者負担について
- (1) まほろば号の全区間100円という運賃について、市はどのような考えで維持しているのか。また、今後も継続していく考えなのか伺う。
  - (2) 市全体の公共交通として、市民負担の公平性も踏まえた運賃の平準化、統一化について検討する考えはあるのか伺う。
  - (3) 竈門神社への観光客急増に伴う利用実態の分析について伺う。
  - (4) 観光客に対する一律100円運賃と受益者負担のあり方について伺う。
  - (5) 市民向け便と観光客向け便を切り離す「2台体制」の導入について伺う。

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                 | (6) 運賃適正化で得られた財源の活用について伺う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7 | 瀬 筒 義 久<br>(4)  | 1. 第二次太宰府市都市計画マスタープラン中間見直しについて (1) 2026年度中間見直しの位置付けと目的について (2) これまでの10年間の社会変化と課題検証について (3) 地域からの声、また、市民参加や請願等による声の反映について (4) 地域拠点形成と西鉄都府楼前駅周辺の位置付けについて (5) 次の10年を見据えた実効性あるまちづくりについて 2. 市民生活を守る水・防災・インフラについて (1) 本市の水資源の現状と将来的な水リスクについて (2) 五ヶ山ダムを含めた渇水対策と安定給水への取り組みについて (3) 気候変動や豪雨災害等を踏まえた防災・危機管理について (4) 水道管、道路、橋梁等のインフラ維持管理について (5) 市民生活を支える基盤整備の方向性について                                                                                                                                                                |
| 8 | 陶 山 良 尚<br>(15) | 1. 今後の自治会のあり方について (1) 本市自治会の現状について 現在全国的に自治会長をはじめ役員の担い手不足や自治会への加入率低下などの課題が浮き彫りとなり、将来的に自治会運営に支障が出ることが危惧されている。本市の現状とその対応について伺う。 (2) 行政区の区域変更について 住宅開発により区域が広がることで、行政区の境が曖昧となる地域もあり、新たに住む住人がどの自治会に属しているのか分かりづらくなることによって、自治会活動への関心が薄れ、そのことが加入率の低下や活動自体に影響を及ぼしているのではないかと聞き及んでいる。また、自治会の規模の違いも本市にとって大きな課題であると認識している。時代の変化に伴い、従来の行政区割では一部現状との乖離が生じていることから、行政区域の見直しや自治会の再編などを検討する必要があると考えるが本市の見解を伺う。 (3) 自治会、校区自治会に対する運営支援について 施政方針で掲げている自治会DXの促進について詳細な取り組み内容を伺う。 (4) 自治会が果たすべき役割や今後の課題について 今後、本市が目指す地域コミュニティのあるべき姿、方向性について見解を伺う。 |

## 2 出席議員は次のとおりである（１７名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 久 和 満 晴 議員 | 2 番  | 岡 林 直 人 議員 |
| 3 番  | 原 紳次郎 議員   | 4 番  | 瀬 筒 義 久 議員 |
| 5 番  | 川 口 親 丸 議員 | 6 番  | 馬 場 礼 子 議員 |
| 7 番  | タコスキッド 議員  | 8 番  | 今 泉 義 文 議員 |
| 9 番  | 笠 利 毅 議員   | 10 番 | 木 村 彰 人 議員 |
| 12 番 | 堺 剛 議員     | 13 番 | 學 田 久美子 議員 |
| 14 番 | 神 武 綾 議員   | 15 番 | 陶 山 良 尚 議員 |
| 16 番 | 長谷川 公 成 議員 | 17 番 | 門 田 直 樹 議員 |
| 18 番 | 小 畠 真由美 議員 |      |            |

## 3 欠席議員は次のとおりである（１名）

|      |          |
|------|----------|
| 11 番 | 入 江 寿 議員 |
|------|----------|

## 4 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名（３４名）

|                 |         |             |         |
|-----------------|---------|-------------|---------|
| 市 長             | 高 原 清   | 副 市 長       | 石 田 宏 二 |
| 教 育 長           | 井 上 和 信 | 総 務 部 長     | 轟 貴 之   |
| 総 務 部 理 事       | 宮 崎 征 二 | (経営企画担当)    |         |
| (総務担当)          |         | 市民生活部長      | 友 添 浩 一 |
| 健康福祉部長          | 大 谷 賢 治 | 健康福祉部理事     | 添 田 朱 実 |
| 都市整備部長          | 伊 藤 健 一 | (子ども担当)     |         |
| (併公営企業担当)       |         | 観光経済部長      | 竹 崎 雄一郎 |
| 教 育 部 長         | 添 田 邦 彦 | 教 育 部 理 事   | 平 野 善 浩 |
| 総 務 課 長         | 鳥 飼 太   | 経営企画課長      | 宮 原 竜   |
| 併選挙管理委員会事務局長    |         | 文書情報課長      | 井 本 正 彦 |
| 総 務 課           | 眞 鍋 達 也 | 防災安全課長      | 糸 山 邦 明 |
| 秘書担当課長          |         | 市 民 課 長     | 白 石 康 子 |
| 管財課公共施設整備担当課長併  | 福 田 久 博 | 福 祉 課 長     | 山 崎 崇   |
| 社会教育課教育施設整備担当課長 | 高 田 政 樹 | 都市計画課長      | 古 賀 千年志 |
| 地域コミュニティ課長      | 大 山 清 敬 | 上下水道施設課長    | 清 武 伸 寿 |
| 人権政策課長          | 松 尾 克 己 | 国際・交流課長     | 渕 上 幸 治 |
| 兼人権センター所長       | 堀 修 一 朗 | 社会教育課長      | 立 石 泰 隆 |
| 子育て支援課長         | 橋 本 典 明 | 監査委員事務局長    | 松 尾 誓 志 |
| 建 設 課 長         | 満 崎 哲 也 | 生活支援課生活支援係長 | 松 本 透   |
| 観光推進課長兼         | 田 代 浩   |             |         |
| 地域活性化複合施設太宰府館長  | 山 村 光 司 |             |         |
| 産業振興課長          |         |             |         |
| 学校教育課長          |         |             |         |
| 生活支援課保護係長       |         |             |         |

## 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（６名）

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長  | 杉 山 知 大 | 議 事 課 長 | 花 田 敏 浩 |
| 議事課庶務係長 | 大 塚 春 菜 | 書 記     | 木 村 幸代志 |
| 書 記     | 陣 内 成 美 | 書 記     | 川 口 晃 生 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は15人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日17日8人、18日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 一般質問

○議長（小島真由美議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

木村彰人議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付しておりますのでお知らせいたします。

10番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔10番 木村彰人議員 登壇〕

○10番（木村彰人議員） ただいま、議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件質問いたします。

1件目、行政が市民側に立つ公共交通政策の確立について。

この3年間、西鉄路線バス星ヶ丘線の減便や一部区間の廃止、さらにはコミュニティバス「まほろば号」も減便されるなど、交通事業者からの申出による公共交通の大幅な見直しが続いてきました。そして、これらの変更は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

交通事業者を取り巻く状況は、いわゆる2024年問題への対応や全国的な運転士不足など、非常に厳しいものがあり、事業者側にもやむを得ない事情があることは理解しております。しかしながら、あまりにも急激に公共交通の環境が変化したことで、市民の皆様からは戸惑いの声が多く寄せられています。

今回の協議会における一連の流れを振り返ると、事業者からの提案が段階的に小出しにされたことで、行政は常に後追いの対応を迫られる状況が続きました。その結果、事業者ペースで公共交通の切り崩しが進む一方で、その交通機能の不足分を補うために必要な代替交通については、十分な検証を踏まえて整備することが難しくなってしまったのではないのでしょうか。

そこで、地域公共交通活性化協議会が、単に事業者案を追認するだけの機関とならないように、行政が主体的に市民の立場に立った審議プロセスを確立する必要があると考え、次の2点について伺います。

1 項目め、今回の公共交通再編（まほろば号のダイヤ改正等）における、地域公共交通活性化協議会の役割と、本市として果たすべき責務について。

2 項目め、協議会の前段階として、行政・有識者・市民等で構成する変更案策定・検討委員会を設置し、事業者案の検証や代替案の検討を行う仕組みを導入する考えについて。

2 件目、天満宮参道周辺のごみ対策と、参道店舗との協働による取り組みについて。

令和5年頃に報道機関で大きく取り上げられた、オーバーツーリズムに起因する天満宮参道周辺のごみ問題について、その後の経過を伺います。

天満宮を訪れる来訪者数は、インバウンドを含めてコロナ前を上回る水準に回復しています。あの報道から約3年が経過した現在、国際観光都市を掲げる本市として、ごみ問題をはじめとする観光エリアの環境対策はどのように進んでいるのでしょうか。その後の経過に関して、次の2点について伺います。

1 項目め、これまでに実施された対策と、その効果について。

2 項目め、参道店舗によるごみ受入れ制度の現状と、今後の方針について。

以上、2件について伺います。再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） おはようございます。

それでは、1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、太宰府市地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（通称、地域交通法）第6条、道路運送法施行規則第4条の2、道路運送法第9条第4項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の規定に基づき、地域公共交通計画等の作成及び実施に関すること、地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様等に関することなどについて、調査及び協議を行う役割がございます。

また、地域交通法第4条第3項には、市町村の努力義務として、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならないと規定されており、本市はこれを受け、主体的に取り組を進めているところであります。

今回のまほろば号のダイヤ改正につきましては、これまでの定例会等でご説明させていただきましたとおり、西鉄路線バスの減便や廃止申出の議論の中でも、運転士不足がバス事業に与える影響は非常に大きいものであると認識しており、市内を運行する路線バスや本市のコミュニティバスにつきましても、これまでの運行体制を可能な限り継続いただけるよう、全力を挙げて様々なレベルで協議を重ねておりましたが、令和7年9月末、西鉄から「運行体制をそのまま維持していくための運転士の確保が困難であること」の申出がなされました。

西鉄からの申出を受け、運転士不足という全国的な課題は理解するものの、まほろば号や路線バスの利用状況、AIオンデマンド交通など新しい交通体系の状況や結果の分析、検証などには多くの時間を要するものであります。

このような中、本市及び西鉄によるバスへの乗り込み調査など利用実態等の把握、分析等を行いつつ、車両台数増加の必要性や実施期間の延長を求め、公共交通体系の再構築を段階的に実施していくことを基本方針として、全力を挙げて再三西鉄と交渉を重ねてまいりました。

しかしながら、11月末に西鉄から「慢性的な運転士不足の中、他自治体におきましても運転士不足に伴う減便、廃止を実施している状況であり、利用状況等を鑑みても運行体制の変更は、令和8年4月1日実施で進める意向である」と改めて回答を受けたところであります。

全体の運行車両台数、運転士人数などに限りがあることに加え、2024年問題とも言われる改善基準告示の遵守など、市民の皆様の移動手段を確保する上での課題も多くございます。

本市の果たすべき責務として、市民の皆様の移動手段を可能な限り確保すべく、路線バスやまほろば号も含め、複数路線が並走している区間については、西鉄都府楼前駅から発着している一定の便を西鉄五条駅発着へと運行経路を短縮化することで運行便数を見直すほか、右回り・左回りいずれもある路線は利用状況を踏まえ、お互いを補完できるような運行とするなど、ダイヤ改正案の検討を行い、最終案ができる令和8年1月中旬まで、西鉄と何度も調整を重ね、運行便数の減少をぎりぎりに抑えて、可能な限り移動手段の確保に努めたものでございます。

しかしながら、今回の西鉄の申出から運行体制変更によるダイヤ改正の検討につきましては、時間の制約がある中での対応となったため、地域のニーズに応じた補完できる交通モードを検討するために必要な調査・分析まで至ることができておりません。

このことから、今回のまほろば号の減便により、利用者の皆様にご負担、ご不便をおかけしていることは、私どもとしましても大きな課題として認識しているところであります。

このような中、まずは、ダイヤ改正後の皆様の利用状況等の把握とともに今後の取組のための調査・分析を行い、鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなどを組み合わせながら、多様な視点から、地域に最適で持続可能な公共交通の体系構築の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、先ほどご説明しましたとおり、本市の地域公共交通活性化協議会は、地域交通法に基づく法定協議会と、道路運送法体系の会議体とを一体的なものとして運用を行っております。

それぞれの会議体の設置目的や対象とする交通モードが異なるものの、地域公共交通計画に基づく事業を具現化するためには、道路運送法上の手続が必要であることが多いため、効率的に会議を開催することができるよう、一つの協議組織で両会議体の機能を併せ持たせているものでございます。

本協議会の委員としましては、国、県、市、交通事業者、校区自治協議会、道路管理者、公安委員会、福祉関係団体、商工関係者、識見を有する方々などで構成しており、地域公共交通計画策定に向けた検討や道路運送法の手続等に関する議論を行っております。

議員ご提案の変更案策定・検討委員会の設置に関しましては、道路運送法上の具体的な手続に入る前段階として、行政主導で市民や有識者とともに交通事業者案を検証し、代替案を検討

するという点や、市民を巻き込みながら地域公共交通を考え、さらには、運営にも関わるといった積極的・継続的関与を行う点において、重要な視点であるものと認識しております。

一方で、路線の減便や廃止など、輸送サービスの変更の申出に対する協議期間にも限りがありますことから、迅速な協議が求められるなど、運営体制の整備が必要になることも課題として挙げられるところです。

そのため、まずは既存の協議会の枠組みの活用を最大限に進めつつ、審議プロセスの強化を図る取組を進めてまいりたいと考えております。また、前段階としての検討組織の設置につきましては、実現可能性も含めて調査研究を進め、今後の仕組みづくりに反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

確かに、交通事業者からの立て続けの交通の変更、減便も含めたところで、これについては限られた時間の中で、時間の制約がある中で本市としては一生懸命これに対応したということはいくぶん分かりました。

しかしながら、まず疑問に持たなければいけないのは、まず時間の制約があるっていうことではないかと思うんですね。これは地域交通活性化協議会の寺町会長もおっしゃってました。交通事業者からの五月雨式の変更を重ねられるとたまったものじゃないという趣旨だったと思います。

それに対して、市としてはしっかり対応できたと思うんですけども、まずそこですね。限られたでこれ対応しなきゃいけないっていうふうになるに至った、そのところをこれもう少し、もちろん事業者の言うことは分かりますけれども、もっと時間の猶予を本市として、これ我が市だけじゃないですよ、これ市民のためにもしっかり対策、対応をするためには、まず時間の猶予をしっかり確保しなきゃいけなかったと思います。これ1年間確保したと多分おっしゃるんだと思いますけども、その間に代替交通の検証まだ続いてますね。これ結果出てないのに、それで1年間頑張ったんですよ、頑張ったんだけど、しっかり代替交通をあてがうことが、これで大丈夫という結論を見たところで、最終的に路線の廃止なり減便をすべきだったんだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどの回答の中でもあったかと思いますが、今回のダイヤ改正につきましては、西鉄からの運転手不足等の理由により減便というような意向を伝えられ、私どもとしましては先ほど申しましたように、再三にわたり西鉄とは協議させていただきました。あらゆるレベルで協議させて、延長等も含めて協議させた結果ですが、先ほど言いましたように令和8年4月1日からの減便はやむを得ないということでしたので、その限られた時間の中で可能な限り市民の皆様の移動手段を確保するというところで頑張ってきた

つもりでございます。その結果が今回のダイヤ改正ということになっております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、しっかり市として頑張ってきた結果だということはよく分かりました。

そしたらまず、最初にお配りしてますこの資料についてご説明したいと思います。

まず、グラフが四つありますけれども、まずグラフ1、運行収支について。運行経費と運行収入の差が運行補助金になります。運行当初から約30年近くが経過し、運行補助金が年々増え続けています。右肩上がりです。グラフに収支比率について、運行開始以来5%程度の上がり下がりはあるものの、一貫して収支比率は減少しています。直近の令和6年度は、収支比率が23%まで減少してしまいました。

グラフ3、利用者数について。路線、便数の増加に伴い、利用者数も増えてきましたが、年間50万人で横ばいとなり、丸囲いの部分なんですけれども、平成28年以降は恐らくこれ来訪者、インバウンドの影響で増加していると思われます。乗客1人を運ぶのに300円から400円の経費がかかっている。しかしながら、運賃は100円のまま据え置かれています。

グラフ4、平日便数について。運行開始当初は30便でしたが、徐々に便数が増えてピークは149便となるものの、この3年間で138便から83便に激減です。平成14年以前の便数に逆戻りしたんですね。30年の歴史ありますけれども、ほとんど振出しに戻った感じで。138便から83便ということはマイナス55便、40%の減便がこの3年間で行われたということになる。

この便数の大きな現象ですが、交通事業者と行政が勝手に減便を判断したわけではありせんね。これは法定協議会である地域公共交通活性化協議会の審議を経て実施された減便変更ですので、手続上何の問題がないんですよ。果たしてこれでよかったのかというのが今回の私の質問の趣旨。

そこで、先ほど地域公共交通活性化協議会の役割をご説明いただきました。ちょっとまとめさせていただきます。これ私が考えるのは、地域活性化協議会の役割としては、協議会は行政の一存でもなく、事業者の事情を一方的に反映させる場でもなく、また市民の要望を言うところにする場でもないと考えてます。行政、事業者、市民がそれぞれの立場から意見を出し合い、地域の公共交通を利用する市民にとって最も望ましい計画を検討、策定するための公的な協議機関としての役割を担っていると考えています。

そこで、本市の果たすべき責務ですね。先ほどもご回答ありました、これは重要だと思います。行政、市民、事業者の3者の利害を公平に調整し、透明性のある協議体運営を通じて持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向けた合意形成を導くことですよ。本市の役割としては、行政、市民、事業者の3者の要はバランスを取ることでと思っています。

そこで、先般行われた市民と議会の意見交換会のことなんですけれども、まほろば号のダイヤ改正に関して市民の方から厳しいお言葉をいただきました。その件についてちょっとご紹介し

たいと思います。意見のポイントは、行政、市民、事業者の3者の利害を公平に調整できていない。市民の利便性が一方的に損なわれているのではないかということでした。

そこで伺います。この案件を審議した協議会の委員構成は適切だったのでしょうか。委員21名中、市民代表は自治協議会を代表する1名だけです。行政、事業者、市民のバランスがあまりにも悪過ぎると私は考えます。いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどもご説明いたしましたが、本市の地域公共交通活性化協議会は、地域交通法に基づく法定協議会と、道路運送法体系の会議体とを一体的なものとして運用を行っております。それぞれの根拠法令によって、地域公共団体、交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者、住民または旅客のほか、地域公共団体が必要と認める者などの構成員が示されておりまして、こちらの規定に合わせてメンバーを決定しておりますので、問題はないものと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、問題ないと私は思っていないんですね。

これ私なりに、これもっと違う委員を入れると言ってるわけではなくて、これは国土交通省が出している地域交通デザインガイドラインですね。ガイドラインの中で委員の構成について記述してある部分があります。今、お答えのあったのは、基本的な構成員は満たしているんですよ、これでいいんです。

しかし、それに加えて、案件に応じて対応した構成員、これ主に市民ですよ。それを加えなさいという形の法定協議会の構成員の例としてありまして、確かに今本市の協議会の構成員は問題ないんですけども、それに加えて多様な意見を反映させなさいというガイドラインに書いてあるんですけども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどもご説明しましたとおり、本市の地域公共交通活性化協議会、こちらの委員につきましては根拠法令に基づき、規定に合わせて決定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そしたら、例えば令和8年1月23日実施の地域公共交通協議会の例をちょっと引っ張りまして、そのときの議題、まほろば号ダイヤ改正、110便から83便に減便した審議会ですね。まほろば号史上最大の減便となったわけですけども、ここでの協議会での議事録の要旨をちょっとご紹介いたします。

令和8年1月28日開催、議題としては公共交通再編まほろば号改正、110便から83便に減便について、委員さんの発言の要旨3ページ分の議事録を読む限り、委員の発言はほぼ全て次の3種類に分類されます。

まず一つが、運転士不足は全国的課題で、対応するのは仕方がない。これは先ほど執行部からご回答があったとおりです。次２番目、事務局はよく頑張っている。私もそう思います。３番目、行政は住民への説明を丁寧にしてくださいと、これだけなんです。何か足りないと思うんです。110便から83便への大幅な減便にもかかわらず、委員の皆さんは21人いらっしゃるんですけど、減便の是非について一切議論していない。110便から83便へ減便したのに発言がなかった。

質問の本题に戻ります。そこで伺います。まほろば号のダイヤが110便から83便への大幅な減便にもかかわらず、委員からの減便の是非について一切発言がありませんでした。減便が妥当か、生活への影響はどうか、代替案は十分かなどの本質的な議論がゼロだったのですが、まずこの協議会の状況は大きな問題があると考えます。ご見解を伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今回のまほろば号のダイヤ改正でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、西鉄から慢性的な運転士不足の中、他自治体においても運転士不足に伴う減便、廃止を実施している状況であり、運行体制をそのまま維持していくための運転士確保が困難であるというような申出を受け、ダイヤ改正に至ったものでございます。

なお、この経過につきましては、議員の皆様のほか、太宰府市自治協議会全体会におきましても、自治会長の皆様に状況のご報告をさせていただいたところでございます。

議員ご指摘の減便の是非について、直接的な委員からの発言はございませんでしたが、減便の要因となりました運転士不足という公共交通の維持そのものが危機的な状況であることに対して、将来の見通しについてのご意見、一つの自治体で考えるのではなく、希望する職種となるような待遇改善についてのご意見、待遇改善の原資となる運賃収入増のための利用促進等につきましてのご意見など、市民の代表委員を含めた各委員からご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、やはりこれ交通事業者、行政の参加者に対して、市民の代表が圧倒的に少ないことが議論にならなかった原因の一つではないかと考えています。

ちなみに、そのメンバーのバランスですけれども、委員21名中、行政が9人、交通事業者が7人、その他が4人、市民代表が1人なんです。これ行政、交通事業者、その他の方たちはある意味プロです。プロの中で市民の1人が手を挙げて市民の代表して意見を述べるというのが非常に厳しい状況であったと思います。

例えばですけれども、この協議会の中でダイヤ改正案においては、北谷回りが46%の減便となっていますが、せめて減便が特に大きい沿線の市民、地区代表を協議会に入れた上でその意見を改正案に反映させる必要があったのではないのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の対象となる地域の自治会長などに協議会に入ってもらふ必要があるのではないかというようなことにつきましては、今回の減便が全市域に及ぶものでありますことから、議員の皆様のほか、先ほど申しましたけど太宰府市自治協議会全体会におきましても、自治会長の皆さんに状況のご報告はさせていただいたところでございます。

今回のダイヤ改正の検討におきまして、時間の制約がある中での対応となったため、各路線の利用状況を見つめつつも可能な限り移動手段の確保に努めたものでございますが、地域のニーズに応じた補完できる交通モードを検討するために必要な調査・分析までは至ることができておりません。

このことから、今回のまほろば号の減便により、利用者の皆様にご負担、ご不便をおかけしていることにつきましては、私どもとしましては大きな課題と認識しているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 確かに、市としては西鉄と交渉するのに当たり、しっかり協議されたと思いますけれども、できれば市民の声をもうちょっと背中に感じたら、この委員の中に市民がもうちょっと多ければ、もっとかなり交渉は有利に働いたんじゃないかと残念に思います。

ちなみに、太宰府市地域公共交通活性化協議会規則の中の組織ですね、これ委員さんの構成を書いてあります。その中でずっと書いてあるんですけども、一番最後に、その他市長が適当と認める者とあります。確かにこの協議会にも、その他市長が適当と認める者の方が数人入ってらっしゃるんですけども、その中には市民っていう形の市民を代表する方は入っていません。

この協議会は21人だったんですよ。しかしながら、この協議会規則では、協議会は25人以内の委員をもって組織し、とあります。まだ4人入れられる余地があったんですよ。これ、このまま市民が少ないまま協議会を進めると、今後もこの協議会重要になってきますけれども、多様な分野の市民の代表を増やす考えはないんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在、策定に向けて検討を進めております地域公共交通計画におきましては、持続可能な地域公共交通の構築を支える仕組みづくりを基本方針の一つとして、その中でみんなで地域公共交通を支える仕組みづくりを目標に掲げているところであります。

このことは、日常生活に必要不可欠な通勤、通学、買物や通院等の移動手段として、安定的に維持・運営し続けられるよう多様な主体な主体が参画し、対話と協働を進めることで連携しながら、新しい地域旅客運送、サービス等について検討していくことを目指したものでございます。

このようなことを踏まえまして、議員ご提案の多様な分野に当たる者といたしまして、これまでは自治協議会からの推選は1名としておりましたが、令和8年6月1付の委員改選におき

ましては、本市の東地域から1名、西側地域から1名の合計2名を推薦していただき、委嘱しているところでございます。

また、新たな多様な分野といたしまして、太宰府市社会福祉協議会から1名の推選をいただき、こちらも委嘱しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） らしいですね。市民の意見を代弁する方が増えたっていうことは、非常に喜ばしいこと。これ市にとっても非常にこれ交通事業者からの要望で、しっかり市民側に立ったところで協議できる体制が整うんじゃないかと私は思います。

しかしながら実のところ、これ単純に協議会に多様な市民の参加を増やすだけでは、もちろんすごいことなんですけれども、市民の意見を協議会に上げさせることはちょっと難しいんじゃないかなと実は思っています。それはなぜかって言ったら先ほど言いました交通事業者、行政っていうのはプロですから、それに対してやっぱり幾ら市民の代表と言っても、なかなかこれしっかりした市民の声を代弁することができないんじゃないかと思って心配しています。

そこで、この協議会とは別に交通にお困りの方や影響を受ける地域の住民など、多様な意見を集約し、公共交通市民会議のような場を協議会とは別に設けるのはいかがでしようかという提案です。この公共交通市民会議の結論をもって、代表者が協議会に参加、提案する仕組みです。協議会に出てから、その場で発言するというんじゃないくて、その前の段階でしっかり意見をしょっていくわけですね。それを持ったところで、その協議会でしっかりとそれを主張すると、この前段階の公共交通市民会議というのが重要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしようか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご提案の地域にお住まいの方々のご意見の集約、こちらにつきましては昨年度の取組にはなりますが、西鉄路線バス星ヶ丘線の廃止申入れを受けた際には、新しい地域公共交通を検討するに当たり、我々が地域に出向き、当該地域の問題や運転手不足といった全国的な課題等も含めて説明を行い、様々なご意見やご提案をいただきました。その後の利用説明会、登録会と合わせますと26回の開催で約750名の方々にご参加いただいたという事例もございます。

議員ご提案の会議につきましては、地域にお住まいの皆様のご意見をいただく手法の一つとしまして、その実現可能性も含めて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 地域へ出向いて意見を聴取したというところ、素晴らしいですね。この公共交通市民会議の素地ができているような気がします。それを基にいただいた意見を有識者も含めたところで専門的に分析したところで、市民の声としてまとめていくという作業がこ

の公共交通市民会議の役割のような気がします。素地ができてますので、これもう一歩進めたところでこれを形にすると非常に有効な手段になるんじゃないかなと思っています。

2 項目めの協議会の前段階として、行政、有識者、市民等で構成する変更案策定検討委員会を設置し、事業者案の検証や代替案の検討を行う仕組みを導入する考えについてにちょっと進みたいと思います。

また改めて、まほろば号のダイヤ改正で110便から83便への大幅な減便にもかかわらず、委員からは減便の是非について一切発言はなかった協議会に戻ります。

協議会の委員から減便の是非について一切発言がなかったことについて、委員メンバーに市民の代表が圧倒的に少なかったこととともに、もう一つ理由があるのではないかと私は思っています。

実のところ、協議会はそこで議論はするんですけども、実はこれ合意形成の最終段階なんですよね。そこで大きく方針が変わることは実はないです。そこはもう最終的にはゴール確認する協議体になりますので、行政、市民、事業者の3者が納得できる内容の協議資料に基づき協議を行い、最終確認する場となります。言い換えると、おのずと協議資料がそのまま協議会の結論になるわけです。そこで重要となるのが、この協議資料の内容、出来具合ですよね。

そこで、まほろば号の減便を協議した際の協議資料について伺います。

令和8年1月23日の活性化協議会でのまほろば号ダイヤ改正の資料、平日110便だったまほろば号が83便に大幅減便となった際の協議資料は、特に減便の本質的な部分は誰がどのような経緯で策定したのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 減便の本質的な部分ということですので、ダイヤ改正につきまして回答させていただきますが、こちらにつきましては当初西鉄から提案されましたが、その改正案におきましては路線ごとの利用者数とともに、観光客が多くて内山地域の住民や小学生が乗車できないといった課題もあることも踏まえまして、内山線について現状より増便、その他の路線については現状より大きく減便するというような内容でございました。

この提案を受けまして、これまでの定例会でもご説明してまいりましたが、路線バスやまほろば号も含め、複数路線が並走している区間については西鉄都府楼前駅から発着している一定の便を西鉄五条駅発着へと運行経路を短縮化して便数を見直すほか、右回り・左回りいずれもある路線につきましては利用状況を踏まえ、お互いを補完できるような運行とするなど、最終案ができる令和8年1月中旬まで西鉄と何度も調整を重ね、運行便数の減少ぎりぎりまで抑えて可能な限り市民の皆様の移動手段の確保に努めたものでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 分かりました。減便の本質的な部分は、交通事業者である西鉄がこれ提出したもの。それを協議の中で修正してから、それを協議会に上げたというふうな解釈だと

思います。

そこで重ねて質問しますが、策定されたまほろば号のダイヤ改正の協議資料は、これのように市民の意見を反映させたのでしょうか。もしくは、反映されているのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらは、先ほどのご説明と同じような内容になりますが、今回のダイヤ改正の検討につきましては、時間の制約がある中での対応となりました。

このことから、各路線の利用状況を見つめつつも、可能な限り移動手段の確保に努めたところでございますが、地域のニーズに応じた補完できる交通モードを検討するために必要な調査、分析までは至ることができておりません。

このことから、今回のまほろば号の減便により、利用者の皆様にご負担・ご不便をおかけしており、私どもとしても大きな課題として認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、市民の声、要望を反映させるまでには至っていないということで、非常に残念です。

そこでご提案なんですけれども、この協議資料が協議会の結論に直結することから、協議会を形骸化させないためにも、協議会とは別に前段階としてワーキンググループを設ける必要があるというふうに私は考えます。データ分析、路線案の検討、事業案との調整、財政試算、市民ニーズの整理を行い、3者のバランスの取れた完成度の高い協議資料を提出するためには、協議会の外側に専門的に検討するワーキンググループを置くことが効果的ではないかと思っております。

現在の担当課でのプロジェクトチームを大幅に増強、強化するイメージです。ワーキンググループは交通事業者の提案を専門的にチェックしたり、必要に応じて代替案をつくったりするための組織になろうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご提案の会議体につきましては、地域にお住まいの皆様のご意見をいただく手法の一つとしまして、その実現可能性も含めて今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） ありがとうございます。これでその協議会の中で、協議会会長の寺町会長が述べられたこと、ちょっと私非常に心に刺さったものですから、ちょっとご紹介します。

令和3年8月5日の協議会で、事務局への提案だが、協議会メンバーに若手を入れてみるのはどうだろうか。今から太宰府を支えるような方から、意見を聞く仕組みをつくっていったほ

うがいいと思いますというふうにおっしゃってますけれども、協議会のメンバーで見ますと専門家ぞろいなんですけれども、やっぱりちょっと若い人っていうのが入っていないと私感じてます。いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今のところ、若い方って言われる方はあれかもしれませんが、そういったことも含めて今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そしたらまとめます。地域公共交通活性化協議会を本来の意味で機能させるためには、二つの改善が必要だと考えます。

第一に、利用者を含む多様な市民の声を協議会に確実に反映させる仕組みを設けること、公共交通市民会議です。

第二に、協議会に提出される協議資料そのものを事業者、行政、市民の3者にとってバランスの取れた内容にするため、事前のワーキンググループで丁寧につくり込むことです。変更案策定検討ワーキンググループです。

これら2点を今後の協議会運営にしっかりと取り入れていただきたいと考えます。

2件目お願いします。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご指摘のとおりコロナ禍を経て、本市への来訪者数はコロナ前の水準に回復しつつあり、令和7年度の観光入込客数は928万9,000人となっております。

また一方で、コロナ禍後のインバウンド増加に伴い、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨て等の課題も同時に発生しておりました。令和5年度には国も本格的なオーバーツーリズム対策を打ち出し、国内の観光地でも様々な対応が取られるようになりました。

本市でも令和6年度にオーバーツーリズム対策につきまして検討すべく、観光関係団体及び当該地区の自治会長、有識者で構成するオーバーツーリズム対策部会を、太宰府ブランド創造協議会に立ち上げ、現状の共有や対策について検討、実施をしてまいりました。

ごみや吸い殻の問題につきましては、これまで特に来訪者の多い正月にクリーンキャンペーンを継続的に実施しておりましたが、年間を通じてマナー啓発や清掃活動も必要であるという現状を踏まえ、令和6年度より、さらに取組を強化してまいりました。

清掃活動については、昨年度より、参道周辺の清掃を週に3回シルバー人材センターに委託し実施しております。同じく昨年度、参道周辺店舗にご協力いただき実証実験として観光ごみ引受け事業、またブランド創造協議会の部会員等による清掃活動を実施いたしました。

マナー啓発につきましては、令和6年度に国の補助金を活用し、ごみやたばこ、トイレのマ

ナーなど観光客に守っていただきたい心構えとして「4つのツーリストシップ」を設定し、チラシ・リーフレットの作成・配布や、観光案内所と太宰府館に設置したデジタルサイネージでの発信のほか、福岡空港国際線のツーリストインフォメーションに太宰府コンシェルジュを設置し、太宰府観光に関する案内や来訪前でのマナー啓発を実施いたしました。

また、令和7年度より、来訪前での啓発を強化すべく、福岡市や交通事業者にもご協力いただき、福岡空港国内線、福岡市観光案内所、一部クルーズ船内などにおきまして、チラシの配布を実施いたしております。

効果につきましてですけれども、参道周辺事業者の方々や地域の方々のご協力もあり、報道があった当初と比較しまして環境改善や、観光客のマナー意識の向上につながっているものと認識いたしております。

次に、2項目めについてですけれども、観光ごみ受入れ制度につきましては、観光客の食べ歩き等で発生したごみを、参道周辺の協力店舗が受入れを行うことで、ポイ捨て防止や環境維持につなげる取組として、令和8年2月1日から3月31日までの2か月間、実証実験として実施いたしました。

本事業では、受入れが可能である協力店舗にごみ受入れ店舗であることを周知するステッカーを掲示していただき、他店舗で購入された食べ歩きごみについても受入れを行っていただきました。

実証実験には、参道周辺の31店舗にご協力いただき、現在、実証実験後のアンケート調査を行っております。この結果を踏まえ、より効果的な事業展開ができるよう本年度からの本格実施向け準備を行っており、また協力店舗の拡大についても併せて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございました。

まず、効果のほうなんですけれども、これごみ問題で報道のあった当初に比較して、環境改善や観光客のマナー意識の向上につながっているものと認識しているというご回答でした。もうちょっと具体的に言うと、ごみ、ポイ捨てが少なくなったというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） マナー啓発や参道店舗との連携によるごみ受入れ制度の実証実験など、様々な取組を進めてきた結果、参道事業者の方々や地域の方々のご協力もあり、一定の効果はあったというふうに認識をいたしております。

一方で、食べ歩き等に伴うごみにつきましては、観光客や来訪者のマナーにも大きく左右される課題であることから、引き続き普及啓発と受入れ環境整備の両面から取り組む必要があると考えております。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、もうこの数年の市の対応で完璧にもう解消されたというふうになったら、私質問する意味がありませんので続きます。

まず、お配りした資料のご説明をしたいと思います。まず上段の3種類のサインについてです。

太宰府市では、ENJOY RESPECT DAZAIFUというマナー啓発ステッカーとして展開され、ごみ捨て禁止、立入禁止、禁煙などをピクトグラムで示しつつ、楽しみながらまちに敬意をという姿勢を呼びかけていらっしゃいましたね。世界の観光都市と同じメッセージを掲げることで、国際的な一貫性を持たせるという狙いがあると伺っています。素晴らしいです。観光客にとっても海外で見たことがある表現、意味が直観的に分かるという利点があります。私が説明するまでもなく、これ資料見たら何を意味するサインかすぐ分かると思います。この3種類。

一方、これ下段のサインですね。今回取り上げました天満宮参道周辺のお店が相互にごみを引き受ける仕組みですよ。ごみ引受け取り協力店を表示するサインですが、まずはこの仕組み、天満宮参道周辺のお店が相互にごみを引き受けるというこの画期的な仕組みについて、分かりやすくご説明をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） こちらの事業につきましては、太宰府ブランド創造協議会、オーパーツーリズム部会の中で協議をいたしまして、参道周辺の店舗の皆様がお互いのごみを引き受けて地域をきれいにしようという取組で発案された事業でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、すごくこれ先進的な取組だと私は思ってます。

そこでちょっと振り返りまして、これ令和5年にテレビ関係で報道されたときに、市のほうがこれ答えてるんですよ。何と言ってるかと言ったら、報道があった当時、スマートごみ箱の設置を検討するという発言をされています。スマートごみ箱っていうのは、ごみを圧縮してたまったら連絡してあふれる前に取りに行くというような素晴らしいごみ箱なんですけど、これを導入するのを設置を検討するとおっしゃってましたけども、これはその後どうなったんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） スマートごみの導入につきましてはですけども、官公庁の補助金の活用も含め、検討をいたしたところでございます。

課題といたしまして、人通りの多い参道へ設置することで、通行の妨げ、分別や集積場所の確保、ごみ箱の購入費、維持管理費などもございました。特に費用につきましては、当時、想定として太宰府天満宮参道周辺3か所にそれぞれ燃えるごみ用で2台、燃えないごみ用とペッ

トボトル用の各1台で計12台の設置、それとごみの回収、分別、処分場への搬送を平日1回、土曜・祝日は2回で想定をいたしまして、事業費を算出いたしました。その時点での見積りになりますけれども、設置工事費で1,600万強、維持管理費については年間1,500万円程度の経費が必要となることとなるため、現在、導入には至ってないというところでございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうですね、全国的にスマートごみ箱っていうのが設置が進みつつあるように感じますけども、本市においてはやめたほうがいいと思います。かなり経費がかかる、これやめたほうがいいと思う。

それよりも、店舗同士で相互にごみを引き受けるというこのソフト的な対策が、行政としては継続的に実施できるごみ対策じゃないかと、私すごく推しております。

そこで、この制度における本市の役割、今のところこれ太宰府ブランド創造協議会が主になって実証実験進められていると思うんですけども、市もバックアップしなきゃいけないって思うんですね。そこで、この制度における本市の役割は何でしょう。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 議員おっしゃるとおり、本事業は太宰府ブランド創造協議会の事業として実施しております。参道周辺の事業者の皆様の協力により成り立っている取組でございます。

本市といたしましては、協力店舗のごみ袋の提供のほか、事業の実施の状況の確認や円滑な運営についても事業者、それと太宰府ブランド創造協議会と協力して支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そこで、この制度における本市の役割、今お伺いしましたけども、本市は裏方ですよ。あえて本市が前面に出ない意味っていうのがありそうなんですけども、これ市がやってますよということではなくて、これ業者さんが独自にやってて市がバックアップするっていうのは非常に私評価できると思います。あえて市が前面に出ない意味をどういうふうに考えていらっしゃるか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 本制度は、ブランド創造協議会にて検討し、実施している事業であり、参道店舗の皆様が主体となって観光地の環境美化に取り組むことに意義があるというふうに考えております。ごみを受け入れる店舗の皆様のご理解とご協力が不可欠でありますことから、まずは地域に根差した自主的な取組として定着を図ることが重要であるというふうに考えております。本市はその取組を支援する立場から連携を図ってまいります。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） そうだと思います。そこで、ごみを処理するためにこの制度っていうところから入ったんですけど、私思うんですよ、これごみを介してやり取りが生じると思います。

コミュニケーションが生じたところで、そこで何かしらのまた会話があったり、もしくはそこでまた買うとかいうところが発展したら、これごみ処理するだけじゃなくてそこで何かしら太宰府参道周辺の観光地の一つの雰囲気づくりになると思っています。

そこでこの同制度のごみ対策としての有効性について、高原市長のご見解を伺いたいんですが。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 私からの見解ということですので、回答させていただきます。

このごみ問題、ごみ対策につきましては、もう皆様もご承知のとおり、太宰府市にとって長年の課題でもございます。私も観光の部署のほうに所属しておりました折には、いろいろなごみ対策をこの事業者の方々、この参道のお店の方々も含め、そして地域の方々の協力も得ながらいろんな対策を講じてきておりました。いろんなことの事業の展開をしておりました。

そして、このたびのこのごみの相互受入れのこの制度、本当にすばらしい制度、こちらもあり地域、事業者の方々の協力があつてこそできるこういう制度であるというふうに思っております。もう今、議員がおっしゃられたように、やはりごみは自分の地域は自分たちできれいにするという意識、やっぱりその辺りが大切になってくるというふうに思っております。継続する上でもその気持ちが一番大切になってくると思いますので、市といたしましてもそういう地域の方々のその思いを支えていく、そういう支援を今後ともずっと続けていきたいというふうに思っております。

今回の実証実験では、短期間のこういうこの取組でございますが、こちらにつきましてはまた検証をして、できましたら今後継続してできないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 最後にまとめたいと思います。

この参道店舗によるごみ受入れの仕組みは、参道全体で協力し合うとても先進的な取組だと感じています。行政ではなく、店舗の皆さんが自ら動いてこられたことも本当にすばらしいことだと思います。

これからは皆さんの努力に行政の支援も重ねて、参道の環境美化がさらに進むことを期待しております。そして、この取組が太宰府発の環境美化モデルとして全国に広がっていくことを切に願っています。終わります。

○議長（小島真由美議員） 10番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷川公成議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付しておりますのでお知らせいたします。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました高雄地区のインフラ整備について質問させていただきます。

1項目めは、高尾川の整備についてです。

過去幾度となく高尾川の整備について要望を行ってまいりましたが、一向に進展がありません。福岡県や筑紫野市との協議はこれまで何度行ってこられたのか、どのような協議を行ってこられたのか、協議の進捗状況についてお伺いいたします。

2項目めは、高雄交差点の周辺整備についてです。

これまで県道筑紫野筑穂線歩道内にある道路案内標識等の支柱が、歩行者や自転車の通行の支障となっているとして移設などの要望を行ってまいりましたが、一向にこちらも改善されておられません。その後、県との協議はどのように行ってこられたのかお伺いいたします。

3項目めは、高雄地区の区画整理事業についてです。

高原市長は以前、高雄地区にある市街化調整区域の変更等について言及されたと認識しておりますが、優先すべきは高尾川の整備と高雄交差点の周辺整備だと考えております。高原市長はどのようなお考えをお持ちなのか、見解をお伺いいたします。

以上、1件3項目について質問させていただきます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、高尾川につきましては、これまでも豪雨による溢水や越流などが発生していることから、その整備につきましては本市としても重要な課題であると認識しております。

議員ご指摘の県や筑紫野市との協議につきましては、特に下流側の筑紫野市との間におきまして、昨年度は7月と令和8年3月の2回、担当課長を含めて高尾川の整備、浸水対策の検討に向けた協議を行い、現在の高尾川の状況について共有するとともに、基本的には河川改修の手順として下流側から整備を行う必要があるとの認識を双方で確認しているところであります。今後につきましても、さらに下流側の県管理部分の整備の要望も含めて継続して協議を進めていくこととしております。

また、高尾川の整備促進につきましては、毎年、福岡都市圏広域行政推進協議会を通じて国及び県に対して提言書を提出しているほか、市長会においても同様の要望を行っております。さらに高尾川を含む御笠川水系の改修につきましても、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市と本市の各市長及び議長を構成員とする御笠川水系改修事業促進協議会において毎年、国及び県へ要望活動を行っており、直近では令和7年12月22日に国土交通省九州地方整備局へ、令和

8年2月6日に県に対して改修事業の整備促進について要望書を提出しております。

今後につきましても、様々な機会を捉えて高尾川の整備促進について引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、高雄交差点の周辺整備につきましては、これまでに長谷川議員から令和元年12月議会、令和4年3月議会、そして令和7年9月議会においてご質問をいただいております、機会あるごとに道路管理者であります那珂県土整備事務所へ要望を行ってまいりました。

議員ご指摘の高雄交差点付近の県道筑紫野筑穂線歩道内において電柱等が歩行の妨げになっている件につきましては、市としましても現地を確認し、歩道内に信号機、道路案内標識、電柱等が設置されており、通行しにくい状況であることを認識しております。

これらの電柱等の移設につきましては、管理者である那珂県土整備事務所に対し、現地の写真や具体的な状況等を説明しながら要望を続けておりますが、現在のところ、移設先の選定や移設費用の問題等もあるため、検討を重ねていただいているところであります。

那珂県土整備事務所とは、日頃から情報共有に努めており、令和7年9月議会にて長谷川議員にご指摘いただいた高雄交差点付近の道路側溝の土砂堆積につきましては、市から要望を行い、那珂県土整備事務所にて土砂撤去していただきましたが、引き続き適切な維持管理をお願いしているところでございます。

また、1項目めの回答の中でも申し上げましたが、高雄交差点の周辺整備につきましても、毎年、福岡都市圏広域行政推進協議会を通じて国及び県に対して提言書を提出しているほか、市長会においても同様の要望を行っております。今後につきましても、様々な機会において継続して要望していくとともに、関係機関と連携しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、3項目めについて、市長の見解を伺いたいとのことですが、まず、担当部長として現状や課題等についてご回答させていただきます。

高雄地区の一部で検討されている土地区画整理によるまちづくりにつきましては、土地を所有する権利者の有志の皆様や民間事業者などで準備組織を立ち上げられ、将来のまちづくりの検討がなされておりますが、議員ご指摘のとおり、高尾川の整備や高雄交差点の周辺整備は、土地区画整理事業を進めるに当たっても、重要な課題であると認識しております。

なお、民間施行による土地区画整理事業の進捗により市街化調整区域の区域変更等が必要となる場合には、地元住民の皆様のご意見を伺いながら、関係機関等との協議を重ねて、慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほど担当部長から説明・報告がありましたとおり、高尾川の整備、そして高雄交差点周辺整備につきましては、土地区画整理事業を進めるにおいても重要な課題であるというふうに認識しております。

高尾川につきましては、治水や防災の観点から迅速な整備が求められている状況でございます。現在、隣接する筑紫野市、さらに県との間で協議を進めているところでございまして、今後も継続的に話し合いを重ね、適切な事業推進に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、高雄交差点の周辺につきましては、歩道が狭小な箇所がありまして、通行が困難な現状を十分認識しております。この件に関しましては、先ほど部長からの説明もありましたが、那珂県土整備事務所のほうが管理者となっておりますので、市としましても地域の皆様の声を尊重して、安全性の向上が図られますように管理者であります那珂県土整備事務所のほうにも継続的に改善要望を行っております。

特に、朝晩の通勤・通学時間帯におきましては、車や自転車、歩行者等、交通集中による危険性がないように、那珂県土整備事務所に対しまして引き続き必要な改善要望をしてまいります。

いずれの課題におきましても、様々な関係機関と連携を密にして、この周辺整備が住民の方々の安全安心な生活に寄与できるよう、引き続き尽力してまいりたいというふうに思っております。

最後に、将来的に土地区画整理事業に伴い市街化調整区域の区域変更等が必要となる場合につきましては、先ほど都市整備部長からも申し上げましたとおり、地元住民の皆様の声を丁寧にお聞きしながら、関係機関との調整を行いながら状況を注視しまして、慎重に進めてまいりたいというふうに思っております。

市といたしましては、地域全体の利益、そして住民の皆様の生活向上を目指しまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。引き続き、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

一つ確認させてください。まず、1項目めからですね。高尾川の協議においては、働きかけはどちらから行っているのか。例えば太宰府市側から筑紫野市側に働きかけを行って協議をしようと言っているのか。それとも筑紫野市側から太宰府市に、どちらかちょっと教えていただいてよろしいですか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） どちらからの申出ということですが、令和7年度におきましては、当初私どものほうから申出を行いましたけど、2回目につきましては筑紫野市さんのほうから筑紫野市内における課題もあるということで、協議の要請がございました。以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 安心しました。一方的にこちらからばかり協議を行ってもやっぱり進まないと思いますので、今回令和8年2月においては筑紫野市側から協議があったというこ

とで、やっぱり互いにやっていかないといけないと思いますからね。特に、やはり下流のほうが大事なんで、下流からしていかないとなかなか上流からやってしまいますと、また下流で氾濫を起こしたりしますので、やはり下流側のほうから言っていただけるというのは非常にありがたいことですね。

また、今後もこういった協議をぜひ、今後は県も含めた上でぜひとも協議を行っていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。高尾川内に現在通っててもよく目にするんですが、樹木がものすごく生えたり雑草の伸びがひどい。それで川の流れが悪くなっているということで、豪雨時に氾濫する要因になっているのではないかと懸念しております。

この資料は過去の写真なんですけど、豪雨のときに川が氾濫して、隣の畑等々に水が流れ込んでどこから川なのか、地元的人是すぐ分かるんですけど、こういった状況にもなってます。これちょっと雨が少しやんだときに写真を撮りに行ったんですが、こういう状況です。とにかく大雨になるとこういう状況が発生するので非常に怖いということですね。

やはりこういったことが起きないように、川の流れがスムーズになるよう樹木の伐採や雑草の撤去、しゅんせつ工事を行うべきだと考えるが、見解をお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在のところ、定期的な高尾川のしゅんせつ計画等についてはございませんが、通常のパトロール時などに樹木の繁茂、繁殖状況や土砂の堆積状況等を確認しながら、必要に応じて対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 逆に樹木によって何か擁壁が守られてるとか、のり面が守られてるってそういったことも何か地元の人に聞くとそういうことをおっしゃられるんですね。もし根こそぎ全部取ってしまうとこれが壊れるんじゃないかと、そういった不安もあるんで、なかなか樹木の伐採と今一口に簡単に言うとは難しいところではあるんですが、今後ちょっとここは見栄えが悪いなっていうところはぜひともチェックしていただきたいと思います。

それとしゅんせつ工事に関しましても、現在そんなに流れがないんですね、今高尾川。あんまりしゅんせつを行うと深くなり過ぎて、例えば児童生徒が万が一事故に巻き込まれる可能性もあるので、そこら辺もちょっとひどいところでは行ってはいただきたいと思いますが、今の段階ではそんなに必要ないかなというふうに思ってます。

ただですね、やはり豪雨時にはこの川がこの資料にあるとおり氾濫してですね、周辺の道路が数か所通行止めになることがあるんですね。

一つ提案というかちょっと考え方なんですけど、この川沿いに例えばその調整池等ですね、整備ができないのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 高尾川につきましては豪雨時にあふれまして、付近の水田や畑が調整池の役割を果たしているような現状もあるかとは思っております。

そういった中で現在のところ、まずは高尾川があふれないようにするため、調整池による流出抑制や河川改修について、関係する筑紫野市、福岡県と協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 部長おっしゃるように、今のこの現段階ではやっぱり田んぼや畑がですね、要するに豪雨の受けになっているというか、調整池の役割をさせていただいてるんで、これぐらいで済んでると思うんですね。

これがまた3項目めになりますけど、例えばこれが全部アスファルト化された場合に、非常にこれが懸念される場所です。それはまたちょっと別の話なので、高尾川については今回一定協議も進んでおられることだし、それを期待しながら見守りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

2項目めに入ります。この歩道なんですけど、ちょうどコンビニエンスストアから高雄交差点、国道のほうに行くまでに四、五本、太い支柱があるわけですね、電信柱含め。何でこんな狭いところにその歩道内に電信柱やその支柱があるのか。反対車線に行くと、反対車線は意外に歩道が広いんですね。そちらに持っていけばいいんじゃないかっていうふうに思うんですが、何かそれなかなかうまくいかないということで、その支柱を反対側に、広い歩道のほうに移設することはできないのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の支柱につきましては、信号機、道路案内標識、電柱等であると推察いたします。これらの支柱につきまして、改めて管理者である那珂県土整備事務所と現地で立会いをしまして、安全に通行するために改善できないか協議をしたところでございます。

まず、最も高雄交差点側にある電柱につきましては、地下から配線が立ち上がっている箇所であり、先ほども申し上げましたとおり、移設先の選定や移設費用等の問題もあるとともに設置事業者との協議が必要となることから、今は県のほうにおいて検討を重ねていただいているところでございます。

また、案内標識につきましては、走行車線から見やすい場所に設置する必要があるため、反対側の歩道に設置する場合は、現在よりもより大きな支柱が必要になると考えられます。

さらに信号機につきましては、管理者である筑紫野警察署との協議が必要になってまいります。

いずれにしても、議員ご指摘の歩道につきましては、安全な通行空間を確保できますよう、可能な限り支障とならない位置に移設ができないか、継続して関係機関と協議を重ねてま

います。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） なかなか難しいです。地下から配線があったり案内標識はもちろん見にくくはなる、そこは理解しているところですけど、この電柱においては地下から配線というのは私の認識ではありませんでしたね。

ただ、狭い歩道の場合ですね、歩行者が優先であるべきだと私は考えているんですね。何でその支柱が優先になるのか、ここはちょっと分からないところですね。ぜひとも検討をお願いしたいと思います。

やっぱり今、僕も詳しくは分かりませんが、道路交通法が変わりまして、やはり歩道は歩行者専用ということで、朝通学・通勤中の自転車が車道に出るんですね。自転車を追い抜くには1.5メートルぐらい避けて車も運転しないとイケない。ちょっとどこまでがどうか僕も分からないんですけど、そういうことがありますて、もう何かせつかく青なのに追い抜けないでいらしている車を何台も見かけます。

ですので、もちろん自転車は歩行者が通る歩道を通行するわけにはいきませんので、できたら何かそこら辺も含めた上で、いかんせん道路が狭いから難しいとは思いますが、やはり歩行者でも実は朝見ると通勤・通学の自転車のほうが多いんですね。あの通りはですね。ですから、そこら辺もやはり今後検討していかなければならないというふうに考えてますので、ぜひともよろしく願いいたします。これで2項目めは終わります。

3項目めに入りますが、区画整理事業について一定めどが立った場合ですね、市街化調整区域から市街化区域に編入が必要となってくると思うんですが、この編入について県の許可が必要と認識しておるんですが、編入に伴う期間は大体どれぐらい必要なのかお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員お見込みのとおり、市街化調整区域や市街化区域などの区域区分の決定や変更、見直しの権限は福岡県にありまして、定期的に見直しが行われております。

区域区分の定期的な見直しの場合は、自治体などの意向把握から住民への説明、市町や県の都市計画審議会を経て、縦覧などの手続を行う必要があるため、編入に伴う期間としましてはおおむね二、三年を要するものと考えられます。

ただしですね、区画整理事業の事業認可や組合設立認可が確実であること等の状況になった場合につきましては、福岡県の区域区分の定期的な見直しの時期との調整なども踏まえまして、別途県と協議を行うことになると考えておりまして、編入に要する期間が短縮されることも想定されます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご丁寧な説明ありがとうございます。なるほどですね、そういうことがあるんです。分かりました、ありがとうございます。

ではですね、これもちょっとさっきと似たような質問になるんですが、市街化調整区域から市街化区域の編入は様々な条件がつくとは思いますが、容易にそういうふうにはできるものなのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） こちらは先ほどもご回答させていただきましたが、都市計画の中で市街化調整区域や市街化区域などの区域区分の決定や変更、こちらの件が福岡県になります。福岡県では、市街化区域への編入を検討するに当たりまして、その基本的な考え方の一つとして、今回の高雄地区のように市街化区域内の既成市街地に接する区域であることや、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図ることを目的とする土地区画整理事業の事業認可や組合設立認可が確実であること等により、事業への着手が見込まれることなどが定められております。

高雄地区につきましては、これから準備組織による土地区画整理事業が県の認可を受けられるような状況になるためには、関係権利者の仮同意率が90%以上になることに加えまして、議員からご指摘をいただいております河川や道路、交差点など、土地区画整理事業と関連する公共施設について、その管理者や関係機関との協議・調整を終えることなど、様々な要件を満たす必要がございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。少しずつ分かってきました。

ではですね、現在ですね動きがある民間施行による区画整理事業について、やはりこれは民間で行っていることですからね。やはり市及び議会もそうだと思うんですけど、やはりノータッチでいかないといけないと、要するに見守る必要がある、見守ることが必要だと考えておるんですが、ここで市の見解をお伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 本市としましては、準備組織からの土地区画整理法に基づく求めにより、技術的援助を行っております。土地区画整理法に基づく技術的な基準への適合や河川、道路など関連する公共施設の課題などについても適宜指導等を行っている状況でございます。

さきにご回答させていただきましたが、議員ご指摘のとおり、現状では河川や道路、交差点など土地区画整理事業と関連する公共施設について、各管理者や関係機関との協議・調整を終える必要があると考えておりますので、議会をはじめ市民の皆様のご意見なども伺いながら、準備組織の動向を注視するとともに、慎重な対応を行ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。大分私も勉強になって分かってきました。

万が一ですね、これに変な話じゃないですけど、ちょっといろいろ騒がれている自治体もありますが、お金等々が絡んでくると罪に問われかねないということもならないので、やっぱり注意すべきだと思っております。

最後になりますけど、民間施行によるこの区画整理事業について、高原市長の見解をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 区画整理事業そのものは、道路や公園などの公共施設の整備、そして優良な宅地の増進といいますか作成、こういったものを一体的に整備するこのまちづくりについては、重要な役割を果たしてきているものだというふうに思っております。

これまでも私も関わってきました佐野地区の区画整理、そして観世音寺の区画整理ですね、そして直近におきましては民間施行であります通古賀、そして吉松東の区画整理も行われてきました。

今回の高尾地区につきましては、土地所有者の方々ですね、権利者の有志の皆様、そして民間事業者などによりまして検討されている状況でございますが、基本的な考え方といたしましては、区画整理事業は先ほど申し上げましたとおり、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る事業でございますが、先ほどから私も申し上げましたけど、高尾川の整備、そしてこの高雄交差点の周辺整備、そういうものが土地区画整理事業を進めるにおいても重要な課題であるというふうに私は認識をしております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） そうですね。1項目め、2項目めと私も今回絡めて質問させていただいてますが、やはり高尾川の整備と高雄交差点の整備が先だというふうに、優先順位は先だというふうに私も認識しておりますので、ぜひともそれが片づくという言い方はおかしいですけど、それが進んだ上、これで地元住民も安心して生活が送れるというふうになった時点で、その区画整理事業が進んでいけばいいなと思っております。

最後になりますけど、やはりそこに住んで生活してないと、こういった川の状況とか分からないと思うんですね。ただただその人口を増やすために区画整理事業をやる、もう私に言わせれば何を言ってるんだって話で、こうやって地元の地域に住んでいる皆様の安全安心が確保されてからこそ、初めての区画整理事業だと思っておりますので、どうか皆様よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時45分まで休憩いたします。

休憩 午前11時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時45分

○議長（小畠真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔12番 堺剛議員 登壇〕

○12番（堺 剛議員） ただいま、議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今の日本経済に大きく影響している世界情勢は極めて不安定な状況にあります。とりわけ、緊迫化するイラン情勢をはじめとした中東情勢の混乱は、世界的なエネルギー供給への懸念を一段と強めており、原油価格の予断を許さない高止まりを招いています。これに伴う物流コストの上昇、さらには歴史的な円安基調が追い打ちをかけ、国内の経済動向はエネルギーや原材料、そして食料品に至るまで、あらゆる分野で終わりの見えない物価高騰という形で国民生活に直撃しております。

私たちの太宰府市においても例外ではありません。市民の日々の暮らしを直撃し、子育て世代などへの影響まで出ています。また、高齢者、困窮世帯の家計は限界近くまで圧迫されており、地域経済を支える中小企業や小規模事業者、観光関連産業もまた、経費の格闘の中で大変な苦境に立たされています。

市としても、独自の食料品等物価高騰支援金の給付や子育て応援手当、高齢者施設等への光熱費・食材費支援など、これまで必死の財政措置を講じられてこられたことは評価いたします。しかし、こうした外部環境の不安定さは一過性の危機ではなく、構造的なリスクとして今後も私たちのまちに影を落とし続けることは明白であります。

こうした先行きが見えない物価高騰に加え、地方自治体が本来抱えている構造的課題、すなわち急速な人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化、そして深刻な地域コミュニティの弱体化が今まさに同時に押し寄せています。

今こそ、医療、福祉、教育、交通、防災など、誰もが最低限保障されるべき公共サービスを、所得や居住地域に左右されず維持するベーシックサービスという考え方を、本市の強固な土台として据えるべきではないでしょうか。行政の最大の役割とは、単なる効率化の追求ではなく、いかなる世界情勢の荒波が来ようとも、市民が安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくりが肝要であると考えます。

そこで、本市における今後のまちづくりの観点から、以下2件について質問いたします。

1件目は、持続可能なまちづくりとベーシックサービスの充実について伺います。

昨年12月、市民の負託を受け、新たな市長と市議会が誕生いたしました。本年3月定例会において新年度予算並びに施政方針が示され、現在、行政サービスの提供が進められております。私はまず、新市長が掲げる市民生活重視の姿勢に対して大いに賛同するとともに、期待を申し

上げたいと思います。

一方で、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化など、かつてない転換期にあります。総務省の「自治体戦略2040構想研究会」では、2040年頃には従来の行政システムでは立ち行かなくなる可能性が指摘されています。行政の役割とは、単なる効率化ではなく、市民が安心して暮らし続けられる土台を守ることです。そこで、次の4点について質問いたします。

1 項目めは、市政運営におけるベーシックサービスの視点についてです。

ベーシックサービスの視点を今後の市政運営にどのように位置づけ、市民生活を守る最低限必要な行政サービスを将来世代へどう継承していくのか、市の見解をお伺いいたします。

2 項目めは、デジタル化とスマート自治体の推進についてであります。

書かない窓口やオンライン申請などを推進する一方で、高齢者等のデジタル弱者を取り残さないよう、デジタル支援員制度や地域スマホ相談会などをさらに充実させてはどうかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

3 項目めは、地域共生社会と地域コミュニティ支援についてであります。

自治会や民生委員への過度な負担増を避けるため、行政が地域を支える姿勢が必要であります。地域活動支援員制度や自治会DX支援を強化し、横断的な地域共生型まちづくりをどう推進するのか、市の見解をお伺いいたします。

4 項目めは、公共施設とコンパクトなまちづくりの推進についてであります。

単なる統廃合ではなく、公共施設の複合化や公共交通との連携を進めることで、市民生活の利便性を高める歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりをどう目指していくのか、市の見解をお伺いいたします。

続いて2件目は、持続可能なまちづくりと機構改革・中長期戦略について伺います。

これからの太宰府市政において最も重要になるのは、2030年、そして高齢化のピークを迎える2040年を見据えた持続可能な都市経営であると思います。

福祉や医療需要の増加、行政人材不足といった複雑化する課題に対し、従来型の縦割り行政では対応できないと思います。市民ニーズに即して横断的に課題解決ができる実効性ある行政組織へと市役所自体がアップデートしていく必要があると認識いたします。

そこで、1 項目め、今後の次期総合計画策定と連動した機構改革について、4つの専門組織・体制の導入を提案いたします。

1 点目は、未来戦略課（仮称）の創設です。

2040年を見据えた人口・地域課題の分析、EBPM（データに基づく政策立案）の推進、総合計画の進行管理を一体的に担う部署であります。

2 点目は、DX・スマート自治体推進室（仮称）の創設です。

業務効率化だけでなく、デジタル弱者への配慮を含めた誰一人取り残さないデジタル化を横断的に進める専門組織です。

3点目は、地域共生・校区まちづくり推進体制の構築です。

市内の一律な行政運営ではなく、中学校校区を単位とした地域連携を支援する体制であります。

4点目は、公民連携・地域共創会議の設置であります。

行政単独ではなく、地域の多様な主体と定期的に政策協議を行う仕組みであります。

以上、これらの専門組織・体制の導入について、市の見解をお伺いいたします。

次に、本市は、太宰府天満宮や九州国立博物館をはじめとする比類なき歴史・文化資源を有しながら、大型都市近郊の住宅都市としての機能も併せ持つ多面的な都市であります。

そこで、2項目め、観光都市としての魅力向上と生活都市としての安心安全なまちを両立させるため、各分野の中長期計画をどのように連動させ、未来へ投資していくのか。私は将来世代へ責任ある持続可能な都市経営を進めていくべきと考えております。市長が目指すスマート自治体への転換、機構改革、そして地域共創型行政の連動と合わせ、市の見解を具体的にお伺いいたします。

以上、2件についてご回答をお願いいたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、ベーシックサービスの視点につきましては、全ての国民が生活の基盤となる部分に不安を抱えることなく、安心して暮らし続けることのできる社会を目指すという考えに基づく社会保障政策であると認識しております。

この理念は、本市が掲げる「未来につなぐまちづくり」や「安全・安心のまちづくり」という方針とも方向性が重なる部分があるものと捉えております。議員が挙げられた、医療、福祉、教育、交通、防災といった公共サービスは、誰もが安心して生活できる基盤として欠かせないものであり、少子高齢化や地域格差など、現代が抱える複雑な社会課題を解消するためにも、重要な役割を果たす分野であると考えております。

その一方で、これらの公共サービスをベーシックサービスとして無償化をするためには、財源という現実的かつ大きな課題について同時に考えていくことを避けては通れません。このような大規模な制度の導入を進めるには、国全体で議論を深め、広くコンセンサスを得ることが必要ではないかと考えております。

本市におきましても、小学校給食の無償化や中学校給食の10割補助、子ども医療費の高校生世代までの助成拡大など、独自の支援策拡充に取り組んでまいりましたが、このような取組の積み重ねをはじめ、これからも市民の皆様や地方の声を国や関係機関にしっかりと届けながら、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、2項目めについてですが、本市におきましては、国の「自治体DX推進計画」を踏まえ、マイナンバーカードの認証機能を活用し、各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスの導入、マイナポータルを通じて転出届の来庁を不要とし、続く転入手続の予約もできる引つ

越しワンストップサービス、子育て・介護の分野における手続の一部におけるオンライン申請などの「行かない窓口」を実施しており、今後につきましてもさらなる拡充を調査研究してまいります。加えて、今年度内にマイナンバーカードに係る各種申請が可能となる「書かない窓口」の運用を行う予定としております。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、オンライン申請等を全国民が利用できるようなデジタル化の基盤構築を行っており、対象としている20業務のうち、健康管理業務を除く19業務を標準準拠システムへ移行したところであります。現在、残っております健康管理業務については、今年度中に移行させる予定としております。

このような「行かない窓口」、「書かない窓口」、標準化に伴うデジタル化を通して、市民サービスのさらなる向上並びにより効率的な行政運営につなげてまいります。

しかしながら、議員ご指摘のように、デジタル化が進むことにより、デジタルディバイド、いわゆるデジタル弱者が出てきているということも否めない事実であると認識しております。

国においては令和3年度より総務省の採択を受けた民間事業者等がデジタル活用支援員となり、住民の身近な場所で、デジタルに関して助言したり、相談に対応したりと取り組まれているところでございます。また、令和4年度からはデジタル庁が本人や所属企業、団体等からの応募に基づき、デジタル推進委員に任命するという制度も整備されております。

本市におきましては、令和6年度に、総務省の地域デジタル基盤活用推進事業を活用しまして、自治会DX事業の一つとして校区自治協議会役員の皆様と協議を行い、現在、自治会におけるホームページ導入支援や高齢者向けスマホ講座事業を行うなど、住民の皆様のデジタルディバイドの解消に向けて取り組んでいるところです。

今後も、国の自治体DX推進計画を踏まえて、本市の実情に合う、人に優しいデジタル化の実現に向け、デジタル化を推進する各種施策に取り組んでまいります。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 次に、3項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、自治会役員の皆様には、会議の回数や職務の多様化等、ご負担をおかけしている現状があります。市といたしましては、毎月の各校区役員会等への職員参加や、各イベントの企画段階から職員を派遣する等の人的支援を行っており、自治会の皆様の負担軽減に努めているところです。議員ご提案の地域活動支援員制度の創設につきましては、全国的な事例等も確認しながら、調査研究を行ってまいりたいと考えております。

自治会DX支援に関しましては、自治会を対象にスマホ講座を継続して実施し、スマホの基本的な使い方、LINEの使い方、太宰府市公式アカウントの登録、防災・防犯アプリの登録方法などを演習を交えて行っております。また、のるーと太宰府の運行エリアとなっている自治会におきましては、アプリ導入支援やLINEでの予約方法の案内なども含めて実施しております。

さらには、自治会独自のホームページ立ち上げ支援も行っており、アカウントの作り方やデ

デザイン作成などといったアドバイスを行う支援を行っております。

自治会独自で情報を発信することにより、回覧板の電子化、資源回収情報や防災情報等のブッシュ型通知等、効率的で効果的な情報発信が期待できますので、引き続き、自治会DXに関する支援を行ってまいります。

今後も地域の多様な主体と交流、連携しながら、様々な支援を継続して行い、地域コミュニティのさらなる活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 次に、4項目めについてですが、公共施設については私からご回答いたします。

施設の複合化に当たっては、単に複数の施設を一つの建物に統合させるのではなく、異なる施設が同じ空間にあることによる多機能化のメリットを生かすとともに施設を利用する市民の利便性の向上など様々な相乗効果を図ることが必要と考えており、また施設間の相乗効果を生み出すために、施設機能相互の親和性、相性の検討が必要と考えております。さらに、同分類施設の機能共用及び管理の一元化、施設の運営方針や管理方式の共有化などの検討も必要と考えております。

また、施設の調達・管理方法については、民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、官民連携（PPP・PFIなど）についても積極的に検討してまいります。

○議長（小畠真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） まちづくりの将来ビジョンについては、私からご回答いたします。

本市では、今後さらに多様に変化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少や少子高齢化などを迎えるに当たり、安全・安心で持続可能な都市構造への転換を図る都市づくりを目指して、都市全体における都市機能や居住の誘導、公共交通の充実等を図ることによる持続可能なまちづくりの実現に向けて、都市再生特別措置法の改正により制度化された立地適正化計画の策定に平成29年度から取り組んでまいりました。

これまでにコロナ禍による影響を受けて、令和2年度から3年度の2年間は策定に向けた議論を休止することとなりましたが、令和4年度から計画策定に向けての検討や協議とともに都市計画審議会での審議を再開し、令和7年4月から5月にかけて実施したパブリックコメントを経て立地適正化計画の策定が完了し、令和7年10月1日に本計画を公表しております。

この計画では、都市構造の現況、課題を抽出し、まちづくりの目標、まちづくりの方針と施策・誘導方針、誘導施策の方向性、拠点の設定、目指すべき都市の骨格構造を示しており、居住や都市機能に係る施策については、活用が想定される制度等を例示しております。

さらに、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指して、地域公共交通計画の策定にも取り組んでいるところであり、議員ご指摘のとおり公共施設の今後の在

り方や立地適正化計画との整合や連携を図り、コンパクト・プラス・ネットワークの視点（考え）を踏まえ、安全・安心で持続可能なまちづくりを目指してまいります。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ご回答ありがとうございました。各所管課のほうからご回答いただきまして、本当にありがとうございました。DXに関しては前に進んでるなというふうに感じております。ありがとうございます。

それでは再質問に入させていただきます前に、なぜ今回ベーシックサービスを一般質問に議題として上げたかと、私のちょっと拙い体験を少しだけご紹介したいと思いますが、議員活動をする中で私が最も大事にしているのが市民相談でございます。市民相談では、太宰府市在住で男性のご壮年の方でマンションにお住まいの方でした。この方から数年前にちょっとご相談受けて、経済的な負担、身体的な問題、そしてまた居住地の要するに家賃ですよね、そういったところの問題等々ございまして、ここは所管課と調整させてもらったら、やっぱりセーフティネットサービスを使うべきじゃないかという見地に至りまして、それを再三その方にちょっと私は行政サービスと思って制度化の重要性をお伝えし、これを利用することは国民の権利であるので、どうぞこの制度を使ってくださいと言ったら、もう何回も説得するんですけど頑として受け付けられない。この壁なんだろうと思ったときに、やっぱり社会人としてやっぱり世間の皆様にお世話になることは断じてできないという、要するに内面性の問題でした。そのことに私気づかずに最初は、所管課の方と一緒に何度も何度もお願いしに行って、今社会復帰するための一時的にセーフティネットを利用されたらどうですかと説得しようと思って行ったら、どんどん相手を傷つけてたんですね。今思えば、自分自身の中にちょっとしたそういった驕慢的な心がなかったのかなと、何か助けてやるとか、保護をするとか、そういう思いに立ってたんじゃないかなという反省を、その方から大きく学ばせてもらいました。そこで行政サービスのやっぱ限度枠って申しますか、限界点というか、こういったことを感じた経験があります。

そういった中で、以前から私も実はこのベーシックサービスっていうのは慶應義塾大学の井手英策先生が、教授が取り上げられまして、国会のほうでも参考人招致されて、日本記者クラブでも発表されております。この方の対面での講義を私1回で、あとオンライン会議が1回で、あとは資料等をちょっと頂いたりしたんですけど、本当にすばらしい方向性の考え方、これは太宰府市にとってもふさわしい論点だろうというふうに思いまして、後で市長にはこれ本をお貸ししますので、よかったら一回読んでいただければと思いますが、ここでは表題はベーシックサービスで、貯蓄ゼロでも不安、不安ゼロの社会っていうことで書かれております。

この井手先生の話聞いて私も目からうろこだったんですけど、いわゆるベーシックサービスの概念というのは、助ける、保護をするという行政サービスではなくて、社会的な弱者を生まないまちづくりの形を目指すことをベーシックサービスという概念になります。

そういった反面ですね、先ほどから申し上げてますようにやっぱ2040年問題、これ総務省のほうからいろいろご指摘をいただいておりますが、そういった中で今回、今国会があつてま

すよね。総理のほうからもご答弁、委員会答弁も確か未来にわたって静かなる有事というふうな表現をされた機会がありましたが、私は静かなる脅威だと思っております。これは実質本当にやってくるエビデンス、要するにデータに基づいての問題であると思います。その要素が四つぐらいあるかなというふうに思っております。

一つ目は、歯止めがかからない少子化です。先週でしたか、マスコミかいわいで話題になったのが、昨年の2025年度では出生数が67万1,000人程度ということで、過去最低基準になった。そして、それらの出生率については1.14ということで、本来2.07あたりを目指すべき目標値に対して、本当シリアスな数字が上がってきたなというふうに思っております。要するに歯止めがかからない。

2点目は、単身世帯の急増でございますが、総務省が出してる統計データの中にですね、ちょっと今日はもう私はあんまり資料を提供するのがあんまり得意じゃないので出さなかったんですが、将来にわたっての家族構成がどういうふうに変化していくかというデータの一つなんですけど、ひとり親家庭と高齢者単身世帯と夫婦のみの世帯と夫婦と子の世帯と、様々な形態があるんですよ。この中で一番増えるのはどこかなといったら、単身世帯なんですよ。将来5世帯に2世帯が単身世帯になるということなんですよ。

これは高齢者のみならず、若年層も含めて、いわゆる晩婚化とか婚姻率とかいろいろ影響はあると思いますが、単身世帯が増えていくということが一つ、社会現象としてあります。

それとあと3点目は深刻な人手不足。これさっきからも一般質問でもいろいろ出てますけど、やっぱり運転士不足で公共交通に影響を与えたりとか、職員数が足りないので地域でなかなかアウトリーチかけないという現状があったりとか、もうこれは肌身でお分かりになっていると思いますので、あえてここでもうまたみませんが、人材不足、人手不足ですね、そういった状況を勘案すると、今度地域に目を向けたときにやっぱり自治体の地域力の低下はこれはもうやぶさかじゃない。現状お分かりになっていると思います。

ですので、ここの四つのこういった要素の主要要素が複合的に絡み合って何が生まれているかということ、今生きている我々、将来の未来を考えたときに、要するに国民的に考えるとやっぱり生きづらさ、将来福祉と将来に対する不安、慢性的な、こういったものが地域福祉を我々はつかさどる立場の役割の議員としてもものすごく感じておりまして、今後やっぱ創造的に社会を創造していく上では、このベーシックサービスっていうのは本当に必要な概念だろうと私は思うんですけど、その辺りをちょっと市長のほうのご認識、もしあればご回答いただければというふうに思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ベーシックサービスというその考え方でございますけど、その前に先ほどですね、このセーフティーネットに係るその方の思いということ、本当にお考えは人様々だと思いますが、その方のこのセーフティーネットを受けることに対する社会的な負担っていうんですかね、自分がそういうふうな迷惑をかけてるんじゃないかなというそういう思い、そうい

う思いはその方だけでなくですね、いろんな方がやっぱり持っていらっしゃるんじゃないかなと、そういう思いがあってなかなかこのセーフティーネットに頼るのをためらう。全国的には体が不自由で病気等を患って家族の方が亡くなられたとか、そういう悲しい報道もございます。

今議員のほうから貴重なご示唆をいただきましたので、この思いというのは私だけでなく職員皆が共有しながらですね、また市民の方々等に対していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それでご質問のベーシックサービスの考え方でございますけど、社会的な弱者をもう生まないというこの考え方、そういう環境を整えるということは本当に大変重要であるというふうに私も思っております。

そして本市といたしましても、未来につなぐまちづくり、安全安心のまちづくりを推進する上でもですね、その考え方は共通しているところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

議員より先ほど挙げられました2040年問題、こちらに関連する社会的な不安の高まり等につきましては、こちら日本全体の問題ということで、今後多くの影響を及ぼしていくんではないかなというふうに捉えております。将来を見据えた長期的な視点で対応する必要があるというふうにも考えております。

現在策定の準備を進めておりますが、総合計画、今準備しておりますけど、そういったところにもこの長期的な展望、そういったものを持って、また市民の皆様のニーズ、そして地域特性なども十分に踏まえつつ、こういったところにも検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長の今言葉をいただきました。ありがとうございます。総合計画にベーシックサービスも入れてくれという話ではなくて、地域にとってどういった、要するに地域これから暮らしを守るために、総合計画の中にこの考え方ですね、概念をしっかりと取り入れていただければと思います。

なぜ私がこれを持ち上げたかと申しますと、もう一つの根拠はやっぱり私、公明党議員でございますので、公明党が一昨年、中間取りまとめ2040に対してビジョンを発表しておりまして、この中にもしっかりとベーシックサービスを取り入れさせていただいていましたので取り上げさせてもらいました。

次にですね、本市の今の現状で申しますと、人口が約7万1,000人から2,000人の皆様がお暮らしになられている現状があります。そういった中で、今まで市の行政というのは太宰府市役所を中心として展開をされてきてあると思いますが、地域はやっぱりいろんな様々な特性がございます、やっぱり歴史的観光地域があったり住宅地域があったり、片や民間活動のために新興住宅地が発生したり農地が含む地域があったり、それぞれ公共交通でもそうなんですけど、

抱える課題、ニーズは大きく地域によって違います。

そういったことを考えると、これから市全体を一律に行政運営をしていくという実情ですけど、今の現状はそうだと思いますが、今後は私は中学校校区を起点としたまちづくりの視点が一つ議論あってしかるべきではないかなというふうに思っております。いろいろいわゆる中学校区というのはやっぱり子どもたちの生活圏、それとあと地域コミュニティの形成の取りやすさ、あとは防災福祉見守り地域活動の情報共有化がしやすいんですね。校区単位で図っていくと。要するに、そこで地域住民の一定の一体感が生まれやすい単位ではなかろうかと思います。

例えば地域で申しますと、地域で懇談会を開くとか課題共有、防災とかいろんなトラブルとか課題ですね、そういったものを共有会議を開くとか、校区別のまちづくりのビジョン各自語っていただくとか、あと防災福祉、子育て関係も横断的に取組ができるような仕組みづくりで、地域ごとの特色を生かしたまちづくり、いわゆるこれが結局自治体戦略、さっき2040問題って申しましたが、総務省がうたい上げている中に、地域共生社会の形成ということをやりたいと上げられてます。ここが起点で、この視点も含めると中学校区の考え方ってありじゃないかなと私は思っております。

この地域主体型のまちづくりの視点について、この校区の考え方について、もし見解があれば伺っておきたいと思っております。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 地域の公共交通、それからコミュニティの活性化などですね、その地域の特性に応じた課題は多様でありまして、地域ごとの実情に応じた行政運営につきまして、本当に非常に重要な視点であるというふうに認識をしております。

現在、本市では、もう皆さんご承知のとおり、大体ですけどおおむね小学校単位で6校区で校区自治協議会を組織していただいております、そちらの中でまちづくりを推進をさせていただいているところでございます。

地域や行政がさらなる連携を深めましてまちづくりを進めていく重要性は、今後ますます高まっていくものというふうに考えておりますので、議員のほうからご提案いただきましたこの資料の内容にしましても参考とさせていただきながら、今後引き続き調査研究を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。前向きにご検討いただいたほうが助かります。本当によろしくお願いいたします。市民利益で考えると、どうしてもここはテーマとして持っていく必要があるかなと思っております。

それともう一つ、これ私のほうからまた市長に対するご提案で本当恐縮なんですけど、前市長、前々市長にもこれお伝えをした内容と一緒にです。どういうことかと言いますと、これからのいろんなこの地域福祉をやっていく上で、行政だけで完結できるものっていうのはどんどん少なくなってます、実は地域のことはやっぱり民だったり官だったり学だったり、いろいろ

あると思います。主体者が。

そこで、結局地域の支え方っていうのは、行政だけで今はもう完結できない時代に入っているということを考えると、いろんな市内の主体者である、あんまり名前言うと固有名詞は出せないと思いますので、例えば自治連絡協議会の会長様とか商工会の会長様とかいろいろいらっしゃると思います。要するに、市をつかさどるトップリーダー、この方々とのやっぱり同じテーブルで情報共有できるような市内主体者のトップ会議っていうのがあってしかるべきじゃないかな。なぜかと、まちづくりのビジョンを語るときに、この方が抜けて多分語れないと思いますので、その辺りご認識あったらちょっとご見解をお伺いしときたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） まさに議員ご指摘のとおりですね、もう行政だけではこれは立ち行かないといいですか、もう現在も既にですけど、先ほど申し上げました校区ごとの自治協議会の皆様方、それにいろんな関係団体の皆様方のお力を、協力をいただきながらですね、市民の皆様の安全安心のためにも今やっているような状況でございます。

今後とも行政だけでなく、地域の皆様のご協力が本当に必要不可欠になってくるというふうには思っております。トップ会談ということでございますが、今既にトップ会談というわけではございませんけど、それぞれの各関係団体とかいう会長さんとかですね、そういう方とは私もいろいろ情報を共有しながらお話もさせていただきながら、できるだけ考えもすり合わせさせていただきながらですね、お願いするところはお願いし、協力できることは協力しということで、お互いに協力しながらやっているという実情でございます。

今議員のほうからご提案いただきましたトップ会談でございますけど、今後の推進体制の在り方も含めまして、今後とも検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。ぜひとも推進していただければと思います。これは非常に歴代の市長に聞いても、なかなか難しいですねというご回答をいただいた記憶がございましたが、これは必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、2項目目のデジタルとスマート自治体の観点で一つだけ申し上げておきたいと思いますが、先日、今回の本定例会で提案説明理由の中で市長のほうに触れられましたDX推進本部、本当ありがとうございます。市民を代表して本当ありがたいと思います。本当にDXのこれを設置していただいて、5月19日の初会議をされたということなので、改めてここで確認をしておきたいと思います。

DX推進本部の構成人員と組織構成、役割、概要についてお聞きしたいというのと、ただDXっていうのは市長にこれは申し上げておきたいと思いますが、あくまでもDXというのは手段でございますので、市民の福祉向上が大目的ということでございまして、私デジタル化するそのもののこの目的感というのは二つあると思います。

一つは、市民生活の質の向上、QOLを上げていく、これは当然です。それを支えていく職

員の皆様の業務負担の軽減を図らないと、何のためのDXかっていう形になってくると思いますので、こういった点も含めて市のほうのちょっとお考えあればご確認をさせていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほど議員からお話ありましたけど、本年の5月19日に立ち上げましたDX推進本部でございますが、CIOであります副市長を本部長に、そして部長及び理事の11名で構成しておる組織でございます。

この推進本部におきましては、重点的にDXに取り組むべき事項や方向性、方針を決定することとしており、そしてまた下部組織には各課から選出の職員、こちらをDX推進リーダーとして構成されるDX推進検討委員会というのを設置予定でございます。DX推進検討委員会におきましては、より具体的に部署におけるBPRの取組、そしてシステムの整備、こういうものにつきまして導入に向けて検討いたしまして、年度内に自治体DXにつきまして試験的な運用等にも取り組みたいというふうに考えております。

DXの推進につきましては、一部の部署に限らず、全市を挙げて取り組む必要を感じておりますので、職員一人一人の意識醸成に努めまして、デジタル化を通して市民サービスの向上、職員の働き方改革につなげてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） どうぞよろしくお願いいたします。この二つの目的が達成されないと、本当に市民利益が誕生してこないと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、続きまして、これ市民目線から申しますと、スマート自治体という言葉は本当にすばらしいんですけども、先ほど総務部長がおっしゃったように、いろんなオンライン申請とかAIの議事録とか様々展開されていくと思うんですが、本市独自のシステムをつくる場合は、国との先ほどお示しされた標準化、先ほどは19業務をくつつけるよって話なんですけど、あれは標準基準なやつなのでガバメントクラウドのお話であろうと思うんですが、そうじゃなくてうち独自で例えばこれからDXを進める上で、いろんなシステムが上がってくると思うんですね、所管のほうから。そのときに国のそういった分の標準化とちゃんとつなげる、スムーズに連携できるようになっていくのかというのが1点。

それと私は市民を代表して申し上げたいんですが、私も含めて意外とデジタル化に弱い年代層といいますか、私もちょっとその辺り弱いんですけども、いかんせん一番知ってもらいたいのが自治会役員の方々なんですよ、まず。自治会役員の方々にまずDXに対する見識と申しますか、私もそうですけどお願いしたいのは、なぜかというとその方が地域を守ってくださっているスタッフの方々なので、ぜひお願いしたい。

だから、そこらについてもう一步ですね、今頑張ってるのはよくさっき聞きまして分かりました。もう一步踏み込んだところの体制が撮れないか、その辺りご認識があればお伺いしときたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まずは、国の自治体情報システム、先ほどの標準化、こちらの対象20業務については先ほどご説明したとおり、19業務については既に移行しております、残り1項目、健康管理の業務システムにおいては今年度中に完全移行に向けて調整を行っているところでございます。

そのほかのシステムについてもですね、もちろんその辺りと連携しつつですね、うまくスムーズに取り組めるような形で持っていきたいなどは考えておるところでございます。

もう1点、誰一人取り残さないデジタル化、こちらに向けた取組の一つでございますが、まず、スマホ講座につきましては、令和7年度の実績としましては11自治会において開催しまして、118名の皆様にご参加いただいております。

さらに、今年度においても同様に講座を開催することとしておりまして、関係部署と連携しながら支援を継続してまいりたいと考えておるところです。デジタル化を横断的に進めるスマート自治体の実現に向けては、住民サイドに立って広げていくことが重要な視点であると捉えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） 先ほど言われてました回答の中で、今後調査研究していくよと言われたんですけど、勝手にこっちがお願いしたんですけど、地域共生社会を実現していくためには積極的な行政の関わりはこれから本当に不可欠になっていきます。

その中で、ちょっと地域のコア的なところっていうのは、やっぱり自治会とやっぱり民生委員の皆様と児童委員の皆様というソーシャルワーカー的な役割をしっかりとやっていただいている皆様のご負担率を下げていく、これを制度をどっかで市で設けるべきじゃないかなということで、私は地域活動の支援制度を構築してはどうかなということをちょっと申し上げておったんですが、今職員の方のほうには多分担当制があっていろいろ取り組んでいらっしゃると思いますが、その辺り現状も併せてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 自治会長をはじめとした自治会の役員の皆様でありましたり、民生委員・児童委員といった地域で活動する皆様に置かれましては、地域課題に日頃からご尽力いただいておりますので、まずちょっとお礼を申し上げたいと思っているところでございます。

議員ご提案の地域活動支援員制度につきましては、これから他自治体、先進自治体ございますので、その辺りも十分調査しながら、また地域の皆様とも話し合いをさせていただきながら進めてまいればと思っているところでございます。

地域コミュニティ組織の活性化ということで、様々な主体と交流ができるようにしながら、ますます地域コミュニティの活性化を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。部長よろしくお願ひします。市民がついてこない、せっかくの効力も達成がおぼつかなくなってくるとお思いますので、よろしくお願ひしたいとお思います。

それともう一つあるのがですね、これ市長ご提案、すみません、今日は提案ばかりで、市長との初めてのやり取りなんで、ちょっと厚かましくて申し訳ございません。住民の交流を深めていく上で地域を醸成していく上で、やっぱり地域づくりを進めていくにはやっぱり校区単位って先ほど申しましたが、一つこれ前から私ちょっとお願ひしてるんですけど実は、やっぱり地域のコミュニティセンターありますよね、南コミセンもあればいきいき情報センターでやられているのもあると思うんですよ。ただ、ちょっとまだ整備が追いついてないかなとお思います。やっぱり具体的なこの校区単位でコミュニティセンターの設置という、この辺りの見解について市長のほうのお考えがあればちょっとお示しいただければとお思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 今ですねコミュニティセンターのお話が、これ以前からもいろいろな方からご指摘といいますかご要望等もいただいていることでございますが、このコミュニティセンター自体はやはり住民の皆様の交流を深める、そういう拠点に役割を果たすものだというふうに認識はしております。

また、それともう一つ、自主的な地域づくり、今後ともやっぱり行政が主導ではなく、自主的な地域づくり、こちらについてはやっぱりこういうコミュニティセンターのような拠点というのが果たす役割というのは、ますます重要にはなってくるというふうには思っております。

その上でございますが、コミュニティセンターでございますが、今先ほど議員からご指摘のとおり、南コミュニティセンターもございます。既存の施設も活用しながら、このコミュニティセンターにつきましては整備を今しているような状況でございます。

今後ともですねこのコミュニティセンターの機能につきまして、改めて調査研究を含めまして、センターの設置の可能性につきましては検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

コミュニティセンターになると自治会で公民館機能というよりも、これから地域を活性化していく上でどうしても必要な施設ではないかなというふうに思っておりますので、いわゆる地方自治法で取り扱う施設ですね。公民館機能とはまた変わってくるとお思いますけれども、そういった観点も大事なところだなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、4項目めのコンパクトなまちづくりの推進について、1点だけ申し上げておきたいと思いますが、公共施設の複合化、多機能化についてはそのとおりだと思いますが、先ほど答弁いただいたのでありがたかったんですが、目的的な、要するに何のためにやるのかって

う、要するに公共施設をコンパクトにつくるという発想ではなくて、どういう行政サービスが必要かという観点、要するに公共施設というのは建物を更新するというんじゃなくて、行政サービスの再設計をどうやってやるか、そこの地域だけじゃなく。それと立地適正化計画と今、第2次都市計画マスタープランの整合性を担保してないといけないと思いますので、その点と、それとあと地域コミュニティを拡充させていかないといけない、防災、市民協働とか福祉の拠点にしていくという意味合いを持たせることと、いかんせん先ほどから議論してますDX、民間活力取り入れて、行政サービスの機能の維持をお金を抑えながら維持していくという財政負担率もちょっと考えながらやっていくと。

全てにおいて、やっぱり2040年って一つのターゲットを決めて、バックキャストिंगって後で申しますけど、キャストिंगの発想でやっていただく部分が大事じゃないかなと思います。

私が先ほど申しましたいろんな設置についての問題とか、制度についての問題は全部リンクしておりまして、この辺りが効果的に進めるためには先ほどの期間も必要じゃないかなということでも申し上げておりました。

ですので、その辺りを含めて、本市としてどういうふうな今後公共施設を取り入れるに当たって、先ほど答弁以外に何かありましたら、ご見解だけ聞いておきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） それでは、公共施設の整備検討につきましては、今年度新たに公共施設整備検討委員会を立ち上げまして、公共施設等総合管理計画にて提示しておりますいきいき情報センターを含む全世代交流型や南隣保館等を中心とした近接型等のモデルプラン、そのほかの個別施設の現況を基に、委員会においてまずは公共施設整備の全体スケジュールの方針を固めていく予定としておるところでございます。

あわせて、五条地区活性化検討委員会、人権センター等整備検討委員会も立ち上げまして、五条地区活性化や人権センター等に関する整備方針や整備手法の検討、必要機能の整備、管理運営方法の検討等を各委員会にて審議いただく予定としており、公共施設整備検討委員会とも連携を取りながら整備を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） では、1件目はこれで終わります。2件目の回答をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 2点目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、機構改革につきましては、現在、庁内で検討を進めているところであります。進捗状況としましては、副市長をトップとする行政事務改善委員会を設置し、その下部組織として総務部長を中心として各部門の職員で構成する行政事務改善検討委員会において、詳細な機構案や事務分掌など具体的内容について議論・検討を重ねております。

今回の機構改革に際しては、社会経済情勢の変化や急激な人口減少、頻発する自然災害への

対応、それに伴う市民ニーズの変化を見据え、これに機動的かつ包括的に対応できる施策を進めるための体制整備を基本方針として掲げておるところでございます。

また、公共施設の適切な整備・管理、デジタル化の推進、交通環境の改善、子ども・子育て支援機能の充実など、多岐にわたる課題に対し、質の高い行政サービスを提供することや、今やるべきことを着実に実行することで次世代へ責任をもってつなぎ、安全・安心で誇りを持てるまちづくりを推進することを目指しております。

議員よりご提案いただいた持続可能なまちづくりという観点に基づく組織・体制につきましては、この基本方針とも方向性が一致する部分があるものと受け止めております。将来を見据え、持続可能な形で未来へつながる太宰府市を構築するためには、重点的に取り組むべき施策を実現する組織の確立と社会の変化に対応できる柔軟性が不可欠であります。本市といたしましては、この観点を十分に考慮しながら、組織体制のあるべき姿について検討を進めてまいります。

次に、2項目めについてですが、本年度の施政方針において掲げておりますとおり、令和8年度から新たな総合計画の策定に取り組んでまいります。総合計画は、市の将来像や目指すべきまちの姿を市民の皆様と共有し、まちづくりを推進するための重要な指針であり、長期的な展望をもって本市の方向性を定めるものであります。

この総合計画を基盤として、各分野の個別計画はそれぞれの施策や事業を具体的に示すものであり、市が目指す理想の未来像を現実のものにしていくための具体的な役割を果たすものと考えております。個別計画においては、市民ニーズを的確に酌み取り、地域課題や社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応することが求められます。一方で、個別計画は総合計画との整合性や連動性を確保していくことが重要であります。このように総合計画と個別計画は計画の実効性を高めるために互いに補完し合う関係であるとも捉えております。

現在、本市ではまずは総合計画審議会を立ち上げる準備を進めており、策定の手法やスケジュールなどについて審議をいただく予定であります。

議員ご指摘のとおり、将来世代へ責任ある持続可能な都市経営という観点は、これからのまちづくりを進める上で非常に重要であり、本市が掲げる基本方針とも一致するものであります。この観点を十分に念頭に置き、総合計画の策定段階において丁寧かつ慎重に議論を深め、太宰府市の目指すべき未来像を明確にしてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） ありがとうございます。先ほど私もまちづくりの連動した機構改革につきましては、先ほど申しました未来戦略課、これは本当に設置に向けて努力いただきたいというふうに思いますし、そこには総合的な全庁的なその調整できる権限と申しますかね、これはちょっと付与していただきたいというのが1点。

それと先ほどちょっと失礼な言い方で申し訳なかったんですが、持続可能な推進をしていくためにはやっぱり市役所自体がアップデートして更新していかないといけないので、どうい

ふうに更新していくかが具体的にDXとかスマート自治体で推進されていくと思うんですが、どうしてもですねやっぱりこれデジタル人材っていうのはなかなか地域の中でもそんなにいらっしやらないと思います。ですので、やっぱり高度な専門職の方については、これ前からもお願いしてるんですが、これから情報統括責任者、多分、太宰府市の場合は多分副市長がお担いになるのかなと私は勝手に想像してました、すみません。その方をサポートして、ちゃんとできるような体制づくり、そのための所管課でございますので、どうぞその辺りのご認識について、市のほうの見解があれば聞いておきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） まず、地域戦略課（仮称）ということでございます。そしてそちらについては総合調整権限を持たせるべきではないかというご指摘でございますが、こういうシンクタンク的なセクションではないかなというふうに勝手ながらですね、ちょっと私は考えておりますけど、今後のまちづくりにおきましては、こういうやっぱり分析、エビデンスに基づいた行政というのが今後求められるということに、これはもう実は以前からなんですけど、今に始まったことではないんですけど、ただ、なかなかやはりこういったところに人的費用も策定をなかなかこれまでやっぱり難しいという面がございました。

もう議員もご存じのとおり、今特に1階では窓口、いろんなお客さんを特に福祉部門も含めましてですね、いろんなお客さんが多く、職員本当窓口で一生懸命時間も大分遅くまで頑張っております。そういう中でやっぱりなかなかそこに専門的な職員をそこに割くというのは、なかなか難しい面もございますが、ただ、必要性は私としては感じておりますので、また今後ちょっと検討はさせていただきたいと思っております。

それとDXにつきましては、先ほど私からも5月19日からの取組も含めまして、ちょっとご報告はさせていただいておりますけど、先ほどおっしゃられました外部人材につきましては、これは実は以前からちょっと検討はしておりました。今回もですね、やっぱり専門性の高い、要するに識見を持ったというか、いろんな技能、知識を持った方、そういった方もですね、できましたらご協力をいただけないかなというふうなところは思っております。

ただ、なかなかそちらの方を登用といいますか、そういうのがなかなか難しいというちょっと現実的な問題もございますので、その辺りは今後ですねいろんなところにもちょっとご協力をお願いしていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） 市長すみません、何かと注文ばかり申し上げて申し訳ないんですが、最後一つ申し上げておきたいのは、総合計画に関するこういった高度な人材の面で、DXをしていく上でうちの市もそうなんですけど、人事異動があつたり機構改革が行われたりすると、もともといたスキル持ってる人が流動するんですよ。DXやる場合これやっちゃうと、総合計画を担っている役分なので、これ動かされたら発展しようがなくなっていくんですね。そこいら

を考えると、やっぱり総合計画にうたい込んでおかないと、これ失礼な言い方ですけど、首長が変わられたりそういった人事異動があったり、庁内環境で物事は山が動いていくという、人的な変更によっていろいろ事業が変わってしまうという危険性があります。そのリスク回避はお願いしておきたいなと思います。

最後に、先ほどから申し上げたように、しつこくて申し訳ないんですが、やっぱり2040年度が一つ市長、めどになるかなと私は思ってます。今年入れれば15年後です。ですけど、総合計画を設定する上で大事な時間軸だと思っています。

そこはやっぱり逆算型の思考でやっていただいて、今、行政はどっちかっていうと、フォアキャスティングで積み上げで今の現実の課題に向き合いながら積み上げでやっていく予算ベースの考え方でしょうけど、私が申し上げたいのは2040年はこういうまちづくりビジョンがあると、その逆算型でやっていくと、これバックキャスティングというこれ民間がよく使う手法なんですけど、この辺り含めて最後、市長の思いを聞いて終わりたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 議員のご指摘のこの2040年問題はですね、これは日本全国的な問題であるというふうには認識をしております。

先ほどからお話も上がっております総合計画、こちらにつきましてもですね、やはり将来的なそういういろんな課題等もですね、そういうところも考えながらですね、このまちを今後どういうふうにしていくのか、そういう思いをやっぱりこの計画の中に盛り込んでいかなければいけないというところは思っております。

ただ、個別計画がございますので、総合計画だけでなく、この個別計画との整合性、こちらが重要なところになってくるんじゃないかなというふうに思っております。もう先に今、総合計画はございませんが、個別計画が今先につくって進行している状況でございますので、総合計画が結果的には後追いになるかもしれませんが、しかしながらやはり今おっしゃられたように、この地域を将来的にどういうふうな地域にしたいのか、そういう先を見据えた計画がこの総合計画、重要な計画であると思っておりますので、その思いと個別計画の整合性を図りながら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員。

○12番（堺 剛議員） 前向きな答弁として受け取らせていただきます。

今後総合計画、本当に大事でありまして、生きた総合計画を本当にしっかり醸成していただいて、市民の利益、地域の福祉向上に、我々とともに協働してやっていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 12番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時30分まで休憩いたします。

休憩 午後0時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

神武綾議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付いたしておりますのでお知らせいたします。

14番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔14番 神武綾議員 登壇〕

○14番（神武綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について伺います。

1件目、3月議会で市長が述べられた施政方針について、各会派の代表質問が行われました。その施政方針から2点について伺います。

1項目め、水城地域の地域公共交通についてです。

昨年度から公共交通の再構築の取組の中で、まほろば号の減便、A I オンデマンド交通「のるーと太宰府」の実証運行が始まっています。施政方針ではこの「のるーと太宰府」が使いやすなどといった利用者の声から、交通空白となっている水城・国分周辺エリアにおける運行の可能性について分析・検討を進めると述べられています。

水城地域には大野城市にある駅、スーパー、病院などを利用する方が多いため、地域公共交通を検討するに当たっては大野城市との協議が不可欠であると考えます。そこで現在、協議の俎上に上がっているのか、計画等が存在するのか、また、今後の見通しについて伺います。

2項目め、人権センター等の整備検討についてです。

以前からこの施設の老朽化対策、また利活用について条例改正を含め検討することを求めてまいりました。3月議会の代表質問の中で、それらのことについて前向きな回答と取れるやり取りがありました。そこで、今回の整備検討にあたり、市が考える人権とくくる対象について見解を伺います。

2件目、物価の高騰と実質賃金の低下により、働いても暮らせない層の拡大、高齢者においては年金だけでは暮らしていけないなど、暮らしが不安定になり市民が不安を抱いている今日、国民誰もが申請でき利用できる、セーフティーネットの役割を担っている生活保護制度について、4点伺います。

1項目め、当市におけるコロナ禍以降の生活保護制度利用者の現状について、生活実態の分析は行っているのか伺います。

2項目め、生活保護の相談件数と申請件数について伺います。

3項目め、地域性を鑑み自治体ごとの独自設計が可能であるとされていますが、本市独自の制度、また審査基準等を設けているのか伺います。

4 項目め、生活保護利用者の方が、あなたは保護受給者だからなどと不動産業者や病院窓口で対応されることがあったと聞いています。実際にそのような発言を受けた方からの相談はあるのか伺います。

以上、2 件 6 項目について回答をお願いいたします。再質問は議員発言席で行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは 1 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、水城地域における都市機能といたしましては、商業施設であるスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、金融機関としての郵便局などが立地しており、生活利便性が一定程度確保された地域であると認識しております。

また、近接する鉄道駅といたしましては、大野城市内に位置する西鉄下大利駅、西鉄白木原駅、JR 大野城駅などがあり、いずれの駅周辺につきましても、商業施設や医療施設、金融機関などが立地している状況であります。

議員ご指摘のとおり、水城地域は大野城市と生活圏を共有するところが多く、日常生活の移動におきましても市域を越える往来が頻繁であることは認識しており、このような状況を踏まえ、市域を越えた移動を支える公共交通の在り方を検討するに当たり、広域連携の視点は重要な要素であると考えております。

現在、水城地域の公共交通手段としましては、コミュニティバス、西鉄路線バスなどのバスモードをはじめ、タクシー利用などがございますが、一方で、バス運転士不足という大きな課題や、輸送効率の確保といった問題もございます。

地域の移動手段を可能な限り確保していくためには、路線や車両サイズの最適化、バス以外の交通モードを含めた検討が求められているところであり、水城・国分周辺等のエリアにおきましては、「のるーと太宰府」の実証運行の可能性につきまして、引き続き分析、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、市域を越える移動につきましては、現状としまして、西鉄天神大牟田線等の鉄道路線、西鉄路線バスのバス路線、市内外のタクシー事業者によるタクシー輸送等の交通モードがございましたが、既存の公共交通を継続的・持続的に維持・確保するという観点から、これらの交通モードを可能な限りご利用いただきたいと考えており、その交通結節点までをどのようにつなぐことができるかが重要であるとの考えが基本としてございます。

まずは、水城・国分周辺地域の皆様の市内における移動手段の確保ができるように分析・実証を重ねながら、地域のニーズや広域連携による公共交通の維持・改善の観点から、今後、大野城市との協議、連携を視野に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 次に、2 項目めについてですが、3 月議会におきまして市長による施政方針でも述べさせていただいたように、南隣保館が築51年、南児童館が築45年、南保育所が築48年と人権センター及び南保育所の既存施設が更新時期を迎えていることから、太宰府市

公共施設等総合管理計画の中で、法定耐用年数を迎えるに当たっての長寿命化か建て替えかの検討や、駐車場が狭小などであるから隣接施設との複合化も視野に入れた検討、さらには新たな行政課題を解決するための新しい視点での施設整備が必要であるとされております。

このことに伴い、現在、整備について人権センター等整備検討委員会を立ち上げる準備を進めているところであります。人権センターにつきましては、条例で定められている地域住民及び周辺地域住民に対して、生活の改善向上事業、相談事業など設置目的に係る各種事業を実施しております。

今回、南隣保館、南児童館、いこいの家、近接する南保育所を人権センター等と総じて、公共施設等総合管理計画の中で、各施設の特性や機能を十分に考慮しながら、その再編に向けて検討していくこととしております。

市としましては、人権を特定の課題に限定して捉えるものではなく、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など、様々な人権課題を含むものと認識しております。今後、本市の実情や市民ニーズを踏まえながら、検討委員会において、幅広い視点から議論を賜ることとしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 12月市長選挙で高原市長が新しく就任されまして、3月に施政方針が発表されました。その中で、今まで滞っていた市の事業が動き出すという期待を感じました。

その中から、施政方針については3月議会で質問することができませんでしたので、2点について今回取り上げさせていただいております。

1 項目めの水城地区の地域公共交通についてですけれども、4月からまほろば号のダイヤ改正が行われました。このことによって、水城地域、国分・水城ルートになるんですけれども、ここが約50%近くの減便となっております。そのことによって、朝の通勤や夕方への勤め帰りの会社員の方が利用しづらくなった。それから、このルート内での行き来がしづらくなった。これは水城から国分のお友達のところに行かれる方が行きづらくなった。また、ふれあい館での事業などですね、参加するのに行きづらくなったなどの声が聞かれています。利用者の方からいろんな声をいただいている切実な声があります。

先ほどの回答の中にありましたけれども、その水城地域には一定、お買物する場所や病院などもあるというようなことも、金融機関もあるというようなお話がありましたけれども、実際にまほろば号が減ったことによって、皆さんの外出の機会がやっぱり減ってきたというような声が聞こえております。ですので、これをカバーするためのA Iのオンデマンド交通の機会を検討していただくということは、喫緊の課題ではないかというふうに思います。

行政側としては、まほろば号の減便に対してオンデマンド交通を充てるところかもしれませんが、先ほど申しました市民にとっては外出をもっとしやすくする。また、自分の行きたいときに行けるというようなことを求められていることもあります。買物に行くことの楽しみや、また病院に通うことが保障されるような生活を送りたいというような要望をされ

ています。

そういうことを鑑みまして、このまほろば号と同じ便数を確保することは当然行っていただきたいという要望、それと併せてこれまで水城地域では要望が高く上がっておりまして大野城市にあります下大利駅やＪＲ水城駅にアクセスすることも取り組んでもらいたいという声上がるのは、当然のことだと思っています。

実際に水城・国分ルート、この地域で再構築に手をつけるというような施政方針がありましたので、これを聞いた地元の方からは大野城市へのアクセスが可能になるのではないかなというような期待が大きくあります。

これまで地域公共交通計画を検討する地域公共交通活性化協議会が開催されていました。この協議会、先ほど木村議員の中でもお話にありましたが、コロナ前の協議会では下大利駅、それから白木原駅につながる案については現道がしっかりあり水城からのアクセスが可能である。広域連携したコミュニティバスでのアクセスが可能であるというような回答がありました。

その後、コロナでこの協議会が休止となり、再開した令和４年度の協議会においては、隣接市、これ大野城市、それから筑紫野市も含めてですけれども、アクセスや市民ニーズに対するダイヤ、路線の検討資料の中で下大利駅にアクセスする地域、それからこれは水城地域のことですけれども、ＪＲ水城駅にアクセスする地域、それからまた西鉄二日市駅へのアクセス、地域を示した資料があります。

この下大利駅につなげる線を、この協議会の中で出てきてますけども、大野城市と協議をしているのかという問いに対して、今後調整していくというふうに回答が 있습니다。その協議が実際にされているのか、実際されていたのであればいかなものだったのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘のとおり、コロナ禍前までの協議会における議論内容ではございますが、平成30年度にバス利用者への聞き取り調査を実施しており、最寄りのバス停から直接向きたい駅についてという設問に対しまして、水城回り・国分回りの利用者のご意見としましては、西鉄下大利駅と西鉄都府楼前駅に行きたいという回答が上位になっております。

このような結果からも、隣接市への駅に直接行けるような地域ニーズもあり、広域的な連携の仕組みづくりは重要な視点の一つだと認識しております。

これまでの定例会でもご説明してまいりましたが、コミュニティバスまほろば号につきましては、現在の運行体制をそのまま維持していくための運転士確保が困難であるという西鉄からの申出を受け、大幅な減便となるダイヤ改正に至っております。

現在の公共交通の維持につきましても、危機的な状況でありますことから、まずは水城・国分周辺地域の皆様の市内における移動手段の確保ができるように分析・実証を重ねながら、地

域のニーズや広域連携における公共交通の維持・改善の視点から、今後大野城市と協議・連携を視野に調査研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 今の部長の回答では、これから協議するということで、今まではまだ協議はされていないということでよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） のる一との乗り入れという形での協議は行ってございません。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） のる一については、ここ一、二年検討されてきたことだと思うんですけども、まほろば号を乗り入れするというようなことでの協議もされてないということではよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 当時のことを私ちょっとすみません確認できておりませんが、当時としては地域公共交通を取り巻く環境も大きく変わっておりますので、ちょっと具体的なことは言えませんが、どこまで検討されたかということはちょっと存じておりません。申し訳ございません。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） でしたら、これからがスタートになるのかなというふうに思います。

現在、地域公共交通計画が素案ができている状況で、パブリックコメントが取られました。この中に地域公共交通の広域連携強化として、周辺市町、周辺市、それからまちの連携や市域を超える移動に向けて検討する。これは今年度は研究を行うというふうに示されています。ですので、この点からも進めていただきたいというふうには思っています。

今部長の回答にありました施政方針の内容からいきますと、市をまたいでの検討は含まず、あくまでもまほろば号の減便、公共交通空白地域、これ国分台という山手のほうだと思うんですけども、この地域の方をオンデマンド交通などを充実させて市内循環を進めていく、これを検討するということがよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 現在、策定に向けた検討を行っております地域公共交通計画におきまして、施策の方向性に対応した17の事業を掲げており、その中で周辺市町への連絡や市域を超える移動等について、近隣市町等と連携しながら広域的な移動の利便性を高めることを検討していくことを掲げております。

今年度におきましては、まずは水城・国分周辺等地域の皆様の市内における移動手段の確保ができるような交通モードについて分析実証を重ねてまいりたいと考えておりますが、広域連携の視点も重要であると認識しており、今後も研究を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 先ほど部長のほうからお話がありました地域によってどの駅を利用したのかという調査ですけれども、私もこれを先ほどの計画書の中にありましたので見ましたけれども、平成29年から令和2年度に実施された第5回北部九州圏パーソントリップ調査というのがありまして、そこから抽出されたもので、地域別に鉄道利用駅をまとめたものになっていました。

水城地域については、利用した駅、最も多いのが下大利駅で40%、そして西鉄都府楼前駅では19%、JR水城駅が11%というふうになっています。この数字から見ても、大野城市にある駅、下大利駅、それからJR水城駅を利用したいという水城地域の方が51%いらっしゃるというような数字になるかと思います。この方々が今そこに行きづらくなっているというところでは、この数字も含めて積極的に重点事業としてぜひ研究、早急に手をつけていただきたいというふうに思います。

加えて申し上げますと、大佐野地域では下大利駅を利用したいという方が25%、JR水城駅が36%となっております、こちらの地域でも大野城市の駅を利用したいという方が多いという数字が見えました。これも国分・水城地域だけではないんだなということを気づいたところでもあります。

太宰府市のほうから大野城市の駅のほうを利用するとなると、太宰府市民にはメリットがある、けれども大野城市から太宰府市のほうに来られる方にはメリットがないのではないかなというふうに水城の地元の方も言われる方がいらっしゃいます。なので大野城市を越境するっていうのはなかなか進まないんじゃないかなというようなお話を市民の方されるんですけれども、逆に、下大利駅から太宰府市のほうに入っていただいて水城跡、それから国分寺跡、ふれあい館などを回遊して楽しんでいただくと、史跡地を楽しんでいただくルートが大野城市とともにつくっていくというようなことをぜひ一緒に提案をしていただいて、帰りは下大利駅周辺で飲食を楽しむというようなことで提案をしていただきたいというふうに思います。

このような提案ですね、考え方っていうのは、この協議会の中でも何回も出てきているのではないかと思います。そういう意味からも水城・国分地域からの下大利駅への接続は意味があると思いますけれども、この点について市長のほうから施政方針に掲げられた内容については市内での循環をとということでしたけれども、今の地域の方の声も含めて市長の考えられる大野城市との連携について伺いできればと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほどですね、担当部長のほうからの回答にもありましたが、こちらの水城・国分地域につきましては実は私も地元で、神武議員さんも地元でございますけど私も地元でございます、日常生活の中におきましてこの下大利文化圏といいますか、下大利の駅周辺ですね、こちらについては生活圏を共有するところが多くございます。そして、この交通モ

ード問わずですね、太宰府市から大野城市、大野城市から太宰府市というふうに市域をまたぐこの移動につきましては、地域ニーズもあるというふうには感じております。

太宰府市と大野城市の双方向での行き来といいますか、広域連携の必要性につきましても十分認識をしておりますが、相手があることですので、今後前向きな協議、連携を視野に調査研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 近隣との広域連携は、どちらから話を持っていくかっていうことはあると思うんですけども、先ほどの長谷川議員のお話でも筑紫野市との協議があったりだとかいうこともお聞きしましたけれども、どちらから話を持っていくかっていうのはちょっといろいろあるかもしれませんけれども、ぜひ太宰府市民の外出の保障、それから生活を豊かにするという点からですね、ぜひ協議をこちらから働きかけをしていただきたいということをお願いいたしまして、1項目めを終わります。

次に、2項目め、施政方針の中からですけども、人権センター等の整備についてです。

これまでこの人権センターについては何度か質問をさせていただきました。3月議会での笠利議員の代表質問の中で、公共施設等総合管理計画の中で施設再編の方向性は近接型1として取りまとめているというふうに回答がありました。これは人権センターとしているエリアを一つにしますということと理解をしております。

資料を配付させていただいていますけれども、これが人権センターとしている場所になりますけれども、人権センター条例の中にあるのが南児童館、南隣保館、そして右のほうにあります南体育館になります。この人権センターのエリアを一つにしますというふうに私は受け取っているんですけども、このエリアの位置づけや在り方について、これを再構築する絶好のタイミングだというふうに思います。これまでの人権センターの目的を、市民にとっての施設の価値や位置づけを検討するべきときではないかと思っております。

先ほど三つの施設があるというふうに申し上げましたけれども、南体育館は近接型の1のくくりには入っていないので、今回はちょっと横に置きます。南児童館については、昨年11月の一般質問で取り上げまして、これが児童館を社会福祉法の施設ではなく、こども基本法が制定されて児童館の重要性が取り上げられておりますので、児童福祉法にのっとった施設として見直すべきではないかというふうに要望をしているところです。

そしてもう一つが南隣保館です。この隣保館については、今まで質問等取り上げたことがありませんでしたので、ここで少しお聞きしたいというふうに思います。

隣保館事業は、国の同和対策事業特別措置法がこの同和地域住民の環境改善や福祉向上が進んだことから、この特別措置法が失効をして、平成14年に厚生労働省が隣保館設置運営要綱を定めています。この要綱の目的には、地域社会全体の中で福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のために各種事業を総合的に行うというふうになっております。

この平成14年に厚労省が出した要綱に沿って、このタイミングで南隣保館をコミュニティセンターという位置づけに変更しなかったのはなぜなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 本市では、平成14年4月1日からの条例を改正をしております。

これまでの解放センターというところから人権センターというところで現在位置づけているところでございます。

設置目的につきましては、先ほどご回答いたしましたとおり、条例で定められている地域住民及びその周辺地域の住民に対して、生活の改善及び向上を図り、もって社会福祉の増進及び人権同和問題の速やかな解決に資することを目的として、事業の推進を図っているところでございます。

なお、条例に規定しております人権センターの事業といたしまして、地域交流事業等も既に実施をしております。また市が関係する福祉事業、教育委員会が取り組む人権講座「ひまわり」などにおきましては、周辺地域住民及び広く市民にも参加を周知をしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 平成14年4月1日の条例改正の際に、社会福祉の増進及び人権同和問題の速やかな解決に資することを目的として、この人権センターを設置するというふうに改正されたというふうに思います。

ですので、コミュニティセンターとして地域住民の方も利用できるということにはなっていますが、同和地域の方たちを対象とした施設ということは文書上残っているのではないかとこのように解釈をしております。特別措置法が失効して、一般施策に移行する際に残ってしまったのではないかとこのように思います。ここ隣保館では、今もこの地域住民の方が様々な事業を受けています。

先ほど部長からコミュニティセンターとしてというようにお話がありましたけれども、地域限定はしていないとはいえ、利用者の数ですね、利用している人数などから見て、そういうふうにある特定の方が主に利用しているというように施設になっているのではないかとこのように読み取れます。この施設の在り方については議論がされていないというふうに思います。

2024年の一般質問では、一般施策に移行する際、この平成14年のときですけれども、そのときに在り方について議論がされたというふうに認識しているというふうに回答がありましたけれども、それから30年が過ぎようとしています。人権センター、この条例の中にもありますが、運営協議会というのがありますが現在休止中です。長らく開催されていないというふうに思いますけれども、これは市長が諮問することがなかったので開かれなかったのではないかとこのように思いますけれども、このことについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 南隣保館、南児童館の運営におきましては、平成18年度より社会福祉法人に

業務を委託しておりまして、以降、連絡会議など必要に応じまして関係課と協議を行っているところでございます。

今後運営におきまして、諮問の必要が生じた際には、この審議会の開催について検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 今も同和問題は人権問題の一つというふうに取り扱っていかねばならない時期ではないかというふうに思います。

先ほど部長の回答にありました人権を特定の課題に限定して捉えるものではなくということ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある方、同等に扱うということが認識しているというような回答がありましたけれども、そういうことであればこの人権センター自体をやはり検討し直す、考え直すときにあるのではないかというふうに思います。

ですので、今回の施設の整備検討については、他の人権問題解決に資する在り方、エリアづくりから検討していただきたいというふうに思います。公共施設等総合管理計画の中で、近接型1としてくくって検討をされています。公共施設再編検討支援業務が昨年度行われまして、業者のほうから報告書が上がってきていましたが、その報告書の中を見ますと、公共施設検討会、これが庁舎内で行われていたようですけれども、この検討会は管財課、人権政策課、保育児童課、これは今人権センター、このエリアに関わる所管課で構成された検討会となっていました。これは集約のイメージを検討するにしても、人権問題の幅は広がらなかったのではないかというふうに思っています。

この報告書が提出をされ、検討委員会がこれから立ち上げるというような施政方針があったんですけれども、この検討委員会の構成ですね、人権問題を抱える様々な市民団体、個人の方に広く呼びかけていただいて、この検討を進めていただきたいというふうに考えますけれども、この委員会の構成について伺いたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友添浩一） 委員会は10人以内の委員をもって組織をいたしまして、識見を有する者が2名、その他市長が適当と認める者が8人という構成でございまして、現在選任について準備を進めているところでございます。

もう少し申し上げますと、識見を有する者は、例えば建築分野は地域政策に精通した学識経験者、その他市長が適当と認める者につきましては、例えば自治会、民生児童委員、市民公募、保健福祉関連、人権関連、福祉分野、地域の大学等を現在想定をしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 市長が適当と考える者ということで、8名枠があるということで中身を示していただきましたけれども、先ほどから申し上げております人権問題に関わる方、団体、女性問題の活動されている方、また障がい者団体の方もいらっしゃると思いますので、そういうところで様々なご意見を聞いた上で、この構成を進めていただきたいというふうに思います。市長

のご回答をいただきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほどの検討委員会の委員の構成でございますが、部長のほうからも説明がありましたとおり、市長枠ということで8名ですね。この意味するところはですね、やっぱり広くいろんな方々に入っていただきたいという思いからそういう構成になっております。

先ほどその構成のメンバーといいますか、そういうどういう方々かっていうのも先ほどありましたけど、専門的分野、地域、福祉、そして一般市民、そしてまた施設をやはり知っている方々、現場の方々といいますかそういった方々のいろんな様々なご意見、視点からですね、議論をいただきたいというふうに思っておりますので、いろんな方々が入っていただいて検討をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） この人権センターエリアですけれども、いろいろ様々な自治体でどういうふうなつくりをしていくかということはあるんですけれども、見ましたけれども、子どもの人権、今条例制定の準備をされていますけれども、やはり権利救済というところでは必要な窓口を設置することを望まれている団体さんもあります。春日市の須玖保育園には児童館が隣接をしてまして、一体化されているというような建物もあります。そこで子どもたちの様子も見ながら、どんな問題があるのかというような聞き取りもできるというような施設にもなっております。

南保育所では、人権保育が長らく続いています。ここで親も人権を学んだ。そして子どもたちも人権というものを体感をして育ってきたという歴史もあります。いこいの家の活用についてはデイサービス施設がありますけれども、これについても高齢者の施設というところでは、どんなふうに地域の方ですね、ここの地域限らず、市民の方がどんなふうに使いたいかなというようにことも検討の中に入れていただきたいというふうに思います。

また、社会福祉協議会、ルミナス、これは福祉分野、そして女性問題分野というところでの統合も考えられなくはないですし、人権エリアとして考えるのであれば、検討する余地はあるのではないかなというふうに思います。このようなことを含めて、しっかりと新しい人権センターの在り方について、じっくりと取り組んでいただきたいことを要望いたします。

2件目をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、本市の生活保護受給者の現状につきましては、令和7年度末が785世帯914人であり、令和4年度末の709世帯860人と比較しますと世帯数で約10.7%、人数で約6.3%増加しております。また、生活保護世帯の内訳といたしまして、令和7年度末では、65歳以上のみの方で構成された「高齢者世帯」が374世帯、病気やけがで働くことができ

ない「傷病者世帯」が155世帯、身体や精神に障がいがある「障害者世帯」が119世帯、「母子世帯」が27世帯、「その他の世帯」が110世帯であり、令和4年度末と比較いたしますとそれぞれ、高齢者世帯が10%の増、傷病者世帯が18.3%の増、障害者世帯が5.3%の増、母子世帯が12.9%の減、その他の世帯が17.0%の増、と母子世帯を除き増加している現状であります。

次に、2項目めについてですが、令和7年度の生活保護に関する相談件数につきましては434件、その後保護申請に至った件数は135件となっており、令和4年度の相談件数248件、申請件数112件より相談件数が75%の増、申請件数が20.5%の増となっております。

申請理由につきまして、令和7年度におきましては、世帯主の傷病のためが40件で一番多く、次に預貯金等の減少・喪失のためが32件、次に他市町村からの転入が22件などとなっております。

相談や申請内容の多くは、年金を受給していない、または金額が少ない方が介護が必要となり施設に入所する場合や、病気やけがなどで仕事を継続できなくなった方などからの相談であります。それに加え、本市における個別の事情としましては、市内には精神医療センターがあり、精神疾患などにより就労が困難な方が通院に便利な市内のアパートに居住するという場合がございます。また、市内には保護観察所の委託保護を受けている方が一時的に住まわれる自立準備ホームがあり、その方が退所する際に近隣のアパートに転居する場合などがあります。

次に、3項目めについてですが、生活保護制度につきましては、国の法定受託事務となっておりますので、国が一定の基準を定めており、必要に応じ、基準等の見直しが行われているものと認識しております。本市独自に制度や審査基準を設けることは基本的にできませんが、自動車保有に関する細かな容認基準などにつきましては、事務要領を作成し運用しているところでございます。

次に、4項目めについてですが、議員ご指摘の保護受給者であることだけを理由に不動産業者から不当な扱いを受けたとする相談については現時点で把握しておりませんが、過去に家賃を滞納していた経験のある保護受給者が、保証会社の承認が下りず住居を借りられなかったという事例はございます。

また、病院窓口の対応につきましては、保護受給者は医療扶助が適用され基本的に窓口での負担はございませんが、会計の際に「あなたは生活保護だから支払いはありません」などと、近くの人に聞こえる声で言われ嫌な思いをしたとの相談を受けております。

いずれにいたしましても、生活保護制度につきましては、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記された憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとされておりますことから、生活保護受給者の人権につきましても、様々な機会を通じて、周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 太宰府市の今の生活保護受給者、まずそこに至る世帯の方の様子がよく分かりました。憲法25条も読み上げていただきまして、やはりここに影響して生活保護制度を利用して、市民の方への相談にも乗っていただきたいなというふうに改めて思ったところです。

先ほどの相談件数が増えて75%も増えてます。それから利用者も増えている。10%増えたというような回答がありましたけれども、コロナ禍すぐは様々コロナの影響ありましたし、今その物価高でとかですね、いろんな状況も絡み合っってこのような数字になってきていると思うんですけども、対応されている生活支援課のほうで、実際に窓口に来られた方のまず聞き取りなど行われると思いますし、その後、受給が決まればその方を定期的に訪問するというようなことをされていると思うんですけども、実際に今そのケースワーカーの配置がどのようになっているかということをお聞きしたいんですが、社会福祉法においては太宰府市支部においては、80世帯に1人ということが国の標準と定められていますけれども、太宰府市では国基準で対応できているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） ケースワーカーの数についてでございますが、議員ご指摘のとおり、社会福祉法第16条において、市に設置する福祉事務所にしましてはケースワーカー1人につき80世帯となっておりますが、現在標準数には達していない状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 今1人当たり何世帯持つてあるっていう数字は出ますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 失礼しました。令和7年度末現在はですね、平均いたしまして約98世帯となっております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） ケースワーカー1人、職員さん1人当たり98世帯持たれているというように、国基準を大きく上回っています。全国的にこのケースワーカーの方の負担、精神的にもやはり重たいご相談を受けることもありますので、なかなか仕事も続かないというようなことも言われています。

この人員配置については、国が補償をしています。社会福祉法の標準数を踏まえて必要な交付税措置が行われていますので、この点については国基準の1人80世帯に近づくような人員配置を求めたいと思います。これは要望しておきます。

2項目めです。窓口相談にこられた方が令和7年度の3月末の時点で434件、そして申請が135件というふうに加えてありますけれども、申請数が少ないんじゃないかと、相談数に対してっていうふうにも見れるんですけども、生活保護申請は生活保護を利用したいという方であれば誰でも申請をすることができますし、その際の審査書類について必要書類の添付は要らないということを厚生労働省のホームページでも広報されています。このことが市民の方が

知られているのかっていうところですけども、実際に窓口でこのような申請を受け付けられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 生活保護の申請についてでございますが、生活保護の実施要領でありますとか、各種通知に基づき申請のほうを行っている状況でございます。

必要書類につきましては、申請時に必ず提出しなければならないということはございません。審査を迅速かつ正確に行い生活保護の決定ができるように、審査時に必要な書類につきましては、申請以降できるだけ早い時期にご提出をお願いするようにしております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） 3項目めです。自治体ごとの独自設計ができるのかということなんですけれども、国の事業ですので、なかなか自治体で上乗せっていうところは難しいところではあるかと思いますが、先ほどの自動車の保有については自治体ごとそれぞれ相談の内容についてですね、きちんと聞き取りを行った上で必要であればそのまま保有が可能であるというような判断をされているというところも増えてきているようです。

市民の方が生活が苦しくなって、経済的に逼迫したときにですね、生活保護の窓口で相談をしてみようと思うときにハードルになってることがあります。先ほどの自動車を手放さないといけないのではないかということ、それから親族に知られることになるのではないか、連絡がいくのではないかということ、それから持家を処分しないといけないのではないかというようなことがあると思います。自動車については先ほどご回答いただきましたけれども、親族への照会を実際行っているのか。それからもう一つ、持家の処分について、このことについて市民から相談があったときに、私がお伝えするとしたらどのようにお話をしたらいいのか、簡潔に教えていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） まずはですね、扶養親族に対する調査につきましてでございますが、生活保護の実施要領でありますとか各種通知に基づきましてその分は行っております。

その中でも未成熟なお子さんの親などにつきましては、「重点的扶養義務者」というふうにされておまして、毎年、年1回、扶養義務調査をすることになっております。

また、暴力や虐待を受けられた相手方や相続を巡り対立している方、生活保護受給者の方など、特別な事情がありまして明らかに扶養することが期待できない方につきましては調査を行わないことができることとなっております。

また、持家についてでございますが、持家があるということで保護の申請ができないという実態は特にはございませんが、借家の方に支給されている家賃等で住宅扶助というのがございますが、持家の方については住宅扶助の対象とはなりません。

また、住宅ローンが残っている場合につきましては、結果として生活に充てるべき保護費か

らローンの返済を行ってしまうことになりますので、原則として生活保護の適用とはなりません。

また、65歳以上の方で、ある一定以上の固定資産評価額がある物件をお持ちの方につきましては、社会福祉協議会で行っている生活福祉資金貸付制度に、いわゆる要保護世帯向けの不動産担保型生活資金、いわゆるリバースモーゲージの申請を促すことになるということになります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員。

○14番（神武綾議員） ありがとうございます。

この生活保護を申請するに当たって、太宰府市のホームページを見たりされている方がやはり多いです。ホームページにはこう書いてあるんだけど載ってなくて、これはどうなのかなというようなお話を聞くことがあるんですけども、実際に窓口に行くと生活保護のしおりっていうのをいただけるんですけども、このしおりまでホームページに載せて、そこで理解していただくと。そして、これだったら相談にちょっと行けそうだなというふうにしていたきたいなというふうに思います。これは要望です。これが結局相談件数が増えるということにはなると思うんですけども、ケースワーカーさんを増やしていただきたいと思います。

4件目についてですけども、生活保護を受けるということは、やはりその方にとってはまだまだスティグマを感じて烙印を押されたというような意識にもなりますし、また負い目を感じているという方が少なくありません。

先ほど病院でとか不動産屋さんとかいうようなお話、窓口でもあってるっていうようなことでしたけれども、人権講座「ひまわり」が毎年取り組まれていますけれども、今年も始まるようにご案内いただいております。いま一度、企業さんやそれから事業者向けの研修ですね。人権問題の正しい理解と認識についても力を入れていただくということでお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 14番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時35分まで休憩いたします。

休憩 午後2時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時35分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔13番 原田久美子議員 登壇〕

○13番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2件について質問いたします。

1件目は、市有地の活用についてです。

令和7年9月定例会で、坂本地区にあります市有地を公園や広場として、また、バスカットを整備して活用してはどうかと質問をいたしました。その際、都市整備部長からは、公園の設置に関して、行政区からの要望等を踏まえながら市内全体の公園の設置状況、バランスに配慮しつつ検討していく。また、バスカットについても、渋滞緩和策の効果なども検討しながら調査研究をしていきたいとの回答でございました。

その後、公園やバスカットについて調査研究はどのように進められたのでしょうか。進捗状況をお伺いいたします。

2件目は、牛乳給食についてです。

福岡市教育委員会が、令和8年度中に市立小中学校の給食で提供している牛乳を月に1回、2回、お茶などの別の飲料に替える、牛乳を提供しない日を導入するという新聞記事を拝見しました。

現在、月に1回牛乳に替えてお茶の提供を実施されているようです。しかし、義務教育である9年間においては、栄養素、特にカルシウムの摂取量を考慮すると、牛乳給食はなくすべきではないと考え、今回の質問をさせていただきます。

そこで、市長は学校給食において牛乳を提供しない日を設けることについてどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

以上、再質問は、議員発言席で行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは1件目についてご回答いたします。

令和7年9月定例会で議員よりご提案がありました坂本地区の市有地につきましては、公園や広場としての活用の可能性を検討するため、土地の形状や面積、周辺環境などを踏まえた整備に必要な調査を進めてまいりました。

その中で、道路との高さを合わせるための地上げや隣接地との境界に擁壁の設置等が必要になりますので、それらの概算費用の算出を行ったところ多くの予算が必要となることが判明いたしました。

一方で、公園や広場を新設する際には、市内全域の公園等の設置状況を考慮する必要があります。特に坂本区につきましては、既に3か所の都市公園があり、その中でも令和7年度に令和の都小正府公園が供用開始されたばかりですので、他の自治会とのバランスも考慮しながら、慎重に検討を進めてまいります。

また、バスカットの整備につきましては、県道の坂本1丁目交差点から国道の洗出交差点までの信号間の距離が約130メートルと短く、片側のみの整備では渋滞対策の効果が限定的であるため、費用対効果の面からも厳しい状況ではないかと考えているところであります。

今後は、地元自治会の意向を確認しながら、様々な利用方法も含めて引き続き調査研究してまいります。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員。

○13番（原田久美子議員） ご回答ありがとうございます。

先ほど今部長からできない理由をお聞きしましたが、予算を必要とするということだったんですけれども、私がこの市有地については狭い市有地でございまして、その地域のところには空き地っていうのがありませんので、その観点から公園や空き地をつくってくださいということで要望をしておりました。

回答には、もうとにかく予算がない。それとか、そこの坂本地区には三つの大きな都市公園があるとか、私は大きな公園をつくってほしいということではなくて、その場所をご存じですかね。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員ご指摘の市有地につきましては、坂本1丁目の洗出の交差点から坂本1丁目の交差点のところですね、ちょっと低くなっているところの場所ということは認識しております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員。

○13番（原田久美子議員） あの周辺の地元の方からずっと要望がございまして、あの近くには空き地っていう空き地もないし、あそこが市有地だということで草がもう刈れてなかったんですよ。私が一般質問したときの何日か後にあそこきれいになりました。言って市有地を草を刈り取るようなことだったので、よく調査をされてないんだろうな、草をもう刈り終わったので動くかもしれないなと思いながらしょっちゅうあそこを通っておりました。私はあそこを通るたびにですね、西鉄大牟田線、昔で言えば太宰府3号線はこっちですから、バイパスの高架の下になりますからバイパスだろうと思いますけど、もう旧バイパスだろうと思いますけど、その部分と3号線に当たるところに、結局信号機が踏切も踏まえますと三つあるわけですよ。それを、間をバスが路線が通ってるんです。

左側の3号線に向かったら、左側はバスが停留所がもう本当、路側帯も狭いんです。右側にも歩道はありますけれども、本当に車が離合できない。あそこはもう本当に踏切が開かずの踏切ではないんですけれども、西鉄大牟田線の信号機で車は渋滞してる。そういうところであの市有地はもったいないと思ったんですよ。市有地をそのまま草を刈らずに置いとくのか。それとも、そういうのはバスカットにして少しでも広くしていただきたいなということで、私は一般質問をさせていただきました。

もうとにかく予算がないともう言うことばかりで回答になっておりますけれども、私は都市公園、あそこの近くにそういうふうに広場があれば、私は今回の一般質問にはならなかったんですけれども、防災の観点から言いますと私も防災士をしておりますのでいろんなところで講話をするときに、地震が起きたら家のことがもう安定したら外に出て行きなさいと。家が潰れてはもう困りますので、まずはマンションにおられる方も一回外に出ましようって。地震が起

きたらすぐに出入口は開けて、そして広い敷地に行きなさいということを言ってるんですけど、やっぱり坂本公園、先ほども部長もおっしゃったように、もう分かってあると思いますけれども、あの辺はもう空き地がないんですよ。空き地がないから私はそういうふうな公園を広場として人が集められるような広場をつくってほしいということでお願いしたわけです。

もう結果はもうできないということですので、この結果につきましては、またしつこく質問させていただきたいと思いますが、最近ですね、山火事とか地震はもちろんですけども、もう何かあるときに地震があったときは特にですね、広い広場に行きましょう、あっちに行きましょう、グラウンドに行きましょうっていうことを言ってるから、住民の方たちは広い場所がないということをもう一度ここで住民の立場にかえて言うておきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、バスカットにつきましても本当にあそこが渋滞しているということはよく分かってあると思いますが、市有地をとにかく利用していかないと、そのまま置いとったってもったいないじゃないですか。それと私が今回あのときに質問してなかったんですけど、そのときに部長が防災力も含めて公園を向上にも効果があるように考えているということをおっしゃいました。

そこでですね、そこに私は今回ですね、今月の1月から太宰府市をはじめとして雨も降らず、2024年2月以来、約2年振りのダムの貯水率が27.2%、24年の最低値の30.7%を既に下回りました今回。15日は国や県の連絡会が行われて、福岡地区水道企業団では15%にも減らすなど方針が決められて、筑後川水系渇水対策本部が設置されましたことはご存じかと思います。

市役所でもですね、市民の節水にご協力をお願いされて、広報車も本当に使われておりました。どうかですね本当に恵みの雨と思いましたがけれども、断水には至らなかったことはよかったと思っております。

そこでですね、その部分を空き地でもできない、バスカットもできないっていうのであれば、こういうふうな火事とかあった場合にはですね、防災力にはやっぱり水が一番必要だと思っております。

それで、私たちの生活に欠かせない多機能な存在の水でございます。そのためにその広場に防火水槽等をつくってはみてはどうかと提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 防火水槽という点で、私のほうからちょっとご回答させていただきたいと思っております。

まず、議員おっしゃってます防火水槽ということなんですけれども、防災の観点から言うと、どちらかと言うと消火栓の補助的な位置づけとされております。

ただ、災害等で消火栓が利用できなくなった場合なども想定されますので、そういった場合は防火水槽の水が非常に重要な役割を担ってくるのではないかと考えられております。

なおですね、新たに設置するということになりますと、かなり広いスペースが実は必要とな

ってまいりまして、そういったことも含めて市内に計画的に位置等を見ながら配置していく必要があるというものだというふうに考えております。

議員ご提案の当該地への市有地への設置ということではありますが、その現地も大きさ等も見まして、設置に当たりましては防火水槽そのもののスペースに加えて、いわゆる工事をするための作業スペースというのにも必要になってまいります。

ということでいろいろ計算をしますとですね、そのまま防火水槽を設置するっていうのはちょっと当該地ではちょっと難しいものがあるかなというふうにちょっと考えておるところです。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員。

○13番（原田久美子議員） ちょっと非常に残念でございます。

防災力、先ほどから何回も言いますが、あの近辺で火事があったら消火栓で賄うっていうことをされてますけど、今回みたいにまた湧水が出た場合にどうして水を得ることができるのでしょうか。やはりそういうふうな小さい防火水槽でもいいので、何かあったときにはその市有地を何か活用していただきたいと思ったので、今回検討してみますという答えが出るかなと思ったけれども、もうあの場所には設置できないということを聞きました。

やはり市民の生活、市民の安全安心を守っていくのが防災力の中にも一つであると思います。私も消防を消防団として20何年間頑張っております。そうした場合に火事があった場合には、やはり水が一番大事なんです。人も要りますけれども、機械も要りますけども、水が一番大事なんです。こういうふうな今回の湧水もありましたので、水はやっぱ貯蓄、貯水しておかなきゃいけないと思っておりますので、できないではなくてどうか考えていただきたいと思っております。

今回副市長、総務におられたときのことをよく覚えておりますけども、今回私の防火水槽についてはどういうふうな考えをお持ちか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（小島真由美議員） 副市長。

○副市長（石田宏二） ご提案ありがとうございます。防火水槽につきましてはですね、この今原田議員がご提案いただいている場所の近くに防火水槽があるということが1点と、先ほど来から担当部長がお話ししておりますように、その防火水槽を掘るに当たっての作業スペースがどうしても取れないと、技術的なことで設置できないというところがございますので、そこら辺のところはご理解いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員。

○13番（原田久美子議員） ということは、あの市有地については、もう今から草が生えてもう何もしないということで、そういうふうな受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） あの市有地につきましては、先ほどの回答の中でも申し上げましたが、今後とも地元自治会の意向を確認しながら様々な利用方法も含めてで

すね、引き続き調査研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員。

○13番（原田久美子議員） 1件目は残念な回答でございましたけれども、1件目はこれで終わりたいと思います。

2件目をお願いします。

○教育長（井上和信） 2件目について、市長の考えをとということでしたけれども、学校給食に関することですので、私からご回答させていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、福岡市においては今年の4月から中学校で、6月から小学校で、月に1回、牛乳の代わりに緑茶を提供するという報道がありました。これは、牛乳の提供を月に1回減らすことで不足するエネルギーやカルシウムについては、月全体の給食で必要とされる栄養を摂取するということになります。

本市における学校給食の献立は、学校給食法に基づき学校給食の標準的な栄養価を示した学校給食摂取基準を基に各学校に勤務している栄養教諭が協力して作成しております。その学校給食摂取基準には、カルシウムの栄養補給源として牛乳が位置づけられており、給食に組み込むことが推奨されているため、本市における小中学校の給食には必ず牛乳を提供しております。

以上のことから、今後も国の学校給食摂取基準にのっとり、栄養バランス、食品の調達、予算、アレルギー対応など様々な状況を考慮した上で、牛乳を含むおいしい学校給食を提供していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員。

○13番（原田久美子議員） 前向きな回答ありがとうございました。安心しました。

先ほど言いましたように、この牛乳なしの導入ってということで、福岡市の市長が一声でこの牛乳なしの日をつくるということで、その新聞を見たときにそのときは前市長の楠田市長でございました。もうこのときに楠田市長に一般質問と思いましたが、これがもう12月だったから改選時期だったので、質問をできずに今になってしまいました。新市長はそんなことはないと思ったんですけども、もう一度確認のために今回この質問をさせていただきました。

それで市長の一声で牛乳がなくなる日がある、できるんだということをこの新聞で見ましたが、今現在も実施されておりますので、もう心配で心配でたまらなかったんですね。私は自分のことになりますけれども、兄妹5人おります。5人目の一番末っ子でございます。ゼロ歳から私は牛乳を飲んで、母の乳が足らなくて今牛乳で育ったと言えます。だからこういうふうな体になりました。

やっぱ牛乳というのは、もう小学校から私もずっと今も飲んでます。でもやはり今の子どもたちは学校給食でカルシウムを本当に摂ってると思います。やっぱり牛乳も摂れない、家庭の冷蔵庫にも牛乳がない子どもたちもいるかと思います。やはりそういうようなところは9年間

の義務教育でこのカルシウムを補充していただけると本当にその子どもたちが大人になって、私も今大人になって本当に牛乳のありがたさというのが分かりました。

その一番初めの、去年の新聞にですね、昨年10月の牛乳なしの日の導入をここの私たち今、太宰府で取っております永利牛乳のほうに福岡市の教育委員会から連絡があったそうです。それで、酪農農家も生産業界もこの言葉を聞いて、もう簡単に和食に合わないから要らないとか言われたのでは、やはりもう残念でしたというコメントが出ておりました。それで私のところも太宰府市も永利牛乳だったので、これがもしも太宰府の前の前市長でまた変えられたら困るなと思いつつも、この記事についてはもう何回も新聞に出まして、今日の朝の新聞にも朝刊に載っておりました。

やはりその結果は、お茶の飲み残しがものすごくあるということで、コストも牛乳のほうが高い、お茶は高いということで、結果はどんどん何か私から見たらやっぱし牛乳が良かったんだという結果になりましたけれども、これはよその市の問題ですけれども、これを太宰府市に持ってきてもらったら困るなと思って今回の質問をさせていただきました。

ぜひですね市長、いろんな問題がかかってくると思いますけれども、子どもたちのためにはですね、やはり小学校、中学校の今度も完全給食になったのは、誰ももう子ども1人が給食を同じものを食べさせてあげたかったからこそ、学校給食をしてほしいというのが私の一つの意見でございました。今度また牛乳給食につきましても、またこういうふうなものを講じられると困りますので、今、スムーズにいったる学校給食、完全給食ですので、その中身をもう今先ほど言われたように、栄養士さんやら学校の先生とかいろんな市の教育委員会も本当に頑張られてますので、何かありましたときにはこういうふうなことがないようにですね、されないと分かっていますけれども、もしかしてという場合もありますので、もう本当にコストも高いということで牛乳が一番安全だということでカルシウムも摂取されますので、変えられないようにほかの市に先導されないようお願いしたいと思います。

市長すみません、最後をお願いします。大丈夫だと思いますけど。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ありがとうございます。ご指名をいただきました。

まず、決してですね、お茶を否定するわけではございませんが、先ほど教育長が言われたとおり、学校給食においてはやはり栄養基準、学校給食摂取基準がございますけど、こういうやっぱり栄養というところにやっぱり一番に重点を置いて考えていかなければいけないと思っています。

これは私の個人的な見解でございますが、私としてはこういうものにつきましては、現場、学校のほうですね、教育委員会をはじめ、そして学校の現場の方々の意見を一番に尊重させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員。

○13番（原田久美子議員） 安心しました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 13番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時15分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場礼子議員から一般質問の資料配付の申出がありましたので許可をし、机上に配付いたしておりますのでお知らせいたします。

6番馬場礼子議員の一般質問を許可します。

〔6番 馬場礼子議員 登壇〕

○6番（馬場礼子議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2件質問いたします。

1件目、単身高齢者等の居住支援のための居住支援協議会設置と居住サポート住宅制度導入について。

最近、市民の皆様から、あそこもここもあちらも単身高齢者が暮らしている。買物や簡単な作業は近隣住民で支え合っているが、いつまでも続けられるものではない。単身高齢者が安心して暮らせる住まいを整備してほしいといった切実な声を伺う機会が増えております。

こうした課題に対応するため、国は平成19年（2007年）住宅セーフティネット法を制定し、高齢者や障がい者、低所得者、ひとり親世帯など、住宅確保要配慮者の住まいの確保を支援するため、自治体や不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等が連携する居住支援協議会を制度化しました。

さらに、令和7年（2025年）の法改正では、住宅の提供に加え、見守りや安否確認、生活相談などを一体的に行う居住サポート住宅制度が創設され、超高齢社会における重要な受皿として期待されております。

つまり国は、20年近く前から住宅確保要配慮者への支援の必要性を認識し、制度整備を進めてきましたが、本市では居住支援協議会は設置されておらず、居住サポート住宅についても具体的な受皿がこれからの状況であります。

また、単身高齢者が住み続ける住宅は、将来的には管理不全空き家や空き家予備軍となる可能性もあります。空き家対策の観点からも、居住者が要介護状態になる前や生活に不安を感じ始めた段階で見守り、生活支援を受けられる住宅へ円滑に住み替えて、空き家減少につながる仕組みを整えていくことが重要ではないでしょうか。

これからの時代は、住まいと福祉を別々に考えるのではなく、一体的に支援していく視点が必要です。居住支援協議会を核として、居住サポート住宅の整備や支援体制の構築を進めるこ

とは、高齢者福祉の充実と空き家対策の両面から重要な施策であると考えます。

以上を踏まえ、4項目質問いたします。

1項目め、居住支援協議会設置と居住サポート住宅制度導入に際し、現状と課題について3点伺います。

1点目、住宅確保要配慮者からの住宅相談の件数、内容、支援の現状について伺います。

2点目、民間賃貸への入居や生活費に対する現行体制の課題認識について伺います。

3点目、民間居住支援法人や不動産関係団体との連携の現状、今後の組織的連携の必要性について伺います。

2項目め、居住支援協議会の必要性と連携ほか、体制整備について2点伺います。

1点目、居住支援協議会設置の必要性に対する市の認識について伺います。

2点目、居住支援協議会設置に向けた現在の具体的な検討状況について伺います。

3項目め、居住サポート住宅制度導入について3点伺います。

1点目、居住サポート住宅制度に対する市の認識と導入に向けた対応について伺います。

2点目、制度導入を見据え、今後、高齢者が安心して暮らすための見守り、安否確認、生活相談、家賃債務保証などの支援体制構築について伺います。

3点目、本制度導入により、単身高齢者の円滑な住み替え促進及び空き家予防対策との連動について伺います。

4項目め、居住支援協議会の設置と、居住サポート住宅制度の導入に関する市長の見解について伺います。

2点目、まほろば号の運賃と、まほろば号内山線の運行体制及び受益者負担について。

まほろば号は平成10年（1998年）に運行が開始されました。平成14年（2002年）に運賃が改定され、以後24年にわたり現在の全区間100円運賃が維持されています。

しかしこの間、燃料費や人件費、車両維持費など、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、市の負担も年々増加しております。持続可能な公共交通という観点から、運賃の在り方について検討すべき時期に来ているのではないかと考えます。

また、市ではA I オンデマンド交通「のるーと太宰府」の実証運行も進められておりますが、市民からは300円という運賃は高いとの声も聞かれます。一方で、まほろば号は距離に関係なく100円で利用できる状況であるため、利用者負担の在り方についての議論も必要ではないかと考えます。

さらに、まほろば号内山線については、竈門神社への観光利用が大きく影響しているものと考えております。現在のまほろば号内山線は、市民利用と観光利用が同じ路線、同じ車両で運行されており、利用実態を踏まえた受益者負担や運行体制の検討が必要であると考えます。

観光利用によって路線が支えられているのであれば、観光客向け運賃の設定や、市民向け便と観光客向け便を分離する2台体制なども検討の余地があるのではないのでしょうか。公共交通は市民の移動手段を守る重要な社会基盤であり、同時に利用者にも適切な負担をお願いすると

いう視点が必要です。

以上を踏まえ、6項目伺います。

1項目め、現在の全区間100円運賃について、市はどのような考えで維持しているのか。また今後も継続していく考えなのか伺います。

2項目め、市全体の公共交通として、市民負担の公平性も踏まえた運賃の平準化・統一化について検討する考えがあるのか伺います。

3項目め、竈門神社への観光客急増に伴う利用実態をどのように分析しているのか伺います。

4項目め、観光客に対する一律100円運賃と受益者負担の在り方についてどのように考えているのか伺います。

5項目め、市民向け便と観光客向け便を切り離す2台体制の導入について、見解を伺います。

6項目め、運賃適正化で得られた財源を公共交通の維持や利便性向上に活用することへの見解を伺います。

以上、ご回答よろしくお願いいたします。再質問は、発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めの1点目についてですが、障がい者やひとり親世帯の住宅に関する市へのご相談はほとんどあっていない状況です。高齢者世帯については、高齢者やそのご家族などから年間1万件以上、様々な相談があっており、その中から住宅に関するご相談を抽出するのは困難なため、正確な件数の把握はできておりませんが、相談事例として、家賃滞納やそれに伴う退去要請、アパート解約に当たっての家財処分、認知機能に問題を抱える方の転居、行方が分からなくなった入居者やその近親者の連絡先の照会などのご相談が年間数件程度寄せられており、法律相談や弁護士相談のご案内、介護保険サービスや介護施設のご案内、居住支援法人のご紹介等による対応を行っております。

また、低額所得者世帯については、直近5年間において年間1件から10件程度の家賃に関するご相談、公営住宅への入居希望、居所を失ったことなどのご相談があっており、家計相談や居住支援法人のご紹介による対応を行っております。

次に、2点目についてですが、本市において、住宅確保要配慮者のお困り事は相談に至らない潜在的なニーズも一定程度存在すると認識しており、単身高齢者の増加、ひとり親や障がいのある方、外国人住民、就労や収入が不安定な若年層など、入居支援と入居後の生活維持の双方に支えを要する層は、今後も増加が見込まれます。入居前の段階では、物件情報や制度情報へのアクセス、入居忌避、連帯保証人や緊急連絡先の確保、初期費用や保証料の負担、審査ハードルの高さ、外国人の方においては、手続における言語の壁などが存在し、また、入居後は見守りや相談先の不明確さ、家賃管理や滞納予防、ごみ出しなどの生活ルールの定着、近隣トラブル対応、孤立やセルフネグレクトへの早期介入、退去時における原状回復、孤独死リスクへの備えなど、様々な課題が想定されます。

次に、3点目についてですが、1点目でも触れましたが、何かしらの理由で転居が必要な時などに居住支援法人を紹介し、連携して対応をした事例もあり、今後、住宅確保要配慮者のお困り事が増加するに当たっては、組織的な連携を検討していく必要があるものと認識しております。

次に、2項目めの1点目についてですが、居住支援協議会とは、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携し、地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進するために、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体、自治体の住宅部局・福祉部局等で構成される会議体で、令和7年10月に施行された「改正住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」により、市区町村による設置が努力義務化されたものです。窓口の一本化、住まいの確保、リスク対策、制度の普及や啓発などにおいて効果があるものと認識しております。

次に、2点目についてですが、その効果について認識はしているものの、キーパーソンとなる居住支援法人や不動産業者、福祉事業所の存在、事務局体制の確保という点で課題があり、まだ具体的な検討には至っていない状況でございます。

次に、3項目めの1点目についてですが、居住サポート住宅とは、居住支援法人などが家主と連携し、入居者の日常の安否確認や訪問等による見守り、生活や心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅として、令和7年10月施行の法改正で創設された新たな制度です。家主や居住支援法人、不動産事業者などの賃貸人とサポートの提供を行う社会福祉法人やNPO法人などが策定した居住安定援助計画を市区町村に申請し、市区町村は国土交通省・厚生労働省の共通省令に基づき計画を認定することになりますが、本市においては、現在のところ申請は1件もあっておりません。令和8年5月末現在、認定されている居住サポート住宅は全国で277部屋、福岡県で82部屋とまだ事例が少なく、今後、課題等を見極めていく必要があるものと考えております。

次に、2点目についてですが、ご指摘のとおり全国で単身高齢者世帯が2030年に900万世帯に迫ると見通される中、居住サポート住宅に期待するところもありますが、まだまだこの新たな制度は全国的に浸透しておらず、家主や不動産業者、安否確認や見守りなどのサポートを主に提供する役割と想定されている社会福祉法人やNPO法人等も理解が不足している状況と感じており、今後、事例を通じた課題等を見極めていく必要がある段階と考えております。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、3点目についてですが、本市が進めている空き家等の予防・管理・流通・活用を促進する取組におきましても、高齢者などの住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境を確保していくことは、適切な管理などが行われていない空き家等の発生を予防していくことにつながる効果的な取組であると考えております。

そういった中、本市におきましては、現在のところ福祉部局と住宅部局が連携して、県や関係団体とともに住宅セーフティネット制度に係る情報等を共有する取組などを行っているところ

ろです。

今後も引き続き、空き家等の予防・管理・流通・活用を促進する取組について関係団体とのさらなる連携を図りながら、住宅セーフティネット制度について調査研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 次に、4項目めについてですが、居住支援協議会の設立と居住サポート住宅の拡充に関するご提案は、住まいの確保にお困りの方々の安心につながる重要な視点であり、趣旨は十分に理解し、重く受け止めております。入居前後の切れ目ない支援、空き家の活用、地域理解の醸成は、本市にとっても避けて通れない課題です。一方で、拙速な立ち上げによる機能不全は避けなければなりません。

居住支援協議会については、常設の事務局体制やコーディネーター人材の確保、家主・不動産・医療・福祉など多様な関係者の参画、個人情報取り扱いルールなどの課題もございます。

また、居住サポート住宅の拡充に当たっても、見守りや生活支援の担い手、夜間や緊急時の対応、保証や原状回復といったリスク分担、近隣住民の合意や品質管理の仕組みが整ってこそ、入居後の定着につながると認識しております。現時点では、直ちに協議会の設置や居住サポート住宅の拡充に踏み切るのではなく、実効性を担保できるよう段階的な進め方を検討してまいりたいと考えております。

議員ご提案の趣旨は十分に踏まえ、引き続きご意見を伺いながら丁寧に検討を深めてまいりますので、どうぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。思いのほか丁寧にたくさんご回答いただきましたので、ちょっとスピーディーにいきたいと思います。

まず、今回再質問の際に、昨年神武議員が住まいの保障という一般質問をされており、その議事録を引用した質問を幾つかさせていただきます。

まず、1項目、1点目の再質問をいたします。昨年、高齢者世帯の66%が入居に拒否感を持たれており、民間賃貸の貸手の8割が高齢者の入居を拒否しているというデータがあります。そこで質問ですけれども、本市に寄せられる相談の中でも、実際に何件も不動産会社を回ったが断られたといった切実な相談はどのくらい含まれているのでしょうか。

また、そうした物件が見つからないという強い拒否感の壁に対して、現在の紹介するだけという支援状況で本当にミスマッチは解消できているとお考えなのか、市の認識を伺います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 切実なご相談ということで、現在のところ貸し渋りなどで困っているなどの相談というのはこちらのほうにはあっていないものと認識をしているところでございます。

また、ミスマッチにつきまして、今までこちらのほうにご相談をいただき、おつなぎしたケ

ースにおいては、ミスマッチが生じた事例というのは把握をしていない状況でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。私の元には、もうかなり高齢者の方からこういうふうな住まい、単身高齢者の方からの心配、それとかこれからどうしたらいいかという質問とか苦情がいっぱい来てるので、市のほうにあまり来てないというのがちょっとびっくりでございました。

次に2点目、本市における課題認識について伺います。

昨年的一般質問において、総務部長から長寿命化計画の推計を根拠に、市営住宅の戸数は現在の36戸を維持する方針であるとのことご答弁でした。しかし、一方で民間賃貸住宅市場は、高齢者等入居拒否感が依然として根強く存在しているのが現実です。市営住宅を増やす予定はない、民間の壁も厚いともなれば、そもそも住む場所が見つからないということが、今後さらに増えるのは必然的です。

そこで、この公的住宅の限界と民間市場の壁の間に挟まれた現状を、市は現行体制のまま乗り切れるとお考えなのでしょうか。それとも、決定的な課題として危機感を持たれているのでしょうか、お願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、市営住宅についてでございますが、令和6年3月に太宰府市公営住宅長寿命化計画を策定しており、その中で国土交通省より公表された住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムに基づき、要支援世帯数の推計、その世帯の受皿となる住宅数の推計を行っておるところでございます。

このプログラムの手引につきましては、その中でどうしてもやはり近年の国及び地方公共団体の厳しい財政状況の下では、公営住宅ストックの量的拡大は困難となっておるところで、公営住宅等の供給に当たっては真に住宅に困窮する者への的確な供給が強く求められるようになっているというようなことで記載がございます。

なおかつ、このプログラムが令和3年9月に公表されたものでございますので、住宅セーフティネット法設立後のプログラムになっておるところでございます。そういった中でこのプログラムに基づきまして推計したところ、住宅数につきましては、市営住宅等民間賃貸住宅のうち、低廉な家賃かつ一定の質が確保された住宅を対象としておりまして、推計の結果、要支援世帯数に対して受皿住宅数のほうが上回っているため、まず市営住宅の戸数につきましては現状を維持する方針となっておるところでございます。

あとは民間との連携といったところにつきましては、先ほど健康福祉部長からの回答がございましたが、今後、住宅確保要配慮者のお困り事が増幅するに当たっては、組織的な居住支援法人などとの連携を検討していく必要があるものと認識しておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） どうもありがとうございます。

課題の2点目としてさらに質問します。通告に含めました入居後の生活維持についての再質問です。

大家さんが単身高齢者等を拒む最大の理由は、孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納への不安があるということをして市のほうで自ら認められておりました。ですが、現在の市役所の各相談窓口や既存の空き家対策の枠組みでは、大家さんが最も不安視している入居後の見守り、万が一の際の残置物処理、そして家賃保証に対して市が直接的なセーフティネットを提供することができていないというのは、今の現状です。

そこで再質問ですけれども、この入居後のリスクに対する担保がないという点こそが現行体制の最大の限界であり、課題だと考えます。市はこの点をどのように認識し、これまで限界を感じた事例はなかったか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 居住サポート住宅におきましては、居住支援法人などが大家と連携し、安否確認や見守り、福祉サービスへのつながりを行う住宅であり、同住宅の認定を受けるためには、大家や居住支援法人等が居住安定援助計画を策定し、市に認定申請する必要があると思います。

1問目の回答でも述べさせていただきましたが、住宅確保要配慮者の方の入居後は見守り相談先の不明確さ、家賃管理や滞納予防、ごみ出しなどの生活ルールの定着、近隣トラブル対応、孤立やネグレクトへの早期介入、退去時における原状回復、孤独死リスクへの備えなど様々な課題は想定されますが、現時点で関係課のほうで限界を感じたといったところまでの事例は把握をしていない状況でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ありがとうございます。さらに再質問いたします。

昨年、居住支援協議会設立のプロジェクトチームをと神武議員が提案された際も、部局連携を図りながら調査研究する旨の答弁でした。

そこで再質問ですが、現在のように福祉部局と都市整備部局はそれぞれの所管の範囲内だけで相談を受け、情報を処理している現状の体制では、課題に対してのスピーディーな対応は限界があると考えます。市は現在の縦割り体制による限界をどのように認識されてますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 居住に関するご相談につきましては、相談内容が家族内の問題によるもの、生活困窮や高齢化によるもの、財産管理によるものなど様々な要因がございます。相談内容の種類によって可能な部分につきましては部署同士で連携することもできますが、現在、居住支援に関して直ちに組織的に統合した管理体制に移行することは、相談の性質上困難な状

況ではないかと考えており、また、拙速な一元化による機能不全は避ける必要があることから、実効性が担保できるような段階的な進め方を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

次 3 点目、民間団体との連携状況について伺います。

昨年 の 答 弁 で は、本 市 が 宅 建 協 会 を は じ め と す る 4 団 体 と 協 定 を 締 結 し、空 家 対 策 を 総 合 的 に 進 め て い る と の こ と で し た。確 か こ の 協 定 は、平 成 30 年 に 締 結 し て い た と 認 識 を し て お り ま す。

そ こ で 伺 い ま す け れ ど も、こ の 既 存 の 空 家 対 策 の 協 定 の 枠 組 み の 中 だ け で、具 体 的 な 物 件 紹 介 と か 入 居 支 援 に つ な が っ た 実 績 は あ り ま す で し ょ う か。こ れ が 単 な る 空 家 の 適 正 管 理 と か 処 分 と い う 相 談 に と ど ま っ て い た ら、要 配 慮 者 の 住 ま い 探 し と い う 居 住 支 援 に は 連 動 さ れ な い ん じ ゃ な い か と お い ま す け れ ど も、そ う な る と せ っ か く の 民 間 と の 結 び つ き と い う も の は 宝 の 持 ち 腐 れ に な る ん だ と お い ま す。

連 携 条 項 の 2 点 目 と し て、県 が 指 定 す る 居 住 支 援 法 人 に つ い て の 関 係 性 に つ い て 伺 い ま す。

昨 年、市 内 に 2 か 所 の 居 住 支 援 法 人 が あ る と の 答 弁 が あ り、市 役 所 の 窓 口 も そ こ を 紹 介 し て い る と の こ と で し た。し か し、市 が 単 に パ ン フ レ ッ ト を 渡 し て 紹 介 す る だ け の 関 係 で あ れ ば、そ れ は 組 織 的 な 連 携 で は あ り ま せ ン。市 が こ れ か ら 地 元 の 居 住 支 援 法 人 と 定 期 的 な 情 報 交 換 と か、個 別 の 困 難 事 例 に 対 す る 一 緒 に ケ ー ス 会 議 を 開 い た り す る よ う な 日 常 的 な 協 力 体 制 と か は、現 在 構 築 さ れ て い る ん で し ょ う か。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 相 談 が 発 生 し た 場 合 の 窓 口 の 受 付、対 応 に つ き ま し て は、そ れ ぞ れ の 所 管 課 に て 受 け 付 け 対 応 し て お り、必 要 に 応 じ て 関 係 課 と の ケ ー ス 会 議 の 開 催 や 居 住 支 援 法 人 と の 連 携 を 図 っ て い る と こ ろ で ご ざ い ま す。

以 上 で す。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。居 住 支 援 法 人 と の 連 携 も 図 っ て い ら っ し ゃ る と い う こ と で す ね、あ り が と う ご ざ い ま す。

さ ら に 今 後 の 組 織 的 な 連 携 の 必 要 性 に つ い て 伺 い ま す。こ こ ま で 質 問 し て き ま し た け れ ど も、市 役 所 の 中 に は 複 数 の 福 祉 窓 口 が あ っ て、外 に は 宅 建 協 会、不 動 産 団 体、専 門 的 な 居 住 支 援 法 人 が 存 在 し て お り ま す。そ れ ぞ れ が 個 別 に 動 い て い る 現 状 で は、高 齢 者 な ど の 住 ま い の 問 題 に は 対 応 し 切 れ な い と お い ま す。だ か ら こ そ、行 政 と 福 祉 建 築 と 民 間、不 動 産 業 者、支 援 法 人 が ば ら ば ら で は な く て、全 員 が 一 つ の テ ー ブ ル に 着 い て 情 報 や リ ス ク を 共 有 す る 居 住 支 援 協 会 会 と い う 組 織 的 な プ ラ ッ ト フ ォ ー ム が 絶 対 に 不 可 欠 だ と お い ま す。

そ こ で 再 質 問 で す け れ ど も、ば ら ば ら の 今 現 状 で は あ る と お い ま す が、こ れ ら を 組 織 的 に 統 合 し た 協 会 会 を つ く ら な け れ ば、今 後 の 高 齢 化 社 会 に お け る 居 住 支 援 は 立 ち 行 か な く な る と い

う必要性について、市はどのように認識されていますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 繰り返しになりますが、居住に関するご相談につきましては、相談内容が家族内の問題によるもの、生活困窮や高齢化によるもの、財産管理によるものなどの様々な要因がございます。相談内容の種類によって可能な部分については、部署同士で連携することも可能ですけれども、現在、居住支援に関して直ちに組織的に統合した管理体制に移行することは、相談の性質上、困難な状況ではないかというふうに考えており、また拙速な一元化による機能不全は避ける必要があることから、実効性が担保できるよう、段階的な進め方を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） ありがとうございます。先ほどからちょっとそういった直接、居住支援法人に結びつくような、何か相談がないというふうな形で聞こえてくるんですけども、やはりそもそもこういった居住支援協議会とかそういうものが立ち上がってないので、市民の方っていうのはそういう場づくりというんですか、そういったものをご存じないから相談をされないとは私は判断します。

そこで、1 点目の居住支援協議会の必要性に対する認識についての再質問なんですけれども、昨年、県や近隣自治体の取組を参考にしながら調査研究を進めると答弁されておりました。あれから 1 年経過しました。この 1 年間でどのような調査研究が行われたのでしょうか。例えば、住宅部局と福祉部局の間で協議会設置に向けた具体的な合同会議、実務者レベルの会議というものは一体何回開催されたのでしょうか。そして、どのような結論に至ったか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 居住支援協議会の設置に向けましては、筑紫地区や福岡地区内の近隣市の動向を調査したところでございます。

いずれの自治体も居住に関する相談等を含めて、内容は広範囲にわたること、協議会設置のメリット・デメリットを含め、協議会の運営が機能不全とならないよう実行する必要があることなど、そういった理由から、協議会の設置については慎重にならざるを得ないとの状況でございました。

このような状況から本市におきましても、現時点では直ちに協議会の設置に踏み切るのではなく、実効性を担保できるよう段階的な進め方を検討してまいりたいというふうに考えております。また、住宅部局と福祉部局とのお話、関係会議ということですが、実務者担当レベルの間では時期を見ながら定期的にお話を実施をさせていただいて、今後の本市の機構まで含めたところで考えていまいしょうというふうなところでお話が終わっている状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員）　ありがとうございます。

あと一つ重要なのは、本市が居住支援協議会を必要とする最大の理由は、本市に先ほど申し上げたような特有の公的住宅の少なさです。本市の市営住宅は僅か36戸、そして今後も増やす予定はないという断言されてます。つまり、国やほかの自治体のように、困ったら公営住宅に入れるというような物理的受皿が本市には圧倒的に不足しております。

ハードウェアとしての公的住宅を増やせない本市だからこそ、民間賃貸住宅を安心して活用できるようにするためのソフトウェア、すなわち居住支援協議会というネットワークがほかの自治体以上になくはないと思われますので、真剣にスピード感を持って私は悩んでということじゃなくて進めていただきたいと思っております。

それと、2点目の居住支援協議会の設置に向けた現在の具体的な検討状況についてですけども、受皿っていうかそういうような土台がしっかりしてないと、先ほどからおっしゃいますけれども、本市は既に平成30年から宅建協会とか司法書士会など4団体と空き家対策の協定を結んでおりまして、民間とのパイプ自体は構築されてきたはずですよ。

つまり、協議会の土台となる民間との関係性は今からつくるのではなく、もう既に何年も前から存在しているはずですよ。土台となる協定を結んでからこれほど長い歳月がたって、さらに去年は調査研究しますという経過にもかかわらず、いまだに具体的な設置のめどというか設置の重要性ってというのが示されない、それは何が障壁になっているんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（小畠真由美議員）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治）　福祉部局の中におきましては、先ほどからもお話をしておりましたとおりですね、居住に関するご相談というのがやはり家族内の問題になるものでありますとか、生活困窮や高齢化によるもの、財産管理によるものなど様々な要因があるところでございます。そういった中で一元化っていう形で組織を整えるというのはなかなか難しい状況、福祉の中では福祉に関する専門的な知見というのも必要になりますし、居住サポート住宅の認定に関しましては住宅に関する知見というのも必要になってまいりますので、住宅部局の中でもやっぱりある一定の検討する必要があるかと思えます。

そういったところもいろいろ様々なメリット・デメリット等もありますもんですから、その中で今段階を追って検討してまいりましょうというふうなご回答になろうかと思えます。

○議長（小畠真由美議員）　6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員）　ありがとうございます。さらに私は強く「検討してします」ではなくて、もう今後いつ立ち上げるかという段階に来てると思いますので、設立時期をちょっと明確にして本当に検討を進めていただきたいなと思えます。

次に、3項目めの1点目ですね、居住サポート住宅制度導入ですけども、居住サポート住宅は単に入居を仲介するだけでなく、福祉による見守りとか生活支援が一体になった、まさに本市が抱える入居後の大家さんの不安を解消するための画期的な制度です。

先ほど、居住支援協議会の設置の必要性は重々にご依頼しました。そして最後、昨年の答弁にはまだ出てきていないこの新しい国の制度の居住サポート住宅について、市はこの居住サポート住宅という制度を今後の高齢者の住まいを保障するための有効な手段になり得ると考えられているのでしょうか、教えてください。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 議員おっしゃられるとおりですね、将来にわたりましては有効な手段になり得るものというふうに考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） 将来ではなくて、近い将来でお願いします。

先ほど言ったように、居住支援協議会と居住サポート住宅というのは両輪だと思ってますので、どちらか一方だけを検討するのではなくて、まず、居住支援協議会の設置とサポート住宅を一体的なパッケージとして本市の福祉、住宅政策としてスピード感を持って導入を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、3 項目めの空き家予防に関することに関してなんですけれども、空き家予防に関しては先ほどから申し上げているように、高齢者の方がもう施設に入所してしまっただけで最終的には死亡してなって空き家になるケースの増加が確実に起こり得るので、もうそういったサポート住宅のような安心して自分の今の生活をダウンサイジングしてもう住み替える、そうするとそこに起こり得る空き家というのも空き家予防につながるかと思います。そういう取組に必ずつながると思いますので、併せて居住サポート住宅についても、そこも連動して考えていただけたらと思います。

今までのをまとめさせていただきますと、単身高齢者の今の生活に関して困っている人がいますよ。そしてただし、本市の今の取組では限界があるんじゃないか。だから協議会が必要ではないでしょうか。そして、協議会を使って居住サポート住宅を導入してほしい。そうすると、高齢者が安心して住み替えられる、空き家予防にもつながるということを今まで質問してまいりました。

そして最後に、市長にご見解を伺いたと思いますけれども、これまで申し上げてきたように、現場の課題、必要な手段がこれだけ明確に出そろっている今、これを具体的な政策として動かせるかどうかは、市長のトップダウンの決断にかかっております。

先ほどの議論でもありましたとおり、居住支援協議会の設置は近隣の筑紫地区ではまだこの自治体も成し遂げておりません。だからこそ、本市がトップランナーとして先陣を切って、慎重に、かつスピーディーに立ち上げていただきたい、それこそ非常に大きな意義があると考えます。そこで再度、今までの質問を通して、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） こちらの住宅にお困りの方々の住宅支援ということで、こちらについてはマ

スコミ等でも取り上げられておりまして、私も何度もテレビ等でも拝見させていただいております。

先日も朝の具体的にはNHKと言っていていいかどうか分かりませんが、ニュースのほうでも流れておりました。そこではですね、やはりもちろん住宅にお困りなんですけど、ただしやはり今まで住み慣れたところ、周りにやっぱり知り合いの方々がいる、こういう地域コミュニティの中でその方が生活している。ですから、逆に引っ越ししたくないという方も中にはいらっしゃいますし、人それぞれ様々ではないかなと思います。

にしてもですね、先ほどから議員もご指摘のとおり、やはり高齢者の方々の住宅取得困難とかですね、やっぱり課題は出ておりますので、その点は十二分に認識をしておりますが、1項目で回答させていただきましたとおり、現時点におきましては住宅の支援ということで、趣旨は十分に理解し、重く受けておりますけど、その拙速な立ち上げによる機能不全はやっぱり避けなければいけないというふうに思っておりますので、まずはコーディネート人材の確保や多様な関係者の参画などのですね、その辺りの課題解決をした上で今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） 一言申し添えたいのは、やっぱり単身高齢者のこの住まいの問題は待たなしというところです。市長からも前向きなご回答というふうに受け取っておりますので、住む場所の安心なくしては本市の持続可能な発展も市民の皆様の幸せもあり得ませんので、ぜひこの居住支援モデルが一日も早く実現することを強く要望しまして、1件目を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、まほろば号の運賃体系につきましては、運行開始の平成10年4月から平成13年12月までは、初乗り180円、最高200円で運行しておりましたが、平成14年1月からは、さらなる利便性の向上と利用促進、また費用対効果を踏まえ、行政サービスとして市民の皆様に還元していくことを目的に全区間100円の均一運賃制を導入したものであります。まほろば号は運行開始から30年近くが経過しましたが、市民の皆様に親しまれながら、大切な地域公共交通の一つとして、その役割を担ってきたものと認識しております。

なお、議員ご指摘の全区間100円という運賃につきましては、現在策定に向けて検討を進めている地域公共交通計画の目標の一つである「みんなで地域公共交通を支える仕組みづくり」において、利用者負担・公的負担の均衡化を施策の方向性として掲げ、持続可能な公共交通体系を構築するため、コミュニティバス等の料金体系の検討の必要性もお示ししていることから、当該計画の進捗の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、公共交通は、地域全体の公共交通として可能な限り移動手段を確保すること、また、持続可能であることが大変重要であるものと認識しております。

また、同じ市域におきましても、地域ごとの交通ニーズや周辺環境、利用実態等は様々であり、限りある運転士、車両、運行を担っていただく交通事業者、交通モードなどを効果的かつ有効に組み合わせることで、それぞれの地域に最適で持続可能な交通体系の構築が必要であると考えております。

現在、市民の皆様にご利用いただいております、鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなど、あらゆる交通手段や交通資源がある中、その特性や利便性、サービス内容、運行経費、輸送量等に応じた運賃設定がなされているとともに、地域ごとの交通ニーズ、周辺環境、利用実態などが異なるため、その運賃について一律の基準で統一化を図ることは一定の難しさが伴うものと認識しております。

そのため、持続可能な地域公共交通体系の再構築を目指すに当たり、様々な交通モードが共存共栄できるよう、また、利用者負担や公的負担のバランスを総合的に勘案しながら、今後も検討を継続してまいりたいと考えております。

次に、3項目めについてですが、竈門神社を含む内山地区への来訪者につきましては、以前より、春の桜時期、秋の紅葉時期にかけて多くの来訪者がある中、令和元年の秋頃を契機に、SNSや各種メディアなど、様々な要因によりさらに増加しているものと推察しております。

まほろば号内山線におきましても、平日、土日を問わず多くの方々にご利用いただき、まほろば号の年間利用者数のおおむね半数がこの内山線をご利用いただいている状況となっております。

次に、4項目めについてですが、本市におきましては様々な公共交通が運行されておりますが、まほろば号に限らず、鉄道、路線バス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなどのご利用に際し、地域住民なのか、市民なのか、市民以外であるものの通勤や通学で日常的に利用されている方なのか、観光客なのか、といった乗客の区別が難しく、その利用割合等を正確に把握することは現状困難であるものと認識しております。

日常生活を送る上で、サービス利用者が対価を負担する受益者負担の原則を基本としつつも、公共交通の運賃設定に関しましては、その維持に寄与することはもとより、地域住民の移動手段の確保、地域全体の活性化、住みよい魅力ある地域社会の形成など、利用者以外の皆様にも影響をもたらすものと考えております。

そのため、先ほどもご説明いたしましたが、「みんなで地域公共交通を支える仕組みづくり」の一つとして、利用者負担や公的負担のバランスを総合的に考慮しながら料金体系等の検討を行ってまいりたいと考えております。また、その際には、市民生活への負担軽減を最重点課題と位置づけながら、観光促進との両立を図ることが重要であると認識しております。

次に、5項目めについてですが、これまでの定例会等でもご説明してまいりましたが、地域公共交通を取り巻く環境は、全国的な課題と同様に、深刻な運転士不足など厳しさを増しており、市域及び近隣地域を運行する路線バスの廃止や減便、コミュニティバス「まほろば号」の減便など、バス路線そのものの維持につきましても困難な状況となっております。

現在のまほろば号は、平日ベースといたしまして、6台の車両を7人の運転士で運行しており、2024年問題ともいわれる改善基準告示を遵守しつつも、ぎりぎりの時間まで運行業務に従事いただきながら、市民の皆様の移動手段を可能な限り確保しているところであるため、車両や運転士を増やす2台体制につきましては、かなりの課題や障壁があるものと想定されます。

また、議員ご提案の市民と観光客を切り離す体制につきましては、路線バスやコミュニティバスのような一般乗合旅客自動車運送事業におきましては、道路運送法において不特定多数の利用を想定しているため、特定の旅客を区別することも同様に難しいものではないかと考えているところです。

現在、国におきましては、観光施設・サービス等の料金設定等に関する調査研究会において、各種事例研究等もなされておりますことから、その動向も注視しつつ検討を重ねてまいりたいと考えております。

最後に、6項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、地域公共交通は住民の豊かな暮らしの実現や社会経済活動に不可欠であり、その維持・確保を図ることは地域活性化の視点からも極めて重要であるものと認識しております。同時に、利用者負担や公的負担のバランスを総合的に考慮しながら、料金体系等の検討を行う必要もございます。

5項目めの回答と重複いたしますが、現在、国におきましては、観光施設・サービス等の料金設定等に関する調査研究会において、各種事例研究等もなされておりますことから、その動向も注視しつつ検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ご回答ありがとうございます。

100円運賃についてなんですけれども、長年議論されながらも運賃改定に至ってないわけなんですけれども、もし今後、運賃改定を検討する際の判断基準というのはどこに置いておかれるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） バス事業におきましては、人件費の上昇や燃料費などをはじめとした物価全般の高騰、設備投資など、事業運営に係る経費は年々増加傾向にあります。持続可能な地域公共交通体系の再構築を目指すに当たり、様々な交通モードが共存共栄できるよう、また、利用者負担や公的負担のバランスも総合的に勘案しながら運賃設定につきましても検討を継続してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） ありがとうございます。

2項目めの運賃の平準化なんですけれども、私が運賃改定を申し上げているのは、単なる値上げではないんですね。現在のるーととの運賃の格差が大きいからです。今年4月からのるーとは片道300円、市民からは往復600円は高い、利用を控えているという声を本当に数多くいた

だいております。統計上把握は難しいと思いますが、市としても有料化による潜在的な利用控えについては、ある程度認識されているかと思います。

実際、私、先日、市民の方から五条から高雄のファミマ行くのにまほろば号で往復200円で本当は行きたいけれども、帰りが14時台しかないので、やむを得ず帰りはのるーとを利用して。しかし、往復のるーとを乗るのは、もう本当に経済的に逼迫してしまうというお話も伺っております。これは付け加えておきます。

そこで再質問ですけれども、利用形態が違うというのは重々理解してはいますけれども、のるーとはよくタクシーと比較対照されますけれども、タクシーに比べると比較的安い、近くまで運んでくれますけれども、私たち市民はそもそもタクシーは日常利用はいたしません。そのための公共交通機関がコミュニティバスであり、のるーとなわけです。

だから、市民からすれば、まほろば号ものるーとも市が支える公共交通です。100円と300円という3倍の差について、市民の不公平感が生じているという認識があるのか伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどご説明いたしましたとおり、市民の皆様にご利用いただいております様々な交通手段や交通資源がある中、その特性や利便性、サービス内容、運行経費等に応じて運賃設定がなされております。

また、議員ご指摘のとおり、地域ごとの交通ニーズ、周辺環境、利用実態などが異なるため、運賃を一律の基準で統一化を図ることは、一定の難しさを伴うものと認識しております。公共交通は可能な限り移動手段を確保すること、また、持続可能であることが大変重要であります。利用者負担や公的負担のバランスを総合的に勘案しながら、今後も運賃体系につきまして検討を継続してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） 資料のほうを出ささせていただきます。簡単に説明しますと、これはもうあくまで本当に試算です。確定数字ではありません。

何が申し上げたいかというと、まほろば号を50円上げたら2,495万円の増収、そしてのるーとを300円から150円にした場合に470万円の減収、差引き2,023万円の財政余力というか効果が出てまいりますという試算になりますので、単なる値上げではなくて、市全体の公共交通を平準化するという考えの中で、こういった資料も付け加えさせていただきます。

そしてあと1点、やっぱり料金の平準化・統一化になれば、今、まほろば号で行われている乗り継ぎ制度っていうのもスムーズになるんじゃないかと思います。今後、のるーとも普及されていくわけなので、まほろば号からのるーと、のるーとからまほろば号、その乗り継ぎ制度に関しても、かなり両者を使い分けるネットワークづくりという観点から、運賃統一、乗り継ぎ制度についても考慮いただければと思います。

次の3項目め、内山線についてなんですけれども、まほろば号の内山線についてですね、そもそもデータがないのはもう当然だと思います。おっしゃったとおりだと思います。なかなか

見分けが利かないと思いますけれども、ただ確実に内山線は1便当たり17.7人と突出しております。観光客による利用実態を把握するために、今後できたら属性調査というのも行われたらと思いますけれども、ただ、今年4月の減便の状況におきまして、内山線だけは観光客対応という意味合いがあり、減便も大幅に抑えられております。だからこそ内山線は生活路線というよりは、観光路線として位置づけているのだと思いますので、そこで観光客の受益者負担について質問いたします。

内山線が観光事業を多く抱える路線であるならば、市民の税金で観光客まで100円で運んでいる現状について検討が必要だと私は思います。市民負担軽減の観点から、観光客にも一定の受益者負担を求める考えについて先ほど見解を伺いましたけれども、同路線で同サービスということであれば、二重運賃ということで厳しいかと思いますが、市民向けの便、市民向けのコミュニティバスと観光客向けのシャトルバスを分けて運行するという考え方だと、少し運賃格差が法的にもちょっとスムーズにいくんじゃないかなと思います。その2台体制になることによって、市民が満員で乗れない問題の解消にもなります。定時制の運行の向上にもつながります。そして、観光需要への対応にもつながるかと思います。将来的に検討課題として対象にならないでしょうか。それとも条件が整えば検討する余地があるとお考えでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 今回のまほろば号の減便がそもそも運転手不足といったことに端を発しているというようなこともございます。そのことを踏まえまして、車両や運転士を増やす2台体制ということにつきましては、かなりの課題や障壁があるものと想定はしております。

ただしですね、先ほどの回答の中でも申し上げましたが、市民の負担軽減という観点から観光客に一定の負担を求めるようなことにつきましてはですね、今、国において観光施設サービス等の料金設定等に関する調査研究会において、各種事例研究等がなされておりますことから、その動向も注視しつつ、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 6番馬場礼子議員。

○6番（馬場礼子議員） どうもありがとうございます。

そして最後ですね。今まで運賃改定、まほろば号、のる一と、運賃の平準化、そして内山線まほろば号の観光客の運賃設定と2台体制について、ご要望というかご質問をしてみいました。

最後、市長に、これら提案に関してのご見解をいただいて、そしてこの質問を終わらせたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ご質問ありがとうございます。まほろば号につきましてはその料金ですね100円、これ長い間100円を市としても頑張って維持させていただいております。昨今の物価

高騰ですね、ガソリン代の値上がり等も含めまして、やはりなかなか厳しい状況、それはやはり以前からこの料金を値上げしたらどうかというご意見もいただいておりますが、やはりどうしても市民の皆様のやっぱり交通手段というところで、なかなかやっぱりそれに対する反対意見もございました。正直言うとそういう意見もございましたので、なかなか難しいところはありました。

ただし、今後でございますが、まず私以前から言っておりましたけど、やっぱり地域に適したっていうか、その地域地域でやっぱり課題が違いますので、その地域に一番最適な地域公共交通システム、こちらの構築というのを私は選挙のときから訴えておりました。

まほろば号だけでは、やはりなかなかもう運転士不足という状況もございますので、やはり限界があるんじゃないかなと私は思っております。ですから今のるーととかですね、いろんな交通手段を検討していくということで今進めておりますが、さらに近隣におきましては地域の協力に基づいてのシャトルバスじゃありませんけど、そういう乗合バスのことも運行してあるところもございます。

やはりそこその地域で最適な公共交通システム、地域公共交通システムを今後とも検討していきたいというふうに思っております。それに含めまして、この料金体系につきましても今後の検討課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員。

○6 番（馬場礼子議員） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 6 番馬場礼子議員の一般質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 4 時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 4 時25分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議時間は午後 5 時までとなっておりますが、会議規則第 8 条第 2 項の規定により、本日の日程終了まで会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

4 番瀬筒義久議員の一般質問を許可します。

〔4 番 瀬筒義久議員 登壇〕

○4 番（瀬筒義久議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして 2 件について質問いたします。

太宰府市は歴史と文化、そして観光資源に恵まれた全国的にも有数の魅力あるまちです。一方で、そこに暮らす市民の日常生活、防災、公共交通、地域コミュニティ、子育て、高齢化対策など、生活都市としての視点も非常に重要であると感じております。

第二次太宰府市都市計画マスタープランは、平成29年度を初年度とした20年間にわたる計画であり、令和18年度（2036年度）を目標年次としております。さらに、10年目をめどに見直しを行うことが明記されており、2026年はまさにその中間見直しの重要な時期であります。

この10年間で本市を取り巻く環境も大きく変化しました。人口減少や高齢化、防災意識の高まり、地域コミュニティの変化、公共交通や駅周辺の在り方など、市民がまちに求めるものも変わってきていると感じております。また、今回、市民からも請願も提出されております。私はこれを単なる地域要望ではなく、市民が自らの地域や将来のまちづくりに関心を持ち、声を上げ始めているという大変重要な動きだと受け止めております。都市計画マスタープランは単なる行政計画ではなく、太宰府市の未来そのものであると私は考えております。

そこで1件目は、都市計画マスタープランの中間見直しを単なる形式的改定に終わらせず、市民参加型の実効性あるまちづくりをどうつなげていくのか。その考えについて質問します。

1 項目め、2026年度中間見直しの位置づけと目的について伺います。

本年2026年度は、マスタープランの中間見直し時期に当たりまして、市は今回の中間見直しをどのような位置づけ、目的を持って進めようとしているのか伺います。

2 項目め、これまでの10年間の社会変化と課題検証について伺います。

2017年の策定以降これまでの10年間で、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。人口減少や高齢化、防災意識、公共交通、地域コミュニティ、駅周辺を取り巻く環境変化など、当時と現在では課題認識も変わってきております。市はこの10年間の社会変化に対してどのように検証し、現在どのような課題認識を持っているのかを伺います。

3 項目め、地域からの声、また市民参加や請願などによる声の反映について伺います。

2017年の計画策定時には、市民アンケート、わがまちウォッチング、小学生未来予想図、パブリックコメントなど、多様な市民参加が行われております。私は、この都市計画マスタープランは行政だけが作るものではなく、市民とともに未来を描く計画であるべきだと考えております。また今回、市民から請願も出されるなど、地域から様々な声が上がっております。私はこれを単なる個別要望ではなく、本当に市民が地域のことを考えた象徴的な動きだと受け止めております。今回の中間見直しにおいて、市民参加や市民の声をどのように反映していくか伺います。

4 項目め、地域拠点形成と西鉄都府楼前駅周辺の位置づけについて伺います。

第2次都市計画マスタープランでは、公共交通や地域拠点形成を重視した都市構造が示されております。その中で、西鉄都府楼前駅周辺において、市は今後どのような地域拠点として位置づけているかを伺います。私はこの西鉄都府楼前駅を単なる通過駅とするのではなく、人が歩き、人が集い、市民や来訪者が地域の魅力を感じられる空間づくりがこれからの太宰府市に

は重要でないかと考えております。

5 項目め、次のこの10年を見据えた実効性まちづくりについて伺います。

都市計画マスタープランを策定して終わりではなく、実行につなげてこそ意味があると考えております。今回の中間見直しを単なる計画書の修正にとどめるのではなく、次の10年を見据えた具体的なまちづくりへどうつなげていくのか。また、市民がその進捗や方向性を実感できるよう、どのように分かりやすく共有し、見える化していく考えかを伺います。

2 件目です。2 件目は、市民生活を守る水・防災・インフラについてです。

1 件目に都市計画マスタープランについて質問いたしましたが、私はどんなまちを目指すのかを考えることは非常に重要だと考えております。しかしながら、その一方で、そのまちを支える土台が揺らいでしまえば、安心して暮らせるまちは成り立ちません。水が使えること、災害から命を守ること、道路やインフラが安全に維持されること、これらは行政にとって最も基本的であり、最も重要な責任だと考えております。

毎年のように豪雨災害が発生し、全国各地では断水や水不足、インフラ老朽化の問題も深刻化しております。太宰府市においても、問題が起きてから対応するのではなく、問題が起きる前に備える、その視点がこれまで以上に重要になっているのではないのでしょうか。

そこで2 件目は、市民生活を守る水・防災・インフラについて5 点伺います。

1 項目め、本市の水資源の現状と将来的な水リスクについて伺います。

私自身10年ほど前から、この福岡都市圏のダムの貯水率を確認するのが割と習慣になっておりまして、特に最近はこの水不足や異常気象への不安から、気にされている市民もたくさんいらっしゃるのではないかと考えております。太宰府市の水道水は、筑後川水系、それから大佐野ダム、松川ダム、複数の水源によって支えられていると認識しております。

そこで現在、本市の水源構成の割合について、それぞれどの程度の割合となっているのか、現状をお示しください。また、福岡都市圏は全国的にも慢性的な水不足を抱える地域と言われております。人口増加や都市化の進行に加え、近年は異常気象による降雨の偏りも指摘されています。太宰府市として福岡都市圏全体の水需給構造におきまして、どのような課題認識を持っているのかお伺いします。

2 項目め、五ヶ山ダムを含めた渇水対策と安定供給への取組について伺います。

2018年の五ヶ山ダム建設時には、福岡都市圏の渇水対策として大きな期待が寄せられました。本市においても、安定給水への重要な役割を担っているものと認識しております。一方で、市民感覚としては、「大きなダムができたから安心」という印象を持たれている方も多いと思います。しかし、気候変動による降雨の変化や福岡都市圏全体の需要増加など、新たな課題も出てきております。

そこで、本市における五ヶ山ダムの位置づけと安定給水への取組について、見解をお伺いします。

3 項目め、気候変動や豪雨災害等を踏まえた防災・危機管理について伺います。

近年は少雨や猛暑、そして災害級の豪雨など、水を取り巻く環境が大きく変化しております。水道事業においても、渇水、停電、豪雨災害、施設被害など、様々なリスクへの対応が求められる時代となっております。

そこで、市民生活に欠かすことのできないライフラインである水を供給する水道事業において、気候変動や自然災害を踏まえ、本市はどのような危機管理体制を整えているのかお伺いします。

4項目め、水道管、道路、橋梁等のインフラ維持管理について伺います。

水道管の老朽化対策、道路や橋梁の維持補修など、市民生活に直結するインフラの整備が全国的な課題となっています。今後、人口構造の変化や気候変動を踏まえ、本市として将来的な渇水リスクやインフラの維持管理についてどのように分析し、備えていこうとしているのか、見解をお伺いします。

最後に5項目め、市民生活を支える基盤整備の方向性についてお伺いします。

これからは、「災害は起きる前提」で備える時代に入っています。想定外でしたでは済まされない時代です。気候変動による豪雨や少雨、水リスク、そしてインフラ老朽化など、市民生活を取り巻く環境は今後さらに大きく変化していきます。

その中で、市民が安心して暮らし続けられるまちを維持していくためには、水・防災・インフラ、これらを単独で考えるのではなく、市民生活を支える基盤として総合的に備える視点が重要ではないでしょうか。本市として今後どのような方向性で基盤整備と危機管理を進めていこうとしているのか、お伺いします。

以上、回答をお願いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、第二次太宰府市都市計画マスタープランは、本市の長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするため、都市計画法上の上位計画である「福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランに即するとともに、本市の都市計画に関する基本的な方針を示すものであります。

議員ご指摘のとおり、当該計画は平成29年7月に策定された20年間計画であります。10年目をめどに見直しを行うこと、また急激な社会経済状況の変化などが生じた場合は、適宜見直しを検討することとしております。

本年度の施政方針におきまして、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組を進めていくことをお示ししておりますが、計画策定時点では予想し得なかった社会経済情勢の変化などへの対応のほか、立地適正化計画をはじめとする関連計画との整合を図るとともに、市民の皆様方の意見を踏まえ、持続可能で安全・安心な、未来へつなぐまちづくりを目指して改定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、現在の都市計画マスタープランが策定された平成29年度から、元号令和発祥の地としての取組、さらに予期せぬコロナ禍への対応や厳しさを増す地域公共交通など、本市を取り巻く状況や社会情勢は大きく変化しました。

今後さらに多様に变化するニーズや社会問題、深刻化する人口減少や少子・高齢化社会などを迎えるに当たり、安全・安心で持続可能な都市構造への転換を図るコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進める必要があるため、昨年10月1日には「太宰府市立地適正化計画」を公表しました。

また、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指して、地域公共交通計画の策定にも取り組んでいるところであります。

以上のような社会情勢の変化も踏まえ、策定時からこれまでの取組に対する現在の都市計画マスタープランの進捗確認作業や関連する業務発注にも着手しており、今後は、現在の都市計画マスタープランの検証及び評価をはじめ、順次取組を進めていく予定としております。

次に、3項目めについてですが、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組として、昨年12月から今年の1月にかけて、18歳以上の市民2,000人を対象に将来のまちづくりに関するアンケートを実施しており、今後はアンケート結果の分析等を行っていくこととしております。

都市計画マスタープランの改定に当たっては、太宰府市まちづくり市民意識調査や将来のまちづくりに関するアンケート、さらには請願なども含めて様々な形で市民の皆様方のご意見、ご意向を拝聴しつつ、都市計画法に基づき条例で定め、識見を有する者、市議会議員、関係行政機関の職員、市民で構成する太宰府市都市計画審議会におきまして、ご意見をいただくこととしております。

次に、4項目めについてですが、2項目めでご回答しました太宰府市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条において、都市計画マスタープランの一部とみなすとされております。

ご承知のように、立地適正化計画におきましては、西鉄五条駅周辺とともに西鉄都府楼前駅周辺を中心拠点として位置づけておりますが、このようなことも含めまして、第二次太宰府市都市計画マスタープランにおける都市機能の拠点づくりと太宰府市立地適正化計画における拠点の在り方、また市民の皆様方のご意見、ご意向を踏まえながら、今後の改定に向けた取組の中で整合を図ってまいりたいと考えております。

最後に、5項目めについてですが、国の指針にも記されているとおり、都市計画は、その目的の実現については時間を要するものであることから、基本的には中長期的な見通しをもって定める必要があると考えております。

一方で、物価高騰などをはじめとする社会経済情勢や本市を取り巻く環境の変化への対応も必要であるとも考えております。

これまでの取組や将来の見通し、透明性、実効性も踏まえ、市民や議会の皆様をはじめ、都市計画審議会委員の皆様など、様々な方からご意見を伺いながら、まずは、しっかりと第二次

太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組を進め、持続可能で安全・安心な未来につなぐまちづくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。今回の見直しはもちろん2026年、今年中間地点にある見直しの時期だということですが、確認したいんですけども、今後どのような工程でこの見直し作業が進められていくかを教えていただきたいと思います。調査、分析、市民意見の収集、審議会ですね。それから素案の作成、パブリックコメント、計画決定まで、現時点で想定しているスケジュールを教えてくださいませんか。具体的な時期も教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどご回答させていただきましたが、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組として、昨年12月から今年の1月にかけて、18歳以上の市民2,000人を対象に、将来のまちづくりに関するアンケートを実施しており、今後はアンケート結果の分析等を行うこととしております。

また、策定時からこれまでの取組に対する現在の都市計画マスタープランの進捗確認作業や、関連する業務発注にも着手しており、今後は現在の都市計画マスタープランの現状と課題、都市づくりの目標、分野別、地域別方針など、都市計画審議会での審議なども含め、順次取組を進めてまいりたいと考えております。

また、改定の期間としましては、これまでの事例なども踏まえ、着手から策定までおおむね2年程度を要するものと考えているところです。

なお、現時点では今後の工程などについて、個別具体的に時期などをお示しする状況には至っておりませんが、太宰府市まちづくり市民意識調査や将来のまちづくりに関するアンケート、さらには請願なども含めて、様々な形で市民の皆様方のご意見、ご意向を拝聴したいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） 2年ほどかかるということですね。今年度の予算では、この見直しに600万円の予算が計上されております。2年かかるということはこれ年度をまたいで債務負担行為、また次年度の予算、複数年度の事業ということになりますけど、これ総事業として、事業費としてどれぐらいを見ていらっしゃるのでしょうか。金額を教えてくださいませんか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 議員お見込みのとおり、今年度予算額600万円と令和9年度の債務負担行為900万円を設定させていただいておりまして、令和8年度から令和9年度までの関係する予算額は1,500万円を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） 1,500万円ということで、もう単なる見直し、修正、改定というレベルの予算じゃありませんので、何か改めて何かつくるといようなそういう作業が必要になってくると思います。

私は時間や予算をかけることを否定しているわけではありません。むしろ、太宰府市の未来を決める重要な計画である以上、丁寧な議論は必要だと考えています。しかし、市民からは2年ですか、2年かけて何が変わるのか。完成したら何が実現するのか、ここが最も重要な市民の考えだと思います。今回の見直しによって、市民が実感できる変化とはどのようなものでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 都市計画マスタープランは、本市の長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする基本的な方針となるものであり、国の指針にも記されているとおり、都市計画はその目的の実現については時間を要するものであると考えております。

本市の都市計画に関する基本的な方針である第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定に向けた取組は、今後の持続可能で安全安心な未来につなぐまちづくりを進めていく上での大きな道筋になるものと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） 実感できるかどうか、まだつくってないから分からないんですが、集計したものをコンサル会社に丸投げする、計画できたから終わりみたいにならないでいただきたいというのが本当に実感です。

私も昨日、第一次都市計画マスタープランを150ページあります。これ見ました。じっくりもう一回検証してみました。そして第二次マスタープランは106ページ、しっかり読んだらすごいいい計画なんですけども、しっかりそれが実現されているかどうかというのが一番市民が関心があるところだと思いますので、その辺は考えていただきたいと思います。

4 項目めの西鉄都府楼前駅についてですが、先ほども立地適正化計画との整合性を取って、もう一度マスタープランをつくるということでしたが、この西鉄都府楼前駅について地域拠点として位置づけていく考えは理解しましたが、私はこの都府楼前駅周辺については、先ほども言いましたが、今、通過点になっております。通勤とかのですね。地域の魅力を感じられる空間として可能性は感じていますが、この市は都府楼前駅周辺について、将来的にどのような地域像を描いているのか、この辺りをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどのご回答の中でもございましたが、昨年

10月1日に公表した太宰府市立地適正化計画におきましては、西鉄五条駅周辺とともに西鉄都府楼前駅周辺を本市の活力とにぎわい機能を向上させる中心拠点として位置づけ、都市機能誘導に係る施策の方向性として複数の事業と通じて検討することとしておりまして、今後の具体化に向けて活用が想定される事業や制度等を例示しているところであります。

西鉄都府楼前駅周辺をはじめ、各拠点の在り方などにつきましては、市民の皆様方などの様々なご意見、ご意向を踏まえながら、今後の改定に向けた取組の中で整合を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。私自身は都府楼前、通古賀区に住んでおりますけれども、私はこの都府楼前駅を優先してくださいと言ってるわけじゃありませんで、各いろんな拠点を分析していただいて、それでちゃんとその地域の位置づけをしていただきたいというのが私の本音であります。

市長にお伺いします。今回の中間見直しは単なる計画の修正ではなく、1,500万円使って修正され見直しされるわけですけど、この10年の太宰府市の方向性を決める重要な見直しだと考えております。

人口減少や高齢化、防災、地域コミュニティの変化など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、市長はこの10年後の太宰府市をどのようなまちにしていきたいか、どのようにお考えかというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ご質問ありがとうございます。

先ほど担当部長から申し上げましたとおり、今後ですね、先ほど議員からもご指摘ありましたいろいろ多様化する住民ニーズ、そして少子高齢化問題、深刻化する高齢化社会などですね、いろいろの課題は様々抱えております。そのためにですね、この安全安心で持続可能な都市構造への転換を図る、このコンパクトプラスネットワークの都市づくり、これが重要ではないかなというふうに考えております。

昨年10月にはですね、この太宰府市立地適正化計画を公表しました。また、本市に望ましい将来にわたり持続可能な地域公共交通の再構築を目指しまして、地域公共交通計画の策定に向けた取組も進めているところでございます。

さらに、立地適正化計画をはじめとする関連計画との整合を図るとともに、市民の皆様方の意見を踏まえまして、持続可能な安全安心な未来へつなぐまちづくりを目指しまして、第二次太宰府市都市計画マスタープランの改定にも取組を進めてまいっております。

今後につきましては、施政方針でも述べておりますけど、地域の皆様の声を直接伺う中で、様々な課題や行政がしなければならないことを肌で感じております。市民の皆様や関係者の皆様との対話を通じまして、そして多様な視点を市政運営に取組を今後とも努めてまいりたいというふうに思っております。

この先人から受け継ぎました歴史と緑豊かなこの美しい太宰府を次の世代につなげていくことがですね、この太宰府市のさらなる発展と安全、そして安心して暮らせる、誇りに思えるまちづくりを、そのことも目指してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。この件はここで終わると思ってたんですけども、昨日、第一次と第二次をしっかりと読みまして、ちょっと引かかる案件がありまして、これはやっぱり市長じゃないと変えられないのかなっていう案件です。

それはJ R太宰府駅です。（仮称）と書いてました。第一次マスタープランでは、新規の駅を新設する計画がありますと。J R太宰府駅周辺の商業施設の盛り上げを図るというような記載がございます。そして、もっと細かく一次には書いてありました。第二次マスタープランには、新設を検討するという項目が入っております。一次が20年、そして今見直しが10年、今30年検討している時期です。ここでこの見直しでJ R太宰府駅をまたスルーしてしまうと、40年間このJ R太宰府駅を検討しているということになってしまいます。

ですので、市長のお考えでもう記載するのであれば、何らかのアクションを起こしていただく。それか具体的な見直しを検討するというような、そういったお考えはいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） J R太宰府駅についてのご質問ということで、こちらにつきましては今議員ご指摘でございますが、実は以前ですね、J Rさんとの覚書も取り交わしをさせていただいておりましたが、その後、水害等が発生いたしまして、平成15年だったと思いますが、そのときにですね約20億以上の財政支出が生じました。本当に本市にとってですね、大規模な災害でございました。人命も失われました。本当にこういう災害は二度とあってほしくないというふうに思っておりますが、その対応で先ほど申し上げましたとおり、多大な財政支出も行いまして、それまでいろんな計画をしていたものがですね、施策がこれが頓挫してしまったという過去の経緯がございます。

その後、佐野土地地区画整理事業等もございまして、何とかそちらの事業は進展しましたが、先ほど申し上げましたJ R太宰府駅、ちょうど佐野土地地区画整理事業と足並みをそろえた時期でこちらを整備する予定でございましたけど、残念ながらそちらについては実現に至りませんでした。

過去30年、40年ですね、たっているということでご指摘いただきましたけど、今後でございますが、まだ可能性は私はゼロではないというふうには思っておりますが、しかしながら、なかなか実現するには相当な費用と、それとやはりこの駅単体ではこれ設置はできないですね。これどうしてもやっぱり面的整備が必要になってきます。ですから、以前からこの佐野東区画整理のお話も出ておりますが、やはりそういったところと合わせてですね、今後検討していかなければならないというふうに私は思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。

では、今回の見直しでどのような位置づけになるかは注目しておきたいと思います。1 件目を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） それでは、2 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、本市の水道水は福岡地区水道企業団及び山神水道企業団からの受水と、本市の自己水源で賄われております。水源別構成割合は、令和 6 年度決算値で福岡地区水道企業団からの受水が約 68%、山神水道企業団が約 17%、本市自己水源が約 15% となっております。

また、福岡都市圏全体の水需給構造の課題につきましては、本市を含め福岡都市圏には大きな河川がなく水資源が乏しい一方で、人口の増加や都市化の進展に伴い、水の需要量が増加しており、水源の多くを圏域外の筑後川水系に依存していること等と認識しております。

次に、2 項目めについてですが、五ヶ山ダムは福岡県が事業主体となって那珂川上流に設置され、令和 3 年 1 月に供用開始された多目的ダムでございます。五ヶ山ダムの目的は、洪水調節・流水の正常な機能の維持、水道用水の確保となっております。また、異常渇水対策として、渇水対策容量を有しております。なお、五ヶ山ダムは、本市が構成団体である福岡地区水道企業団の水源の一つであります。当該ダムが設置されたことによって、福岡地区水道企業団から本市への供給量が最大で日量 900 立方メートル増加しております。

次に、3 項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、近年の気象状況の大きな変化により、様々なリスク対応が求められております。

水道事業におきましては、昨年 9 月以降の少雨に伴う渇水対応で、現在も市民の皆様に節水のご協力をいただいていることに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

渇水対応におきましては、単独の市・町のみでは対応が困難であることから、福岡地区水道企業団をはじめとした関係機関等と調整を図りながら取り組んでおります。また、災害等非常時におきましては、本市も会員となっている公益社団法人日本水道協会において、会員相互の応援体制が構築され、職員の派遣、資器材の調達、応急活動等の対応が行われております。

なお、本市独自の取組としましては、災害発生時等を想定し、関係団体と応急対策等に関する協定を締結するとともに、松川浄水場と大佐野浄水場の 2 か所の体制を維持しております。

次に、4 項目めについてですが、水道、道路等は日々の市民生活や経済活動に必要不可欠なインフラでございます。その一方で、老朽化対策は全国的な課題となっており、本市も例外ではないと認識しております。

まず、本市の水道管についてですが、総延長は令和 6 年度末現在で約 337 キロメートルございますが、毎年度計画的に更新工事や漏水調査を行っております。

次に、市が管理する道路につきましては、総延長は同じく令和6年度末現在で約327キロメートルございますが、日常のパトロールによる点検修繕や、舗装の状態を把握した上で、計画的に更新を行っております。また、路面下空洞調査を行い、陥没の発生防止にも努めているところ です。

次に、市管理の橋梁につきましては161橋ございますが、定期的な点検調査及び計画的に橋梁メンテナンスを行っております。今後も、計画的に更新や点検・調査を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

最後に、5項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、市民生活を支える基盤を総合的に捉え、災害が起きる前提で危機管理を進めていくことは重要であると認識しております。現在、本市が直面している渇水対応につきましては、昭和53年や平成6年の大渇水における厳しい経験を踏まえ、以降、福岡都市圏広域で水源の確保に努めるとともに、関係機関との緊密な連携を継続してきた結果、現時点におきまして、断水を回避できているものと考えております。

今後も、気候変動による厳しい渇水や災害が起こり得ることは十分想定されますので、引き続き、中長期視点でインフラの基盤整備や維持管理を行うとともに、広域的視点を持って関係機関・団体と連携して取り組んでまいります。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。今、割合を教えてくださいまして、自己水源が15%ということは85%はもうほかの地域からに依存するというような状況だということで、なかなか市だけで頑張ってもなかなか解決しない問題だというのは分かりました。

福岡都市圏の水道は、筑後川から水を引くということなのですが、これはどういう仕組みになってるかちょっと簡単にご説明いただけますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申し上げましたように、福岡都市圏の水道水の約3分の1は、筑後川の水に支えられております。本市を含む福岡都市圏は、人口の増加や都市化の進展に伴い、水の需要量が増加してきた一方で、大きな河川がなく、水源が乏しい等の問題に対処するために、広域的な取組として筑後川から約25キロメートルの距離を導水しております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） 筑後川から牛頸浄水場まで25キロの水のパイプラインみたいなものを引いてるってことですね。なるほど。蛇口をひねれば当たり前のように水が出てくるとは思いますけど、その裏ではそういったその水のパイプラインによって支えられているということが分かりました。

このパイプラインですけども、例えば警固断層とかその辺の大地震が起きた場合、これが損傷してしまうと何か大変なことになると思いますが、その辺りの何かマネジメントをされてい

ますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 筑後川から福岡都市圏への導水施設、福岡導水につきましては、久留米市から取水し、議員おっしゃった大野城市の福岡地区水道企業団、牛頸浄水場まで導水を行っております。

本市の水道水の大部分が福岡地区水道企業団からの供給によるものであり、議員ご指摘のように、施設停止した場合は断水等、本市の給水に多大な影響が生じることが想定されます。

一方で、福岡導水施設での事故・トラブル等に備えて、導水事業の一環として筑紫野市に調整池が設置されており、緊急時は当該調整池から補給できるようになっております。

また現在、大規模地震対策として、その管路の耐震補強や併設水路の設置等が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。筑紫野市からの補填があるということを聞きましてちょっと安心いたしました。

2項目めの五ヶ山ダムなんですけど、私も昭和53年ですかね、平成6年の大渇水経験しております。まして、確かこれ300日ぐらいの断水が、給水制限が行われたと私も経験しております。この五ヶ山ダムの完成によって、どれぐらい安心になったのかっていうところ、すごいアバウトに聞いてしまうんですけど、この平成6年と比べるとどれぐらいの五ヶ山ダムの存在というのは安心できる存在になったんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 平成6年の大渇水以降、福岡都市圏におきましては、五ヶ山ダムをはじめ海水の淡水化センター、こちらや大山ダムなどの計画的な水源開発が進められてまいりました。

これらの取組によりまして、福岡地区水道企業団における安定供給量は日量6万立方メートル以上、また同企業団から本市への供給量は日量7,700立方メートル増加しており、本市及び福岡都市圏の渇水体制は大幅に向上したものと評価しております。

その具体的な効果の一例として、現在も対応が続いている渇水において、筑後川流域での昨年10月から本年2月までの5か月間の降水量は平年の46%程度と、江川ダムが管理開始された昭和50年以降で最少を記録していました。

しかしながら、これまでに蓄積された水源開発の成果と関係機関等の緊密な調整によりまして、市民生活に大きな影響を及ぼす断水を回避することができているところでございます。

しかしながら、本市を含む福岡都市圏におきましては、五ヶ山ダムの完成をもってしてもなお、筑後川水系による夏場の流水の正常な機能維持のための用水が不足しているという構造的な課題が残されております。

近年の地球温暖化に伴う気候変動や夏場の一時的な深刻な少雨に対応するためには、単一のダムの効果にとどまらない広域的な水資源のネットワークが不可欠であります。このため本市といたしましても、この残された課題を解決すべく、福岡都市圏と連携し、国や県などの関係機関に対し、筑後川総合開発の推進、とりわけ既存のダムの有効活用する筑後川水系ダム群連携事業の推進につきまして、提言・要望を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。大分平成6年から考えると、かなり改善されているということを理解いたしました。

この通告を出してからもう3週間ぐらいたって、私が一般質問するときはもう雨の心配はしなくていいのかなと思っていたんですけども、梅雨真っただ中でもなかなか雨が降らなくて、上下水道課の皆さんは気をもんでると思いますけども、2日前は沖縄、それから東北で大雨によるレベル4の警報が出ました。今、渇水対策で今危機感をあれしてますが、今度はいきなり渇水から洪水とか大雨になったりする可能性もこれからあり得ますね。

この太宰府のこの水行政における最大のリスクは何か。そして上下水道課として現時点で最も危機感を持っている課題は何かをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 水道水の安定供給を維持する上で、インフラの老朽化や激甚化する風水害、地震など、多種多様なリスクへの対応が常に求められているところであります。

そうした中で、現在対応中である渇水も大きなリスクの一つであると認識しているところであります。水は全ての市民生活と経済活動の基盤であり、一たび渇水が進めば住民の皆様の日常生活への不便にとどまらず、商業や医療、教育現場など地域経済全体へ甚大な影響を及ぼすことになります。

以上のことから、渇水も大きなリスクの一つとして捉えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。

4項目めですが、今、老朽管の状況について何キロでしたっけ、すごくこれ全部更新するとどれぐらい期間がかかったりするんでしょうか、チェックをすると。また、更新してる間にまた次のが出てきたりするんでしょうかね。どれぐらいの期間で更新できるもんですか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほど申し上げましたが、本市の水道管の総延長は令和6年度末現在で約337キロメートルでございます。一方で、令和6年度に実施した更新工事、こちらは2,800メートル、総延長の約0.83%となっております。

現在の更新ペースで進めた場合、全ての管路の更新には単純に計算しますと、100年以上を要することとなりますが、浄水場や排水施設など、他の事業と調整しながら計画的に取り組んでいるところでございます。

なおですね、令和5年度の管路更新率、こちらですが全国平均が0.6%、福岡県平均が0.7%となっておりまして、管路の老朽化対策は全国的な課題というようになってきているところでございます。本市におきまして、管路の老朽化対策は重要な課題であると認識しておりまして、効率的な更新の検討も含め、今後も計画的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 4番瀬筒義久議員。

○4番（瀬筒義久議員） 337キロですからね、これはやっぱりメンテナンスは大変かと思います。やっぱり市民の皆さんもこれは意識しておくべきかと思います。

最後に市長にお伺いします。水というのはふだんは意識しませんが、なくなった瞬間に生活はがらっと変わってしまいます。だからこそ問題が起きてから対応するのではなく、問題が起きる前に備えることが重要だと思ってます。市長のお考えで10年後、20年後、ずっと将来におきましてこの太宰府市の水行政において何を最も重要な課題だと考えているのか、最後にお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） まず、議員におかれましては、このダムの貯水率にご注目をいただいているということで、どうも本当ありがとうございます。私も国交省のサイトのほうを日頃から確認をさせていただいております。

そしてまた私ですけど以前ですね、実は上下水道の担当部長もさせていただいておりました。そのときのことなんですが、実は若干の渇水といいますか、雨不足でちょっと困ったときがございました。それにまた浄水場の改修工事がちょうど重なりまして、ちょっと厳しい状況がございました。そのときに、お隣の宇美町さんのほうにですね、水の融通をお願いに伺ったこともございます。このように、何かのときはやはりお互いに助けていただくような、その広域的なこの連携といいますか、そういったものも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

国におきましてもですね、この件につきましては、広域化については以前からお話も上がっておりますので、今後、10年後、20年後の将来を見据えるとですね、やはりこの広域化というところが一つの鍵になってくるのではないかなというふうに思っております。

議員ご存じかと思いますが、以前実は太宰府市は本当に水に苦労しておりました。以前はある一定戸数の集合住宅にはもう水道を供給しないと、井戸水掘って対応してくれというような時期もございました。幸いにして先ほど筑後川導水の件も出ましたが、筑後川のほうから水を供給していただくことによりまして、この集合住宅への水道の供給も可能ということで、現

在は全てのおうちのほうに水道水を供給することができておりますが、それにしてもですね、やはり太宰府市は水っていうのがやはり貴重な水でございます。正直言って、余裕があるわけではございません。

そういう状況がございますので、先ほど申し上げましたとおり、今後ですけど広域的なところも視野に検討していかなければいけないというふうには思っております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員。

○4 番（瀬筒義久議員） ありがとうございます。水はもう本当に大切な資源でありますので、我々も節水に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 4 番瀬筒義久議員の一般質問は終わりました。

ここで17時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 5 時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 5 時25分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔15番 陶山良尚議員 登壇〕

○15 番（陶山良尚議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、今後の自治会の在り方について質問いたします。

1 項目め、本市自治会の現状について伺います。

現在、全国的に自治会長をはじめ、役員の担い手不足や自治会への加入率低下などの課題が浮き彫りとなり、将来的に自治会運営に支障が出ることが危惧されています。相当以前から私もそのような悩みがあるということを自治会関係者の方たちから聞いており、自治会役員の高齢化やコロナ禍の影響に伴う住民同士のコミュニティの希薄化など、自治会活動を維持していく上では避けて通れない待ったなしの課題ではないでしょうか。

そこで本市の現状とその対応について伺います。

2 項目め、行政区の区域変更について伺います。

本市においては、ここ数年、西鉄都府楼前駅を中心にマンションをはじめ住宅開発が進み、他地域においてもミニ開発等により新たな住宅地が広がっています。それに伴い、行政区の境が曖昧となる地域もあり、新たにその地域に住む住民がどの自治会に属しているのか分かりづらくなることによって、自治会活動への関心が薄れ、そのことが加入率の低下や活動自体に影響を及ぼしているんじゃないかと聞き及んでいます。

また、本市においては44行政区がありますが、中には100世帯未満の自治会から市の人口の1割以上に相当する規模の自治会もあります。自治会の規模については非常に偏りもあり、そ

の規模の大小により自治会長や役員の仕事量や自治会の取組にも影響が及ぶことは必然であり、その負担が自治会役員の担い手不足につながっている可能性もあります。

これについては、本市の歴史的な土地柄や地域性もあり、それを踏まえて以前から自治会の編成が行われてきたものと認識はしていますが、時代も変わり、人口の偏り等も生じていることから規模の是正も考慮し、自治会の再編も検討していく時期ではないかと考えます。難しい課題と認識はしますが、課題の一つとして提起させていただきます。

今申し上げたとおり時代も変わり、従来の行政区割りでは一部現状との乖離が生じていることから、行政区の境界が曖昧な地域においては、県道や河川を境に、行政区の線引き等の見直しや自治会自体の再編など検討する必要があると考えますが、市の見解を伺います。

3項目めは、自治会・校区自治会に対する運営支援について伺います。

施政方針に掲げている施策の一つであります自治会DXの促進について、その詳細な取組内容を伺います。

4項目めは、自治会が果たすべき役割や今後の課題について伺います。

現代においては市民の抱える課題も多様化し、現在の行政組織では課題を解決するための対応が難しい状況もあるのではないかと認識をしております。

そういった中で、一番住民生活に近い組織でもある自治会の活動が非常に重要な存在でもあり、その役割についても期待されているところであります。

ただいま申し上げてきたとおり、自治会の活動については多くの課題があり、今後行政課題も複雑化する中で、自治会との連携もこれまで以上に必要になってくると考えます。まずは各自治会が持つ課題をどのように捉え、市としていかにその課題を共有し、どのように解決していくのか。さらには自治会役員の皆様が動きやすい環境づくりも必要であり、それを踏まえた上で、将来に向けてどのような形で自治会との連携を進めていくのが望ましいとお考えなのか伺います。

あわせて、本市が目指す地域コミュニティのあるべき姿、その方向性について市の見解を伺います。

以上、4項目について回答をお願いいたします。再質問は発言席で行います。

以上です。

○議長（小畠真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） ご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、自治会役員の高齢化、担い手不足、加入率の低下についての課題は、本市のみならず全国的な課題となっております。

高齢化が高い水準で推移することが予想される中、加えて自治会活動の中心を担われている年代が、定年延長をはじめとする働き方の変化に伴い、役員への就任や自治会活動への参加が難しくなっている現状もあります。

会議の回数や役員の職務の多さも原因の一つと考えられるため、隣組の再編やイベントの見

直し・合同開催など、自治会独自で工夫をしながら運営を行っていただいております。

また、自治会加入率につきましては、他の自治体と比較しましても高い水準を保ってはおりますが、まずはこの加入率を維持するためにも広報での自治会活動の紹介や、市役所窓口において転入者に対し加入促進チラシを配布するなどの啓発に努め、自治会加入に対する支援を継続して行ってまいります。

次に、2項目めについてですが、住宅の開発等で行政区域を変更する必要がある際は、太宰府市行政区の設置に関する規則に基づき、隣接する自治会の協議の下、その都度変更を行っております。また、行政区の数につきましては、昭和61年に現在の44行政区となってからは変更されておられません。議員ご指摘のように、人口規模の違いや校区の見直しに関するご意見は、一部自治会からも出されております。

今後、自治協議会全体で各地域の課題を洗い出し、各自治会のご意見等も頂戴しながら、区域の見直し再編などについて自治会とともに検討してまいりたいと考えております。

次に、3項目めについてですが、各自治会及び各校区自治協議会に対し、地域運営支援助成、地域コミュニティ推進事業支援補助を行い、自治会の運営や事務等に対し財政支援を行うとともに、毎月の各校区役員会への職員参加や、各イベントの企画段階から職員を派遣する等の人的支援を行っております。

また、施政方針で述べました自治会D Xに関しましては、自治会を対象にスマホ講座を継続して実施し、スマホの基本的な使い方、LINEの使い方、太宰府市公式アカウントの登録、防災・防犯アプリの登録方法等を、演習を交えて行っております。

さらには、自治会独自のホームページの立ち上げ支援も行っており、アカウントの作り方やデザイン作成等についてアドバイスを行うなどの支援を行っております。

自治会独自で情報を発信することにより、回覧板の電子化、資源回収情報や防災情報等のプッシュ型通知等、効率的で効果的な情報発信が期待できますので、引き続き自治会D Xに関する支援を行ってまいります。

次に、4項目めについてですが、自治会長をはじめ役員の皆様におかれましては、地域課題の解決にご尽力いただき、地域を支えていただいていることに対しまして、改めて深く感謝申し上げます。

自治会を取り巻く環境につきましては、様々な課題があると承知しております。地域でのつながりが希薄化する一方で、少子高齢化や災害の頻発化などにより地域のつながりの必要性は以前にも増して高まっております。地域コミュニティ組織の活性化を担うリーダー的人材の発掘や、防災、防犯、福祉、子ども、高齢者など多様な主体が交流、連携できるよう、これからも自治会活動を積極的に支援し、地域コミュニティの活性化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございます。今です回答いただきまして、何か私

質問することがなくなったなと思いながら今聞かせていただいております。

そこですらね今回、私この質問に当たりまして、地元自治会長さんから要望をいただいたりですらね数名の自治会長さん、または自治会長経験者の方からもいろいろ話を聞かせていただきました。

そうしますとですね、やはりこの自治会というのはなかなか担い手不足等もありましてですね、これはまさに少子高齢化の表れであり、国の縮図であるというふうに考えておりまして、まさに社会構造の変化に伴って非常に自治会も厳しい状況にあると認識をしております。また、ある自治会長さんによってはですね、非常にこれは危機的な状況にあるという話も伺ったところでございます。

そして、また例えば担い手不足の原因として聞きますと、やはりある程度60歳とか65歳以上の方をお願いしてもですね、例えば親の介護で大変だとかまだ現役で働いているとかですね、まだ孫の世話もしないといけないとか、様々な要因の中でできないという回答もあったという話も聞いております。非常に危機的な状況であるということで、そのような認識で行政のほうも認識をしてあると思ってますけども、まずはそういう認識でよろしいでしょうか。非常に厳しいという危機感があるということで、よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 我々のほうもまさしく議員ご指摘の点をですね、日々自治会長の皆様と会話というかですね、いろんな話をさせていただく機会ございますので、そういった中でやっぱり特に改選時期というかですね、役員の選考時期におきましては非常に頭を悩まされてあったりとか、いろんな課題を聞く機会がございます。我々のほうも非常に重要な問題であるということで認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そうしましたらですね、担い手不足についてはまた4項目めでいろいろお聞きしたいと思っております、まず加入率についてお伺いします。

先ほどですね回答の中で高い数字を保っているという話がありました。まずはですね、現在の本市自治会の加入率、そしてまたよければ高い自治会、また低い自治会等もし教えていただければお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、本市の現在の自治会の加入率の数字でございますけども、91.7%というところでございます。

あと、また自治会によつての高い自治会と低い自治会という形での数字申し上げますと、一番高い加入率の自治会は100%、一番低い加入率の自治会は66.9%という数字になってございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 非常に差があることにもびっくりしまして、100%の自治会もあるということですね、非常にこれはすばらしいなと思ったところでございます。

そういった中で、先ほども回答の中にもありましたけども、この加入率を促進するために、まずは広報での自治会活動紹介とかですね、窓口において転入者に対してチラシを配布しているということもありました。それが特に新しい方の加入について効果がどの程度あるのか、何かその辺は確認とかされてるのでしょうか。何か分かれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 特にですね、転入の方に自治会の紹介ということなんですけども、先ほどもちょっと申し上げましたいわゆる啓発チラシというか、ご案内の勧誘のチラシをお配りすると同時に、市役所の窓口だけではなくてですね、各自治会のいわゆる公民館等の窓口でありましたり、我々が持つその公共施設のいわゆる窓口やそのところにいわゆる配架しておくとか置いておくという形ですね、チラシの周知に努めているところです。

またもう一つはですね、自治会の方がやっぱり加入の促進に回られますので、その際のいわゆるアイテムというかですね、ご案内の資料の一つとしてこのチラシ等もご利用いただいているというような状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 加入率についてはですね、高ければいいんですけども、低い自治体なんかはやっぱり区費が上がってこないということで、自治会運営するための予算にもこれは影響があると思ってますんで、また行政のほうでも加入促進については尽力をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それとこの隣組長ですね、隣組の活動とか隣組長の役割についてちょっとお聞きしたいんですけども、私も地元の総会とか隣組長会とか参加させていただく中で、いつも隣組長さんのほうから話が出るのが、やはり特に新しい方なんかは、やっぱり仕事内容がよく分かってないということもありましてですね、例えば加入しない方にどのような説明をしたらいいかだとか、またごみ集積所の問題とかごみの出し方、とか、その辺のマナーの問題とかですね、時には大変な市民の方もいらっしゃるということで、その対応なんかもなかなか悩んでる方もいらっしゃるというふうに思ってるんですね。

そういった中でですね、自治会のほうから自治会のほうで何かあれば対応しますという話はしていただいているんですけども、やはりその辺の意思疎通がどの程度取れているのかって分からないところもございます。私も役員じゃないんですけども。だから、その辺で何か隣組長さんをフォローするような形の取組っていうのは、何か行政のほうで出されてありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まさしくですね議員ご指摘のとおり、隣組長さんのお仕事というか役割として、それぞれの自治会でやっぱり若干違うところは聞き及んでおりますけ

れども、自治会の勧誘でございましたり隣組費の徴収ですね。あとごみ集積所の清掃の関係で皆さんと意思疎通、共有を図る等の問題なども隣組長さんの負担という点につきましても、自治会のほうよりご意見をお聞きすることがございます。

隣組長さんへのいろんなそういうどういった働きやすさというかですね、動きやすさができるかどうかという点につきましても、もちろん先ほど申しましたように地域により状況や課題とかがやっぱりいろいろ違いもあるっていうのも我々も感じておりますので、統一的なこういうふうにやったほうがっていうところまではちょっと難しい面もあるかもしれませんが、何らかの自治会長の皆様とも相談させていただきながら、隣組長さんがよりよく動いていただけるような方策について考えてまいりたいと思っております。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 今、統一的だという話がありましたけども、私は一定のマニュアルを策定してですね、各自治会において役員や評議員さんとか隣組長さんの共有する形で、そういうマニュアルも必要かなと思ってますんで、その辺はいかがでしょうか。提案でございますけども。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） そうですね、マニュアル等あると非常に議員ご提案のよう動きやすさとかですね、隣組長さん代わられますので、そういったところでスムーズな運営が期待できるものかと推察いたします。

そちらにつきましてもですね、また地域によりやっぱりそういう相違点もございますので、自治会長の皆様とかご相談させていただきながら、地域地域にアジャストしたような形の対応ができればなというふうに考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それでは、1項目の最後としてですね、今担い手不足とか加入率についてお聞かせいただきましたけども、それ以外で行政が抱えている自治会が持っている大きな課題、市の自治協議会でも協議されているような課題があれば教えていただければというふうに思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） やはり自治会長の皆様からお聞きするものの中で一番多い相談というところで挙げますと、昨今でいけば役員の高齢化という点、また議員ご指摘の役員の担い手不足ということになるかと思っております。各自治会ともですね同じ悩みを抱えられており、毎月開催される自治協議会の会議の中でも、課題解決に向けた情報共有を行っております。

その中で一例申し上げますと、役員の負担軽減のために自治会の祭りを皆様ご存じかもしれませんが、夏から秋に開催時期を変更したことや、近隣地域での同様の催物を合同で開催し、事業回数を減らすといった事業方法ですね、開催方法の見直しを検討する自治会も出てきてお

ります。

そのほかといたしましては、先ほども少し申し上げましたが、生活や活動の実態に即した校区自治協議会の再編という課題も出てきております。これにつきましては、自治協議会全体の中で各地域の課題を洗い出しながら、各自治会のまたご意見もいただき、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それでは、2項目めに入りますけども、今、区域変更ということでありましたけどもですね、市内自治会においては非常に世帯数も多くて区域が広い自治会もあるわけでございます。

そういった中で、これは昔からの地域であるところも多い、そういう広いところっていうのは、例えば通古賀や国分と吉松ですね。この辺は非常に昔からの地域であるためにですね、隣組も多くて区域も曖昧なところがあるのかなというふうに想定されます。そういった意味で、昔からのやっぱり地域は境界線が昔のままで引かれたままであるためにですね、やっぱり新たな住宅開発が行われた場合はですね、やはりその辺が曖昧な部分もあるということで認識はしております。

例えばですね、区域に新たな宅地開発が行われた場合ですね、その境界線の辺りに建てられた宅地開発については、どのような形でその場所の行政区が決定されているか、まずお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 一例としては、その宅地開発等で行政区域を変更する必要が生じた際には、太宰府市行政区の設置に関する規則というものがございまして、それに基づきまして、いわゆる隣り合わせになる隣接する自治会同士の協議の下で変更するということになりますけれども、また、これまでの例を申し上げますと生活実態でありますとか、あと児童生徒が通学する学校区ですね、小学校・中学校等の区域を勘案しながら、区境を新たに設定するということが考えられます。

そういった様々な課題に対応して総合的に勘案しながら、境目を協議の下で判断するということになります。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 広い自治会の中にはですね、隣組も多いということで先ほど申入れさせていただきましたけども、現在ですね、例えば住宅開発が行われてきれいに区画整理された自治会なんかはですね、隣組の線引きもしやすいところあるんですけども、非常に古い地域なんかは隣組の地域が、隣組が広がってなかなか今高齢化の中で隣組になった方がなかなか動きづらいとかそういうのがあるんですよね。それである自治会長によってはですね、隣組の再編もしたいということで、そういった場合はもう自治会で独自で再編等していいということでよろしいでしょうか。そのルールを教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 隣組の決定というところですね、結論から申し上げますと、自治会の中で協議いただいて決定していただいていいということになります。

実例を申しまして様々な地域によってですね、ポイントで多くするところ、分割するところ、また統合するところというふうにあるというふうに従っておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それでですね、ここで私の住んでいる通古賀区について特出して質問させていただきたいと思いますが、通古賀区においては住居表示でいうと、通古賀1丁目から5丁目、そして都府楼団地や坂本の一部、そして幸都1丁目、非常に広域でありまして、他行政区に入り込んだ地域もありますね、どこの地点でも行政区が曖昧な部分があります。

特に、私が今住んでいる場所なんかもですね、道路挟んで前は都府楼団地なんですよ、自治会、行政区がですね。その前の宅地のところに防災無線のスピーカーなんかがあつてですね、ほとんど都府楼団地の情報しか入ってこないっていうのあるんですよ。本当に入り組んだ地域でもありましてですね、私の周りでもなかなかどっちの自治会なのかとか、その辺がやっぱり認識が薄いんですよ。

だから昔はですね、通古賀区に住んでも子どもたちが都府楼団地のお祭りにいったりですね、そういった形で前は都府楼団地の自治会の方からもちょっと苦言を言われたこともありましたがですね、そういった意味で曖昧な地域があると思うんですよ。それはもう通古賀区に限らず、ほかの自治会でもあると思いますけども、そういった中でですね、当然さつき質問しました新たにやっぱり区域の再編等も必要かなと思ってます。

それですね、やはりその一番大事なことは、やっぱり住民がどこの自治会に属しているのかっていうのはせめて分かったら。マンションなんか住んでる方はなかなか回覧板回ってこない、隣組もない。見るのはマンションのロビーで貼ってある回覧板の貼り紙を見るとか、見ていただければまだいいけども、なかなかそれを見ないという方もいらっしゃるんですね、まさに活動に参加しないとかそういう形であるわけございまして、まさにそういう解消をするためにですね、ぜひですねその辺はなかなか再編等もできてないということでしたけども、ぜひですね、住民にとって分かりやすいようなこの自治会の情報発信をしていただくためにも、ぜひともこの状況を解消していただきたいと思ってましてですね、大変難しい課題かと思っておりますけども、まずはその辺の認識ですね。もうこういう地域が入り組んでいるところが市内全域であるという認識はどの程度まずお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 本日の質問の中でも区画整理等のお話も出ましたが、自治会の区境、先ほど申しましたように、いろんな理由で宅地開発のみならずですね、いわゆる1軒分のいわゆる区境の変更というのも過去の事例ではございます。それはいわゆる道路が接しているところがやっぱり隣の区と同じところで通学していくとかいう、その生活実態

に即した形でそれぞれの隣接する区が協議いただいて、我々のほうにお話しいただいて区境が変更になるというような事例もございます。

なので議員ご指摘のというかですね、入り組んだところを協議の上ですね、いわゆる皆さんが参加しやすいとか皆さんが認識しやすいような区境になるというのは、これから可能性としてはあるのかなと思っておりますので、そういった相談も含めて我々のほうにも情報提供いただきながら、ともに検討していただければなというふうに感じているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 最初の回答の中にも校区の見直し等々については一部自治会からも出されているということですので、ぜひですねその辺を踏み込んでいただいて、酌み取っていただいて、ぜひまた地域の再編等も検討していただきたいというふうに思っております。

それと再編についてはですね、やはり44行政区、もう40年近く変わってないわけでございますね、やはり大きな自治会の悩みもあれば小さな自治会の悩みもあると思うんですね。やはり太宰府市地区中心には小さい自治会もたくさんあって、その辺ちょっと事情も私離れますんでよく分かりませんが、やっぱり成り手不足とか高齢化が進んでその影響があると思うんで、その辺はやはり小さな自治会はなるべく地域の歴史の流れがあるかもしれませんけども、やはりできるところは再現しながら予算を削っていくとか、やっぱり住民が生活しやすい環境を、活動しやすい地域コミュニティができるように、その辺はもう一度考えていただきたいなというふうに思ってますので、その辺は再編に向けては少し考えていただければ一番ありがたいかなと思ってますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

もう一度、再編についてちょっと回答をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 自治会の再編、またいわゆる校区協議会の再編というところも実は自治協議会のほうで議題、話題というかテーマに上がり始めているところでございます。

そういったところはやっぱり住民の皆様、自治会の皆様、それぞれ課題等お持ちですので、じっくりと全体会において、自治協議会全体の中でやはり課題を洗い出しながら、その解決のためにご意見も頂戴しながら、とにかく自治会とともに検討してまいる問題かなというふうに考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 2項目めについては改めて要望したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3項目めでございますけども、いろいろDXについてご説明いただきましてありがとうございました。私が聞きたいのは、やっぱり高齢者のスマホ講座についてちょっとお尋ねしたいと思っております。

以前は私、先ほど堺議員の回答の中で、先ほども回答の中ではありませんでしたが、職員が出向いて各自治会でですね教えてるっていう話がありました。これ私、以前ですね、携帯会社のショップの方が出向いてやってるかなと思って、今でもそうかなと思って考えてみたけども、こういうやり方のほうが効果があるのかとかですね、その辺は変わったきっかけというか、その辺の理由をちょっと教えていただければというふうに思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 数年前ですか、二、三年前になるかと思いますが、やっぱりスマホ講座がやっぱり各地域で盛んに行われた時期がございます。

ちょうど恐らくスマートフォンを普及・促進させるとか、国のデジタル田園国家構想ですかね、そういったいわゆるデジタル普及の一環として、我々のコミュニティ課でやっておりましてのが総務省の補助事業、いわゆるデジタルデバイスを普及・促進させる補助事業において手を挙げまして採択いただき、そこで総務省の費用において各自治会でスマホ講座を実施したという実績がございます。

ただ、やっぱりその補助事業がちょっとなくなってきたという背景もございますが、にもかかわらず、地域においてスマホ講座の開催のご要望というかニーズがあるというふうに把握いたしましたので、今現在は職員によるスマホ講座を実施しているところでございます。

全自治会のほうに呼びかけさせていただいて、職員によるものですので臨機応変に講座を開設できているというふうな現状でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そうしましたら、ちょっと提案したいと思っております、スマホ教室についてですね。私、約2年前に春日のクローバープラザで行われました県の社協主催のきずなフェスティバルっていうのがありまして参加しました。

そういった中で、筑紫女学園のある先生の方のゼミの方が報告をされまして、それは筑紫女学園のゼミと筑紫野市が連携して高齢者のスマホ教室を行ったという実績報告がありました。筑紫野市は筑紫女学園に委託してこの事業を行ったということでございましたけども、話を聞いておりますと、筑紫野市の二日市東地区自治会を中心に、ひと月に1回程度開催されたということでございます。

この事業についてはお互いメリットがあるということで、例えば市とか自治会にとってはスマホ教室だけではなくて、世代間交流の場にもなるし、高齢者にとっても学生と話ができるサロンの場にもなるということでありました。そしてまた、学生もこれゼミの生徒が行っているということで授業の一環としてその授業の評価にもなるし、また個人の学びの場、そして地域社会の課題解決の場として参加しているということで、そういう意識の下ですね成長につなげていけるということで、そういう話がありました。

筑紫女学園と連携してやってありましたので、当然本市は大学もたくさんありますし、他大学とも連携して当然できるのかなと思ったふしはあったんですけども、今後ですねこのような

形で大学と連携しながらスマホ教室、細かい例えばさっきあったようにLINEの使い方、登録とかどこまでするかは別として、サロンのような形でこういったやり方もあるのかなというふうには思っているんですけども、その案に対してはどうかということではちょっとお聞きしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員のご提案ですね、スマホの使い方に限らず、いわゆる多世代交流とかそういった視点も含めて、非常にメリットのあるご提案であると思っております。

先ほど申しました各自治会でスマホ講座を我々の職員のほうで行っているというちょっとお話はさせていただきましたが、実はそのスタッフに太宰府市に太宰府のキャンパスネットワークというのがございますので、そのキャンパスネットワークを通じまして学生の方にぜひボランティアとしてスタッフで来ていただくということをお願いをいたしました。

ただ、実績はどうかというところになると、ちょっといろんな試験等のタイミングもあって、なかなかかなわなかったところがありますので、議員のご指摘もいただきまして今後も続けていくのと、ぜひお願いをして学生の方にも参加いただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そしたら、その件も併せてよろしくお願ひしたいと思います。

最後、4項目めに入りたいと思いますけども、最近では、市役所を退職された方が自治会長に就任される機会も非常に増えてまして、非常にこれはすばらしいことかなというふうに思っております。自治会役員も行政経験のある方が自治会長になってもらえれば、これはまた経験もありますし、行政との連携も取りやすいのではないかなというふうに思っております。

そこで、自治会長に限らず、やはり現職の職員の方もその地域に多くの方が住まれていると思います。そこで、やはり地域と市を結ぶようなコーディネーターとして、そこに住んである職員さん、非常に多忙かもしれませんが、そういう形で地元の職員さんがつなげていただいて、経験もありますし縁の下の力持ちという形で活躍していただければ、非常に役員の負担軽減にもつながっていくのかなというふうに思っておりますけども、その辺の考え方に対していかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 市役所職員というところでございますが、行政と自治会を結ぶコーディネーターというところにつきましては、職員ということにつきましては、まず第一義的にそれぞれのいわゆる居住している地域で、いわゆる住民としてまず一定の役割を果たしてもらいたいというところを考えております。

そうでございますが、まずはこれまでに引き続きまして、先ほども申しましたいわゆる各校

区の役員会等に職員が参加しておりましたり、いわゆる各イベントにおきましては企画段階から職員を派遣するっていうような人的支援を行ってますので、これを続けまして、引き続き今の自治会の皆様の負担軽減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小畠真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） それと、その担い手不足を解消するために、例えばなかなか自治会長さんになる人がいないということも大変な話であって、例えばですよ、各自治会長さんも役員改選のとき非常にやっぱり人材探しで困ってるっていうことも聞いてます。

そういった場合ですね、市で人材バンクみたいな形で、特に行政のほうも様々な団体、様々な方と多分つながっていると思うんですよね。そういった中で、すばらしい人材がいれば例えば紹介するとか、ある程度人材を把握してあるでしょうから、そういう方を各自治会と連携させながら自治会の会長なり役員さんに、その地域に住んでればですよ、そういう形で行政のほうから推選するとかそういうことはできないかなと思ってるんですけども、そういう件についてはいかがでしょうか。

○議長（小畠真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、議員ご指摘のとおりでございますが、地域にはいろんな分野を得意分野として活動される方がいらっしゃるのではないかというふうに、我々のほうも推察しているところでございます。

まずは、そのような地域コミュニティの活性化を担うリーダー的人材の発掘とか、我々が関係している団体の皆様でも把握というところに努めるところでございますが、多様な主体が連携できるような仕組みづくりを構築するっていうことがやっぱり大変有意義なことでございますので、議員今回ご提案いただきました人材バンクのような制度も含めまして、自治会の課題解決につながる様々な可能性につきましては自治会の皆様とともに、やはり調査研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小畠真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 担い手不足について提案させていただきましたけども、現在ですねやっぱり非常にこのまま続くと危機的な状況かなと私も思ってます、何よりもやっぱりこれからのまちづくりについて必要な自治会の役割というのはあるわけでございます。

そういった中でやっぱり自治会組織を維持していくために、現時点で市が考えている取組や方針があれば教えていただければというふうに思います。

○議長（小畠真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 方針というかですね、各自治会での課題とか要望事項がございましたら、まずは毎月実施しております各校区の自治協議会で各自治会長のほうから出てきました情報共有っていうのを市のほうでも行いまして、あと全体会、市、自治協議会の全体的内容まで報告していただき、自治会全体での共有を図るようにしているところでございます。

また、必要に応じまして、課題に応じた市の担当課の職員が自治協議会の会議に入りまして、地域課題について直接自治会長の皆様から現状についてご報告を受けながら、解決方向について自治会の皆様とともに協議させていただいているというような動きをしております。

○議長（小畠真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） そうですね、例えばやっぱり一つの自治会が持つてくる課題ありますよね。それをやっぱりその自治会だけに限らずですね、やっぱり市、自治協議会の中で全自治会で共有してもらってということは大事なことでと思いますので、今後もそういった形で様々な協議をしながら、それぞれの自治会が課題解決に向けて動けるような体制をぜひつくっていただきたいというふうに考えておるところでございます。

最後にまとめといたしまして、コロナ禍以降は人のつながりが希薄化し、それが当たり前の社会となり、その結果、自治会での加入率低下や自治会行事への参加者の減少、そして役員等への成り手不足などにつながっているものと想定されます。

取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、これはどこの自治体でも同じじゃないかと考えておりますが、それだけに喫緊の課題でもあります。自治会だけに任せるのではなくてですね、行政とともに考え、知恵を絞り、自治会が働きやすい環境をつくることも必要じゃないかと考えます。当然そこには市民の自治会に対する意識改革や自治会の必要性もとき、市民の協力も促していかなければなりません。

いずれにしても既に人口減少下社会を迎える中で、このまちづくりを今後行っていく上で、自治会の役割ってというのは非常に大きな役割を果たすというふうに思っておるところでございます。そういった意味では今後、自治会の役割を市においてはどう位置づけていくのか、重要な課題であるとともに、最後に市長の目指すまちづくりにおいて理想とする自治会の形、また果たすべき役割についてどのようなお考えをお持ちなのか、市長のほうに伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小畠真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 理想の自治会といいますか地域でございますけど、先ほどまず理事の回答の中でも申し上げましたけど、自治会長をはじめ自治会の役員の皆様方におかれましては、本当に成り手不足の中で自ら手を挙げていただいて、そしてその役員になっていただいて、地域の課題解決にご尽力いただいて、本当に地域のために汗をかいていただいていることに対しまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがたく思っております。

そして、議員ご指摘のとおり、先ほどから出ておりますけど、自治会の加入率の低下や成り手不足の問題とか、本当に自治会の抱える課題はたくさんございまして、これ太宰府市だけじゃなくて全国的な課題であるというふうに認識をしております。

今後でございますが、地域のつながりがやはり少子高齢化、核家族化などもありまして、希薄化する方向にございます。そして、地域のつながりがしかしながら、やはり災害等やはり頻発している状況の中ですね、やはりお互いやっぱり助け合わなければいけないような状況が私

は出てきているんじゃないかなというふうに思っております。遠くの親戚よりも近くの他人という言葉も昔からございますが、やはり何かあったときには近所の方々にやはり助けを求める、こういう地域のつながり、人と人との助け合い、これが大変重要に今後なってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そのためには、やはり日頃から顔の見えるお付き合い、こういうことが大変重要になってくるんじゃないかなと思います。まさにそのためにはですね、やっぱり地域コミュニティが重要になってくると。その中の一番核心がこの自治会、隣組ではないかなというふうに思っております。

市といたしましては、地域の皆様が日頃から顔の見えるお付き合いをしていただくために何が必要かを自治会の皆様とともに一緒に考えて、そして本日いただきましたご提案も参考にしながら、地域コミュニティの活性化を図るための様々な施策を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員。

○15番（陶山良尚議員） 答弁ありがとうございました。

本当にさっき市長が言われたとおりですね、本当に自治会長さんはじめ役員の皆様がなかなか休みも取れず頑張っていたいただいていた現状でありますので、もう十分そこはありがたく受け止めたいと、私も本当に住民の一人としてそう思っておるところでございます。だからこそやっぱり地域コミュニティの重要性っていうのは、今後もまちづくりにつなげていかないと思っておりますし、今なかなかこういう自治会も厳しいところがありますので、ぜひですね行政のバックアップもしていただきながら、自治会の皆様が動きやすい環境づくり、これが全てだと思っておりますので、どうぞその点を改めてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 15番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月18日午前10時から再開します。

本日は、これをもちまして散会します。

散会 午後6時11分

~~~~~ ○ ~~~~~


太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和8年6月18日（木）再開

（ 第 4 日 ）

太 宰 府 市 議 会

1 議 事 日 程（4日目）

〔令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和8年6月18日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 久 和 満 晴
(1) | 1. 歴史スポーツ公園の管理について
(1) 周囲からの死角となり犯罪の温床となりうる展望台について
(2) ペットの立ち入りについて
2. 障がいのある子どもを持つ保護者への対応について
(1) 保護者への説明方法について
(2) 保護者間の情報共有について
3. まほろば号について
(1) 車両のメンテナンスについて
(2) 車両に不具合が生じた場合の連絡体制について |
| 2 | タコスキッド
(7) | 1. 多世代交流施設について
子育て世代には共働き家庭が多く、それに伴って子ども達に負担が及んでいる。また、その上の世代は親の介護に加えて経済的な負担等の苦勞があり、高齢者も経済面、健康面、居場所など全ての世代がそれぞれに問題を抱えている。
すべての世代がそれぞれに異なる悩みや問題を抱えていることから、相互に助け合い、問題を解決できる多世代交流施設の存在が必要であると考えるが検討の余地はあるか、市長の見解を伺う。
2. コミュニティバスのあり方について
「まほろば号」や「のるーと」など民間主導の運営形態ではいつか限界が来るのではないかと危惧している。市独自の地域公共交通システムが必要になると考え3点伺う。
(1) 現状の民間主導の運営の中で運転士だけ公務員として雇用することは理論上可能か。
(2) 市主導で地域公共交通を運営することは理論上可能か。
(3) 5年先10年先を見越して市独自の地域公共交通システムの導入に向けて検討に入るべきと考えるが市長の見解を伺う。
3. バス停への椅子や屋根の設置について
市内を走るバスの減便によりバスを待つ市民が不便を感じている |

| | | |
|---|------------------------|---|
| | | <p>ように見受けられる。雨風、猛暑から利用者を守るため、バス停に屋根やバスを待つ際に利用できる椅子、ベンチの設置が必要であるとするが市の見解を伺う。また、西鉄バス、まほろば号、のりと、それぞれ市の裁量で理論上設置が可能か伺う。</p> |
| 3 | <p>原 紳 次 郎
(3)</p> | <p>1. 太宰府市子どもの権利条例について
子どもの権利を保障する観点から、制定に向け検討が進められている「太宰府市子どもの権利条例」について3点伺う。</p> <p>(1) これまで5回開催された太宰府市子どもの権利条例検討部会の進捗及び今後のスケジュールについて</p> <p>(2) 条例の骨子に太宰府市の特色をどう活かそうと考えているのか。</p> <p>(3) 今後、「子どもの権利条例」をどのような方法で市民にアピールしていくのか。</p> <p>2. 介護保険制度における福祉用具の選択制導入後の状況について
令和6年度から、一部の福祉用具について貸与（レンタル）と販売の選択制が導入されたが、その後の状況について3点伺う。</p> <p>(1) これまでの利用状況。</p> <p>(2) 手続きや用具の評価等に対する利用者の声。</p> <p>(3) 福祉用具専門相談員または介護支援専門員が手続きする方法のみならず、必要になった個人が直接手続きできる方法へ緩和する必要性の有無。</p> <p>3. 自治会から建設課へ提出している要望書について
毎年、各自治会は年度末に建設課へ建設課事業に関する要望書を提出しているが、その対応について5点伺う。</p> <p>(1) 要望に対する自治会への説明、回答及び実施状況。</p> <p>(2) 令和8年度の要望を受けてからのリードタイムとスケジュール。</p> <p>(3) 希望に沿えない要望案件に対する自治会への説明。</p> <p>(4) 優先度、重要度の考え方。</p> <p>(5) 時間を要する案件への取り組み方。</p> <p>4. いきいき情報センターの全世代交流フリースペースについて
いきいき情報センター1階にある、全世代交流フリースペースが「幅広い世代のどなたでも利用できるフリースペース」ではなく「学習スペース」と化し、一部の市民から利用しづらいとの声を聞くことから2点伺う。</p> <p>(1) 学習スペースの更なる拡張の必要性について</p> <p>(2) 全世代交流フリースペースの設置目的と現状との乖離をどう考えるのか。</p> |

| | | |
|---|----------------|---|
| | | <p>5. まほろば号の運行ダイヤについて</p> <p>4月のダイヤ改正で大幅な減便となって以降、市民からの改善を求める声は日に日に増加傾向にある。そのような中最近まほろば号の回送便を目にすることから、運行ダイヤについて2点伺う。</p> <p>(1) 回送を余儀なくされている状況は効率的な運行と言えるのか。</p> <p>(2) 回送便を通常運行便に切り替えできないか。</p> <p>6. 令和6年度太宰府市財務書類について</p> <p>令和8年3月に令和6年度の財務4表が公表された。このうち、貸借対照表にある流動資産の「未収金」について4点伺う。</p> <p>(1) 一般会計等、全体、連結各貸借対照表における未収金の詳細な内容。</p> <p>(2) 未収金に対する債権回収の状況。</p> <p>(3) 未収金の発生を防ぐための対策。</p> <p>(4) 令和8年に消滅時効予定の金額。</p> |
| 4 | 今 泉 義 文
(8) | <p>1. 老朽化した擁壁の安全対策と補助制度について</p> <p>近年、全国各地で線状降水帯の発生による集中豪雨や土砂災害が頻発しており、住宅地に設置された老朽化した擁壁が崩落し、人的被害が発生する懸念が高まっている。</p> <p>本市においても、梅ヶ丘地区や青山地区で擁壁崩落が発生している。</p> <p>市民の生命・財産を守る観点から、擁壁の点検、維持管理及び改修支援の強化が必要と考え3点伺う。</p> <p>(1) 市内における擁壁の危険箇所について</p> <p>(2) 老朽化した擁壁の点検や安全確認を促進する取り組みについて</p> <p>(3) 擁壁の補修・改修・撤去等に対する補助制度の創設について</p> <p>2. 物価高騰下における学校給食の質の維持について</p> <p>近年の物価や燃料費等の高騰により、学校給食を取り巻く環境は厳しさを増していると考えられる。</p> <p>食材価格の上昇によって献立内容や食材の品質、栄養バランスに影響が出ることも懸念される。</p> <p>成長期の子ども達にとって学校給食は極めて重要であり、安全安心で質の高い給食を安定的に提供していく必要があると考え3点伺う。</p> <p>(1) 近年の物価や燃料費等の高騰が与えている学校給食運営への影響について</p> |

| | | |
|---|----------------|---|
| | | <p>(2) 学校給食において、安全安心で質の高い給食を維持するための工夫や対応について</p> <p>(3) 今後、物価高騰が長期化した場合に備え、市独自の支援拡充や安定的な財源の確保について</p> |
| 5 | 笠 利 毅
(9) | <p>1. 本市の国民保護計画について</p> <p>国民保護計画は国民保護法の施行に伴い、都道府県及び市町村に作成が義務付けられている。</p> <p>そこで、本市の国民保護計画の存否、計画の目的及び内容等について伺う。</p> |
| 6 | 岡 林 直 人
(2) | <p>1. 本市ホームページの利便性向上について</p> <p>本市のホームページは市民生活において、様々な行政サービスの入り口として重要な役割を担っている。また、本市は全国でも有数の観光都市であることから観光客に向けた重要な情報発信ツールでもあると考える。そこで、本市のホームページの利便性をさらに向上させるため3点伺う。</p> <p>(1) ホームページの利便性に関する市の現状認識について</p> <p>(2) ホームページ運用のルールについて</p> <p>(3) ホームページ以外のSNSの活用について</p> <p>2. 史跡地の活用について</p> <p>本市は全国有数の歴史文化都市であり、市域の約16%が史跡地となっている。一方で、観光客の多くが天満宮周辺エリアに集中しており、政庁跡周辺エリアへの回遊性の向上が課題となっている。そこで、政庁跡周辺エリアの史跡地を活用し、新たな観光資源を創造するため3点伺う。</p> <p>(1) 第二次太宰府市観光推進基本計画の進捗状況について</p> <p>(2) DMO（観光地域づくり法人）の取り組み状況について</p> <p>(3) 令和6年度に実施されたフードトラック社会実証実験の結果について</p> |
| 7 | 川 口 親 丸
(5) | <p>1. 若者や子育て世代が住み続けられる住宅支援について</p> <p>若者や子育て世代が本市に住み続けるためには、家賃負担の軽減や公的住宅の拡充など、住まいに関する支援が重要であることから3点伺う。</p> <p>(1) 市営住宅の現状について</p> <p>(2) 住宅支援等住宅政策の現状について</p> <p>(3) 今後の若者や子育て世代への住宅支援に関する考え方について</p> <p>2. 児童生徒の通学時における荷物の負担軽減について</p> <p>教科書やノート、タブレット端末、水筒等の携行品により、児童生徒の通学時の荷物負担が大きいとの声があることから3点伺う。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>(1) 児童生徒の通学時の荷物負担に関する実態把握について</p> <p>(2) タブレット端末や教科書等の持ち帰りに関する方針について</p> <p>(3) 教科書などを学校に置いておく、いわゆる「置き勉」など荷物負担軽減策の取り組みについて</p> <p>3. 物価高騰における市民生活支援について</p> <p>長引く物価高騰により、食料品や光熱費などの生活費が上昇し、市民の生活への負担が大きくなっている現状から3点伺う。</p> <p>(1) 物価高騰による市民生活への影響を市はどう認識しているのか。</p> <p>(2) 今後の市民生活の支援に関する方針について</p> <p>(3) 市民の声を把握し、必要な施策につなげる仕組みについて</p> |
|--|--|---|

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 久 和 満 晴 議員 | 2番 岡 林 直 人 議員 |
| 3番 原 紳次郎 議員 | 4番 瀬 筒 義 久 議員 |
| 5番 川 口 親 丸 議員 | 6番 馬 場 礼 子 議員 |
| 7番 タコスキッド 議員 | 8番 今 泉 義 文 議員 |
| 9番 笠 利 毅 議員 | 10番 木 村 彰 人 議員 |
| 12番 堺 剛 議員 | 13番 原 田 久美子 議員 |
| 14番 神 武 綾 議員 | 15番 陶 山 良 尚 議員 |
| 16番 長谷川 公 成 議員 | 17番 門 田 直 樹 議員 |
| 18番 小 畠 真由美 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

| |
|--------------|
| 11番 入 江 寿 議員 |
|--------------|

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | |
|---|----------------------------|
| 市 長 高 原 清 | 副 市 長 石 田 宏 二 |
| 教 育 長 井 上 和 信 | 総 務 部 長 轟 貴 之
(経営企画担当) |
| 総 務 部 理 事
(総務担当) 宮 崎 征 二 | 市民生活部長 友 添 浩 一 |
| 健康福祉部長 大 谷 賢 治 | 健康福祉部理事
(子ども担当) 添 田 朱 実 |
| 都市整備部長
(併公営企業担当) 伊 藤 健 一 | 観光経済部長 竹 崎 雄一郎 |
| 教 育 部 長 添 田 邦 彦 | 教 育 部 理 事 平 野 善 浩 |
| 総 務 課 長 併
選挙管理委員会事務局 長 鳥 飼 太 | 経営企画課長 宮 原 竜 |
| 総 務 課
秘書担当課長 眞 鍋 達 也 | 管 財 課 長 松 隈 誠 宏 |
| 管財課公共施設整備担当課長併社会教育課
教育施設整備担当課長 福 田 久 博 | 防災安全課長 糸 山 邦 明 |
| 市 民 課 長 白 石 康 子 | 納 税 課 長 竹 原 史 晃 |
| 福 祉 課 長 山 崎 崇 | 子育て支援課長 松 尾 克 己 |

| | | | |
|----------|--------|---------------------------|-------|
| 都市計画課長 | 古賀 千年志 | 建設課長 | 堀 修一朗 |
| 上下水道施設課長 | 清武 伸寿 | 観光推進課長兼
地域活性化複合施設太宰府館長 | 橋本 典明 |
| 国際・交流課長 | 渕上 幸治 | 産業振興課長 | 満崎 哲也 |
| 社会教育課長 | 立石 泰隆 | 学校教育課長 | 田代 浩 |
| 文化財課長 | 井上 信正 | スポーツ課長 | 橋川 史典 |
| 監査委員事務局長 | 松尾 誓志 | 文化学習課文化学習係長 | 一瀬 沙織 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

| | | | |
|---------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 杉山 知大 | 議事課長 | 花田 敏浩 |
| 議事課庶務係長 | 大塚 春菜 | 書記 | 木村 幸代志 |
| 書記 | 陣内 成美 | 書記 | 川口 晃生 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（小島真由美議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

1番久和満晴議員の一般質問を許可します。

〔1番 久和満晴議員 登壇〕

○1番（久和満晴議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い3件について質問させていただきます。

1件目は、歴史スポーツ公園の管理についてです。

歴史スポーツ公園は自宅にも近く、私の子どもたちも幼少の頃より一緒に遊んだり軽スポーツを楽しむなど、憩いの場として利用させていただいている公園です。

1項目めは、以前から懸念しておりましたが、周囲からの死角となり犯罪の温床となり得る可能性のある展望台について伺います。

公園にある展望台に上がると、周囲の見通しがよいとは言えず、下のグラウンド方面からも展望台が見えにくいため、様々な犯罪の温床になるのではないかと懸念しております。つきましては、死角をなくすために展望台周辺の木々の伐採をお願いしたいと思っております。ただし、予算もかかるため計画的な工事にはなるかとは思いますが、考えをお聞かせください。

次に2項目め、ペットの立入りについて伺います。

歴史スポーツ公園は憩いの場として利用されておりますが、現在、ペットの同伴が許可されていないと聞いております。歴史スポーツ公園で飼い主が小型犬を抱えて散歩しているのを何度も見かけたことがあります。私には違和感があったことを覚えております。そこで、公園内へのペットの立入りを可能とすることができないのか、市の考えを伺います。

以上、2点です。

次に、2件目は障がいのある子どもを持つ保護者への対応についてです。

1項目めは、保護者への説明方法について伺います。

市役所の窓口において、障がいのある子どもさんを持つ保護者の方から、毎年一定の時期に書類の提出や書類の提出に関する相談があっていると思いますが、ある保護者から、市役所へ書類の提出や相談に行くと、職員によって対応がまちまちで戸惑った。また、ある年は書類を

作成する際に記載例を提示していただけたので大変助かったという話を聞きます。特に、初めて書類を提出する保護者の方にとっては、記載例を提示していただけると大変助かるのではないかと考えますが、日頃から保護者へはどのように説明を行っておられるのでしょうか。

例えば、説明の手順を記載した職員用のマニュアル等があつて、それに沿って説明をしているなど、その方法について伺います。

次に2項目め、保護者間の情報共有について伺います。

小・中学校に入学する際の説明で、障がいのある子どもを持つ保護者に、教育方針や施設等の説明が行われていることと思います。その際に、保護者の了承が前提にはなりますが、その保護者の実体験、経験談を同じ不安を抱える保護者間で情報共有や交流する場を設けることができないものかと考えます。あくまで個人情報の問題がありますので、了承いただいた保護者に限ります。現在、既に行われていることかもしれませんが、さらに踏み込んで情報共有や交流の場が持てないものかお伺いいたします。そうすることで、同じ悩みを持つ保護者の不安を少しでも軽減できるのではないかと考えます。

以上、2点です。

次に3件目は、まほろば号についてです。

1項目め、車両のメンテナンスについて伺います。

昨年10月の夕方、まほろば号に乗車しておりましたところ、とあるバス停で車椅子利用者とその友人二人がまほろば号に乗車しようとしていました。まほろば号の運転士の方が運転席から降りて、車椅子乗降用スロープを下ろそうとしましたが動かず、何度か試みられておりました。しかし、その後もスロープは下りず、結局代わりの車両を呼ぶことになりました。応援のバスの到着まで30分ほど時間がかかるとのことで、私を含む乗客は全員そのバスを降り、私は都府楼前駅まで歩いたことがありました。そこで、車両のメンテナンスはどのくらいの頻度で行われているのか伺います。

次に2項目め、このときのように車両に不具合が生じた場合の連絡体制、車両の不具合により運行に影響が出た場合は本市に報告はあっているのか伺います。

以上2点です。回答をよろしくお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） おはようございます。

それでは、1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、歴史スポーツ公園は平成元年の開園以来、長年にわたり市民の皆様に親しまれてきました。開園から40年近くが経過し、公園内の樹木の成長に伴い、一部で見通しが悪くなるなど死角が生じております。特に、議員ご指摘の展望台周辺につきましては、樹木の影響により見通しが悪い箇所があることを把握しております。幸い、現時点で展望台周辺において犯罪や迷惑行為等の事例は報告されておりましたが、未然防止の観点から必

要な対策を講じることは重要だと考えております。

一方、公園内の景観の向上や安全確保を目的とした大規模な伐採につきましては、多額の費用を必要としますことから、本市といたしましては地域や自然環境への影響に配慮しつつ、段階的かつ効率的に改善を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、このような周囲から死角となっている箇所につきましては、単に防犯面のみならず、公園利用者が安心して散策できる環境づくりの観点からも、その解消が望まれるところでありますので、安全で快適な公園利用を実現するため、今後も成長した樹木の対応を含め適切な維持管理に努めてまいります。

次に、2項目めについてですが、歴史スポーツ公園はウォーキングやスポーツ、家族での憩いの場として市民の皆様に広く親しまれてきました。本公園では、開園当初からスポーツ利用や家族連れの遊び場としての利用を優先し、衛生面や安全面の観点からペット禁止の運用を続けてきたところであります。

しかし、近年、ライフスタイルの変化、多様化に伴い、ペットを家族の一員として公共の場でも一緒に楽しみたいという声が増えております。また、飼い主のマナーが向上していることも認識しております。一方で、ペット同伴の環境を整えるには、利用者の衛生面や安全面への配慮、さらに他の公園利用者や近隣住民の理解を得ることが不可欠であるため、慎重な検討が必要であると考えております。今後は、他自治体の取組も参考にしつつ、状況の変化を注視しながら総合的に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ご回答ありがとうございます。

1 項目めですけれども、展望台について近所の方や高齢者、子どもさんは、例えば正月とか展望台から初日の出が見れる楽しみをできるのではないかと思います。

昨年より、歴史スポーツ公園内のます蓋、ゴムチップのマンホール蓋、今年に入り弓道場側の歩道の土砂の整備処理や、青葉台2丁目南側の桜の木が車道に斜めに傾いており、地域の方がいつ倒れるか分からないとのことで伐採していただきました。本当にありがとうございます。

ところで、管理・点検は定期的にでしょうか。またはその都度でしょうか。よろしく願います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 沿路沿いやトイレ、駐車場等の施設につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、週2回清掃や除草作業を実施しております。また、植栽管理につきましては、造園業者により草刈りを年2回、樹木剪定を年1回実施しております。このほか、公園の利用者から管理等に関するご連絡をいただいた場合には、職員が現地を確認し、状況に応じて対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

週2していただいているということで、どうしても歴史スポーツ公園ですね、1989年、平成元年ということで、今言われましたように40年近く経過しておりますので、修理・点検は絶対に必要かと思います。今後も点検等、よろしくお願いいたします。

次に2項目め、ペットの件ですけれども、福岡県はワンヘルスを推進しております。今後も検討のほうができるのか、もう一度お願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 回答の中でも申し上げましたが、歴史スポーツ公園、こちらにつきましては、ウォーキングやスポーツ、家族での憩いの場として市民の皆様幅広く親しまれてきました。そういったこともございまして、本公園では開園当初からスポーツ利用や家族連れの遊び場としての利用を優先し、衛生面や安全面の観点からペット禁止の運用を続けてきたところでございます。先ほども申し上げましたけど、ライフスタイルの変化とか飼い主のマナーの向上とかございます。ただ、一方では他の公園利用者への配慮、近隣住民への理解を得ること、こちら也不可欠であろうかと考えておりますので、慎重な検討を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

例えば、福岡県の公園で春日公園がありますけれども、そこにはドッグランがございます。あくまでもそこは福岡県ですので、市とはまた別なんですけれども環境は変わってきております。その都度、その都度の対応を今後ともよろしくお願いいたしますと思います。

また、歴史スポーツ公園は先ほど申しましたように、40年近くたっております。雨の日は太鼓橋が滑りやすくなったり、青葉台2丁目西側の階段から下りたところの竹やぶが歩道のゴムチップ側に倒れるなど、点検しなければならないところは多々あると思います。

私も、今たまにしか参加しておりませんが、朝6時半のラジオ体操で2列から3列に並んで20名から30名の集団で、またほかの場所も含めると50人ほどでラジオ体操をしております。人数が多ければ、トイレ関係を使うのはあると思うんですが、歴史スポーツ公園には弓道場側とテニスコート側にトイレが2か所あります。両方とも古くて、トイレの改修計画は今後ありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） トイレの改修計画というご質問かと思いますが、昨年度、市内の洋式トイレが設置されていない公園につきましては、一斉に洋式化工事を実施いたしました。このことに伴いまして、歴史スポーツ公園におきましては、弓道場のトイレの洋式化改修を昨年度実施しております。このように、トイレの洋式化につきましてはこれまでも一定程度進めて

きたところでございますが、現在のところ具体的なトイレの改修計画はございません。必要に応じて部分的な改修を進めさせていただいているところでございます。

今後は、老朽化した公園のトイレの改修につきましても、併せて検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

私の住んでいる青葉台中央公園、こちらも洋式にいただきました。やはり使うほう、子どもさん、高齢の方、やはり膝とか和式を使ったことがないという方も結構いらっしゃいますので、今後はその検討を早めていただくようによろしく願いいたします。

これで、1 件目の質問は終わります。

続きまして、2 件目お願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、障がい児通所サービスを利用しているご家庭には、サービスの支給決定期間が終了する約一月半前を目安に、サービスを継続利用するに当たっての必要書類として支給申請書や収入申告書、日頃のお子様の状態やご家族などの支援内容や頻度等を記入いただく介助状況等確認シートを同封し、申請のご案内をしております。

できるだけ保護者の皆様の手間を少なくするため、申請書に記載する内容を保護者の皆様を確認するだけで済むよう、支給申請書や収入申告書には必要事項をほぼ記載した状態で送付しているところです。介助状況等確認シートでは、例えば、お子様への支援の頻度については、「ほぼ毎日支援が必要」、「週 1 回以上支援が必要」、「月 1 回以上の支援が必要」など、具体的な例を挙げ選択してもらうなど、保護者の皆様にご記入するに当たってできるだけお悩みが少なくなるよう努めているところです。

また、窓口において書き方のご相談があった場合には、職員によって対応が異なることがないよう、記入に当たっての注意点をまとめた基準表を職員全員で共有しており、サービス更新の手続でトラブルとなることはほとんどない状況と認識をしております。

しかしながら、今回職員により対応がまちまちで戸惑ったというご相談が現に議員に寄せられており、これを機に改めて職員の意識徹底を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 次に、2 項目めについてですが、障がいのある子どもを持つ保護者が小学校、中学校入学時に不安を抱かれることは十分認識しております。このため、教育委員会では学校教育課において、次年度小学校に入学する保護者に対する就学支援説明会を 5 月に開催して、特別支援学級、通級指導教室等通常学級での学びや支援について説明し、並行して個

別の就学相談を受け付けております。また、6月からは各学校において学校見学会を開催して学校説明を行っており、不安が少しでも軽くなるように努めております。

保護者間の情報共有や交流の場については、児童生徒が通う特別支援学級での学級懇談会において、交流の場を設けております。また、特別支援学級や通級指導教室、太宰府特別支援学校に通う子どもを持つ保護者や、特別支援教育に関心のある保護者を対象にした家庭教育学級の特別支援合同学級（通称そよ風学級）において、保護者同士のつながる場、同じ悩みや子どもへの思いを共有する場を設けているところです。

さらに、現在実施している保護者間の交流の場につきましては、保護者がより安心して情報を共有し合い、互いに支え合える環境を整えるために内容や機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 1 番久和満晴議員。

○1 番（久和満晴議員） ありがとうございます。

職員によってまちまちという話を、私、話させていただきましたけれども、これを改めて、再度意識を持っていただきたいと思います。

そして、2 項目めの件なんですけれども、そういう機会を持っていただいて、またさらに深く寄り添うような形をしていただければと思います。保護者の方が人生を悲観しないような環境をつくっていくようにお願いしたいと思います。また、常に寄り添っていただいて、いつも相談できる環境をつくっていただきたいと思います。

今回の質問に当たり、情報共有してもよいという英断をいただいた保護者の方に感謝を申し上げますとともに、同じ悩みを持つ保護者の方の負担軽減をおもんばかってくださった配慮にも感謝を申し上げます。市のさらなる努力をお願いして、2 項目の質問を終わります。

続き、3 項目をお願いします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 3 項目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、まほろば号の運行につきましては、道路運送車両法等に基づきまして、日常の車両メンテナンスや運行開始前後の車両点検、また定期的な車両点検整備について、その点検箇所、点検内容、点検時期を遵守し、運行事業者である西日本鉄道株式会社において計画的かつ適切に実施いただいているところです。

次に、2 項目めについてですが、先ほど申し上げました様々な点検整備を実施しておりますが、運行中に予期せぬ不具合が発生し、運行に支障が生じる場合もございます。その際は、運転士から運行管理者へ速やかに報告がなされ、別車両の手配、不具合車両の回送、運行の継続を図るための迅速な対応を行っていただいております。

1 項目めのご質問にもございましたが、議員ご指摘のとおり、昨年10月31日、バス停に到着したまほろば号におきまして、昇降式リフトに不具合が生じたため継続運行ができず、別の車

今後も定期的な車両メンテナンスや不具合等の情報共有を行いつつ、安全・安心なまほろば号の運行に努めてまいりたいと考えております。

あえて、私、昨年の10月ということで日にちは入れてなかったんですけども、日にちもすっかりと把握できておりまして、西鉄と本市がちゃんと連携を取っていただいているということで、もしそういう不具合がある前に点検というのを再度打合せをしていただけたら助かると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○都市整備部長（伊藤健一） 先ほどの回答の中で申し上げましたが、日常の車両メンテナンス、さらに運行開始前後の車両点検、また、定期的な車両点検整備につきまして、各種法令を遵守して行っているところでございます。今後につきましても、運行業者であります西鉄と密に連携を取りまして、その辺の点検の徹底を行っていきたいと考えているところでございます。

会社によってもですけども、運行前点検というのは交通会社にとっては絶対必要なことですし、普通の会社もしくは役所でもそういうことはされてると思いますので、しっかりと不具合がないような運行を今後ともお願いしたいと思います。

[illegible]

– 141 –

いたしておりますので、お知らせいたします

7番タコスキッド議員の一般質問を許可します。

〔7番 タコスキッド議員 登壇〕

○7番（タコスキッド議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、3件質問させていただきます。

全国的な課題として、経済格差の拡大や少子高齢化に加え、近年では多くの世代で経済状況が一段と悪化しており、生活や将来設計が一層困難な状態に陥っていると言われています。全国的に共通の課題であるからとして、他市と足並みをそろえるのではなく、本市としてできる限り最大限の対策を立て、目の前の課題を解決していきながら、並行して5年後、10年後の未来のための準備を行う必要があると考えます。そこで、高原市長の今後の手腕に期待して、3件質問させていただきます。

1件目、多世代交流施設について伺います。

子育て世代の多くは、共働きで経済的にも不安定なため、心の余裕を持ちにくく、少子化に歯止めがかかる気配はありません。その上の世代は、子どもの学費と親の介護などの負担がのしかかり、高齢者は限られた年金による生活で健康への不安と社会的に孤立することへの不安を抱えています。子どもたちも、経済格差や体験の機会の格差、さらには愛情の希薄さなどによる影響を少なからず受けているのではないかと考えます。

さて、私は1期目の選挙公約に「幼老共生」を目指すことを掲げていました。「幼老共生」とは、子どもと高齢者が同じ空間で生活や活動を共有する考え方で、一方的に、ケアする側、される側ではなく、互いに支え合う関係を重視することです。この幼老共生の考え方を取り入れる事で、全世代の問題が少しずつでも解決していくのではないかと私は考えています。

佐賀県基山町にある多世代交流センター憩いの家は、高齢者から子どもまで世代を超えた交流の拠点となる施設で、そこには小学校低学年までのお子さんを対象とする屋内遊具を配置した無料のキッズルームや、カラオケ設備を有する音楽室、会議等に利用する多目的室、浴室、調理室、バンド練習や囲碁、将棋などができる交流スペースなどがあり、教室やサークル、多世代食堂と、様々な世代の交流施設となっています。

私は何度もこの施設に足を運び、様々な体験、交流を行っていますが、室内遊具と同じスペースにあるラウンジでは、若い親子と高齢者の交流が自然と行われており、多世代食堂やサークル活動を通じての交流が全世代にとってプラスに働いているように感じます。

本市においても、課題解決のために多世代交流施設が存在が必要であると考え、市長に伺います。今後、本市においてこのような施設の整備を検討する余地があるかお聞かせください。

次に2件目、コミュニティバスの在り方について伺います。

通学や通勤のみならず、運転免許証を返納した高齢者や障がいをお持ちの方、徒歩以外の移動手段を持たない方々にとって、バスはなくてはならない交通機関です。しかしながら、これまで利用者が少ないことや運転士不足により、市内を走るバスは年々減便や廃線となっていま

す。

減便が進むと、利用者にとってますます不便となり、バスを利用しなくなるという悪循環に陥ることになると思われます。ですが、今後、高齢化が進むことは間違いなく、運転免許証を返納した方などの移動手段が確保できなくなるような事態は、市民の生活を守る役割を持つ地方自治体としては避けなければならないことだと考えます。

民間事業者として、利用者が少ない、利益が見込めない、採算が合わないという理由で減便、廃線になることは致し方ない面があると思いますが、地方自治体は違います。たとえ少数でも、必要があれば受皿をつくる必要があると考えます。

私は、まほろば号やのるーと太宰府など、いつか限界が来るのではないかと危惧しています。そのときに急に慌てることがないように仕組みづくりが大切です。民間事業者との共存も大切にした上で、5年先、10年先を見据えた太宰府市独自の地域公共交通システムが必要になると考えますが、3点について市の見解を伺います。

1 項目め、現状の民間主導の運営の中で、運転士だけを公務員として雇用することは理論上可能なのか伺います。

2 項目め、市主導で地域公共交通を運営することは、理論上可能なのか伺います。

3 項目め、5年先、10年先を見越して、市独自の地域公共交通システムの導入に向けて検討に入るべきと考えるが、市長の見解を伺います。

最後に3件目、バス停への椅子や屋根の設置について伺います。

2件目でも触れましたが、現在西鉄バス、まほろば号ともに減便が続いております。それに伴って、待ち時間も大幅に増えており、1本乗り遅れてしまうと相当な時間を立ったまま過ごすこととなります。猛暑の中、長時間立ち続けることだけでも大変な状況であります。ゲリラ豪雨なども近年増えてきました。そのような状況の中で、私は以前から雨風あるいは猛暑から市民を守るための屋根や、長時間待つための椅子、ベンチの必要性を感じており、選挙公約にも掲げております。

災害などを考慮すると、ソーラーパネルを屋根に設置して非常用の電源確保なども検討していただきたいところですが、今回は前段としてバス停への椅子や屋根の設置の可能性についてお伺いします。

福岡市において、福岡市ベンチプロジェクトがスタートしたことはご存じかと思います。ここで、ぜひ本市でもご検討いただきたいと思いますので、1点お聞かせください。

西鉄バス、まほろば号、のるーと太宰府、それぞれ停留所に市の裁量で椅子、ベンチ、屋根を設置することが理論上可能なのか伺います。

以上、3件お願いいたします。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 1件目についてご回答いたします。

佐賀県基山町の多世代交流施設憩いの家について確認しましたところ、建設から44年経過した老人いこいの家を全面リフォームし、平家建てから2階建てに改修され2018年にオープンした施設で、有料施設もございますが、キッズルームは無料となっており、多世代食堂なども実施され、子どもから高齢者までが集い、触れ合う世代間交流の場となっているようでございます。

本市におきましても、子ども、学生、子育て世代、高齢者などの全世代の方々が、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う太宰府らしい地域共生型の居場所づくりを検討し、誰もが生き生き助け合い、生活できる地域社会を目指しているところでございます。

太宰府市公共施設等総合管理計画では、施設再編のモデルプランといたしまして、いきいき情報センターや市民図書館などをはじめとする5つの公共施設を全世代交流型として位置づけており、令和7年度に実施した公共施設再編検討支援業務委託におきまして、利用状況の調査や分析、施設の課題等を抽出し、施設ごとの必要機能や再編の効果等を検討、整理するとともに、民間施設との複合化等の可能性についても積極的に検討を行ってまいりました。

また、本年度からは公共施設整備検討委員会をはじめとする各委員会を立ち上げ、様々な視点からご意見をいただければと考えているところでございます。施設の整備におきましては、一部重複する施設機能は最適化する視点を持った上で、個別施設の老朽化やコミュニティエリアとの親和性、相乗効果の創出など、全世代の方々が様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合う、太宰府らしい地域共生型の居場所づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

方向性として本当にご理解いただいております。市長にお伺いしたいのですが、多世代交流とは、自分以外の世代の方々と互いに理解や絆を深めることと言われてますが、その環境づくりのために、市長の理想の多世代交流施設というイメージがあれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 議員のほうからご指摘いただきました基山町の多世代交流施設憩いの家でございますが、やはりこれも1つの多世代交流の施設としてはいい例ではないかなというふうに思っております。

太宰府市で言えば、基山町さんの憩いの家につきましては、太宰府市でいうとこの老人福祉センター、そしてルミナス、そしていきいき情報センター、こういう施設が複合化された施設ではないかなというふうに私も拝見させていただきました。

今後、五条のいきいき情報センターも今後検討しておりますが、こういう視点を持ってまた検討もしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員）　ありがとうございます。

そうなんです。おっしゃるように、様々分かれてるものが複合になることによって、どうしても1つの建物の中でいやが上でも交流が生まれるんですよね。どうしても別れていると、その場その場で、子どもは子どもの施設、高齢者は高齢者の施設で交わることがないので、それが1つの建物の中になることで自然と交流が生まれると僕は思っております。

今現状行われてることで、いきいき情報センターでいいますと、多世代交流スペースと名前がつけられてるんですけども、現状を見ても、とても多世代交流するような場とは思えなくて、自習してる学生さんとかが主に活用してる感じで、それはそれで僕はとてもいいことかなと思うんです。どうしても学生さんとか、経済的な理由があって家とかでずっとエアコンつけとくとかっていうのもなかなか難しかったり、有料の場を借りたりっていうのもすごく難しいと思うので、こういう施設があって自習するスペースがあるというのは僕はすばらしいことだと思います。

ただ、どうしても多世代交流って名前がついてると、その辺も自習してる子たちもなかなか気を遣うところもあって、大声を出してしゃべってる人がいても我慢しないといけないみたいなものもあるかと思うので、そこはそれでもうフリースペースとか自習スペースとかっていう形にしてもらってもいいのかなと考えます。

そして、太宰府市の取組でいうと、全世代居場所交流っていう形で銘打ってされてるんですけども、全世代場所交流というどうしても多世代交流のイメージなんですけれども、太宰府市のホームページを見ると、全世代の居場所交流として記載されているのがひきこもりに関する相談支援の案内と、子どもの紹介のみです。こういうのもちょっときちんと、あまり何でもかんでも多世代交流っていう形というよりは、きちんとした形にしてもらえればと思います。

最後なんですけども、昨日の陶山議員の一般質問に対する市長のご回答の中で、災害等で助け合う必要性、地域のつながり、日頃から顔の見えるお付き合いができるようになるために何が必要かというようなお話をされてたかと思います。それこそまさに僕が思う多世代交流、施設の中で生まれる関係性なのではないかなと思っております。1つの建物の中で様々な交流の場が自然と発生する仕組みをデザインしていく、それが行政が役目としてやるべきじゃないかと僕は思ってます。ぜひ検討をお願いいたします。

1件目終わります。

○議長（小島真由美議員）　総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二）　2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、まほろば号やのるーと太宰府につきましては、民間の旅客自動車運送事業者が道路運送法等の法令にのっとりまして運行を行っております。そして、運転士につきましては、当該事業者には雇用された運転士が運転業務を担っております。

旅客自動車運送事業者は、道路運送法において車両の安全確保、運転士の適格性確認、労働

時間管理、安全教育、事故発生時の責任など、運行に関するあらゆる管理、監督、責任を負うことになっています。旅客自動車運送事業者が、道路運送法で求められる運行管理責任を果たすためには、運転士は当該事業者の指揮命令下にある必要があります。そのためには、基本的に当該事業者は運転士を直接雇用する必要がありますので、民間の旅客自動車運送事業者が運行するまほろば号や、のる一と太宰府に公務員が運転士として勤務することは困難であります。

また、公務員は法令、条例等に従いその職務に専念する義務がありますので、民間企業が運営するまほろば号やのる一と太宰府の運転業務を公務員が行うことは困難であります。このように、民間事業者が主体となって運営する交通サービスの運営体制におきまして、運転士だけを公務員として任用することにつきましては、非常に困難であると考えております。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 次に、2項目目についてですが、公営にて地域公共交通を運営している事例は全国に存在しており、私どもも認識しております。1項目目の回答と関連いたしますが、自治体直営の公営交通として運行する場合の運転士は、公務員としての任用が可能だと考えられます。例としまして、九州内における公営バス事業としましては、長崎県交通局による長崎県営バス、北九州市交通局による北九州市営バス、佐賀市交通局による佐賀市営バスが公営バスとして運営されております。また、近隣の福岡市におきましては、地下鉄事業や路線事業を公営で運営している実績がございますことから、行政主導による地域公共交通の運営は理論上可能であるものと認識しております。

公営事業としての交通事業運営に当たりましては、財政規模や経営体制、収支バランスを確保するための事業計画策定、さらには運用安全管理体制を整備するなど、複数の課題に適切に対応する必要があります。また、直接経営を行う場合につきましても、運転士確保という大きな障壁が民間事業と同様にあるほか、運行の実現には道路運送法に基づく許可基準に適合するため、適切な規模を有する営業所や車両、駐車場、運転士、運行管理者等の確保や許認可手続が必要であり、大規模な設備投資や人材確保を含めて相当の期間を要するとともに、管理体制の整備やノウハウの集積が必要となります。

さらに、運行開始後におきましても、運行管理体制の維持、継続的な人材確保、車両の整備、維持管理等を行う必要がありますことから、将来にわたる持続可能性も踏まえ、慎重に調査研究・分析が必要であるものであると考えております。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 次に、3項目目についてですが、議員ご指摘のとおり、地域公共交通は住民の豊かな暮らしの実現や地域の社会経済活動に不可欠な社会基盤であり、地域公共交通の維持、確保を図ることは、地域活性化の視点からも重要であるものと認識しております。

現在、市内における地域公共交通につきましては、鉄道、路線バス、コミュニティバス、地域サポートカー、デマンド交通、タクシーなど、様々な交通モードがございますが、地域によって交通ニーズや地形、道路環境などの状況が異なるため、交通モードや運営体系の最適化、

持続可能性といった点において十分な議論を必要とするなどの課題がございます。

このような状況の中、5年先、10年先の地域公共交通の在り方を見据え、本市といたしましては、あらゆる交通手段や交通資源を効果的に、また有効な方法で組み合わせながら、地域に最適で持続可能な公共交通体系の構築の検討を進めてまいりたいと考えております。また、市独自の地域公共交通の運営の検討につきましては、議員ご指摘の視点も踏まえながら、様々な調査研究を進めつつ、将来にわたり持続可能な地域公共交通の体系構築を目指してまいります。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） まず、1項目めなんですけども、困難っていうのは不可能ということとで考えてよろしいですか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 我々のほうでは、現状は法体系上ではできないというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。困難ということで承知しました。

確かに、地方公務員法や労働安全管理上の問題から、全国でもほとんど事例は確認できませんでした。ですが、似たような事例として、自治体が運転士を会計年度任用職員として雇い、車両は市が所有、運行管理のみを民間委託というものがありました。この方法も検討の余地があるかと思います。

では、2項目めに移ります。

福岡県ではちょっと西鉄さんが強過ぎて、どうしても何か市営のというイメージがなかなか持てなかったんですけども、冷静に考えると市営バス、公営バスというのは全国で普通に行われているなということを今回再認識いたしました。

昨日、木村議員も一般質問で触れられてましたが、まほろば号の運行収支において運行経費、運賃収入に対して補助金額が決められていると思いますが、市として補助金額のデッドライン、上限と呼べる金額が幾らまでなのか、具体的な数字があれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） まほろば号、のるーとも含めてになるかと思いますが、損益分岐点というような形になるかと思っております。損益分岐点につきましては、一般的には運行に必要な経費と運賃収入などの総収入とが等しくなり、利益も損失も生じない点を指すものでないかとは思っております。ただ、地域公共交通におきましては、運賃収入のみで経費を賄うことが難しいということもありまして、ご指摘のとおり市補助金を含めた広域的な収入も含めて考える必要があるものとは思っております。

コミュニティバス等の地域公共交通は、自家用車両等を使用することが困難な高齢者、運転免許が取得できない子ども世代のほか、市民の皆様の通勤、通学、通院、買物など、日常生活に欠かせない移動手段でございます。このような地域住民の移動手段の確保をはじめ、地域全

体の活性化、住みよい魅力ある地域社会の形成等の社会的便益をどのように費用対効果に組み込むべきかなど、今後も調査研究を進めてまいりたいと考えておるところです。

ただし、議員おっしゃったどの辺りがデッドラインかというようなことなんですが、それぞれある市では20%を超えたら云々とかと書いてあるところもございます。補助金の性質上、25%以上の収支を求めるというものもあるというように聞いております。どこがというのはあれですけど、先ほど申し上げましたような市、地域公共交通、自治体が運営する地域公共交通ということを踏まえまして、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

いわゆるデッドラインを超えた場合の対応は、どのように考えられているか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 端的に言いますと、別の議員さんからも指摘がございました料金の見直しとかも含まれてくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

今後、また運転士不足を理由とした減便や廃線が起こる可能性はありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 今、地域公共交通計画策定中でございます。その中でいろいろ検討してまいります。現状の現事業者であります西鉄さんとも今後とも協議を重ねていくところでございます。

今回減便になったのも、こう言うのはなんですけど、数年前は多分想定できなかったことではなかろうかと思っております。そういったこともありまして、今回のご質問とは捉えておるところでございますが、将来的なことも含めまして今後しっかり検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

確かに想定できなかったことが起きたというところですね。ただ、今後はそれが想定内の出来事になるということは当然ご承知かと思います。

昨日の木村議員の一般質問で、ご答弁の中で時間的制約という言葉がありましたが、減便や廃線に対応するには何年ぐらいの時間的猶予があればしっかりと対応が可能だったかと思われるか。具体的な年数を教えてください。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 具体的な年数はなかなかお答えするのが難しいところだと考えております。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） そうだと思います。

同じく、昨日のご答弁の中で都市整備部長は何度も運転士不足の重大性を認識しているということ、運転士の待遇改善の重要性について触れられておりました。しかしながら、現在、運転士の待遇改善、処遇改善を西鉄やタクシー会社に対して求めることはできないと思いますがいかがですか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 昨日の回答の中であったかと思えますけど、そういった運転士の処遇とかにつきましても、地域活性化協議会、太宰府市の地域公共交通活性化協議会で意見が出たことはございます。

なかなか難しい面もあるのはあるんですが、手元に令和7年の国土交通白書におきましては云々という資料があるんですけど、建設業や運輸業では労働時間が他産業に比べ長く、賃金も低い状態の中で時間外労働の上限規制に関する、いわゆる2024年問題ですね。こちらに直面しておりというようなことも書かれておりますし、厳しい状況の中、そういったことは日々運転士の労働環境も厳しい状況の中で行っておるというようなことは、地域活性化協議会のメンバーの皆さんもよくご存じかと思っておりますので、その辺事業者の方も含まれておりますので、その中でも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

運転士不足は、やはり僕のイメージでいうと、処遇・待遇の改善によってかなり応募があるんじゃないかと僕は思ってますので、そこは市で会計年度職員であったり公務員採用であったりというのを検討してもいいのかなと僕は考えております。

持続可能な地域公共交通という言葉も昨日の馬場議員とのやり取りの中で何度かご答弁ありました。運転士確保が困難、運転士の待遇改善が重要、時間的制約、この3つをクリアする方法として最善の手は、太宰府市独自の地域公共交通について、なるべく早い段階から検討に入る必要があるんじゃないかと私考えますので、こちらは要望として3項目めに移らせていただきます。

昨日、また馬場議員の一般質問で、市長が市の独自の公共交通について少し言及されてたかと思しますので、もし何か具体的なイメージがあれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 具体的なというところは、今のところありませんが、ただやはり昨日申し上

げました近隣におきましては、やっぱりいろいろ地域の皆様のご協力もいただきながら様々な公共交通を展開されていらっしゃる場所もございます。やっぱり、今、太宰府市におきましては先ほどの回答の中にもありましたけど、この近隣においては鉄道、路線バス、コミュニティバス、それから地域サポートカーやのるーとですね、デマンド交通、様々やっておりますが、それにプラスして地域に最適な地域公共交通というのが求められているのではないかなというふうに私は思っております。

太宰府市、約7万2,000人のこのような地方自治体でございますので、やはり原資お金も財政的にも限られております。その中で、福祉やいろんなこともやっていく中で、どこに重点を置いてやっていくのか、最適解を見つけるのは難しいと思います。昨日のお話にもありました、行政だけではなかなかできない点、今後ますます増えてくるのではないかなと。地域の皆様のご協力やご理解が必要になってくるのではないかなと思います。その辺りは、地域公共交通に関しましても、皆様のご理解、ご協力を賜りながら、最適解を見つけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

そういうふうに市民の声を大事にしたいと言っていたことが非常にありがたいと思っております。

昨日の木村議員の答弁でもありましたけれども、協議会など市民の声が入る状態で、しかもきちんと対話でもって話ができるような状況が生まれればと思います。要望として、2件目を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 3件目についてご回答いたします。

現在、まほろば号やのるーと太宰府のバス停といたしましては、一部重複する場所もございますが、まほろば号のバス停は189か所、まほろば号地域線のバス停は46か所、のるーと太宰府のミーティングポイントは43か所ありますが、そのうち日よけ、雨よけの役割となる屋根、いわゆる上屋があるバス停は21か所、ベンチや椅子があるバス停は62か所ございます。

これらの上屋やベンチ等につきましては、新規に設置する場合、歩行者、交通量、歩道幅員、運転者の視界を妨げることのない安全性、視覚障がい者誘導ブロックとの十分な間隔など、周辺の環境や立地状況のほか、その構造等にも一定の基準が存在します。また、設置場所につきましても、道路上などの公有地、個人等の私有地、店舗等の敷地内など、土地所有者と協議や許可等が必要な場合があります、ご理解とご協力が不可欠でございます。いずれにしましても、市の意向のみで設置できるものではございませんが、構造等の一定の基準や土地所有者のご理解とご協力をいただければ、設置が可能な場合もあるものと認識しているところであります。

なお、現在策定を進めております地域公共交通計画におきましても、施策の方向性としたし

まして、地域住民の利便性向上を掲げており、公共交通をご利用いただく際、雨天や夏季等においても安全かつ快適に移動できる環境づくりは、議員ご指摘のとおり大変重要であるものと考えております。このことから、今後も地域や事業者、各種団体等との連携を図りつつ、可能な限りバス待ち環境や利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員。

○7番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

お手元に配付させていただいている資料、これもまた基山町なんですけれども、コミュニティバスのバス停全てに設置されている折り畳みベンチの画像を添付させていただいております。こちらは薄型で非常に道幅の邪魔にもならず、ばねで戻るようになってますので、使っていないときはフラットになるようになっております。こういう場所が狭いところでしたら、こういう形でも、どうしても何時間も立ちっ放しという状況は本当に市民の方々のご迷惑になってると思いますので、ご検討していただければと思います。

それと、今言われてた中で、様々地域住民の方々の同意が必要ということで、今ご存じかと思いますが福岡市のベンチプロジェクトというものがスタートしておりまして、そちらは様々私有地を提供していただいたり、ベンチを設置するときの補助金などを市のほうから出すというものです。そちらももしよかったら参考に考えていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 回答はよろしいですか。

○7番（タコスキッド議員） 回答は求めません。ぜひ、ご検討いただければと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 7番タコスキッド議員の一般質問は終わりました。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番原紳次郎議員の一般質問を許可します。

〔3番 原紳次郎議員 登壇〕

○3番（原 紳次郎議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い6件について質問いたします。

1件目、太宰府市子どもの権利条例について伺います。

1989年に国連総会で採択され、現在では、日本を含めた世界の196の国・地域が締結している世界的な条約である子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）では、18歳未満を子どもと定義し、世界中の全ての子どもたちに、子ども自らが権利の主体であることを約束していま

す。

本市においても、子どもの権利を保障する観点から、太宰府市子どもの権利条例の制定に向け検討がすすめられています。条例制定に向けた具体的な検討を行うため、太宰府市子ども・子育て会議に太宰府市子どもの権利条例検討部会が設けられ、令和8年4月までに計5回の部会が公開にて開催されています。私は一度だけ傍聴しましたが、部会長をはじめ、皆さん積極的な意見を交わしている部会であり、安心しています。

これまでアンケート調査、ワークショップなどの活動を通して制定に向けた取組がなされ、令和8年度は具体的な条例の中身を検討し、部会で条例素案を固めていく段階へと駒を進めていると認識しております。

先ほど述べました子どもの権利条約には、4つの原則があります。生命、生存及び発達に対する権利、差別の禁止、子どもの最善の利益、子どもの権利の尊重であります。この4つの原則を基に、子どもの権利を守る子どもの権利条例を導入する自治体が増えています。NPO法人子どもの権利条約総合研究所によると、4月時点で全国81自治体に上がり、九州では福岡県内の指定都市を除く8つの自治体、志免町・筑紫野市・川崎町・田川市・筑前町・宗像市・那珂川市・糸島市が定め、導入後の自治体では専門の相談員を配置したり、いじめや体罰など権利侵害が疑われる場合、救済委員が調査・勧告したりしています。

私は、県内の他市の条例を読んでみました。どの都市も、地域の特色、特徴を捉え、どうあるべきかを検討し、独自の言葉でつくられています。当市においても、これから条文の起案に入っていく中で様々な検討がされていることと思います。そこで、今後の制定に向けた取組について3点伺います。

1 項目め、これまで5回開催された子どもの権利条例検討部会の進捗及び今後のスケジュールについて。

2 項目め、条例の骨子に太宰府市の特色をどう生かそうと考えておられるのか。

3 項目め、今後子どもの権利条例をどのような方法で市民にアピールしていくのか。

次に2件目、介護保険制度における福祉用具の貸与と販売の選択制導入の状況について伺います。

本市では、福祉サービスの一環として、障がいのある方に日常生活用具の給付及び貸与、介護を必要とする方には福祉用具の貸与及び販売を行っております。また、社会福祉協議会では車椅子の無料貸出しもされています。必要とする方にはとても親切的な取組であり、喜ばれているかと思います。

その中で、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、令和6年度に導入された一部の福祉用具についての貸与、レンタルですね、と販売の選択について伺います。

選択制の対象福祉用具は3点で、スロープ、歩行器、歩行補助杖です。つえですね。市は、選択制の対象福祉用具の提供に当たって、福祉用具専門相談員または介護支援相談員は、利用

者に対し以下の3つの対応を求めています。1つ、貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることを説明すること。2つ、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること。3つ、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案すること。

つまり、現行では専門の相談員が全て手続することになっています。そこで、対象福祉用具のうち、歩行補助杖については貸出し、販売を簡単にして、市民が気軽に利用できる制度にすれば、介護の段階ではないものの最近ちょっと足元が気になり、転倒するのが怖いからと、より安全な4点で支える多点杖を使いたいと思う市民の要望に添うことができるのではないのでしょうか。

市民の方からこんな意見が届きました。「T字式のつえは持っているが、側溝の穴に入って転びそうになった。より安全な4点で支える多点杖がいいかと思い市に聞いてみると、いわゆる健常者は手続ができないと言われた。もっと気軽に貸出しはできないのか。」と。

そこで、3点伺います。

1 項目め、これまでの利用状況。

2 項目め、手続や用具の評価などに対する利用者の声。

3 項目め、福祉用具専門相談員または介護支援相談員が手続する方法のみならず、必要になった個人が、直接手続できる方法へ緩和する必要性はないのか。市の考えを伺います。

次に3件目、自治会から建設課へ提出している要望書について伺います。

毎年、各自治会は建設課からの要望書提出依頼に基づいて、地域の道路、水路、標識、道路標示、側溝、マンホール、フェンス、交通安全といった建設課事業に関する市民生活の安心・安全に資する要望書を提出しています。令和7年度については、令和7年3月末までに要望書を提出、5月末までにヒアリング、7月末までに一次回答、12月末までに最終回答というステップになっていました。

自治会長宛ての文書には「その年度の状況によって要望の優先度は変化するため、過去に提出した要望で未実施のものについても提出をお願いいたします。」とあります。自治会に対し、過去に未実施となった案件の提出を毎年求めることについては、疑問に感じるところがあります。

そこで、5点伺います。

1 項目め、要望に対する自治会への説明、回答方法及びそれらの実施状況。

2 項目め、令和8年度の要望を受けてからのリードタイムとスケジュール。

3 項目め、希望に沿えない要望・案件に対する自治会への説明。

4 項目め、優先度、重要度の考え方。

5 項目め、時間を要する案件への取り組み方。

次に4件目、いきいき情報センターの全世代交流フリースペースについて伺います。

当市は、2022年12月1日、いきいき情報センター1階に全世代交流フリースペースをオープンしました。その当時の市広報紙には次のような説明がされています。「この場所は、コロナ

禍の長期化で高校や大学での対面授業や部活動などが制限された中、学生が気軽に交流、学習できる場所が地域に欲しいと、市内の大学生が要望したことをきっかけに設置いたしました。オープンに先立ち、この場所の活用方法について市内の高校生と大学生にアイデアを募集し、11月27日に開催したオープニングイベントで提案発表してもらいました。「小さな図書館にする」「子どもと高齢者のふれあいができる場所にする」など、高校生、大学生らしい柔軟な発想がたくさんありました。今後の活用の参考にしていきます。全世代交流フリースペースは、学生だけでなく幅広い世代のどなたでも利用できます。」とあります。

利用は毎月、毎週水曜日と年末年始を除く午前9時から午後9時30分までのフリーWi-Fi完備、自習席が10席、ミーティングテーブル12台を設置しています。毎日、たくさんの学生さんが勉強に励んでいます。空調も照明も完備され、このような場の提供はとてもよいことです。

一方で、ちょっとした会話、打合せができる場としても市民が利用可能ですが、実際には、先ほどタコスキッド議員が申しましたように、普通の会話でさえ声が響き渡り、学習の邪魔にならないよう静かに座って、バス・電車を待ったり、人と会うのを待ったりするだけの待合室になっています。

いきいき情報センターには、直近フリースペースが増設されたものの、当初の設置目的とは違う環境が生まれ常態化しています。思いますに、それだけ市内には、実は学習スペースが足りないということではないでしょうか。常設の学習スペースは、プラムカルコアや市民図書館にはありません。とびうめアリーナにはありますが、スポーツ施設ですので座席数も環境も適しているようには見えませんが、学生さんはじっと勉強しています。地域の公民館、共同利用施設においては、会議室と空調を完備しています。学習スペースとして開放しているのでしょうか。

そのような全体的な観点で、学習スペースの在り方をもっと突き進めていくべきではないかと思い、2点伺います。

1項目め、まずは学習スペースをさらに拡張する必要性から、いきいき情報センター内の空き室、プラムカルコア、市民図書館、地区公民館、共同利用施設などへさらなる展開、必要性をどう考えているのか。

2項目め、全世代交流スペースの設置目的と現状の乖離をどう考えているのか。

次に5件目、まほろば号の運行ダイヤについて伺います。

4月のダイヤ改正で大幅な減便となって以降、市民からの改善を求める声が日に日に増しているように感じています。私だけでなく、どなたも同じような声を一度ではなく複数お聞きになられているはずです。今回も、複数の議員、木村議員、馬場議員、久和議員、タコスキッド議員から質問も寄せられております。私も市民の方から、「いきいき情報センターの体操の時間に間に合うバスが4月からなくなって、行けなくなった。悔しい。」という話を伺いました。

そのような中、最近、まほろば号の回送便を目にするようになりました。私の意識が常にま

ほろば号にあるため、ここ最近まほろば号を見詰める機会が増えたことが原因にあるようにも思います。本来であれば、ダイヤグラムを入手し、運行する号車単位で始発から終着までを追跡し、次の始発までの空白ダイヤ、回送を確認し、運行が効率的であるか、回送で動かすのであればその区間だけでも営業運行に切り替えられないかなどの検証をすべきではないかと考えます。

そこで、運行ダイヤについて確認させていただきたく、2点伺います。

1 項目め、回送を余儀なくされている状況は効率的な運行と言えるのでしょうか。

2 項目め、回送便を通常便に切替えてできないか。分かる範囲での回答をお願い申し上げます。

最後に6件目、令和6年度太宰府市財務書類について伺います。

令和8年3月に令和6年度の財務4表が作成されました。いわゆる財務4表とは、企業会計に用いられる発生主義の考え方、いわゆる収益と費用をお金の出入りがあったときの現金会計ではなく、現金出納とは関係なく経済的な原因が発生した期間に対応させて計上するという会計上の考え方にに基づき、作成される貸借対照表（B／S）、行政コスト計算書（P／L）、純資産変動計算書、資金収支計算書（C／F）の4つを示します。

その中で、貸借対照表は企業で言えば体力がどのくらいあるかが一目で分かる重要な財務諸表です。令和7年度については、5月末での出納閉鎖後、作業中かと思います。令和6年度の連結での純資産の不足につきまして、純資産は不足分が7億6,500万円減少し純資産比率が改善したものの、一方で未収金についての記載が気になります。令和6年度の連結資産1,495億4,000万円のうち、未収金7億1,100万円と、僅か0.475%でございますが、本来、市に入るべき金額が回収できていない状況が見て取れることから、4点伺います。

1 項目め、一般会計等、全体、連結、各貸借対照表における未収金の詳細な明細。

2 項目め、未収金に対する債権回収の状況。

3 項目め、未収金の発生を防ぐための対策。

4 項目め、令和8年度に消滅時効の予定の金額。

以上、6件について回答をお願いいたします。

再質問は発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（子ども担当）（添田朱実） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、子どもの権利条例の検討につきましては、本市の附属機関であります子ども・子育て会議に子どもの権利条例検討部会を設置し、様々なご意見をいただいているところであります。

子どもの権利条例検討部会は、令和7年2月に第1回を開催し、これまで計5回開催いたしました。これまでの部会では、まず、子どもの権利に関する本市の現状を把握する必要があるとのご意見をいただきました。また、子どもや大人の意見を聞く手段としてのアンケート調査やワークショップの実施に当たっては、内容や実施方法など様々なご意見をいただきながら、

令和7年8月から10月にかけてアンケート調査、11月にワークショップを実施することができました。令和8年3月には、子どもの権利条例検討部会及び子ども・子育て会議におきまして、現状での子どもの権利に関する意見等を集約した結果を委員の皆様で共有したところでございます。

現在は、これまでに委員の皆様からいただいた意見をはじめ、アンケートやワークショップの結果を基に、事務局において条例案を作成している段階であります。今後は、子どもの権利条例検討部会及び子ども・子育て会議において具体的な条例の内容に関しご意見をいただいた後、パブリックコメントを経て、今年度中に議会上程を行う予定としております。

次に、2項目めについてですが、全国でこれまで既に制定されております子どもの権利に関する条例を見ても、子どもに対する視点や語句の使い方など、様々な特徴があり、中でも多くの条例に共通して最も地域の特色がよく表れておりますのが前文であると認識しております。

子どもたちの実際の声を記載したもの、国際条約等の権利の法的根拠を記載したもの、その土地の風土を盛り込み、地域性を生かしたものなど様々でございます。本市といたしましては、全ての子どもが歴史と緑豊かな太宰府で、地域の方々に見守られながら太宰府の歴史や伝統に愛着を持ち、それらを受け継ぐ大人へと成長できるような条例の内容にしていきたいと思いますと考えております。

前文には、太宰府の特色を盛り込むとともに、子どもの権利を明確化し、周知すること、子どもが参加し意見を表明する場を設けること、いじめや虐待を防止する方策を徹底すること、子どもへの支援体制を構築すること、大人の役割を明確化することなどを盛り込む予定としております。

次に、3項目めについてですが、さきに述べましたアンケート調査では、子どもにも大人にも十分には認知されていないということが見えてまいりました。まずは、当事者である子どものみならず大人が、子どもの権利について知り、理解を深めていくことが非常に重要であると考えておりますので、条例案の検討と併せて周知の方法等につきましても委員の皆様にご意見をいただきながら、適切な周知、啓発を検討してまいります。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。

子どもを守る団体として、NGOセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがでございます。創設者は、エグランタイン・ジェブ氏でございますが、日本では創立40周年になります。東日本大震災で大きく変化したと言われ、子どもの居場所の設置など非常に重要な活動を柱としてきております。

当太宰府市においても、こども選挙というのが行われました。全国で18番目の自治体としてマスコミでも取り上げられ、1,535票を得て全国トップの票を得られました。このような活動

が市でも行われているのが非常に歓迎でございます。

また、太宰府市の自治基本条例がございます。ここの第7条に、子どもの権利が明確にうたわれて、6項目がうたわれております。当市としても、この子ども権利条例がしっかりと制定されて、子ども一人一人が尊重され、誰もが安心して学び育ち、成長とともに豊かな世界を築いていく、そういうまちづくりにしていただければと思います。ぜひ、条例の制定を楽しみにしております。

質問は以上です。

○議長（小島真由美議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大谷賢治） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員ご認識のとおり、令和6年度の介護報酬改定におきまして、保険給付費が上昇し続ける中、比較的廉価で購入したほうが利用者の負担が抑えられると見込まれた一部の福祉用具につきましては、貸与と販売の選択制が導入されたところであります。

制度が開始された令和6年度以降の本市の給付実績では、福祉用具貸与件数は令和6年度で1万5,690件、令和7年度で1万6,531件、販売件数は、令和6年度で320件、令和7年度で289件となっております。

次に、2項目めについてですが、手続や用具の評価等に対するご利用者の声としては、介護支援専門員を通してご相談がぁっているものと認識をしております。要介護認定を受けてない人からのご相談につきましては、地域包括支援センターへ年10件程度ご連絡がぁっていることを確認しております。

次に、3項目めについてですが、これらの福祉用具の提供に当たっては、身体状況に合わない用具を使用することで、転倒のリスクや身体機能の低下を招くおそれもあるため、福祉用具専門相談員または介護支援専門員といった専門家による関わりが、介護保険制度上の基準として義務づけられているところであります。

このことから、本市といたしましても介護保険の福祉用具貸与・販売につきましては、厚生労働省令などの基準に沿って適時、適切な利用、さらには、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員または介護支援専門員に対し貸与か販売のいずれかを利用者が選択できることについて、メリット・デメリットを含めて十分説明すること、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案することの対応を求めている、必要になった個人が直接手続できる方法への緩和は難しい状況でございます。

しかしながら、要介護認定を受けていない方のご要望もあるかと思っておりますので、そのような場合には身体に合ったつえをお探しいただくためにも、福岡県クローバープラザの福祉用具展示室などでお試しをお勧めするとともに、相談者の状況等によっては、介護認定申請のご案内や民間事業者の有料レンタルのご利用もご案内するなどの対応を行っているところでございま

す。

今後とも、市民の皆様の声を拝聴しつつ、関係機関の情報を収集し、市民の皆様に寄り添った説明に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。私も福岡県のクローバープラザ福祉用具展示室にも足を運んだことがあります。ありがとうございます。

私が議員になって研修を受けたことを少しお話しさせていただきますと、講師の方が冒頭、既成概念にとらわれるなど。既成概念にとらわれては何からでも脱却できないと。一番冒頭、講師がそのようにおっしゃられまして、非常に強い印象を受けております。

福祉の世界においても、非常に多様なサービス提供が必要になってくる世界ではあります。ぜひ、法令を守り、可能な限りではありますが、福祉用具、それから困ってる方に対する市のサービスを今回答がございましたようにしっかりと検討していただいて、枠にはみ出ないように、法令は守りながらもこれまでの既成概念にとらわれない市のサービスの在り方を模索していただければと思います。

2 件目は以上です。

○議長（小畠真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 3 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、議員ご指摘のとおり、建設課では道路の整備や改良、修繕などに関する要望を毎年度各自治会から提出いただいておりますが、その要望内容や優先度等を確認の上、実施の是非等についての第 1 次回答を 7 月末までに、年度最終回答を 12 月末までに文書にて通知することとしております。

具体的には、令和 7 年度の実施状況につきましては、第 1 次回答を令和 7 年 7 月 17 日、年度最終回答を令和 7 年 12 月 15 日に通知しているところであります。

次に、2 項目めについてですが、各自治会に前年度の 3 月末までに要望書の作成、提出を文書にて依頼し、第 1 次回答、7 月末までの間に現地確認や自治会へのヒアリングを実施する流れとしております。

次に、3 項目めについてですが、回答通知とは別途、ヒアリング等の際にご要望に沿えない場合の理由等をご説明した上で、次年度以降に改めて要望書の提出をお願いしております。ご要望に沿えない理由は案件ごとに様々ですが、自治会で決定された要望の優先順位は、現場の状況の変化等も含め年度によって変動することから、ご負担になることは認識しつつも毎年度の提出をお願いしているところであります。

ただし、道路の破損など緊急性の高い案件につきましては、随時対応いたしております。

次に、4 項目めについてですが、優先度・重要度につきましては、ヒアリングの際の聞き取りや現地確認の結果等を踏まえて、総合的に判断しているところであります。

次に、5 項目めについてですが、時間を要する案件につきましては、要望内容に対する課題

の整理や必要な調査・設計を行い、必要に応じて事業計画等を策定した上で別途予算化することとしております。建設課への要望の中には、建設課のみでは解決できない案件も多くございます。このため、関係部署はもとより、国、県、警察等の関係機関とも情報共有を図りながら、引き続き市民の皆様の安全で安心な生活の実現に向け鋭意努力してまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。

今回は建設課に対しての質問をいたしました。防災・安全面でも住民からの要望というのは市全体に求められております。例えば、防犯カメラの設置は各自治会から多くの要望がされているかと思います。これは、全市においてもぜひ積極的にこの要望、自治体からの要望についてしっかり受け止め対応していただくことを望んで、3 件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 4 件目についてご回答いたします。

まず、1 項目めについてですが、議員お見込みのとおり、いきいき情報センターの全世代交流フリースペースは、世代を問わず交流や憩いの場として活用いただくことを目的として設置しております。一方で、議員ご指摘のとおり、実態としては、学生を中心とした学習スペースとしての利用が定着している状況があり、学習スペースと交流スペースの両立が課題となっております。そこで、利用者ニーズへの対応と利用環境の向上を図るため、昨年度よりフリースペースの拡充工事に取り組み、このたび6月1日に交流スペースの増設をしてリニューアルオープンしたところであります。

また、市内には学習スペースとして、議員お見込みのとおりとびうめアリーナやルミナスに加え、夏休みの期間中にはブラム・カルコア太宰府を開放するほか、一部の地域の公民館などでも学習場所が設けられていると聞き及んでおります。

学生を中心に学習スペースを求める声が多く寄せられていることから、今後も引き続き公共施設の活用可能性を含め、調査研究を行ってまいります。

次に、2 項目めについてですが、いきいき情報センターの1階、全世代交流フリースペースにつきましては、増設・拡張も行いましたことから、2階の学習スペースと併せて利用状況やニーズを踏まえながら、より多くの方にご利用いただける場所となるように今後も調査研究を行ってまいります。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。

フリースペースの増設、非常にありがたいことだと思います。太宰府市が、どこでも学習できるスペースがある、どこでも交流できるスペースがあるという町にしてほしいと、そう願っております。

例えば、スケートボードパークがオープンしました松川の体育館、公文書図書館、上下水道

部があるところ、こういったところについても空きスペースがかなりあります。そこに、何らかの形で学習スペースを設けるとか、あそこも空調が効いております。そういったところをまた市としても移行していただいて、スポーツと学習両方を松川で楽しめるというような場にしていっていただきたいのと、自治会での公民館、昨日、陶山議員がお話しされましたが、自治会にもそういう学習スペースが設けられますと、子育て世代の方に喜んでいただけることと思いますし、自治会への入会も積極的になっていくんじゃないかというふうに思いますので、全市で学べるスペースを広げていく、そういう太宰府市を願って4件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 5件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、これまでの定例会等でもご説明してまいりましたが、コミュニティバスまほろば号の4月のダイヤ改正につきましては、全国的な運転士不足の影響を受け、従来の運行体制をそのまま維持していくための運転士確保が困難である旨の申出を西日本鉄道株式会社から受けたことを踏まえ、改正を行ったものでございます。

ダイヤ改正案の作成におきましては、利用状況等の詳細な分析を基に西鉄と協議を重ね、その上で限られた車両数、運転士数を最大限活用し、可能な限り市民の皆様の移動手段の確保を目指したものでございます。また、令和6年4月から本格適用となりました自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、改善基準告示に基づく時間外労働の上限や拘束時間の改正は、運転士の労働環境改善を図る上でも重要な課題として認識しております。

具体的には、労働時間や休息期間、運転時間等の基準を遵守しながら、利用が集中する時間帯に運行ダイヤを組むよう配慮するとともに、限られた運転士、労働時間を最大限活用する中で、一部の車両におきましては多くの方にご乗車いただいている時間帯や路線など、利用状況に合わせバスによる運行が必要なエリアへ車両を回送する体制を採用し、可能な限り運行便数の確保に努めたところであります。

まほろば号の減便が市民の皆様にご不便をおかけしていることにつきましては誠に心苦しく存じますが、回送便につきましては、無駄のない運行を目指して検討を重ねた結果であることをご理解いただけますと幸いです。

次に、2項目めについてですが、先ほどのご質問への回答とも関連いたしますが、今回のダイヤ改正におきましては、限られた車両数、運転士数、そして労働時間を可能な限り効率的に活用するために利用状況等を分析しつつ、西鉄のノウハウを活用し、無駄のないダイヤ設定を目指したところでございます。

議員からご提案いただきました回送便の運行ルート化のためには、運行する車両単位で出勤、点検、運行、退勤に至るまで、拘束時間の管理や連続運転時間の制限、必要な休息時間の確保など、法令遵守と安全確保を担保すると同時に、利用実態に応じた可能な限りの便数確保と効率的な運行につながる体制構築が必要となります。

現行のダイヤの中で回送便は必要不可欠なものであり、通常便への変更は現時点では難しい

ものと認識いたしております。今後とも、利用状況の変化や市民ニーズを精査しつつ、市民サービス及び利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 3番原紳次郎議員。

○3番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。最大限のダイヤの運行の効率的な設定ということでお話を伺いました。

実は、回送便が太宰府市役所の前を通ります。9時30分頃、それから12時頃。ちょうど皆さんが使いたいと思う時間帯ではございますが、そこで指をくわえて見てるだけという状況があります。食欲にこれからもダイヤ一部改正も含め、ダイヤを設定したから終わりではありません。ぜひ、これからが始まりです。しっかりと運行の状況を見極めて、少しでも市民の利便性に役立つよう努力をお願いしまして、5件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 6件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類における未収金の金額は、一般会計等財務書類のうち一般会計が9,409万円、全体財務書類のうち国民健康保険事業特別会計が7,414万4,000円、介護保険事業特別会計が562万3,000円、後期高齢者医療特別会計が828万6,000円、水道事業会計が1億9,339万9,000円、下水道事業会計が2億7,193万7,000円、連結財務書類のうち、一部事務組合等が6,394万1,000円となっております。このうち、全体財務書類の未収金は、市税や保険料、水道料金、下水道使用料などが約9割を占めております。

次に、2項目めについてですが、市税や保険料などは令和6年度の未収金1億5,871万8,000円に対し、令和7年度中に6,536万5,000円を収納しており、収納率は41.2%の見込みとなっております。また、水道料金や下水道使用料は、未収金に納期未到来分も含まれておりますが、令和6年度の未収額4億1,796万9,000円に対し、令和7年度中に3億8,308万4,000円を収納しており、収納率は91.7%の見込みとなっております。

次に、3項目めについてですが、未収金の発生抑制及び縮減に向けた施策といたしまして、口座振替の利用促進やコンビニエンスストア納付、市税では地方税共同機構を活用したクレジットカードネット、ネットバンキングによる納付など、環境の充実と様々な機会を通じた納付方法の周知を図っております。

また、督促状や催告書の送付などによる納付勧奨により、早期の自主納付を促すとともに、滞納処分や給水停止などについても適切に実施しており、引き続き納付機会の確保と債権の適正管理を徹底してまいります。

最後に、4項目めについてですが、令和6年度一般会計等財務書類と、全体財務書類における未収金で、市税や保険料、水道料金、下水道使用料などのうち、令和8年度中に時効完成となる額は、保険料が130万円程度、水道料金や下水道使用料が1,400万円程度を見込んでおりま

す。

しかしながら、これらにつきましても引き続き納付勧奨を行い、自主納付や滞納処分の実施による時効の更新を行うことで、時効消滅に至る債権の縮減を図っております。今後も適切な債権管理と徴収対策を徹底し、歳入の確保と負担の公平性の確保に努めてまいります。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員。

○3 番（原 紳次郎議員） ありがとうございます。主に、水道下水道料金、市税等が9割を占めるということで確認を取りました。

この分野での質問は、制度導入後初の質問ではなかったかなというふうに思います。バランスシートは、太宰府市の年に一度の健康診断と言われるものでございます。今後も、しっかりとこのバランスシートをチェックして、太宰府市の健全な市政、健全な財政を目指していくべく、私もしっかり研究してまいりたいと思います。

最後の消滅時効の質問につきましては、消滅時効については議会の承認事項ではありません。ですので、この議場で議論されることがございませんので、払ってる人がしっかりおられます。真面目に払っておられる方がおります。そういった方等も含めて、太宰府の財政をしっかりと担っていただきたいと思います。全ての質問をこれで終了いたします。ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 3 番原紳次郎議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 番今泉義文議員の一般質問を許可します。

〔8 番 今泉義文議員 登壇〕

○8 番（今泉義文議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問させていただきます。

1 件目は、老朽化した擁壁の安全対策と補助制度についてです。

近年、全国各地で線状降水帯の発生による集中豪雨や土砂災害が頻発しています。そのような中、私が危惧しているのが、住宅地などに設置されている擁壁の安全性です。擁壁は、高低差のある土地を支える重要な構造物であり、私たちの生活を陰で支えています。しかし、四、五十年前に築造された擁壁もあり、経年劣化や排水機能の低下により、豪雨時の安全性が懸念されるものも少なくないと考えます。

本市においても、平成24年7月の九州北部豪雨では、青山地区の日本経済大学の野球のグラウンド近くで擁壁の崩落が発生し、大きな被害をもたらしました。また、令和5年7月には、梅ヶ丘地区の江牟田池の近くでも擁壁の崩落が発生しました。擁壁の崩落は、土地所有者だけ

の問題ではありません。もし、通学路や生活道路に面した擁壁が崩落した場合、通行中の市民や子どもたちを巻き込む重大事故につながる危険性があります。市民の命に関わる事故は、起きてからでは手遅れです。特に、通学路や生活道路沿いの危険な擁壁については優先的に安全対策を進めるべきと考えます。

災害に強いまちづくりを進めるためにも、市民の生命・財産を守る観点から、擁壁の点検、維持管理及び改修支援の強化が必要と考え、3点伺います。

1 項目め、市内における擁壁の危険箇所について。

2 項目め、老朽化した擁壁の点検や安全確認を促進する取組について。

3 項目め、擁壁の補修・改修・撤去等に対する補助制度の創設について。

2 件目は、物価高騰下における学校給食の質の維持についてです。

近年の物価高騰は、市民生活のあらゆる場面に影響を及ぼしています。食料品や日用品のみならず、電気代やガス代、燃料費なども上昇を続けており、学校給食を取り巻く環境も例外ではありません。

学校給食は、子どもたちの成長に必要な栄養を確保するだけでなく、食育の推進や望ましい食習慣の形成を図る重要な教育活動の1つです。特に、成長期にある子どもたちにとって、学校給食は健康な身体づくりの基礎となるものであり、安全・安心で栄養バランスの取れた給食を安定的に提供することは行政の重要な責務であると考えます。

本市においては、保護者負担の軽減を図るため、学校給食費への補助を実施していただいております。子育て世代にとって大変ありがたい施策であり、高く評価するところであります。しかしながら、食材価格の上昇が続く中で、これまでと同じ予算で給食を提供し続けることは容易ではないと考えます。物価高騰の影響によって、使用できる食材の種類や量が制限されたり、献立内容に影響が生じたりすることがあれば、結果として給食の質の低下につながる可能性もあります。また、給食の管理や配送に必要な燃料費、光熱費などの上昇も続いており、給食運営全体に大きな負担となっていることが推察されます。

成長期の子どもたちにとって、学校給食は極めて重要であり、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供していく必要があると考え、3点伺います。

1 項目め、近年の物価や燃料費等の高騰が与えている学校給食運営への影響について。

2 項目め、学校給食において、安全・安心で質の高い給食を維持するための工夫や対応について。

3 項目め、今後、物価高騰が長期化した場合に備え、市独自の支援拡充や安定的な財源の確保について。

以上、よろしくお願いします。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） それでは、1 件目についてご回答いたします。

まず1項目めについてですが、本市では、大雨や台風などの自然災害に備え、市内の災害発生予想危険箇所調査を毎年実施しており、今年度におきましても、陸上自衛隊や太宰府消防署、筑紫野警察署などの関係機関にご同行いただき、5月25日に実施したところです。現在、市で注視している災害発生が予想される道路沿いの擁壁などにつきましても、調査リストの一部に存在しておりますが、梅雨時期前などに適宜巡回を行い、安全性の確認に努めております。

また、通学路の安全対策としましては、太宰府市通学路交通安全プログラムに基づき、各小学校において自治会、道路管理者、警察などと協力して、危険箇所の調査を実施しており、その危険箇所につきましても関係機関で必要な対応策を協議し、通学路の安全確保にも取り組んでいるところです。

このように、災害発生予想危険箇所や通学路の調査を実施し、安全確保に取り組んでおります。なお、住宅地に設置された全ての擁壁の確認までには至っていませんが、状況に応じて安全確保の対応を行っております。

次に、2項目めについてですが、基本的な考え方として建築基準法第8条・第19条や、民法第717条などの規定により、住宅地の擁壁は私有財産であることから、所有者の責任により維持保全する必要があり、擁壁の倒壊などにより被害が他に及んだ場合は、所有者の責任が問われることになるものと認識しております。このようなことから、擁壁の所有者や擁壁に近接する住民などから相談があった場合は、まずは日頃からの点検や確認など基本的な考え方を説明するとともに、住まいについての様々な相談を行うことができる福岡県建築住宅センターや、建築物及び低規模の住宅擁壁の確認・指導を行う福岡県の担当課を紹介、連絡などを行っておりますが、今後さらに擁壁の点検や安全を促す取組も検討してまいりたいと考えています。

次に、3項目めについてですが、本市では、住宅や私有地に設置されているブロック塀などのうち、道路に面している場合において、亀裂や傾きなどにより地域の方々や自治会から相談や情報をいただいた場合には、市担当者が現地の確認を行った上で、状況に応じてブロック塀などの所有者にブロック塀等撤去促進事業の説明を行い、撤去工事に対する補助金を交付することで当該ブロック塀などの改修を促しているところです。

さらに、空き家等の擁壁にひびが入って危険なのではないかとの近隣住民からの通報や相談などがあった場合は、空き家等の所有者に擁壁の状況を文書や写真でお伝えして、安全確認などの対応を促す取組も行っております。

現時点において、東京都や神奈川県内の比較的規模が大きな自治体で、既存擁壁に係る補強や補修に要する費用の一部を助成していること、県内では福岡市が同様の助成制度を設けていることなどは把握しておりますが、住宅地の擁壁に対する補修、改修、撤去などにつきましては、私有財産であり、一義的には所有者の責任において対処していただくものと考えております。

一方で、宅地擁壁などを含めた様々な防災対策は重要な課題であるとも認識しておりますので、擁壁の補修、改修、撤去等に対する助成制度を導入している自治体の状況や財政負担など

も含めて、様々な観点から調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） ご答弁ありがとうございます。

予想危険箇所を毎年調査、実施されているということで、各団体さんと同行いただいて実施されているということで、擁壁というのが個人の所有物ということで私も認識しておりまして、そこをやっぱり修理するのはその方々の責任もあるのかなと心得てます。

実際、先ほど私のほうでお話ししました令和4年7月の九州北部豪雨とか、あと令和5年にあった梅ヶ丘地区での擁壁の崩落等ありましたけれども、このときの修理費用とかやり直し費用というのは実際はやはり個人のお宅とか施工業者さんが支払われたとか、その辺りは把握はありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 梅ヶ丘地内の擁壁が崩落した、崩壊した状況ですね、あのときの分につきましては、市の境界も入ってありましたことから、一部市のほうでも支出をしておるところでございます。青山のほうは支出した等はございません。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） やはり、擁壁が崩落すると、直すとか補修するとかというのも何百万という単位の金額がかかると思うんですね。先ほど、福岡市では助成制度がありますということで私もちょっと詳しく調べてみたんですけども、福岡市宅地防災対策助成金というのにこんなチラシも作ってありまして、条件とかも助成率は工事費用の3分の1とか、擁壁を新たに作る場合は上限額が300万円、補強する場合も300万円とか、補修は100万円の上限額もある。それにどういうものが対象かというので、条件としても高さ、崖の高さが2メートルを超える崖の土地であったりとか、築20年以上の建物とか、築20年以上もたっていないかもしれないけれども擁壁に変形が認められるとか、そういうような条件とかいろいろあったと思います。

どこでもかしこも、例えば擁壁が危ないから市の助成をしますとなると、市の負担もかなり大きなものと思うんですけども、当時梅ヶ丘であった市の境界も含まれてたというのは、もし分かれば、どれくらいの市の負担とか補助をされたかというのは、データはありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 先ほど申し上げましたように、こちらにつきましては市の宅地と道路の境界部分の土留めを兼ねた擁壁が道路側に倒れたということで、市の部分も入っておったことで部分的に市も工事費をお支払いしておりますが、詳しい状況は今手元にございません。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 市のほうが負担するとか、個人のお宅が負担するというのもやはり金額

としては大きい。なので、擁壁にちょっとひびが入っても個人負担するのが出費が大きいので、ちょっととどまってしまうか、修理までには進めないようなご家庭もあると思います。

先ほど前でもお話ししましたが、やはり通学路とか、例えば学校教育課さんとか教育委員会のほうでここは通学路だと認識している場所とか、自治会さんとかだったらこの辺りは擁壁が危なそうだなとか、人が住んでないので人もいっぱい歩いてるから、生活道路として危ないなとか、そういうようなところというのを重点的にというふうに見ていただければなと思っていますところもあります。

自治会さんとか実際に擁壁が危ないからとか、学校のほうからここ危ないですというので具体的に挙がっているようなところはありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 都市整備部では、ブロック塀とかの改修に対する補助とかは出ておりますが、擁壁等につきましてのお問合せは今のところ受けたことがございません。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8 番今泉義文議員。

○8 番（今泉義文議員） 私も市のホームページを見て、ブロック塀に関しては令和 8 年度ブロック塀等撤去促進事業補助金の制度があるなというのは拝見したんです。そこは、地震によるブロック塀等の倒壊被害をなくすため、道路に面する特に危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成するという制度みたいでしたけれども。

やはり、建物が 20 年とか 30 年とかたってしまったたり、庭に木とかを植えてたりすると根がはびこったり、配管の中に根が入り込んで排水性が悪くなって、集中豪雨があると家の庭のところには水がたまって、土のところの圧が擁壁とかブロック塀にかかって倒れてしまうというようなところが発生すると思っています。

こういう制度が今太宰府市にないっていうのもありますけれども、特に市のホームページを使ったりとか、何か擁壁を注意してくださいねとか、アナウンスを市民の方にしたことというのはあるんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 現在のところ、ホームページ等に掲載はございませんが、擁壁の安全性につきましては、その危険度と概略的に判断する我が家の擁壁チェックリストや、宅地擁壁老朽化判定マニュアル等がございます。国とかでつくっておる分がですね。国や県でも、擁壁の所有者などに対してホームページなどを活用して周知や啓発を行っておりますことから、本市につきましても今後市ホームページなどを活用し、擁壁チェックリスト等の周知や擁壁の日常点検の必要性、安全性を促す啓発等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8 番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 先ほど答弁の中で、福岡県建築住宅センターさんとか専門家の方とか、擁壁の確認とか指導を行う福岡県の担当課とか紹介があるということでしたけれども、住民本人から擁壁がひびが入ってきてるからどうしたらいいでしょうかとか、相談を受けたことというのがありますか。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（伊藤健一） 先ほどちょっとご回答の中でも申し上げたかと思いますが、空き家等の擁壁にひびが入って危険ではないか等はあったことがございます。そういった場合につきましては、その所有者に対しまして状況文書や写真でお伝えして、安全確認などの対応を促す取組は行っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 今、制度としてないというところで、今つくってくださいと言うのは厳しいところでもあると思いますし、他地域の事例、福岡市とか東京とか神奈川の事例とかも見ていただいたということですが、ぜひとも事が起きて人が巻き込まれてというのでは遅いと思います。予防保全という考えを持ちながら、そういうような他市の調査からでも構いませんので、ぜひ検討していただければと思いますけれども、高原市長はいかが考えられますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 私日頃から、安全・安心のまちづくりということを申し上げておりますが、この擁壁につきましては、先ほど担当部長からの回答にもございましたが、第一義的にはやはり所有者の方の責任で行っていただくというのが大前提ではないかなというふうに思っております。

というのが、この擁壁に関してだけじゃないんですけど、ご自身の宅地関係の維持・補修についてやっぱり責任を持ってされてらっしゃる方々もたくさんいらっしゃいます。やっぱりそういう方々はご自身のご負担でさせていただいてますので、その公平性というところもあるかもしれません。

ただ、今議員おっしゃるとおり、ここでもし崩壊等があった場合、他者の命や財産とかそういったところに危険が及ぶということになると取り返しのつかないということになりますが、先ほどおっしゃられました福岡市の助成というところ、今私も確認はさせていただいてます。上限300万円ということでございます。太宰市内には丘陵地の団地がたくさんございます。2メートル以上の擁壁がある宅地も数を数えたことはございませんけど、ぱっと想像するだけでも1,000軒以上は多分あると私は思っておりますので、それ相当な金額になるんじゃないかなと思いますので、やはり財政状況も鑑みながら、他市の状況も鑑みながら、調査研究しなければいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） ぜひ、調査研究から始めていただければと。人命が、貴い命がなくならないようなところを考えながら進めていただければと思います。

1件目は終わります。

○議長（小畠真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、議員のご指摘のとおり、物価の高騰は食材費に大きな影響を与えております。具体的には、令和3年度と今年度の小学校の給食費を比較すると、つまり5年前と比較すると、1食の単価が1.36倍となっております。特に、昨年からの米の値段の上昇は学校給食の質への影響が大きく、献立づくりや調理などの現場では様々な工夫を行ってきたところです。

次に、2項目めについてですが、安全・安心で質の高い給食を維持するために、まず給食用物資の計画的、安定的な購入を目的に、小・中学校給食用物資納入業者説明会及び物資購入契約会を実施し、食材の安定的な確保を行っております。食材の購入に際しては、複数業者からの見積りとサンプルを取り寄せ、栄養価、味、価格の比較をして選定を行っております。さらに、品質においては栄養価が高く、比較的リーズナブルな価格で入手できる旬の食材を使用することで、費用対効果の高い給食を提供できるよう日々調整しつつ仕入れを行っております。また、市としましては、令和4年度から負担軽減等による子育て支援として、給食費に対する支援を行っており、令和6年度から給食費の3割程度まで補助率を高め、保護者の負担軽減に努めてまいりました。

次に、3項目めについてですが、中長期的には小学校、中学校ともに国の負担による給食費支援の拡充や無償化を望んでいるところです。それまでの間につきましては、小学校については市の財政負担も含め実質的な無償化を行い、中学校については市の財政状況を見ながら給食費補助の実施を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小畠真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） ご答弁ありがとうございます。

令和8年度の施政方針の中で、子育て、教育環境の充実についてというところの中に、小学校給食の無償化、中学校給食の10割補助についてということで、子育て世代の方々というのはこの事業を立ち上げていただいたというのは非常に感謝されていると思い、すばらしいなと思っております。

もともと国のほうが小学校給食の抜本的負担軽減策に発しまして、文部科学省のホームページを見てみると、学校給食の抜本的な負担軽減が令和8年4月からスタートしますというところで、チラシも見ました。これの中を見てみると、完全給食をしている小学校や義務教育学校前期課程とかは、5,200円の補助が出ていると。実際、今小学校が5,200円足りているかというところと足りてないから、市のほうからまたプラスで補助されていると。中学校に関してはこういう国の制度がないので、10割補助をするために、令和8年度は物価高騰対応重点支援地方創生臨

時交付金を使って補助していただいているというのも理解しております。本当にこれは子育て世代の方にとってはありがたい施策だと思っております。

ただ、先ほどですけれども、お話の中で給食の1食の単価が1.36倍に上がったということで、それは1食当たりが6,000円を超えた単価になっているのかなと思っているんですけれども、それが補助で賄われていたのか、それは保護者の負担が増えなくてという意味ですけれども、保護者の負担が増えなくて市が補助をしているから保護者には負担が増えないまま提供できているのか、栄養士の方々が安くするとか努力をされているから落ち着いているのか、その辺りのお話を聞かせていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 実質、先ほど理事が申しましたように1.36倍になっております。ただ、保護者の負担している金額はそうあまり変わっていないというふうに思います。なぜかといいますと、令和6年度から3割補助させていただきましたし、令和7年度も補助させていただきました。そういう形で、物価の上昇に合わせて補助もさせていただきましたので、保護者の負担自体はそれほど変わっていないというふうには思っております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 小学校に話を聞いてみましたが、栄養士の方々が集まって献立検討委員会というのが開かれながら、小学校の給食は全校同じものを献立として使われていると。私1校1校違うのかと思ったら、小学校に関しては全校同じ給食をされている。栄養士の方々が努力してコストを下げるとか、そんな実績を上げてるとか頑張ってるんじゃないとか、そういう話とかは現場から聞かれたりとかはありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 献立の立て方についてちょっと簡単にご説明させていただきますと、学校の栄養士による献立検討委員会が1か月分のベースをつくります。献立及び原材料のベースをつくります。それを学校の先生、調理員さんたちによる献立委員会の中でさらに精査しまして承認を与えます。このベースをもって各学校の先生方が学校に行きます。すると、そのとおり同じものをつくると、ベースはそうなんですけれども、例えばですけれども分かりやすい例で言えば、2年前に水城小学校は調理室が全く新しくなりました。ここで何百人分作れる作り方で、別の学校が同じようにできるとは限らないわけです。そうなってきた場合には、材料の一部をちょっと違うものに変えとか、自分の学校で可能なものに変えて献立をつくる。そういうふうにしますので、学校独自に実はなっていくわけです。そのときに、金額等を見まして少しでも安い物、先ほど理事が申しましたが、味見をしたり幾つかの業者から取り寄せたりして値段を調整したりしながら、予算の範囲内で栄養価が高くてエネルギーもあって、そして盛りつけもきちんとした物。これをつくる努力を最先端でやってくれているのが栄養士という形になります。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 10円単位とか円単位とかを考えながら、日々栄養士の方々というのは現場で知恵を絞りながら頑張ってるんじゃないかなと。給食費が余裕があるぐらいだったらおいしいものとか高価なものとか買えるけれども、やっぱり限りがあるものだから一生懸命やられてるんじゃないかなというのを感じました。

学校によって注文する、もともと食材の購入経路なんですけれども、今までは学校が保護者から給食費を預かってました。途中から3割補助があったので、学校が保護者から集めた分と市からの補助がある。というので、それでは購入は学校単位で業者さんに注文されているのか、それとも市全体で業者さんに注文されてるかという発注形態はどのようになってますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 先ほど申しましたように、ベースは決まっておりますけれども、各学校でそういうふうに細かな調整があつてます。そして、学校の栄養士さんが自分の学校の献立をつくって教育委員会に提出します。教育委員会のほうで一括して注文させていただいております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） ありがとうございます。

先ほどの話を聞いていろいろ調整が必要なので、学校が注文してるのかなと思ったんですけど、教育委員会として一括で注文されてるということですね。ばらばらで注文するよりも規模のメリットで一括でしたら安くなるんじゃないでしょうかという話をしようかと思ったら、一括で大きく注文されてるってことですね。

やはりできれば安く仕入れることもしたいと思いますし、先ほど季節の物を、旬な物を購入すると単価も安くてというところでもありますけれども、地産地消とかそういうところに重きを置いたりとかというのは話としてありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育長。

○教育長（井上和信） 地産地消のものもあれば、例えば福岡農業高校で作られた野菜を使うということもあります。また、献立は地元のものであるとか、学校行事に関するものであるとか、かみかみ給食といってちょっと硬いもので歯を鍛える。そういうふうな食育の面も含めまして献立はつくらせていただいております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） いろいろ考えてらっしゃってありがたいと思います。

今は給食費に関しては国が補助をやってくれたり、臨時交付金が出てるので、物価上昇がどれくらい上がってるかというのを調べてみますと、大体年3%前後ぐらい物価上昇してるというような統計のデータもあつたんですよね。2019年から2025年までを見ると、物価上昇が12%も上がったというようなデータもありました。そういうのを考えると、今後物価が上昇して、給食費の食材とか燃料費とかも上がってというのが、国の補助が続けばいいけれども、もし国の補助がこの先どうなるかも分からないでしょうし、というので、今後予算確保とか財源

確保というようなのを行政として話し合ったりとか、そういうことをされたりというのはありますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、国の交付金関係になるんですけれども、令和8年度におきましては小学校給食の無償化、中学校給食10割補助の財源として国・県の補助及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。その上で、今後の財源につきましては、まずは国・県の補助で給食費の全てを賄う完全無償化を進めるよう要望していく必要があると考えておりますが、仮に国の交付金等が終了した場合でありましても、学校給食は子どもたちの健全な成長を支える重要な施策でありますことから、その時点の財政状況や国・県の支援制度などを踏まえながら、市独自の財源活用も含めて必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） 先ほど、年々3%前後の物価上昇がありますと。今のところは、交付金とか国とか県からの補助もあったりということで、1回予算組みされてると思うんですけれども、この年度内とかであってもどうしても燃料費の高騰とか物価の上昇、食材費の高騰とかあった場合は、どこからかまた補助額を増やしたりとか、そういうようなことというのは検討されますでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほどの回答と繰り返しにはなってしまうんですけれども、まずは財源につきましては、国・県の補助で給食費の全てを賄う完全無償化を進めるよう要望していく必要があると考えております。今後、食材費や燃料費のさらなる上昇が生じた場合につきましては、現時点では一律の追加補正の判断基準を設けているものではありませんけれども、給食運営の影響や必要となる経費の増加額、国・県による支援制度や本市の財政状況などを総合的に勘案し、子どもたちに提供する給食の量や質の維持に支障が生じないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員。

○8番（今泉義文議員） そうですね。上がり具合とか基準とかいろいろあると思いますけれども、臨時的に考えなくちゃいけない場合も出てくるかなとは思いますが。今おっしゃったように、子どもたちというのは給食を食べて体をつくっていくというような、毎日毎日が必要なものであると思いますので、食糧費や燃料費が高騰しても子どもたちが栄養をしっかりと取れるように、太宰府市内の行政の責任としてもいい給食をつくっていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 8番今泉義文議員の一般質問は終わりました。

ここで、13時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 1 時50分

○議長（小畠真由美議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔9 番 笠利 毅議員 登壇〕

○議長（小畠真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ただいま、議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い本市の国民保護計画について質問いたします。

戦争により、学校が、病院があるいは町が崩れ落ちる映像を当たり前のように目にする時代になってしまいました。私たちは、町に暮らし、学校や病院に通う人々と常に共にあるわけですから心が痛みます。

日本も、近年の防衛費の急増にみられるように、危機に対する軍事的な対応力の強化を進めているように思われます。対応力ではなく攻撃力の強化を進めているというべきかもしれません。同時に、武力攻撃などを受けた場合、国・県・市・国民が一斉に協力あるいは動員されて対処するような制度もつくられています。国民保護制度というもので、自治体も国民保護計画の策定を義務づけられています。

私たち太宰府市議会は、BCP（業務継続計画）というものを持っていますが、これは非常事態にあっても自治体における民主主義的な統制を維持し、自治体業務の正統性を担保していく、そういう意味も持つものです。その一方で、最近の話ですが、国の補充的指示権を規定した地方自治法の改正や、昨今の緊急事態条項をめぐる憲法改正論議などを見ると、住民に根差した民主主義的な統制よりも国を起点とした統制を当たり前とする政治傾向、あるいは社会風潮があるのではと一地方議員として危惧しています。

さて、本市も国民保護計画を持っているはずなのですが、ホームページ等を見てもどこにも見当たりません。民主主義的な統制とは相互理解の深化にはかならないと思いますが、その視点からは奇妙なことと思います。そこで、本市の国民保護計画について、まずはその存否を確認するとともに、その計画の目的及び内容等について伺います。あわせて、もし計画が存在するのであれば、なぜ公開をされていないのか伺います。

以上、再質問は発言席から行わせていただきます。

○議長（小畠真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） ご回答いたします。

平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法が成立し、同年9月17日に施行されました。この法律は、日本の安全保障の観点から、武力攻撃や大規模テロといった国民生活に直接的かつ深刻な影響を及ぼす事態が発生した際に、的確かつ迅速に対応するため、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活や経済への影響

を最小限に抑えることを目的としております。

同法第35条第1項におきまして、「市町村長は都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。」と規定され、福岡県において、平成18年1月に福岡県国民保護計画が作成されましたことを受け、本市においても平成19年2月に太宰府市国民保護計画を策定しているところであります。

本市計画は、国民保護法、国民の保護に関する基本方針及び福岡県国民保護計画に基づき策定しており、武力攻撃事態等において市民の安全を確保するとともに、避難や救援、武力攻撃災害への対処等を的確かつ迅速に実施するための行動計画です。

内容といたしましては、平素からの備えや予防として、市における組織体制の整備や関係機関との連携、物資及び資材の備蓄・調達等について定めております。また、武力攻撃事態等への対処として、初動連絡体制の迅速な確立、市対策本部の設置や関係機関相互の連携、警報及び避難の指示、被災情報の収集等について定めております。

なお、本市におきましては、計画を意図的に一般公開していないというわけではございません。今後につきましては、ホームページに掲載してまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ご回答ありがとうございます。

いささか非現実的とも思えるかもしれない事柄に対して、実際にそのための制度があるということに関する質問なので答えにくい面もあるかと思いますので、私もゆっくり読んだんですが、ゆっくり読んでいただきありがとうございます。

初めに一言言っておきますけれども、ここに込めた思いというのがあるんですけれども、昨日の一般質問で原田議員がとてもいいことを言ってくださったので、私の気持ちの半分以上を代弁してくださってるのでちょっとそれを言っておきたいと思います。

どこかの市長が、思いつきかどうかは別としていきなりミルク給食をなくしてしまい、原田議員はもう心が痛んで仕方なかったという話をされています。今、ご回答の中で、国民生活に直接的かつ深刻な影響を及ぼす事態が発生した際ということをお願いしましたが、これは国の判断に基づくことということでしょうけれども、法律の話なので、昨今の国際情勢を見ていると、いつそういう事態がどこで起きても不思議はない、有効な歯止めを日本だっけかけられているかどうか分からないという中での質問ですので、1人の市長がと、高原市長のことではもちろんないです、1人の政治的なリーダーが何か考えてしまったら、いつこういうことが起きても仕方ない、心が痛むという気持ちで質問はしていきたいと思います。

もう一言それについて答えておきますと、先ほど宮崎理事が読んでいただいた法律の部分の答えて、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的としていると。原田議員に対する回答を教育長が国の基準を満たすような形で。それは最低限守っていますよというメッセージであったかと思うんですけれども、それに比べると先ほどの給食に関する答弁は随分生き生きとしていたように思います。ちゃんと思い出せば、最後そのことにもう一度戻りたいと思

いますので、忘れたらごめんなさい。

順次、少しずつ確認していきたいと思います。基本的には、最初に申し上げましたように事態の想定すること自体が市にとってはある程度難しいことなので、今の役割といいますか、というところを答えていただければいいかと思うんですけども、まず、これは簡潔にはご回答にもあったかと思いますが、国民保護計画における市の基本的な役割を改めて簡潔に一言で言っていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） ありがとうございます。

計画におきましての役割ということでございますが、武力攻撃事態等から市民の生命・身体・財産を守るためということで、避難でありましたり救援、被害の最小化ということを3つの柱としまして、その中におきましても国や県、消防などの関係機関と連携して、まずは迅速な初動対応をし、市民への支援を実施するということが求められている役割であるというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 基本的な役割ということで、ある程度具体的にしておくべきことも今言及されたかと思いますが、大まかに言うと災害対応時にしなければならないことをやりするしかないといいますが、することになっているというふうに理解しておいてもよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 若干の差異はあるものの、基本的な対応というか、市民の皆様をいわゆる災害から守っていくという観点、あと実際の備蓄でありましたりいろいろやってることというのは基本的に共通するものがあって、同じものだというふうに考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 自治体として本来果たすべき役割を全うするという意味合いであろうかと思います。

先ほど紹介がありましたように、平成18年でしたっけ、19年に計画を策定したということで、たしかその前の18年にそのための条例等の提案があったかと思うんですけど、18年だったと思いますが、その中で、今宮崎理事が言われたような様々なことを法定受託事務として行うものであるという認識を、当時の平島総務部長か佐藤市長が言われてるかと思うんですけども、法定受託事務であるという認識は今も変わりはないということなんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 当時もそうですが、現在も地方自治法の中に、やはりこの事業自体がいわゆる第1号の法定受託事務としての記載もございますことから、我々としても法定受託事務という認識をしているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

一言だけ言っておくと、法律の文章を読むと法定受託事務というふうにしてはあまりにも包括的な内容なので、少し異質かなという気はしますが、制度上はそういう形ということですね。

では、平素から気をつけておかなければならないことということで、先ほどご回答いただいた基本的な役割というのがそれに重なることかとは思いますが、そこはちょっと省きまして、次にここまで市がどういう役割を果たすことになっているかという質問なんですけれども、では、法律上は国民かもしれませんが、市民という観点からちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、壇上で言ったことにも関わりますけれども、市民はこの仕組みのことについて知っているだろうという認識か、そうでなかろうという認識か、その辺りをお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 本計画、太宰府市計画ということですが、国民保護という言葉自体は報道機関といういろいろなニュースとかでまれに聞かれることがあるかと思いますが。ただ、国・県・市と連携してこのような計画がございまして、様々な有事に備えているものがあるということにつきましては、どのくらい市民の皆様に深く浸透しているかというのは若干疑問は確かにございます。実際の市民への浸透ということに関して、何ら調査も行なってませんしデータも持ってないところで何とも言えないところですが、先ほども申しましたように、議員ご指摘のとおり、今後につきましてはホームページ等にも掲載させていただきまして、広く周知を図っていくという方向で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 法律もしくは公開されていないので太宰府市の計画に基づいてということではないんですけれども、訓練等の実施等についても言及があらうかと思うんですけれども、実際の訓練等はしたことはないということでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 訓練というところでございますが、よくある自然災害の訓練のような、やっぱりそういったところはちょっとまだできていないかなというところではございますが、一例としましてなんです、広報誌とかホームページで一応予告をさせていただいた上で、こういう名称でいきますと全国瞬時警報システムという、いわゆる J - A L E R T ですね、を活用した訓練が全国的に全国一斉で年 4 回、いわゆる情報伝達試験というか確認のための試験がございます。市内のスピーカーから実際に放送を行いまして、住民の皆様に有事の際はこういった情報伝達がございますというところをお伝えしているところも、広義な意味で言えば訓練の 1 つではないかなというふうに考えるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） それでは、計画上もしくは法律上、まあ計画上ですね、市民には何が求

められているのかということと、あるいは併せてですけれども、平素からするべきとされていることがあるのであれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、では初めに市民の方に求められていることですが、国民保護法でいうところの第4条におきまして、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとするというような規定がございます。その際、市は避難住民の誘導や救援であったり、あと消火活動、負傷者の搬送とか被災者の救助ということはこの事態の場合は行うんですが、そのほかにも武力攻撃災害に対処するための措置を市が行う場合、保健衛生の確保などに対して住民にいわゆる市民の皆様に協力を求めることがありますということで、市のほうから市民の方に求めることがあるんですけども、しかしこれはあくまでも市民の皆様の自発的な意思に委ねられる点がございまして、いわゆる要請に対しては強制するところまではないというふうに考えているところでございます。

もう一点、市民の皆様が平素からお願いできればというところのものになりますけれども、武力攻撃はテロという計画が想定する事態が発生した際には、被害を最小限に抑えるという点におきまして、自宅や通勤とか通学先などの周辺に、事態が起こった際のいわゆる堅牢な施設、丈夫な施設がどこにあるのかというのを、自然災害と同じように事前に確認いただくこととかや、あと非常持ち出し用物品ですね。水、食料とか救急セットとかいうところが考えられますけども、そういったものを平素から準備しておいていただく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9番笠利毅議員。

○9番（笠利 毅議員） 言い方が難しいところなんですけれども、文言上は宛先が市役所であれば、努力義務というふうに言われるような表現が国民に対しても使われていたかとは思いますが、その後に無理をするものではないと留保が入ってたかと思うんですけれども、今言われた内容的には、特別なことは求めてはいないけれどもということですね。事実上は。解釈が難しいかな。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員おっしゃるとおりですが、有事に際してぜひご協力をというメッセージというか、そういうものがあるのかなというふうに感じているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9番笠利毅議員。

○9番（笠利 毅議員） 解釈の分かれることをあえて言いますが、日頃から気をつけなければならないとされているような日常やっていることが、実は有事には求められると。そのときこそ求められるという行動が、先ほどの市役所にとっても市民にとっても共通して言えることになっているのかなというふうに思います。

ホームページ等で今後公開するというので、今まで意図はないけれども伝えてこなかった

ということで、意図について詮索することはいたしません、ただ、今のような形で市役所にとっては日常のなすべき業務が、私たちにとっては日々の暮らしが、気をつけなければならないことがそのまま有事になると、国の計画の下にも入っていると、仕組み上はですね。ということは確かめられたかなと思います。それが知らずのままであるということは、私たち国民はあくまでも受け身の存在としてそのときには位置づけられているだけでしかないだろうと。これは市も同じ状況であろうかと思いますが、そのこと自体が果たしてよいのかというふうに、今はそこまで言うておきたいと思います。一言だけです。

ちょっと話を替えますけれども、では、避難しなければならない、危険な状況になれば。なんですけれども、太宰府市内で仮に武力攻撃というようなものがあつた場合に、避難場所として考えられているところはどこになるんでしょう。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 現在、この計画におきましてでございますが、避難場所として想定している、指定しているところが太宰府市内でいうと、いわゆる小・中学校、そのうちの校舎、体育館、グラウンドというところになっております。これは事態を想定してというでございます。あと、プラスアルファでいくと県立高校であつたり、特別支援学校といったところがこの国民保護の避難施設というところに指定しておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） この避難場所は、国のホームページを見ると随時か年に 1 回か分かりませんけれども、更新されているようなんですけれども、太宰府市で避難場所というと体育館というのがまず浮かぶんですけれども、体育館等が含まれているわけではないということです。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 現在のところ、計画の指定の中にはいわゆるうちのとうめアリーナですね、総合体育館は入っておりませんが、まずの設定として皆さんの地域を考えたときに、いわゆる学校を指定していると。それプラスアルファでいろいろ体育館以外にもやや堅牢であると思われる施設があるかと思いますので、その辺りは今後の計画の見直し等必要がございましたら、その際に検討させていただければというふうに考えるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 避難場所のほかに、特に大切にされているインフラストラクチャーのようなものはあるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） この事態における特に重要と考えるインフラということでございますけれども、まずは我々市といたしましては市民生活に直結する水道とか電気、ガス等といったライフライン。あと、当然物資等を運ぶような必要性もあるかと思うので、道路等の交通網。あともう一点が、重要な点もありますけれども情報収集、通信、発信というこ

とで通信関係のインフラ。というライフライン、交通、通信というところが重要なインフラと  
なってくるのではないかと考えているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 必要な備蓄についてはあくまで市の判断で集めているという形になって  
いるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 備蓄のお話でございますけれども、国民保護法の中にお  
いても、いわゆる武力攻撃災害における必要な資材という備蓄と、通常 of 自然災害における必  
要な資材の備蓄、共通する備蓄品というのかなり多くなっておりますので、その辺りは共有  
で備蓄するよというかしてよいということになっておることから、兼用という形で備蓄を  
しているという考え方に立っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） これはちょっと昨日の夜ふと思ったことなので、もしかしたら調べる必  
要があるかもしれませんが、備蓄に関する予算なんですけれども、交付税措置の対象と  
かそういうふうになってたりするのでしょうか。それとも、市の判断で丸々持っているものな  
んでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 備蓄の中にもいろいろ種類があるんですけども、いわゆ  
る備品の関係は交付税措置、緊急防災事業債というところで、国の補助という形のものの対象  
となってくるというところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 先ほど、理事のほうから計画の更新等をする場合にはという一言があり  
ましたけれども、計画の更新というのはどういうタイミングですとか考え方はあるものでしょ  
うか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） この計画が国・県・市というふうな形で流れを持ってい  
るような計画になっておりますことから、まず一義的な考え方なんですけれども、国の指針が  
何らか変わしまして、福岡県がさらに計画を例えば改定されたりというところになると、それ  
に見合わせたところで市の計画も見直しの必要があるかというところは考えていく必要がある  
かなというふうに思っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 計画の策定をするときに、その提案が議会になされたときに、これも当  
時の総務部長だったかと思えますけれども、計画については国のモデル計画を中心にせざるを  
得ないというような答弁がなされています。気になって国のページを確認しましたがけれども、

基本指針は平成十七、八年頃から幾度も改定されて、実はこの春に数年ぶりに改訂されています。ところが、同じページに県と市のモデル計画というのがやっぱり載ってるんですけども、恐らく当初のまま放ったらかしにされてるのではないかと思いますので、県がいればそのときは変えざるを得ないかもしれませんが、今聞きましたけれども、非常時に対する備えを定める法律に基づいて国が頑張っていることではありますが、国の情報発信を見ても市としてはしばらくは放っておいてもいいかなと、私自身は思っております。メンテナンスがなされていない計画ではないかと危惧しています。

ちょっと話を変えますけれども、では万が一その場合、武力攻撃事態等が生じた場合に市の職員さん、対策本部のようなものをつくって、ちょっと正式名称忘れましたけれども、動くことになろうかと思いますけれども、まずはどのような体制を取るのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 市の体制というところでございますけれども、大きく2つございまして、名称で申しますと国民保護対策準備室という体制ですね。もう一つが、国民保護対策本部という体制になります。準備室につきましては、国の通知等の前に事態が想定されるときに準備室ということで、内部事情を申し上げますと市の自然災害における災害警戒本部というのが実はございます。ちょうど気象警報が発令されたときに実際のレベルが4、5と上がっていく前の段階の警戒本部。そういった本部と形を同じくするのが準備室という形で。国・県からの通知を基に設置するいわゆる対策本部に関しましては、全ての職員が体制に入ってくるというところになってございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 全ての職員がということで、いきなり大変なことになるという想定ではないかというふうに思いますが、先ほど法定受託事務云々という話がありましたけれども、通常の災害時と比べて、その場合、特別に別途人を割かねばならないというようなものは何かしらあるのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 通常の災害の形と先ほど申しましたように、若干似ているところはあるんですが、武力攻撃災害に特化して申し上げれることとして、ふだんの自然災害にはない避難の誘導とか救援の実施というものが自然災害にはない役割としてございます。当然、業務というか担当に職員が当たるところがやっぱり自然災害との大きな差であるというふうに思っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 仮定のことで計画上のことなので言いませんが、武力攻撃事態の規模によっては人手が足りなくなりそうだなというのはちょっと思いますね。

また少し違うことですけど、改めて武力攻撃事態に対する市が体制を取る、その発動の要件というのは、簡潔にお願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） まず、発動要件、先ほど2つほどいわゆる準備室と対策本部と大きな体制を申し上げましたが、いわゆるこの武力攻撃事態前で、情報収集等、市が対応が必要な場合というところで、まずこの準備室を立ち上げるような形になります。その後、武力攻撃事態後に国とか県から通知等が来るところなんですけども、いわゆる本部を設置するようにということで、それを受けまして対策本部ということで設置して職員体制を整えるという形を考えているところでございます。発動要件としてですね。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 確認ですけれども、準備室が先に立つので準備室ということで聞きますけれども、準備室をつくるという判断は国あるいは県から伝えられるというふうに考えてよろしいですね。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 様々な事態がケースによってあるのかなというふうには思っておりますが、対策本部につきましてはいわゆるもう通知があるというふうな設定となっておりますが、準備室につきましては事態が想定される場合というような感じなので、何らかの事前、いわゆる内示的なやつがあるのか、ちょっと我々も想定できないところですが、あとは全国的とか、国際的な情勢を見て我々で判断が求められるのか。何らかのただ国・県ありますので、いわゆるお知らせというかそういうのはあるんじゃないかなというふうには思っております。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） 市で判断することはあり得ないだろうと思っていたので、ちょっと曖昧になっていること自体に驚きましたけれども。

冒頭言ったことですけれども、これも確認なんですけれども、地方自治法で緊急の場合には、非常事態のような場合には、大臣が補充的な指示権ということで自治体に対して指示を出すという制度ができましたけれども、この武力攻撃事態に関してはそれは適用されることはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部理事。

○総務部理事（総務担当）（宮崎征二） 議員ご指摘の、地方自治法の改正により規定されました補充的指示権と言われるものなんですけども、令和6年の改正で入ったかと思うんですが、結論から言うと、それに関しては我々は適用されないというふうに考えてございまして、武力攻撃事態等に関しましては、いわゆる武力攻撃事態対処法においてそれが適用されるものになるので、そちらの適用となるんじゃないかなと思っていますところでございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） そうであろうと思います。そうでないと、私自身の考え方は別として、緊急事態に対処するのに様々な大臣がいろんな指示でも出し始めたらとんでもないことになる

ので、当然それが合理的な考え方であろうかと思います。

一応確認しておきたいことは大体以上なんですけれども、これは仮定の話なので私からしゃべりますが、今の指示権の話を出したのは、今、憲法上緊急事態条項ということが議論になっていますけれども、先ほどこっちと準備室が場合によっては市の判断が加わるかもしれないというところに驚いたというふうに言いましたけれども、曖昧な要素を残したままでこういうことが決まっているというのがそもそも驚いてたんですけれども、実は今非常に驚きました。緊急事態条項だと、この法律が適用されて計画が発動する可能性が非常に高いものも想定されると思いますが、現状では今聞いた話だけででも地方自治体にとってはかなりの迷惑な事態ではないのかなというふうに思います。

少し自分の考えに入る前に、これはできれば市長に確認しておきたいんですけれども、私自身は地方自治というのは基本的な人権と国民主権というものの実践の場ではないかというふうに、これは憲法上の表現を借りてのことなんですけれども、思っているのですが、市長にとって地方自治をする上で、市民を守るという意味での基本的な人権と、あと、私たちの仕事としての、仕事というところとあれかもしれませんけれども、地方自治というものをどのように捉えていらっしゃるか、簡単に言っていただければと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 地方自治というご質問、なかなか人によってその解釈も違うんじゃないかなと思いますが、今回国民保護に関してのご質問ということでございますので、そこにちょっと的を絞って地方自治という考え方も含めてお答えさせていただきたいと思います。

まず、国民保護でございますが、やはり武力攻撃等の緊急事態。これはやっぱりあってほしくありませんし、あったらいけないと思ってます。しかしながら、今、日本を取り巻く安全保障は本当に緊張を増してるんじゃないかなというふうに私は思ってます。ですから、やはり国・県、市もですけど、自治体、行政はもしものことをやっぱり考えて、非常事態を考えてそれに対して準備をしていくというのはこれは当然の責務だというふうに思っております。あってはいけないんですけど、もしものことを想定して準備をしていく。これはもう行政の責任ではないかなというふうに思っております。そういう面では、国民保護に関する準備というのは必要であるというふうに私は思っております。

ただし一つ、地方自治にも絡んできますけど、太宰府市の国民保護の計画の中の第2章、国民保護措置に関する基本方針の（1）、ここに基本的人権の尊重というものがございます。読ませていただきます。「市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。」というような文言がございます。

私、常日頃から言っておりますけど、憲法13条、全て国民は生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重を必要

とするとございます。やっぱりこの精神の下に国民保護を行政がすべきこと。国民の生命、自由を守るためにも、今回の緊急事態の場合は自由は若干制限されるかもしれませんが。しかしながら生命、一番の人権の根源たる生命、これを守るというのが行政としての責務だというふうに私は思っております。その中でも、先ほどから申し上げましたが、やはり基本的人権ですね、これを尊重しながら行政はやっていくべきだというふうに私は思っております。

繰り返しになりますけど、昨今の安全保障の緊張度合いを見ますと、もしものことをやっぱり想定しなければいけないんじゃないかなと。これは武力攻撃だけでなく、先ほどから災害のこともおっしゃられてましたが、災害等にも共通することではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員。

○9 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。よどみなく話していただいたんで、一定程度安心したところはあるんですけども。

市長が言われたとおりで、これは私もそうですが、危機感があるからこういうことを実は質問しています。それは先ほども申し上げたとおりです。生命、財産等ということが最初に宮崎理事の口からもありましたけれども、当然それはもう守っていかなければならないし、自治体としてはある種それが務めだというふうにならざるを得ないということも確かだと思います。なんですが、それほど大事なことであるにもかかわらず、モデル計画のようなものは、もうこの15年、20年近くの間大きく国際状況が相当変わってきてると思いますけれども、手を入れられずにそのまま放置されている。簡単に法律で定められたからそのとおりいざ動けと言われたときに、果たして私が住民だったら納得いかない。市としてもこの形でそのまま動いていいのだろうか。私は疑問を持って当然じゃないかというふうに思っています。

それは高原市長が今述べてくださったような責務に対する忠実な思いとはまた別の問題で、日本の国が有事いわゆる有事ですね、に備えて考えている制度が、町なかに暮らす、小さな町に暮らす者にとってのことを本当に気にしてデザインされているのかどうか、私は強く危惧しています。強く危惧するといった上で、最初の話にちょっと戻りたいと思います。少し言いたいことを省くんですけども。では、市役所に、市の皆さんに私が期待したいことというのを最後に述べておこうと思います。

昨日来の一般質問の答弁。最初に原田議員の例を出しましたがけれども、幾つかに対して非常に不満に感じたことがあります。簡単に言いますが、1つは、都市マスをつくるに当たり、社会情勢の変化がどのようなものであったかということに対する瀬筒議員の質問に対しては、立地適正化計画をつくったり地域公共交通計画をつくるという回答です。これは社会情勢に対する判断ではありません。国だけではありませんが、いずれもどちらかという国のモデルに従った形でつくられた計画だということは、私も中身を承知していますので知ってます。

それは先ほども申しましたとおり、国民保護計画についてもそうです。モデルに従ってつく

った計画。また、これは住民に対すること。先ほど住民がどういうふうなことを期待されているかということを質問しましたが、例えば、多くの方が質問した公共交通のことについて説明をしてきましたということがたくさん答弁されました。多くは西鉄の、西鉄といいますか、全国的なといいますか、バス運転士の不足といったような市にとってはどうしようもならない事情、それを説明してきたという内容が多かったかと思います。そうではなくて、太宰府市自治体が市民に説明すべきことは市民の暮らしがどうすればよくなっていくかと。それについてどういうふうなことをやっていきたいか。現状こう分析するから、こういうふうに提案していきたいというのを説いて明らかにするという意味での説明を行うのが説明責任だと思っています。

私は、自治体として、もし国民保護計画というものを、実際存在してますので、万が一のときには発動してしまうと思いますが、対処するための力をつけるためには、外の事情で物事を説明するのではなく、自分たちで私たちはこうしていくために市民の声をこういうふうに聞いてやっていくということを説いて明らかにしていただきたい。今後、総合計画、高原市長がその中に盛り込みたいものということを昨日話されましたけれども、もしそこに高原市長のビジョンがあるのであれば、皆さんのビジョンがあるのであれば、それを説いて明らかにする。そのことで、自治体としての力をつける。それをやっていただきたい。市民の力をつける。

国民保護計画が発動するような場合には、はっきりと書いてありますけれども、自衛隊はもちろん市に協力してくれることにはなってるんですけども、本来の務めは国を守ること。対外的な仕事が優先されるというような書き方になってます。私たち自身、自治体が強い力を持って、今で言うならばレジリエンス。昔だったら15の憂いがないということかもしれませんが、レジリエンスというものを市民と共に議会も行政もつくっていかなければならないと思っています。

今回の質問の趣旨は、一つには制度に対する疑問。あまりにも先ほどメンテナンスがなされていないと言いましたが、大事なことなのに放ったらかされている。高原市長が市民を守ることが本当に大切だと思ってるんだったら、ちょっと疑問を持っていただきたい。今のこの制度の在り方に。ということですね。

以上です。ここでやめておきます。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 9 番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで、14時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時38分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時50分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2 番岡林直人議員の一般質問を許可します。

〔2 番 岡林直人議員 登壇〕

○2番（岡林直人議員） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問いたします。

まず1件目、本市ホームページの利便性向上についてです。

本市のホームページは、市民生活において様々な行政サービスの入り口として重要な役割を担っております。また、本市は全国でも有数の観光都市であることから、観光客に向けた重要な情報発信のツールでもあります。ホームページの利便性が向上することは、市民サービスの質の向上につながるだけでなく、観光客の方々の満足度向上にもつながると思われま

そこで、本市のホームページの利便性をさらに向上させるため、3点伺います。

まず1項目め、ホームページの利便性に関する市の現状認識についてです。

本市のホームページの利便性について、市としてどのように認識しているかを伺います。

本市ホームページについては、「ライフイベント」や「よく利用するコーナー」など、検索を行いやすくするための工夫がされておりますが、各項目の言葉が硬く市民に寄り添っていない、「組織で探すという検索があるが、役所の組織を知らない一般人からすると欲しい情報を検索しにくいといった厳しい意見を耳にすることもあります。

また、観光や文化財のページについて深くつくりこまれているページが存在する一方で、ホームページのホーム画面から観光や文化財のページへのリンクが分かりにくく、観光客の皆様

2項目め、ホームページの運用のルールについて。

本市ホームページに記載されている様々な情報のうち、募集等の期間が終了した情報については、すぐにページが削除される傾向があるように思います。市民へ正しく情報を伝えるため、募集等の期間が終了したページをすぐに削除すべきではないと思いますが、過去の募集等についての検証や確認を行うためにも、ページの更新、削除、保存については公文書と同様に一定のルールが必要であると考えます。そこで、本市のホームページについてどのようなルールで運用しているのかお伺いいたします。

3項目め、ホームページ以外のSNSの活用についてです。

近年ではInstagramやユーチューブ、ティックトックなど、利用者層によって情報取得の手段が大きく変化しております。特に、若年層においてはGoogle等で検索を行ったり、ホームページを直接閲覧するよりも、SNS経由で情報を得るケースが増えていると考えられます。そこで、本市におけるSNS活用の現状と、今後の様々なSNSの活用について、考えをお伺いいたします。

2件目、史跡地の活用について。

本市は、全国有数の歴史・文化都市であり、市域の約16%が史跡地となっております。その中でも、特別史跡である大宰府跡や水城跡は、我が国の歴史を語る上で極めて重要な文化遺産であり、本市の大きな魅力の1つでもあります。一方で、本市を訪れる観光客の多くは太宰府

天満宮周辺に集中しており、政庁跡周辺エリアへの回遊性向上が長年の課題となっております。

近年では、全国各地において文化財の保存と活用の両立を図りながら、新たな観光コンテンツを創出する取組が行われております。本市においても、史跡地の価値を損なうことなく、政庁跡周辺エリアへの回遊性の向上と、観光客の滞在時間を延ばす政策が求められていると考えます。

そこで、政庁跡周辺エリアの史跡地を活用した新たな観光資源の創造について、3点伺います。

1 項目め、第2次太宰府市観光推進基本計画の進捗状況について。

「住まう人も、訪れる人もともに慶びを分かち合える“令和の都だざいふ”」を目指し、5年計画で令和6年3月に策定された第2次太宰府市観光推進基本計画が今年で3年目となりました。そこで、現状や達成状況についてお伺いいたします。特に、長年の課題である政庁跡周辺エリアの回遊性促進に関する取組の現状についてもお聞かせください。

2 項目め、DMO（観光地域づくり法人）の取組状況について。

観光客のニーズが多様化する中、行政だけでなく民間事業者や地域団体が連携しながら観光地域づくりを進めることが重要となっております。その中核を担う組織としてDMOが全国各地で設立され、観光庁に観光地域づくり法人（DMO法人）として登録されております。県内においては、福津市にて「福津の『食』をフックとした観光振興」をテーマとして活動を行っている事業者の事例などがあります。本計画においてもDMOの導入に向けた検討の記述があり、進められていると認識しております。そこで、現在のDMOの取組状況と今後の方向性について伺います。

3 項目め、令和6年度に実施されたフードトラックの社会実験の結果について。

令和6年度に実施されたフードトラックの社会実験の結果についてお伺いします。史跡地におけるフードトラックの社会実証実験は、史跡地の価値を損なうことなく史跡景観に配慮しつつ、散策者の利便性向上と史跡地の魅力を高めること及び将来の制度設計に向けた基礎資料とすることを目的に、令和4年度に1期、令和6年度に2期目が実施されました。令和6年度の2期目については、フードトラックの社会実証実験が市内3か所の史跡地にて期間限定で実施され、令和7年の3月末で終了しております。実証実験から1年がたちましたので、結果の分析、総括と今後の取組の方向性についてお伺いいたします。

以上、ご回答よろしくお伺いいたします。

再質問は、議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、本市公式ホームページは令和3年9月1日に大幅なリニューアルを行い、現在に至っております。本市のホームページは、各担当課でページを作成の上、所属長の決裁を経て、ホームページの管理運営部門となる経営企画課広聴広報係が公開承認を

行うシステムにより作成しており、各ページの統一したデザインに基づき、ページタイトルや記載する文書、画像等につきましては、各業務の特色を生かした形で作成できる仕組みを取っております。

また、システムにはウェブアクセシビリティをチェックする機能を設けており、障がいの有無や年齢、利用環境にかかわらず、全ての人が情報やサービスを利用できるよう配慮しております。加えて、職員対象のホームページ研修を行うことにより、職員一人一人が伝わりやすい表現を意識してページ作成を行うよう努めているところであります。

このほかにも、本市のホームページを初めて利用される方に、トップページや全体の構成についての説明をする「初めての方へ」のページや、G o o g l e 翻訳サービスを利用した外国語への対応ページ、ページ本文を読み上げる音声読み上げ機能や振り仮名機能、文字サイズ変更機能、色覚多様性を持つ方がご自身に最適な環境で閲覧できるよう背景色の変更機能を備え、その全てにおいてどのページからも利用が可能なようバナーを配置しております。さらに、市の広報誌に記載のあるページ I D から連動したページを探す機能に加え、翻訳したものを声の広報だざいふとして掲載するなど、利便性を向上させるための仕組みを数多く備えております。

ホームページ閲覧者の属性等に関しまして、アクセス履歴から分析しますと、G o o g l e やヤフー等の検索サイトからのアクセスが一番多く、次いでブックマークやダイレクト入力によるアクセスが多いことから、一定のリピーターの閲覧者を獲得していると推測しております。また、日本国内でも市内の方はもとより、福岡市や筑紫野市という県内からのアクセスに加え、大阪府や東京都など遠方の方からのアクセスも多く見受けられ、国外では中国、アメリカ、シンガポール、台湾からのアクセスが多い結果が見られます。この結果、ホームページ総閲覧数は令和 5 年度の約 48 万 7, 000 件に対し、令和 6 年度は約 63 万件、令和 7 年度は約 62 万件と大幅に伸びる結果となっているところであります。

その一方で、議員ご指摘のとおり、各ページ下部に設けております「皆様のご意見をお聞かせくださいコーナー」から寄せられたご意見の令和 7 年度の分析結果としましては、「お求めの情報が十分掲載されてましたでしょうか」について、「十分だった」、「普通」が合わせて 66% に対し、「情報が足りない」が 34%、「ページの構成や内容、表現は分かりやすかったでしょうか」について、「分かりやすい」、「普通」が 75% に対し、「分かりにくい」が 25%、「この情報をすぐに見つけられましたか」について、「すぐに見つけた」、「普通」が 82% に対し、「時間がかかった」が 18% というご意見をいただいておりますことから、ホームページの利便性についてさらに高めていく必要性も感じているところであります。

具体的には、議員のご質問にもありましたとおり、観光や文化財に特化した特設サイトにつきましては、トップページからのリンクを分かりやすくするよう検討を進めているところでございます。また、言葉の硬さや「組織で探す」の検索がしにくいなどの点につきましても、その改善について調査研究を行ってまいります。

次に、2 項目めについてですが、本市ではホームページの円滑な運営や利便性の向上を目的

とし、太宰府市公式ホームページ運用管理要領に基づき運用を行っているところです。本要領におきましては、市ホームページに掲載する各課のコンテンツを適正に管理するため、各所属長をホームページ情報管理者と定めております。ページの公表時期は、ホームページ情報管理者が行事等の募集期間、実施期間を考慮し掲載期間を定め、情報の掲載、更新、削除などを行うことと規定しております。これは公表の期間等を含め、行事などの事業の特性や募集内容に応じた対応を行うための規定ではありますが、過去の募集等を閲覧し、検証や確認をされたいという方への情報提供の観点も考慮しながら、公表の期間を定めていくようホームページ情報管理者へ周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、3項目めについてですが、本市ではホームページ以外のSNSとして公式LINE、X（旧ツイッター）、フェイスブック、ユーチューブを管理・運営しているところであります。これらのSNSは、太宰府市ソーシャルメディア公式アカウントに関するガイドラインに基づき運用を行っており、本市の各種行事の周知や渇水状況など、時節に即した注意喚起や情報を主に発信しております。

また、LINEではリッチメニューを配置し、まほろば号時刻表や公共施設予約システムなど、必要に応じて市ホームページへのアクセスを可能とすることで、SNSの有効な活用を図っており、また、交通情報案内システムや観光ウェブサイトなどのメニューを設けることにより、来訪者の方にもご利用いただけるような環境を整えているところです。これに加え、昨年度より、検診予約システムやのるーと太宰府の利用アプリとの連携も開始し、本年7月にはリッチメニューの見直しを行うことで、より利用しやすい公式LINEの運用を予定しております。

なお、本市ふるさと納税については、令和7年度より、Instagramを活用しふるさと納税返礼品などの魅力を広く発信しております。また、若年層や観光客の方向けとしましては、太宰府観光協会がInstagramを活用し、太宰府市の魅力を発信いただいているところであります。Instagramやティックトックを活用する上で重要となってくるものが、新しい情報の即時発信と継続した発信であります。本市には太宰府天満宮をはじめ、観世音寺、竈門神社など多くの観光資源があり、本市がInstagramなどで情報発信の上では関係各所との調整を図り、観光資源を十分に活用した魅力ある情報をスムーズに発信するための体制や仕組みづくりが重要であると考えております。

市内外の若年層から高齢者の方まで、広く有効な情報発信を行っていくためのツールの1つとして、今後も継続してInstagramなどを含めたSNSの活用についての本市に適したルールづくり、管理運営方法などの調査研究を行ってまいります。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ご答弁ありがとうございます。

まず、1項目めから順番に気になったところをお伺いしたいと思いますが、まず最初のほうのご説明で、令和3年にホームページの大幅なリニューアルをされたというふうなご回答が

ありましたが、大幅なリニューアルから大体5年ぐらいが今経過している状況かと思われますが、今後のホームページの大幅なリニューアル等の予定があれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） リニューアルについてですが、まずは今年度中に現在予定しておりますリニューアルですが、先ほど申し上げましたとおり、観光や文化財に特化した特設サイトにつきましては、トップページからのリンクを分かりやすくするよう検討を進めているところでありますので、調整がつき次第まず変更を行いたいと考えておるところでございます。

また、次年度以降等に関しましては、ホームページの大幅なリニューアルにつきましては、市内外の多くの利用者がある本市のホームページの特性からも、利用者の視点に立ったホームページ運営を行うためのデザイン見直しや機能追加などにつきまして、その内容や実施時期、費用対効果など、様々な観点から調査研究のほうを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ということは、デザインとか機能についてはまだリニューアルの予定は、調査研究はされてるけど今のところ未定という判断でよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今年度行うもの以外につきましては、お見込みのとおりでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。分かりました。

あと、1項目めの質問の中で、ホームページのアクセスの解析についてお伺いしてたので、もう少し深く伺ってみたいんですけども、令和7年度のホームページのアクセス数が約62万件ということだったんですけども、このうち本市とそうでない国内の方と、外国の方と、その辺というのはデータがあったりするものでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） アクセス解析の結果についてなんですが、先ほどご回答いたしたとおりになるんですが、本市のホームページを訪問したユーザーの地域属性、こちらは市内の方はもとより、福岡市や筑紫野市という県内からのアクセスに加え、大阪府や東京都など遠方の方からのアクセスも多く見受けられておるところでございます。国外では中国、アメリカ、シンガポール、台湾からのアクセスが多い結果が見られます。

割合としましては、国内は市内からが約14%、市外が約67%、地域不明が約19%になっておりまして、国外が約4.3%となっております。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

思った以上に市内の方じゃない方がホームページを見られてるんだなというのが、今お話を伺ってちょっと自分としてもびっくりしているところなんですけども、ホームページというのは多分市内の方の住民サービスと、それから市外の方へのアピールと両面あると思いますので、まずはホームページの利便性について市民目線で市民向けのことをいろいろ伺っていきたいなと思います。

その上で、市のホームページについて、先ほど市のホームページの利用についてのアンケート結果というところで、情報について、それから分かりやすさについてと検索時間について、それぞれお答えいただいたと思いますけども、それについて市としては使い勝手についてどのような認識とか見解をお持ちかもう一度お聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほどお答えしたとおりでございますが、議員ご指摘のとおり、先ほどお伝えしましたとおり、皆様それぞれご意見のほうをいただいておりますことから、ホームページの利便性についてさらに高めていく必要性も感じているところでございます。具体的には、先ほどもお答えしたとおりであります。今年度中には観光や文化財に特化した特設サイトにつきましては、トップページからのリンクを分かりやすくするよう検討を進めているところでございます。また、言葉の硬さや「組織で探す」の検索がしにくいなどの点につきましても調査研究を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、市長にも伺ってみたいんですけども、市長は業務でホームページというのはどの程度利用されますか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 毎日というわけではございませんが、必要に応じて内容を確認しております。特に、最近の新着情報とかその辺り、そして、また災害等の情報は特に確認するようにはしております。また、今現時点におきまして災害は出ておりませんが、緊急事態といえますか、以前から渇水で市民の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、渇水の情報とかそういったところ、どういうふうな情報発信を常日頃やっているかということは気にしております。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、もしよければ市長からもう少しこの辺使いやすくなったらいいなとか、その辺があれば伺ってみたいですがいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 先ほど、担当部長のほうからもいろいろ回答させていただきました。多くの方々は、大体の方々は使いやすいとか普通という意見の方が多いんですけど、やはりでもまだ

若干探しにくいとかいうご意見もありますので、そういったご意見もやっぱり参照しながら、より使いやすいホームページに改修していったほうがいいかなと思っております。先ほど、総務部長申し上げましたけど、まずは文化財情報、観光情報についてはすぐに分かりやすくということで改修を予定しております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。

加えて、自分から 1 点提案があるんですけども、市長が先ほど新着情報とかそれから防災について見られてるという話だったんですけども、自分も市長と同じく大体市のホームページを開いたら結構新着情報に飛ぶことが多いんですけども、多くの市だと、新着情報ってホームページの一番最初の画面に出ることが多いかなと思うんですけども、本市ですと一旦新着情報を押さないと新着情報に飛べない、もしくは防災も一旦防災のところに入らないと見れないというのがありますので、よければその辺トップページのほうに追加していただいて、できるだけ市民の皆様が新着情報にすぐたどり着けるような感じでホームページをつくっていただければ分かりやすくなるかなと思います。

利便性についてもう少し伺ってみたいんですけども、先ほど市民の皆様からのアンケートで情報が足りない、分かりにくい、時間がかかったという意見があるというのは、割合はお伺いしたんですけども、この内容について具体的には確認とかはされているのでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちらにつきましては、アクセス解析によって集めた情報になっておりますので、今現在は先ほど申し上げた内容のまず情報ということでこちらのほうを持ち合わせておるというところになっております。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。もしこの辺とかも分かるようでしたら、今後調査研究していただけるといいかなと思います。

2 項目めに移りたいと思います。

ホームページの利便性向上というところで、これはもしかすると我々議員とかよくホームページとかですごく市の情報をチェックされてるような方のほうが気になる内容ではないかなと、のほうがよく気になる内容になるのかなというふうには思われるんですけども、本市のホームページについて様々な情報が結構すぐ消えてしまう傾向にあるんじゃないかなというふうに感じております。

例えば、今年の 1 月の臨時会のときだったと思いますけども、とびうめアリーナの指定管理者の入札について議員のほうで質問をするときに、どういった入札条件だったかなと思って確認をしようと思って調べたら、もうページが消えていて条件が出てこなかったりとか、もう少しホームページに掲載をしておいていただけると分かりやすいのになと思う情報が多々あった

ります。

そこで、私からの提案なんですけども、できればこのホームページの掲載期間について先ほども申したように、公文書のような形で重要度に応じて例えば1年とか3年とか5年とか残すような、そういったことをルールづくりを考えていただきたいと思うのですけども、もしかすると、ただページを消していることについては消すだけの理由があるかなというふうにも感じますので、もしこのホームページのページというんですか。掲載期間とか募集期間が終了したページを消すことに対してデメリットがあれば、その辺のデメリットをお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、先ほど回答いたしましたとおり、本市ではホームページの円滑な運営や利便性の向上を目的とした太宰府市公式ホームページ運用管理要領に基づき運用を行っているところであります。議員おっしゃられる掲載期間の関係についてなんですけれども、例えば各ページの掲載期間を延長することで発生するデメリットにつきましては、まず必要な情報が古い情報に埋もれる検索動線の悪化、そういったものや、誤った情報への案内につながるリスク、その他、市の公式情報が更新されない印象を与えることによる信頼性の低下、そしてサーバー負担やページ管理などの運用コスト増などが考えられるところではあります。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

確かにそうですね、検索をしたときに、例えば今だったら自分が先日エアコンの補助金の件で気になったので、G o o g l eのほうで「エアコン、補助金 太宰府」と検索したら、本年度とそれから昨年度と両方出てきて、一瞬どっちなんだろうとなったんですけども、ただしっかりとやっぱり昨年度のほうは募集終了みたいな文言が書かれておったので、その辺で全然困ることもなく本年度のほうにたどり着いたようなこともありましたので、そういった形で何かしら工夫を行いながら、できるだけ掲載期間を延ばす検討をしていただきたいと思います。

3項目めに移らせていただきます。

3項目め、ホームページ以外のSNSの活用についてなんですけども、ここからは市内の方というよりは市外とか観光に訪れる方に関するアピールとかについて伺ってみたいと思います。

先ほどもお伺いしたとおり、市内の方が太宰府市のホームページを利用する割合が約14%ということで、ほかの多くの方は実は太宰府市のホームページ、市内以外の方が太宰府市のホームページを見られている現状があるかなと思います。本市は観光都市でもありますので、様々な観光に関わること、文化財に関わることで多くの情報を得るために、太宰府市のホームページを見に来られてる方がいらっしゃるかなと思いますけども、それについてまず確認で、本市が現在運営しているSNS、それから今後活用を検討されているSNSをお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、本市として運営しているSNSにつきましては、市公式としましてはLINE、X（旧ツイッター）ですね、フェイスブック、ユーチューブでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

今後予定しているものとかはあるでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 先ほどご回答いたしましたところでございますが、インスタグラムやさらにティックトックなどを活用する上で重要となってくるものが、やはり新しい情報の即時発信と、もう一つ継続した発信、こういったものが考えられるところでございますが、こういったものを実際活用していくためにはしっかりとしたルールづくり、管理・運営方法等をしっかりまとめなければいけないかなと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ということは、今のところほかのSNSについては特に運用は検討されてなくて、その一歩手前の段階でどうやって運用していくかというルールづくりを頑張っておられるということなのかなと思いますが、そういう感じの認識でよろしいでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今議員おっしゃっていただいたように、今現在ルールづくりや管理・運営方法等の調査研究を行っておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） その上で少しお尋ねしたいんですけども、本市の今活用されているツイッターであつたりとかフェイスブックであつたりとかの中の人というんですかね、管理人というのは選任されているのでしょうか。というのが、最近のSNSの傾向としましては、結構やっぱり中の人が決まっていて、アカウントの自我というんですかね、何となくキャラクター性があるようなないような感じのところですごく人気が出ているようなアカウントも多いかなというふうに感じますけども、本市としましてはどのような形で投稿されているかお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 本市のSNS運営の担当部署は、総務部経営企画課広報広報係となっております。投稿の内容につきましては、情報発信元の担当課で作成しており、投稿の操作は経営企画課職員で行っておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ということは、いろんな部署から上がってきた情報を、広聴広報のほうでXとかいろんなSNSに投稿されているということですね。分かりました。できれば、今後、太宰府市のSNSをさらに発展させるためにも、専任で誰かしら担当するような方を決めていただいたほうがいいのかなというふうに今ちょっとお話を伺って感じました。

また、SNSについてなんですけども、現在太宰府市ではInstagramというのが調べてみたら、ふるさと納税のみでしかまだ活用されていないということだったんですけども、先日包括連携協定を結ばれた明日香村があったと思うんですけども、明日香村って自分あんまりイメージがなかったので、明日香村ってどんな町だろうと。明日香村と聞いたらキトラ古墳ぐらいのイメージしかなかったから、どんな村なんだろうと思ひまして、それこそGoogleとかで調べてみたところ、非常に魅力的な史跡の発信をInstagramでされておりました。

本市としましては、文化財というキラーコンテンツが存在しますし、ホームページの利用者としても結構やはり観光客とか市外の方が多く利用されているという現状を見ましたら、やはり明日香村のような形で日本の古代の西の都を発信するような魅力的なInstagramをぜひとも検討していただければと思います。ということなんですけども、そんな感じで検討をお願いいたします。

ということで、時間が無いので2件目に移ります。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 2件目についてご回答いたします。

まず、1項目めについてですが、第2次太宰府市観光推進基本計画は令和6年3月に策定し、住む人も訪れる人も共に慶びをわかちあえるまちづくりを目指した5つの基本戦略を定め、観光施策を推進しているところであります。

ご質問の進捗状況につきましては、太宰府観光の主要関係団体等により構成しております太宰府ブランド創造協議会と共に、各基本戦略における施策におきましては、年次計画に基づき着実に推進していることを確認しております。さらに、具体的な行動の方針を定めたアクションプランを令和7年度末に作成し、効果的な事業を進めていく予定といたしております。

また、大宰府政庁跡周辺エリアへの回遊性の向上につきましては、本市の観光が太宰府天満宮への参拝を主目的とする目的型来訪、通過型の傾向を持つという構造的な特性があり、太宰府天満宮周辺エリアから大宰府政庁跡エリアの回遊促進については、太宰府観光の長年の課題であります。

令和6年度の実施状況といたしましては、太宰府館、大宰府展示館、文化ふれあい館、水城館の4館を周遊するスタンプラリーの造成・実施や、地域事業者とともに連携し体験型コンテンツを造成いたしました。令和7年度は、太宰府観光協会と連携し教育旅行向けの学生ガイドコンテンツを造成しております。引き続き、観光協会をはじめ地域の方々や事業者などと連携して、中長期的な視点で着実に取り組むことにより回遊性の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、2項目めについてですが、DMOにつきましては、地域の多様な関係者と連携しながら、観光戦略の立案やマーケティング、観光資源の活用、観光地域づくりのマネジメントを担う組織であり、第2次太宰府市観光推進基本計画において、DMOを含む自立型地域観光の組織体制の検討を掲げております。本市は、太宰府天満宮をはじめとする豊富な歴史、文化資源を有し、国内外から多くの観光客が訪れる観光都市であり、観光に関する団体も多く存在しております。今後、行政だけではなく多様な主体が連携しながら、持続可能な観光地づくりを進めていくことが重要であると考えております。

現在の検討状況でございますが、昨年度、太宰府ブランド創造協議会において、情報共有や意見交換を行いながら、本市に求められる観光マネジメント機能や組織体制の在り方について研究検討いたしました。マネジメント体制の構築には、その中核を担う観光協会の機能強化が必要であり、昨年度より地域DMC事業を進めております。

今後につきましては、本市の実情や既存団体との役割分担を踏まえながら、持続可能な観光地づくりに向けた体制の構築について検討してまいります。

次に、3項目めについてですが、令和6年11月18日から令和7年3月31日までの期間で実施をいたしました太宰府市史跡地内フードトラック社会実証実験では、8事業者が公募により参加され、特別史跡大宰府跡の政庁地区多目的広場に89回、客館地区の多目的広場に3回、特別史跡水城跡の第2駐車場に3回の合計95回の出店が行われました。

結果の総括であります。出店事業者のアンケートでは、イベント時など特定の条件下では可能性があるものの、平常時の出店では売上げが伸び悩むという採算性に関する課題が報告されております。また、利用者アンケートでは、史跡での飲食提供を求める声が84%、利用満足度は94%という結果で、史跡を訪れるきっかけになったとの肯定的な意見をいただいた一方で、出店に伴う駐車スペースの減少といった運営面での課題も確認されました。

こうしたことから、今回の社会実験では利用者の需要が確認できた反面、事業の継続性や周辺の環境への影響といった検討すべき複数の課題が明らかになったと認識いたしております。今後につきましても、史跡地におけるフードトラック等の出店の是非も含め、令和6年度に策定されました特別史跡大宰府跡基本整備計画に大宰府跡の先進的多用途活用の推進の方向性が示されておりますので、今後進めてまいります大宰府跡の整備の中で、史跡や環境に配慮した形で実施できるよう検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） 答弁ありがとうございます。

まず、第2次太宰府市観光基本推進計画の状況について、もう少し詳しく伺いたいなと思うんですけども、まず本計画が今年で3年目というところで、何かしらの修正とか見直し等、考えておられるところがありましたら教えてください。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） ご質問の観光基本推進計画につきましては、太宰府市の観光推進基本計画策定協議会で協議を重ね、パブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見も反映させて策定をいたしておりますので、現時点で計画の見直しにつきましては予定いたしておらない状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

今後もこの計画に従って観光計画を進めていただけたらと思います。

その上で、本計画の基本戦略の1、観光コンテンツの開発と磨き上げというところで、回遊性の向上とそれから滞在時間増、リピーター増につなげるための年次計画が示されているかと思えます。本市の観光について、回遊性の向上というのは長年の課題であるかと思われますけれども、この計画の1年目、2年目でまず回遊性のルート案の試しとか新規のルートの検討、それから体験型コンテンツの検討を行って、本年度、3年目から回遊性ルートの整備、観光案内、マップ作成、あとそれからサイン等への反映体験型コンテンツの開始案内を行うと記載されますけれども、具体的に本計画によって本市が創生したコンテンツ等あれば教えていただきたいと思えます。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） これまでに、NPO法人歩かね太宰府へ太宰府まち歩き事業の委託とか、先ほど申しましたけど太宰府館、大宰府展示館、文化ふれあい館、水城館の4館周遊のスタンプラリー等を実施いたしてまいりました。さらに、令和6年度には、地域の事業者様とともにインバウンド向けの観光コンテンツを造成いたしております。現在、継続して実施しております4館周遊スタンプラリーにつきましては、実施後の来館者数も全体的に増加しておりますので、一定の効果はあったかなというふうに思っております。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、もし数字があればなんですけれども、このスタンプラリーはどれぐらいの方が利用されていたでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 申し訳ありません。スタンプラリーの数字は持ち合わせていないんですけれども、来館者数が大宰府展示館におきましては前年度と比べて112%ですね、水城館につきましては116%、文化ふれあい館は98%、太宰府館につきましては109%という数字が出ております。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

少し増えたということで、スタンプラリーやってよかったかなと思いますけれども、まだまだやはり観光客の皆様が回遊性が上がっていないように感じますので、引き続きいろいろな施策

を検討していただけたらと思います。

その上で、この施策を検討するに当たって、昨年の6月に太宰府市議会のほうから、太宰府市の史跡地活用に関わる要望書というので6項目要望を上げたかと思いますが、こちらについてはその後どうなったか、もし分かれば教えていただけないでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 資料を持ち合わせてなくて、要望のほう今持ち合わせてなくて、内容を把握できておりません。申し訳ございません。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 昨年6月16日付で史跡地活用調査研究特別委員会で提出されました要望書におきましては、史跡地の利用規則や利用料金を明確にして公表するように要望が上がっておりまして、その分につきましては今後検討していくように考えております。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

引き続き、史跡地の様々な回遊性の向上とか活用というところで検討していただけたらと思います。

史跡地の活用というところで、2項目めに移りたいと思いますけれども、さすがに史跡地を活用していく上で行政だけではなくて民間の力も借りることで、史跡地といいますか本市の様々な回遊性の向上に関わるような魅力づくりができたらなと個人的に思います。その上で、先ほども答弁の中でご紹介したんですけれども、福津市では本市と似たような形で宮地嶽神社に観光客が来られまして、松ヶ枝餅を食べてそのまま帰ってしまうという事象が長年の課題となっていたそうです。そこで、DMOとして一般社団法人ひかりのみちDMO福津という一般社団法人の方が、食とそれから絶景という形で統一したブランドをつくりまして、市内の周遊観光を促進しているというふうな現状があります。

本市でも、先ほどDMCを進めているというふうなご答弁があったかと思いますが、DMOについてはどんな感じなんでしょうか。改めて教えていただけると。

○議長（小島真由美議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（竹崎雄一郎） 今現在、観光協会のほうでDMC事業のほうを進めていただいている状況でございます。DMOにつきましては、今ブランド創造協議会の中でマネジメント機能や組織体制の在り方について研究検討を進めている状況でございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

先ほどからずっと言っている、第2次太宰府市観光推進基本計画の中にもDMOというのが取り上げられておりますので、引き続き様々な調査研究をしていただければなというふうに思います。

その上で、本市の史跡地の様々な新たな観光コンテンツをつくるというところで、3項目めに移らせていただきます。

令和6年度にフードトラックの社会実験が実施されたかと思います。ご答弁の中でもありましたし、昨年の橋本議員の一般質問からも、大体フードトラックについて利用者がおよそ政庁跡と水城跡は日に20人ぐらいで、客単価も700円ぐらいということの結果が上がっておりまして、さすがに継続的にイベントとかのないような状況では、フードトラックを継続的に出店するのは厳しいかなと。先ほどもおっしゃられてたように、特定の条件下のみでやっぱり実施したほうがいいというふうなことを事業者の方々も思われているかなと思います。

そこで、フードトラックを使った新たな取組といたしまして、史跡地において例えばマルシェであったりとか、それからナイトマーケットであったりとか、そのようなイベントをしてみたいかかなと思いますけども、こういったマルシェとかナイトマーケットの実現可能性について伺いしたいと思います。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 私のほうから回答させていただきます。

市が所有する史跡地内でマルシェ等のイベントを開催するご相談があった場合は、現状変更許可申請や行政財産の使用許可申請などの手続についてご説明をさせていただいているようになります。その際に、具体的に内容を確認させていただいて、史跡を傷めることがなくかつ史跡の周知、魅力の発信等、価値の向上につながる内容で、史跡や行政財産の利用として適切であるかどうかを判断させていただいて判定をしているところでございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

ちなみに、そういった申込みをするときの史跡地変更届でしたか、以外の一般的な例えば申込みをするためのルールブックであったりとか、マルシェとかイベントに特化したような申込用紙というのはないんでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 一般的なルールに関しましては、市のホームページに大宰府政庁跡の利用のルールとよくある質問という表題で掲載をしております。ほかの史跡の利用につきましても、このルールを準用する形となっておりますが、イベントやマルシェといった活用についてはまだ事例も多くないことから、個別に審査、対応している状況でございます。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。例えば、政庁跡であったりとか、客館跡であったりとか。結構一般的に広い土地があって、人も割と集まってきて駐車場もあるようなところであったりとか、駅の近くであったりとかするところであれば、きっとそういったナイトマー

ケットであったり、マルシェであったり、やりたいと思われる事業者は多いかなというふうに思います。

一方で、この市のホームページを見ても、マルシェでやれるかどうか分からない、そういう手引きが載っていないという現状があるのでしたら、やりたいなと思って、何となくできないのかなと思って問合せすらなくてあまりマルシェとかに活用しようと思われなような現状もあるかなと思います。今後、もし市としてマルシェとかナイトマーケットを全然やってもいいですよと、ウェルカムですよというふうなお考えがあるのであれば、手続のガイドラインとか、それ用のフォーマットとかもつくっていただけたらうれしいなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 教育部長。

○教育部長（添田邦彦） 史跡地内でイベントを実施する場合なんですが、史跡を保護することが大前提となっておりますので、文化財保護法の125条に基づいた現状変更許可申請の手続が必要となります。また、行政財産の目的外利用となることから、行政財産使用許可申請も併せて提出をいただいているところでございます。これは繰り返しになりますが、イベントの利用に関する依頼があった場合は、他の史跡見学者への十分な配慮等なされているか、史跡を傷めることがなく、かつ史跡の周知、魅力の発信、価値の向上に資する内容かどうかを判断させていただいて、確認をしてるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 2番岡林直人議員。

○2番（岡林直人議員） ありがとうございます。

史跡地だけですとやっぱりなかなか観光客の方も来にくいかなと思いますけれども、史跡プラス何かしらイベントっていうのがあったら史跡地のほうに来るような動機づけにもなりますし、そうやって来てもらうことで、史跡地を皆さんにもっと知ってもらえるいい機会がつかれるかなと思いますので、ぜひ、ナイトマーケット等できるように前向きにルールづくりを検討していただけたらと思います。

ということで、少し答弁をまとめますけれども、本市には西の都として世界に誇れる史跡が数多く存在しております。一方で、観光で本市を訪れる方々の多くは竈門神社とか天満宮とかを参拝されたら、ほかの史跡には寄らずにまっすぐ帰ってしまい、観光客の回遊性がなかなか向上しないという長年の課題も本市にはあったかと思われます。

そこで回遊性を向上させるために、本日質問いたしました史跡地が持つ本来の魅力を世界に発信するようなインスタグラムをはじめとする各種のSNSの活用であったり、DMOの活用の検討であったり、また、先ほど申した史跡地におけるマルシェやナイトマーケットを開催して、史跡地の知名度向上、それから魅力の発信について改めて本市として検討を行っていただけたらと思います。

最後に、本日の答弁を通して、もしよかったら、市の観光に関しての回遊性の向上に対する取組について、市長の思いであったりとか、今後のビジョンとかを伺ってから、私の答弁は終

わろうと思います。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） ありがとうございます。ご質問いただきまして、そして、本市の本当に長年の課題であります観光といいますか、周遊です、私も実は以前、観光の部署に在籍しておりました。できるだけ多くの方々にこの太宰市内を回っていただきたいという思いは本当に人一倍強いというふうに思っております。

実は個人的なことですが、もう10年以上前から、実は私、水城でコスモスと菜の花、あちらのほう、ボランティアの人たちと一緒にやっておりまして、それはやはり水城のほうにも多くの方々にやっぱり来ていただきたいと。本当に菜の花とコスモスの時期だけなんですけれど、それでもその時期には、本当にたくさんの方々が来ていただいております。私はそこに来ていただいた方々が家族の方であれ、いろんな方がそこで楽しんでいただいているその風景を見るのが、それが私のやりがいといいますか、生きがいなんです。

そのために、私は個人的にボランティアといいますか、やってはいるんですけど、それに限らず私個人の考えですけど、やはり政庁跡、そして観世音寺、多くの方々に来ていただきたいという思いはございます。

本当に今、議員がおっしゃったように、これだけすばらしい物と言ったらいけませんね。この財産、宝が太宰府にありますので、そういった宝をやっぱより多くの方々に触れて、見て感じていただいて帰っていただきたいなという思いは持っておりますので、今後とも、多くの方々に回っていただけるような施策ができればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員。

○2 番（岡林直人議員） ありがとうございます。水城跡のコスモス、それから桜の時期の菜の花もそうかと思うんですけど、私、写真が好きで、本当に個人的な話になるんですけども、よく撮りに行ったりとか。それこそ前回の議会だよりのトップの写真とかもあそこで撮らせていただいて、本当に美しい景色が広がっているなというふうに感じましたし、そういった魅力が本市にもあるんだということが多くの方々に伝わればいいなと、市長の答弁を聞いて改めて感じましたし、そういった発信を今後とも続けていただいて、回遊性の向上につなげていただけたらなと思います。

これで自分からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島真由美議員） 2 番岡林直人議員の一般質問は終わりました。ここで16時まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 4 時00分

○議長（小島真由美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番川口親丸議員の一般質問を許可します。

○5番（川口親丸議員）　ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、3件質問いたします。

1点目は、若者や子育て世代が住み続けられる住宅支援についてです。

太宰府市は第3期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる太宰府市続まちづくりビジョンにおいて、将来にわたって活力ある社会を実現していくための取組を進めるとしています。さらにその中では、こどもまんなかの施策展開を柱の一つとし、子育て世代の増加を促し、本市の自立持続可能性を高めるという方向性も示されています。

一方で、若者や子育て世代にとって住まいの問題は非常に大きな課題です。結婚、出産、子育て、転職など、人生の節目において家賃や住宅取得の負担が重ければ、住みたいまちであっても住み続けることが難しくなります。国の新たな住生活基本計画の概要でも、若年世帯や子育て世代が希望する住まいを確保できる社会の実現、子育てしやすい居住環境の充実などが方向性として示されています。本市が子育てしやすいまち、若者が戻ってこられるまちを目指すのであれば、住まいへの支援は、特に重要な政策分野として位置づける必要があると考えます。

そこで3点伺います。1項目め、市営住宅の現状について。2項目め、住宅支援等住宅政策の現状について。3項目め、今後の若者や子育て世代への住宅支援に関する方針について伺います。

次に、2件目は、児童・生徒の通学時における荷物負担の軽減についてです。近年、教科書やノートに加え、タブレット端末、部活動用具、水筒、体操服、給食関係の持ち物など、児童・生徒が通学時に持ち運ぶ荷物は多くなっています。保護者の方からも、ランドセルや通学かばんが重過ぎるのではないかと。特に小学校低学年の子どもには負担が大きいのではないかとという声を伺います。文部科学省は、平成30年に児童・生徒の携行品に係る配慮についてという事務連絡を発出し、教科書や教材、学用品、体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないとの懸念や、保護者等から配慮を求める声があることを踏まえ、各学校で工夫するよう求めています。

荷物を軽くすることは、単に負担が減り楽になるという話ではなく、子どもの健康、安全、そして、毎日の登下校への安心につながる大切な取組です。タブレット端末の活用が進む中、持ち帰るものが増えていないか。教科書や副教材の持ち帰りについて学校ごとの差がないか、実態を丁寧に把握する必要があると考えます。

そこで3点伺います。

1項目め、児童・生徒の通学時の荷物負担に関する実態把握について。2項目め、タブレット端末や教科書等の持ち帰りに関する方針について。3項目め、教科書などを学校に置いておく、いわゆる置き勉など、荷物負担軽減策の取組について伺います。

3件目は、物価高騰における市民生活支援についてです。

長引く物価高騰により、食料品、光熱費、日用品など生活に欠かせない費用が上がり続けて

います。総務省の消費者物価指数では、2026年4月の生鮮食品を除く総合指数の前年同月比上昇率は1.4%とされ、特にエネルギーや食料の動きが市民生活に影響を与えています。

また、帝国データバンクの調査では、2026年6月の飲食料品の値上げは1,078品目、値上げ1回当たりの平均値上げ率は月平均14%、2026年通年の値上げ品目総数は、1月から10月までの判明分で9,361品目、6月中にも調査を開始した2022年から5年連続となる年間1万品目突破が判明する見通しとのことです。

日々の買物の中で市民が負担を感じやすい状況が長らく続いています。私も市民の方から、また食料品が高くなったから、おかずを一品減らした。電気代が不安。年金や給料が物価に追いつかないといった声を伺います。

物価高への対応は、市民に最も近い基礎自治体として、生活実感をどのように受け止め、必要な支援につなげていくかが問われていると考えます。

そこで3点伺います。

1項目め、物価高騰による市民生活への影響を市はどう認識しているのか、2項目め、今後の市民生活の支援に関する方針について、3項目め、市民の声を把握し、必要な施策につなげる仕組みについて伺います。

以上、ご回答をよろしくお願いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 1件目についてご回答いたします。

まず1項目めについてですが、現在、市内には朱雀市営住宅、般若寺市営住宅及び鉾ノ浦市営住宅の三つの市営住宅がございます。戸数はそれぞれ12戸、計36戸ございまして、市民の住まいの安定を図るために提供しております。入居資格については、本市に1年以上住所を有し、かつ住民基本台帳に登録され、一定の収入を満たさない方を対象としており、障がいをお持ちの方やDV被害者の方などは、条件の一部が緩和されます。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 次に、2項目めについてですが、本市では移住定住戦略として、子育て世代をはじめ、全世代が居場所と出番を持てる本市ならではの心温まるまちづくりを目指して取組を進めてまいりました。若年世帯や子育て世帯が希望する住まいを確保しやすい環境を整備することは、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境が充実し、本市の持続可能なまちづくりの実現にとって重要であると認識しております。

その一つとして、木造戸建て住宅の耐震性向上をはじめ、省エネルギー性能の向上や、耐震シェルター等の設置、住宅の除去、解体などに対し木造戸建て住宅性能向上改修等補助を行うほか、高齢者や障がい者の負担軽減のための改修費用の助成や、地球温暖化対策に関連する住宅設備の補助など、多様な分野で市民の安全、快適な暮らしを支える住宅に係る施策に取り組んでまいりました。

また、地震によるブロック塀等の倒壊被害をなくすため、道路に面する特に危険なブロック塀等の撤去に対し、ブロック塀等撤去促進事業補助を行うことで、子どもたちの通学路をはじめ地域全体の安全を守り、子育て世代が安心して暮らせる地域づくりを推進しております。ほかにも空き家等の問題の解決に向け、令和2年3月に、太宰府市空き家等対策計画を策定し、空き家等の予防・管理・流通・活用を促進する取組も進めてまいりました。

また、関係機関や関係団体との連携を強化するため、これまでに公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会及び福岡県筑紫野警察署、一般社団法人太宰府市空き家予防推進協議会、福岡県司法書士会、行政書士会と、空き家等に関する協定を締結し、専門家など関係機関との連携により、空き家に関する様々な相談や空き家の発生を未然に防止する取組を進めており、問題のある空き家等の把握件数は年々減少し、一定の成果を上げているところであります。

次に、3項目めについてですが、議員ご指摘のように、若者や子育て世代が希望する住まいを確保できる社会の実現は、国における新たな住生活基本計画でも示されております。

また、昨年10月1日に公表した太宰府市立地適正化計画におきましても、居住に関する誘導政策の方向性として移住定住人口の増加に向けた全世帯が望む住環境の整備や、空き家をはじめとする住宅ストックの活用に向けて、活用が想定される制度等もお示ししているところです。

これまでの取組におきましても、空き家等に関連する住まい探しや住まいの活用などの様々な相談に対して、各種団体と連携して対応しておりますが、今後は若者や子育て世代等の住宅支援としての空き家等をはじめとする住宅ストック等のさらなる活用につきましても、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございました。

まず1項目めの市営住宅の現状について確認をさせてください。今、ご答弁の中で三つの市営住宅がございまして、戸数が計36戸ということでありありがとうございました。そうしましたら、本市の市営住宅の改めまして入居率、及び福岡県住宅供給公社の賃貸住宅について団地数、戸数、入居率を伺います。お願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 市営住宅につきましては、今年度5月末時点で団地数は3棟、戸数は36戸、入居戸数33戸で91.7%の入居率でございます。

公社の賃貸住宅につきましては、今年度5月末時点で団地数は6棟、戸数は166戸、入居戸数は121戸で、72.9%の入居率でございまして、空室のうち5戸が補修工事中とのことでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

確認なんです、その市営住宅の36戸中33戸が入居されて3つ残ってるということですが、これは何か今新たに改修とかされているわけではなく、ただただ空いているという状況でしょ

うか。確認です。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） こちらの3戸につきましては、今現在、修繕が必要な部屋及び緊急避難受入れのための空き部屋となっておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。進みます。

ということは、市のホームページを確認させていただきましたところ、市営住宅の定期的な募集は行っていないと。入居者募集は空室が生じた場合に行いますので、募集時期は不定期となりますとされていますけれども、今は、満室扱いというか、そういったことで間違いないでしょうか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 議員、お見込みのとおり、今現在、募集のほうは行っていないというところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

では、追加で聞きたいんですけども、では、最後に募集を行ったのがいつか教えていただいてもよろしいですか。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 最後に市営住宅募集を行ったのは、平成27年5月になります。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。平成27年ということなので、長らく満室扱い、もしくは満室だったということですね。

続きます。次に、公社賃貸住宅について伺います。直近の公社賃貸住宅の募集状況について、市で把握している範囲で募集戸数、応募件数を伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 公社におかれましては、先着順で入居申込みを受けておられるため、まず倍率はございません。令和7年度は22戸募集し、22戸入居されているとのことでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

続きまして、市営住宅、そして公社賃貸住宅の入居世帯について伺います。市営住宅、公社賃貸住宅に入居されている世帯について、高齢者世帯、単身世帯、子育て世帯など、世帯類型ごとの世帯数を教えてください。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 今年度5月末時点で、市営住宅につきましては、65歳以上がいらっしゃる世帯は21戸で全体の63.6%、単身世帯は23戸で69.7%、18歳未満のお子様がいる子育て世帯は1戸で3%です。

公社賃貸住宅につきましては、60歳以上のみで構成される世帯が60戸で全体の50%、単身世帯は62戸で51.7%、子育て世帯は6戸で5%とのことでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

その後、年齢構成も聞こうかなと思ったんですけど、結構今答えていただいたので次に進みます。

では、近年、市営住宅ですとか、公社賃貸住宅に入居されるいわゆる子育て世代へは増えているのか減っているのか、その傾向を伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず、市営住宅につきましては、令和5年4月1日時点で18歳未満の子どもがいる世帯は5世帯でございましたが、今年度5月末時点では1世帯であることから減少しておるところでございます。

なお、公社賃貸住宅につきましては、今年度5月末時点で、子育て世帯が6世帯であるというところで、増えているとは言えない状況かと存じます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございました。

今ちょっと現状のデータを元に見させていただいてますが、では近隣自治体との比較もここで確認しておきたいと思います。近隣自治体の公開資料を基に、世帯数に対する市営住宅戸数を確認したところ、太宰府市は3万4,114世帯に対しまして、先ほども答えあります市営住宅36戸、1,000世帯当たり1.06戸となります。

一方、お隣の筑紫野市は4万9,655世帯に対しまして、334戸で約6.73戸、大野城市は4万8,608世帯に対して120戸で、約2.47戸となっており、太宰府市は近隣自治体と比べても市営住宅に限られている状況にあります。このいわゆる市営住宅ストックの少なさについて、市としてどのように認識されているのか伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 令和6年3月に、太宰府市公営住宅長寿命化計画を策定しておりまして、その中で、国土交通省より公表された住宅確保要配慮者世帯数推計支援プログラムに基づき、要支援世帯数の推計、その世帯の受皿となる住宅数の推計を行っておりまして、ところでございます。

住宅数につきましては、市営住宅と民間賃貸住宅のうち、低廉な家賃、かつ一定の質が確保された住宅を対象としておりまして、推計の結果、要支援世帯数に対して、受皿住宅数の方が上回っているため、市営住宅の戸数につきましては現状維持する方針としておるところでございます。

います。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） 市営住宅についての私からの提案は3 項目めで行わせていただきます。

続きまして、2 項目め、住宅支援を含む住宅政策の現状について伺います。

本市には先ほどご答弁中にもあったと思いますけれども、改めてお願いします。市営住宅以外の市民の住まいを支援する制度としてどのようなものがあるか、伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほどのご回答の中でも申し上げさせてもらいましたが、市民のお住まいに関する支援制度として、木造戸建て住宅の耐震性向上をはじめ、省エネルギー性能の向上や耐震シェルター等の設置、住宅の除去、解体などに対し、木造戸建て住宅性能向上改修等補助を行うほか、高齢者や障がい者の負担軽減のための改修費用助成や地球温暖化対策に関連する住宅設備の補助、さらに道路に面する特に危険なブロック塀等の除去撤去に対するブロック撤去促進事業補助など、多様な分野で市民の安全、快適な暮らしを支える住宅に係る施策を行っているところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございます。

数々あるということなんですけれども、どうやら若者子育て世代向けの新制度、住まいに関する支援制度はちょっと少なめなのかなという印象です。

しかし、若者子育て世代の定住促進を正面から目的とした住宅支援がなかなかあるとは言い切れない面があると思います。

一方で既存制度の中にも若者子育て世代の住宅支援に接続できるものがあるのかなと考えます。そこでお伺いします。既存の住宅関連支援制度を、若者子育て世代の定住促進という視点から整理し直して活用できるもの、拡充できるもの、新たに必要なものを検討するお考えがあるのか、伺います。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 一つの具体的な例といたしましては、木造戸建て住宅性能向上改修等補助におきまして、こちらは昭和56年5 月31 日以前に建築または着工した市内の木造戸建て住宅で、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定されたものについて対象となる木造住宅の除去、解体の補助を行っておりますが、若者や子育て世代などが移住するために空き家を購入して解体する場合は同様に、若者や子育て世代などが相続により取得した木造住宅の除去、解体する場合にも活用が可能な制度となっております。これは一例でございしますが、今後につきましても、若者世帯等の住宅に関する支援補助等を調査研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

私がちょっと調べましたところ、住居確保給付金の転居費用の補助というものがありまして、これが住替えです、いわゆる住替えに係る初期費用を礼金ですとか、仲介手数料とか、家賃債務保証料など、鍵交換費用など隔々に当たるまで大きな負担等の費用が対象になっているということで、こういったものがあると、やっぱりお子さんの出生や成長に伴って市内でより広い住宅へ住み替えようとする子育て世代にとってもありがたいことなのかなと思うんですけども、本市としてこの制度の考え方を参考にして、子育て世代が市内で住み替える際の初期費用を支援する市独自の制度を検討するお考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（併公営企業担当）（伊藤健一） 先ほども申し上げましたが、若者や子育て世帯等への住宅支援につきましては、空き家等をはじめとする住宅のさらなる活用も含めまして、先進地の事例等そちらあたりにつきましても、調査研究をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

住替えの初期費用の補助というものを近隣の自治体でもちょっと調べてみました。豊中市、福岡市、新宿区などがあります。子どもの出生、成長、家族構成の変化に伴って、住まいが手狭となったときにより広い住まいを求めることになります。それが市外に出られるのではなく、市内によりとどまってもらうための支援ということです。本市に落とし込めて考えますと、例えば、上限10万円程度から始めまして、ひとり親世帯ですとか、多子世帯には上乘せしたりとか、対象費用は仲介手数料とか、先ほど引越し費用とか、こうした制度設計も考えられるのではないかなと思います。これは要望にしますけれども、本市として、他自治体の事例も含めて、ぜひ調査研究をしていただきたく強くお願いをいたします。

次に、3 項目め、今後の若者や子育て世代への住宅支援に関する方針について伺います。

本市の人口ビジョンでは、20代前半において、進学や就職などを契機とした転出超過が課題として示されております。一方で、30代、40代では一定の増加や定住傾向も見られ、子育て世代や働き盛り世代にとって、本市が居住地として一定の魅力を持っていることも示されております。

また、市が公表する年度末年齢別人口データを確認いたしますと、15歳から39歳の人口は、平成25年3月末の2万973人から令和6年3月末では1万7270人となり、約10年で3,700人ほど減少しております。さらに20歳から39歳で見ますと、同じ期間に4,128人減少しております。こうした状況を踏まえますと、若者や子育て世代に選ばれ住み続けられるまちづくり、とりわけ住まいへの支援は重要な課題であると考えます。

ぜひ、ここは市長にお伺いしますが、市として若者や子育て世代への住宅支援を、今後の定住政策、子育て支援政策の一つとして重要な位置に位置づける考えがあるか、お伺いし

ます。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） この住宅政策のみならずですけど、やはり物価高騰もありましてなかなか住みづらいという生活しづらい苦しい状況が続いているような状況がございます。本市におきましては令和8年度、本年度でございますが、子育て世代の支援ということで、小・中学校の給食費について補助等を実施させていただいております。相当な金額がこちらのほうにもかかっておりますが、この住宅に限らずですけど、いろんな面で若い人たちに住んでいただけるようなそういうまちになってほしいというのはもちろん思っております。補助だけに限らず、若い人たちがこの地域に住みたくなるような、そういう魅力あるまち、そういうふうな施策を展開していかなければいけないんじゃないかなというふうに私個人としては思っております。

以上でございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

といいますのも、太宰府市、福岡都市圏というふうに言われますけれども、大都市である福岡市が現在人口増加も続いておりますが、福岡市の新たな将来人口推計では、総人口が2040年頃に約170万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされております。つまり福岡都市圏全体で見ましても、人口増加の恩恵を受けられる期間は無限ではないと考えるべきだと思います。太宰府市としても福岡市の人口増加が続いている今こそ、若者や子育て世代の受皿となる住宅政策を大胆に進めるべきではないでしょうか。これは要望にいたしますけれども、ぜひ、調査研究のほどよろしく願いいたします。

話が替わりますけれども、市営住宅に戻ります。市営住宅です、新たに建設するとなると、土地の確保ですとか、建設費、将来的な維持管理費など多額の費用が必要になります。一方で公営住宅制度には、自治体が民間賃貸住宅等を借り上げ、市営住宅として低廉な家賃で転貸する、いわゆる借り上げ公営住宅という手法もあります。住宅確保に困難を抱える市民、特に若者子育て世代を含む世帯への支援につながることも選択肢の一つではないかなと思います。

本市として先ほど来、空き家等の活用という話も聞いておりますけれども、それに加えて本市として借り上げ公営住宅や民間賃貸住宅を活用した住宅支援について、他自治体の事例も含めて調査研究するお考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 民間の賃貸物件を借り上げるメリットとしましては、市で新たに住宅を整備する手間をかけることなく、市営住宅の供給戸数を増やせること、建設費用が発生しないため、初期投資費用が抑えられることなどが考えられます。

また、逆にデメリットとしましては、市営住宅の運営上、行政でしかできない入居者への対応が求められること、委託に当たり、民間とのやり取りが発生し複雑になること、長期にわたり居住したくとも家主の都合で期限付の入居となることなどが考えられますので、民間の賃貸

物件借り上げにつきましては、現在のところ導入は行っていないというところでございます。

また、先ほど申し上げましたプログラムの中で、住宅数につきましては、市営住宅と民間賃貸住宅のうち低廉な家賃かつ一定数の件数が確保された住宅につきましては、推計の結果、要支援世帯数に対して受皿住宅数のほうが上回っているため、市営住宅は現状維持というところにしておりますので、この結果等を基にしますと、やはり民間の不動産業者などと連携を取りつつ、住宅ストックの活用を図っていくというところが今のところ考えられるところかなと考えております。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） 最後に要望をさせていただきます。

本市が若者や子育て世代に選ばれるまち、そして、一度市外に出た若者が戻ってこられるまちを目指すのであれば、住宅支援を子育て支援や移住定住政策の一部として明確に位置づける必要があると思います。本市においては、市営住宅整備だけでなく、民間賃貸住宅や公社賃貸住宅、空き家・中古住宅支援制度や既存制度の活用など複数の選択肢を組み合わせた住宅支援が必要でございます。

まずは若者子育て世代の住まいに関するニーズを把握しつつ、既存の住宅関連支援制度を、若者子育て世代の定住促進という視点から整理し直していただければと強くお願いをさせていただきます。その上で、活用できるもの、拡充できるもの、新たに必要なものを検討し、先ほどご答弁にありましたけれども、太宰府市ならではの住宅支援策につなげていくことを要望いたします。1 件目の質問を終わります。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 2 件目についてご回答いたします。

まず1 項目めについてですが、児童・生徒の通学時における荷物の重量化は、成長期の子どもの体への影響や通学時の安全確保の観点から、全国的にもこの太宰府市においても重要な課題と認識しております。現在、教科書やノートに加え、G I G A スクール構想のタブレット端末、大型化した水筒などがランドセルや通学かばんに入り、特に低学年児童には負担が大きいう状況になっております。

こうした状況を受け、市教育委員会におきましては、市内小・中学校の通学時の荷物の持ち帰り状況について実態把握を行っております。各校の状況につきましては、日々の授業で使用する教科書やノートなどの学習用具につきましては、家庭学習で必ず使用するものを除き、基本的には学校の机やロッカーに、棚ですね、置いて帰る、いわゆる置き勉を推奨しており、児童・生徒に過度な持ち帰りをさせていないということを確認しております。

次に、2 項目めについてですが、タブレットに関しては、各家庭での学習習慣の定着や I C T の日常的な活用を図るため、タブレット端末を自宅へ持ち帰る機会を設けております。タブレットは毎日持ち帰らせるのではなく、週に1 回から3 回程度にとどめております。一つの例として、週末の金曜日につきましては、上靴や体操服、図工の作品など、週末特有の荷物が多

くなる日であることを考慮して、この日にはタブレット端末の持ち帰りを控えるなど、曜日ごとの荷物の総量に配慮したきめ細やかな対応が行われております。

教科書など教材等の持ち帰りについては置いて帰ってよいものについては、年度当初にリストを配布し、児童・生徒に周知しています。家庭学習や宿題などの状況に応じて、必要なものを持ち帰るように指導し、過度な負担とならないように配慮をしております。

次に、3項目めについてですが、太宰府市の各小・中学校でも、国の通知を踏まえ、学校長や教職員が創意工夫を凝らし、児童・生徒の負担が軽減されるよう、例えば、週末や長期休暇の際には、必要な教材や学用品を計画的に整理する仕組みや教室内に教材専用の棚を整備して、置き勉をしやすい環境をつくるなどに取り組んでおります。

教育委員会としましては、荷物の軽量化は単純に減らせばよいというものではなく、家庭での学習習慣の定着や、学びのベストミックスを重視し、子どもたちが学習の連続性を保ちながら、負担軽減を図ることが重要と考えております。今後も、好事例を共有し、保護者や地域と連携し、安全で充実した学びの環境づくりに努めてまいります。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございました。私が気になったところも多数入っており大変ありがたいです。ありがとうございます。

では、なぜこういった実態の把握ということを考えるのかという話なんです。令和7年度の教科書協会の資料では、小学校の教科書ページ数は、平成17年度の4,857ページから令和6年度には、8,647ページへ1.8倍増加しております。中学校でも、平成18年度から令和7年度にかけて1.5倍に増加しています。また、教科書は、昔と比べて大判化しており、小学校では平成17年度にB5判が大半であったものが、現在ではA判やA4判の割合が大きくなっております。つまり教科書そのものが大きくかさばるようになってきております。

私自身、今、28歳で平成10年生まれなのですが、自分が小学生だった頃と比べても教科書の分量や大きさはかなり変わってきていると痛感します。さらに教科書に加えて資料集、ワーク、問題集プリント類、タブレット端末、水筒、体操服など、児童・生徒が持ち運ぶものは多様化しております。

また、2025年に行われた小学校1年生から3年生と保護者1,200組を対象にした民間調査では、教科書を入れた状態のランドセルの平均重量は約3.9キログラムとされ、小学生の90.4%がランドセルを重いと感じているとの結果があります。

さらにここで重要なのは、荷物の重さが単に何キログラムかという絶対的な重さではなく、お子さんの体重に対してどれくらいの割合なのかという視点も大事です。令和6年度学校保健統計によれば、小学校低学年の体重はおおむね20キログラム台前半から後半です。仮に4キログラム前後の荷物であっても、体重に対して15%から20%近くに相当します。また、平成30年に衆議院に提出された教科書の重量化問題に関する質問主意書では、当時大正大学教授であられた白土健氏による実測例として、小学校1年生から3年生、20人のランドセルの重さを測っ

たところ、なんと最高で9.7キログラムを最も軽くて5.7キログラム、平均で7.7キログラムであったとされています。最も重い9.7キログラムのランドセルを背負っていた小学1年生は女子であり、当時の平均体重20.8キログラムと比較すると、体重の約なんと半分近い重さであったと指摘されています。

私、今体重60キログラムぐらいですけども、もう30キログラムぐらいということです。そして小学生の方はまだ筋力も発達されてないので、とてもちっと想像を絶するところがあります。もちろんこれは全国平均を示すものではありませんが、小学校低学年の児童におきましては、通学時の荷物負担が非常に大きくなり得ることを示す一例であります。ほかの自治体もちょっと見てみたんですけども、児童・生徒の通学時の荷物の重さについて、実態把握、軽減策の試行をしている例を挙げます。例えば、北海道江別市では令和6年度の大学連携調査研究事業として、小学生643人を対象に手荷物を含む通学かばんの重さなどを調査し、4キログラム以上の荷物を持つ制度が55.8%、6キログラム以上も14.9%という結果が出ています。

そこで伺います。本市の児童・生徒の通学時の荷物について先ほどのご答弁の中でも、重要な課題というふうに認識していただいて、実態把握を行っているということで少し安心したところなんですけれども、今言いました体重比の観点から実態を把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 重さ的なものに関してはやっぱり曜日でも違うし、学年によっても違うので、明確な基準というのはなかなか図りづらいというようなところで、教育委員会としては、どれだけその荷物を少なくするのにどう工夫をしているかというところで、実態把握をしているところです。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） お気持ちはすごく分かるんですけども、やはり先ほどの私の例にもあったとおり、やはり自分の体重の半分近くを重い荷物を、そして長い道を通学されていることをちょっと考えると、もう一步踏み出していただいてその実態をより詳細に、例えば、小学校1年生、3年生、6年生、中学校1年生など、学年を抽出していただいたり、荷物も全て含めた総重量を測定して実態を把握していただけないかと、これは要望をさせていただきます。お願いいたします。

次に、2項目めタブレット端末や教科書等の持ち帰りに関する方針について伺います。タブレット端末の活用は、学習の充実にとって大切な取組であると考えております。一方で紙の教科書やノート副教材に加えて、タブレット端末まで持ち帰るとなると結果として荷物が増える可能性もあります。先ほどご答弁もいただいて工夫もしていただいているということで少し安心いたしました。

では、先ほどの実態。例えば、週末の金曜日においては持ち帰りを控えるとかいうお話があ

ったんですが、学校ごとに一律なのか、それとも学校ごとに違いがあるのか、分かっていたら教えてください。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） タブレットなんですけれども、各学校において児童・生徒や発達段階とか家庭学習の状況、宿題の状況とか、それとか、授業での活用状況というのものもあるんです。今、そういう各学校の状況を踏まえながら判断してその結果として持ち帰りの頻度に違いが生じることというのはあります。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

個別具体的に学校の方針というかそういうのによっても違うというお話だったんですけれども、先ほどの答弁の中では多分なかったかと思うんですが、中学生におきましては部活動の用具も荷物負担に関わってまいります、部活動の用具については学校に置いてよいものと、持ち帰るものの基準があれば教えてください。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 部活動の用具なんですけれども、競技や活動内容によって、必要となる用具は大きく異なります。私は陸上部を持っていたけれど、陸上で必要な物は靴だけなんです。でも剣道はたくさん要ります。なので、そのために各部活動において、用具の種類とか保管場所、使用頻度を踏まえながら、部室などに置いておくものと持ち帰るものを定めて、生徒の負担軽減に配慮した運用を行っているところです。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

では、3 項目め、いわゆる置き勉などの荷物負担軽減策について伺いますけれども、先ほど申しました文部科学省の事務連絡でも、家庭学習で使用する予定のない教材などについては、机などに置いて帰ることを認める工夫例が示されております。先ほど置き勉についてのお話も答弁でいただきまして、単に減らせばいいということだけでなくベストミックスということでおっしゃるとおりだと思うんですけれども。

では、本市の小・中学校で置き勉を進める上で学校内に十分な保管スペースがどの小・中学校にもあるということでしょうか教えてください。

○議長（小島真由美議員） 教育部理事。

○教育部理事（平野善浩） 保管スペースなんですけれども、主に教室内の個人の棚とか、教室の棚とかを活用して副教材を保管しています。また、学校によっては、ちょっと保管スペースが不足するところはあるんですけれども、その際は廊下とかに棚を設置するなどの工夫を行って、児童・生徒が教材を適切に保管できるように配慮いたしております。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。その工夫というか配慮、本当にありがとうございます。

最後です。まとめますけれども、荷物負担の軽減は、子どもたちを甘やかすという話ではなく、健康、安全、そして安心して登下校できる環境を整えるという話でございます。教科書のページ数や大きさ、タブレット端末の活用、水筒や部活動用具など、子どもたちが持ち運ぶものは、私たち大人が子どもだった頃とは大変変わっております。だからこそ、ある意味昔と同じ感覚で考えるのではなく、今の子どもたちが実際にどれくらい荷物を持って通学しているのか。まずはその把握をしていただいていることですが、より詳細な把握をお願いさせていただきます。この質問を終わります。

3件目、お願いします。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） 3件目についてご回答いたします。

まず1項目めについてですが、本市では、物価高騰を市民の日常生活のみならず、地域経済にも直結する重要な問題と捉えており、市民の健康や福祉、子育て世代や高齢者をはじめとする皆様の暮らしに大きな負担を生じさせていることを強く懸念しております。

日々の生活必需品である食料品や光熱費などの物価上昇が家計を逼迫し、先行きへの不安を感じながら日々の生活を送られている現状に加え、社会全体として購買力の低下や地域経済への影響も懸念され、市民の皆様の暮らしに及ぶ影響の深刻さを重く受け止めているところであります。

次に、2項目めについてですが、これまでも本市では、物価高騰対策としての必要性や緊急性の高い事業について、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して、迅速に実施してまいりました。本年度実施しております支援事業としましては、19歳以上の方を対象とした食料品等物価高騰支援金給付事業の3億4,500万円余りのほか、小学校給食の無償化、中学校給食の10割補助、ひとり親子育て世帯支援特別給付金、保育所等への給食支援費補助、子ども食堂への支援、プレミアム付商品券、地球温暖化対策補助、高齢者世帯エアコン購入費助成など、3億2,200万円余りの予算に基づき、幅広い家計支援や消費喚起事業者支援等に幅広く取り組んでいるところであります。

一方で、物価高騰は現在も継続し、様々な分野で影響を及ぼし続けておりますので、市民生活や社会情勢、国の動向等を的確に見極めつつ、必要に応じてさらなる対策を検討する必要があるものと考えております。

次に、3項目めについてですが、事業内容の検討に当たりましては、全庁的に必要な事業の洗い出しを行いながら、予算編成の過程において国の示す推奨事業メニューなども参考とした上で、慎重かつ丁寧に検討を行っているところであります。実態の把握につきましては、公的な統計データ、例えば、消費者物価指数や石油製品価格調査など、客観的なエビデンスを確認することに加え、市役所の各窓口に寄せられるご意見や各種団体からの要望など、現場の声を

幅広く収集することを心がけているところです。これらの情報や市民の皆様の声を施策立案に生かすことで、効果的かつ適切な事業の検討、実施に引き続き努めてまいります。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ご答弁ありがとうございました。

冒頭、言わせていただきました2026年6月の飲食料品値上げは1,078品目、値上げ1回当たりの平均値上げ率は月平均14%。そして2026年通年の値上げ品目総数は、1月から10月までの判明分で9,361品目、6月中にも調査を開始した2022年から5年連続で年間1万品目突破が判明する見通しということです。

また一昨日、毎日新聞の記事で、農水省が実施した調査で、鶏モモ肉の店頭平均価格が100グラム当たり155円と過去最高を更新したと。卵も309円となったところです。これはこの物価高で市民の皆様がもう節約、1円、10円を本当に切に感じて節約志向であられるということで需要が増加したということでこういった数字も出ているとのこと。

まず、1項目めの市民生活への影響について、市長に伺いますけれども、この先ほど言った数字データであるとか、市民の皆様の日々の暮らしに関わる物価高騰という問題が、市民生活にとってどの程度深刻な課題だと受け止めていらっしゃるのか、今は平時なのか、緊急事態なのか、市長の認識をお聞かせください。

○議長（小島真由美議員） 市長。

○市長（高原 清） 物価高騰ということでございますが、この物価高騰は本当に全国的な問題ということで、当然もちろんですけど、本市におきましても、市民生活はもちろんのこと地域経済にも影響を及ぼす重大な問題として受け止めております。

今、議員ご指摘の食料品、そして、それだけに限らず光熱費など、生活に欠かせない支出が相次いで増加し、多くの市民の皆様的生活に相当の負担が生じて、将来の不安を抱えながら日々を過ごされている現状があることを重く受け止めております。物価上昇は今も続いておりますので、幅広い分野で影響が長期化する可能性もあるということから、市民生活の状況、そして社会情勢、国の動向等を注視しつつ、引き続き国への働きかけを行いながら、必要に応じてさらなる対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島真由美議員） 5 番川口親丸議員。

○5 番（川口親丸議員） ありがとうございます。

3項目めに入るんですけども、今、ご答弁の中でも様々な施策をしていただいているというお話でした。

では、施策の前段階です。市民の声からどのような施策を打っていくべきかという仕組みについて伺います。先日の議会と市民の意見交換会、私も初めて議員として参加いたしました、感想としてはもちろん大変有意義なものでした。ただ、もちろん毎回参加していただいて熱心に意見を述べてくださっている、ある意味固定というか、同じ市民の方の存在がいらっしゃるのかなというふうにちょっと感じて大変ありがたいものですし、否定するものではないんです。

けれども、声を上げられない方であったりとか、こちらからも声を聞きに行くぐらいの気概で、本当に様々なそれこそ若者世代、子育て世代や若者の声を吸い上げるシステムがあったらいいのになと思いました。特に物価高騰。そういった課題が必ず挙がってくると思います。だからこそ声を上げる人の声を聞くだけでなく、声が届きにくい人の声を市の側から取りにいく仕組みが必要ではないかなと思っています。

そこでちょっと提案をしたいんですけども、市民の声を把握する方法として、アンケートであったり、意見箱、市民意識調査があるというふうにはもちろん私も分かっております。ただアンケート等は、一人一人の意見を把握する手法であって、市民同士が互いの意見を聞き合いまちの課題を自分事として考える場ではないのではないかなと思います。また、先ほどの意見交換会や説明会は、どうしても関心の高い方、時間に余裕のある方、地域活動に関わっている方に参加者が偏りやすいのかなと思います。

そこでほかの自治体を調べてみましたら、愛知県一宮市では、従来の市民参加型の会議は、団体選出や公募が多く幅広い意見を掘り起こしにくい側面があったとして、2011年度から無作為選出による市民参加制度を実施しているとのことです。ワークショップや会議への参加、審議会等委員に所属していただいたりなど、無作為に選出した市民の中からお願いする制度でございます。

また、兵庫県豊岡市では、無作為抽出で選ばれた市民に案内を送り、参加を希望した市民が地域課題について話し合う「自分ごと化会議」が行われております。2024年度は本市においても重要であります地域交通をテーマに無作為抽出で選ばれた市民のうち、希望者が参加して提案書も提出されております。本市でも先ほどの、従来の意見の交換会であったり、アンケートだけにとどめず市民が主体的にまちの課題について話し合い、意見を出合う場が必要ではないかなと思います。

そこで伺います。本市においても無作為に抽出いたしました市民に参加を呼びかけ、それこそ物価高騰における市民生活の支援など、その他身近な課題について話し合う、いわゆる自分ごと化会議のような熟議型の市民生活の仕組みを試行的に検討する考えはないか、伺います。

○議長（小島真由美議員） 総務部長。

○総務部長（経営企画担当）（轟 貴之） まず無作為抽出手法につきましては、今年度から様々な附属機関等を立ち上げる形になっておりますが、その中で市民の皆様にご参画していただきたいということで、例えば、市民公募がお一人だったとすると、その100倍、100人の方に無作為抽出した案内文書をお送りさせていただいて、応募があった方に何かあれば審査を行った上で参画いただくという手法をまず取っているというところと、市民参画という意味であれば、今年度につきましては。市長と語る会。こちらを再開する予定にしておりますので、そういった場でも市民の皆様のご意見等をいただきまして、ぜひ市政に参画いただければと思っていますところでございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員。

○5番（川口親丸議員） ありがとうございます。

最後の要望をいたしますけれども、物価高騰は統計上の数字以上に市民の日々の暮らしに重くのしかかっております。市民に最も近い基礎自治体として、本市が市民生活の実態をどう把握し、どう支援につなげるのかが問われていると思います。特に声を上げることができる人だけでなく、若者、子育て世帯、働く世帯、高齢者、生活に不安を抱える方など、声が届きにくい市民の生活実感を把握することが大切です。先ほど新たに公募をして足りなかった分は無作為抽出というお話がありましたけれども、その方向性で、ぜひ、自分ごと化会議とか、熟議型の市民参加の仕組みについて、今後、より積極的に検討していただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（小島真由美議員） 5番川口親丸議員の一般質問は終わりました。

～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（小島真由美議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月23日午前10時から再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後4時56分

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

# 太宰府市議会第2回(6月)定例会会議録

令和8年6月23日（火）再開

（ 第 5 日 ）

太 宰 府 市 議 会



## 1 議 事 日 程（5日目）

〔令和8年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和8年6月23日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 議案第38号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第39号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第40号 太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 請願第1号 西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書

日程第5 議案第41号 令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第42号 令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 報告第8号 専決処分の報告について（倒木による家屋一部破損事故の損害賠償の額の決定）

日程第8 意見書第1号 市民生活及び地域経済の安定化に向けた対策強化を求める意見書

日程第9 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（18名）

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1番 久 和 満 晴 議員  | 2番 岡 林 直 人 議員  |
| 3番 原 紳次郎 議員    | 4番 瀬 筒 義 久 議員  |
| 5番 川 口 親 丸 議員  | 6番 馬 場 礼 子 議員  |
| 7番 タコスキッド 議員   | 8番 今 泉 義 文 議員  |
| 9番 笠 利 毅 議員    | 10番 木 村 彰 人 議員 |
| 11番 入 江 寿 議員   | 12番 堺 剛 議員     |
| 13番 原 田 久美子 議員 | 14番 神 武 綾 議員   |
| 15番 陶 山 良 尚 議員 | 16番 長谷川 公 成 議員 |
| 17番 門 田 直 樹 議員 | 18番 小 畠 真由美 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

|                             |                            |
|-----------------------------|----------------------------|
| 市 長 高 原 清                   | 副 市 長 石 田 宏 二              |
| 教 育 長 井 上 和 信               | 総 務 部 長 轟 貴 之<br>(経営企画担当)  |
| 総 務 部 理 事<br>(総務担当) 宮 崎 征 二 | 市民生活部長 友 添 浩 一             |
| 健康福祉部長 大 谷 賢 治              | 健康福祉部理事<br>(子ども担当) 添 田 朱 実 |
| 都市整備部長<br>(併公営企業担当) 伊 藤 健 一 | 観光経済部長 竹 崎 雄一郎             |
| 教 育 部 長 添 田 邦 彦             | 教育部理事 平 野 善 浩              |

総務課長  
併選管理委員会事務局  
総務課  
秘書担当課長

鳥飼 太

眞鍋 達也

福祉課長 山崎 崇

上下水道施設課長 清武 伸寿

社会教育課長 立石 泰隆

経営企画課長 宮原 竜

環境課長 平嶋 香代子

都市計画課長 古賀 千年志

産業振興課長 満崎 哲也

監査委員事務局長 松尾 誓志

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 杉山 知大

書記 木村 幸代志

議事課長 花田 敏浩

書記 陣内 成美

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

お諮りします。

久和満晴議員から6月18日の本会議一般質問において、通告の趣旨から外れた発言等があったと判断したため、太宰府市議会会議規則第64条の規定により、発言の一部分を取り消したい旨の申出がありました。

この取消申出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

よって、久和満晴議員からの発言の取消申出を許可することに決定しました。

なお、取消しが許可された発言に対する市長答弁部分も、併せて取り消すことといたします。

久和満晴議員の発言取消し部分につきましては、後日会議録を精査の上、議長において整理をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 議案第38号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（小島真由美議員） 日程第1、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 神武綾議員。

〔14番 神武 綾議員 登壇〕

○14番（神武 綾議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました、議案第38号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」その審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、太宰府東中学校及び太宰府西中学校の体育館の柔剣道場に空調設備が設置されたことに伴い、新たに空調設備の使用料を設定するため、条例の一部を改正するものです。

委員からは、災害時の避難所として、体育館の柔剣道場を利用する際の使用料や使用料の算定基準に関する質疑がなされ、執行部からは「避難所として利用する場合には使用料はかからない。また、使用料については、ランニングコストの平均額から算出した。」との回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第38号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第38号について討論を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第39号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○議長（小島真由美議員） 日程第2、議案第39号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第39号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正は、令和8年度税制改正等により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

主な内容については、高額所得者におけるふるさと納税の寄附金税額控除の上限設定、市県民税の賦課に要する公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の拡大、固定資産税の免税点の引上げなど、関係規定を見直すものです。

委員からは「家屋及び償却資産の免税点引上げにより、固定資産税の非課税枠が拡大すると

理解しているが、これに伴い、新たに課税対象外となる件数及び減収見込額は。」との質疑がなされ、執行部より、令和８年度の課税状況における免税点引上げによる減収見込みの説明があり、「法施行の令和９年度は評価替えの年でもあることから、次年度課税への影響が少なくなる見込みである。」と回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第39号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第39号について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対 0 名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第３から日程第４まで一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

日程第３、議案第40号「太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第４、請願第１号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

議案第40号及び請願第１号は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔11番 入江 寿議員 登壇〕

○11番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第40号及び請願第1号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第40号「太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

執行部から「今回の改正は、近年の大規模林野火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、関連する筑紫野太宰府消防組合火災予防条例が改正されたことに伴い、整合性を図るために、太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する必要が生じたもの。」との説明を受けました。

委員から「火入れを中止する場合の林野火災に関する注意報や警報は、誰の権限で発令されるのか。」との質疑があり、執行部から「火災予防条例に基づき、筑紫野太宰府消防組合消防長の権限で発令される。」との回答がありました。

また、委員から「太宰府市でこれまで本条例に基づき許可申請が提出され、火入れが行われた実績はあるのか。」との質疑があり、執行部から「記録が残っている過去5年に遡って、実績はない。」との回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第40号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書」について報告します。

まず、紹介議員である瀬筒議員に出席いただき、「西鉄都府楼前駅周辺に直ちに大規模な整備や予算措置を求めるものではない。都市計画マスタープランの改定においては、西鉄五条駅周辺等の役割分担も踏まえながら、西鉄都府楼前駅周辺の位置づけや方向性を整理いただきたい旨の請願である。」との補足説明を受けました。

委員から、「請願者はどういう思いを紹介議員に届けられたのか。」との質疑があり、紹介議員から「西鉄都府楼前駅周辺が太宰府市の玄関口の一つでありながら、都市計画マスタープランでは、十分な位置づけがなされていない。一方、立地適正化計画では、西鉄都府楼前駅周辺が中心拠点として位置づけられており、整合性を取る必要がある。単なる要望ではなく、市議会として議論し、市民の意思として位置づけていただきたいとの思いから、請願という手法を選択された。」との回答がありました。

また、委員から、「請願者は、都府楼前駅周辺の課題、それに対する解決策について、どういう認識を持ってあるのか。」との質疑があり、紹介議員から「都府楼前駅周辺は閑散としており、買物に行くのも不便だ。地元で買物ができるような環境をつくれないかということを強く思っている。」との回答がありました。

そのほか質疑を終え、意見はなく、討論では、委員から「これから始まる都市計画マスタープランの改定に当たり、太宰府市の都市計画まちづくりに関心を寄せる市民の意見は極めて貴重であり、改定案の充実につながる。」との賛成討論。また、委員から「都府楼前駅周辺の生活利便性の向上や地域の活性化、太宰府市の将来にとってこれは重要な課題であり、その実現を求める請願の趣旨には賛同する。市民の声が、請願を通じて議会に届けられたことは、大変意義深いことであり、その思いを真摯に受け止めることが議会の役割、また、市が事業推進に当たっては、財政面や各種事業の優先度を十分検討し、地域住民や関係者への丁寧な対話と合意形成に努めることを要望し賛成する。」との賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第1号につきましては、委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

まず、議案第40号「太宰府市火入れに関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 次に、請願第1号「西鉄都府楼前駅周辺の生活利便性向上と都市拠点形成に関する請願書」について討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

6番 馬場礼子議員。

〔6番 馬場礼子議員 登壇〕

○6番（馬場礼子議員） 請願第1号につきまして、賛成の立場から討論いたします。

今、私達が真剣に向き合うべきは、急速に進む高齢化と人口構造の変化です。これからの太宰府市に必要なのは、どこか1か所だけを便利にするまちづくりではありません。それぞれの駅周辺が持つ強みを生かし、お互いに補い合う多極型のまちづくりへと方針をシフトしていくときが来ています。

特に、西鉄都府楼前駅の周辺は多くの方が暮らし、歴史遺産を訪れる玄関口でもあります。だからこそ、西鉄五条駅周辺との役割分担をきちんと整理し、マスタープランの中でその方向性を明確に示すことが重要です。

本請願で特に評価したいのは、大規模な開発や大きな財政負担を求めるものではなく、まずは小規模な社会実験などを通じて、地域の可能性を探りながら、できることから一步步段階的に進めるという提案も非常に現実的で共感できるものです。

まちづくりは、一度決めたら終わりではありません。地域の特性や市民の意見を踏まえながら育てていくものです。特定の地域を優先するものでなく、太宰府市全体の持続可能な未来を見据えたすばらしい提案であると確信し、ネクスト太宰府同会派 瀬筒義久議員とともに本請願に賛成いたします。

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。

本案を採択することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5から日程第6まで一括上程

○議長（小島真由美議員） お諮りします。

日程第5、議案第41号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」及び日程第6、議案第42号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

議案第41号及び議案第42号は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川公成議員。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） 予算特別委員会に審査付託されました議案第41号及び議案第42号について、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第41号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億9,866万8,000円増額し、予算の総額を340億1,972万8,000円とするものです。

一般会計補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、まず、2款1項7目財産管理費1,956万3,000円の増額補正について、執行部から「本庁舎及びプラムカルコアなどの駐車スペース不足を解消し、利便性向上及び安全な駐車環境の確保を図るため、本庁舎南西側商工会とかんざき内科の間の現在は農地になっている土地を新たに借り上げ、駐車場として整備するもの。なお、借上げの契約期間を5年間で想定しているため、令和9年度から令和13年度までの予算として、債務負担行為補正2,592万5,000円を計上している。」との説明を受けました。

委員から「補正予算を計上するに至った駐車場の具体的な逼迫状況はどういうものか。」との質疑があり、執行部から「プラムカルコアが従来駐車場として借用していた16台分の土地が、今年4月から借用できなくなったことや、イベント等がプラムカルコアで偏ったりすることがあるため代替地が必要となり、近隣の地権者に借地の意向を確認したところ、前向きな回答を得たことから補正予算を計上した。」との回答がありました。

委員から「新たに整備する農地部分を駐車場にした場合、何台分の増加になるのか。」との質疑があり、執行部から「70台から80台分を想定している。」との回答がありました。

次に、3款3項1目生活保護総務費997万4,000円及び2目扶助費1億1,229万2,000円の増額補正について、執行部から平成25年の生活扶助基準額引下げが一部で違法とされた最高裁判決を受け、審議会の専門委員会が再検討した結果、受給額の不足分を原告及び原告以外ともに追加給付する必要があると判断されたことを受け、追加給付を実施するもの。

また、外国人に対する生活保護事務が特定個人番号利用事務の準法定事務となり、情報の照会、提供等の連携が可能になったことを受け、生活保護システムの改修を行うもの。

なお、関連する歳入の補正として、15款2項2目1節生活困窮者就労準備支援事業費等補助金896万1,000円を財源として、全額を追加給付に係る事務費に充当する。

また、追加給付される扶助費の財源は、15款1項1目6節生活扶助費等負担金8,421万9,000円で、扶助費の4分の3を計上している。

そして、外国人保護の情報連携データに係る財源は、15款2項2目1節生活保護費補助金44万円を計上しているとの説明を受けました。

次に、4款2項1目清掃総務費16万2,000円及び2目塵芥処理費1,788万6,000円の増額補正について、執行部から「本市指定のごみ袋は、ポリエチレン等のプラスチックを主成分とし、ナフサを原料としている。中東情勢の緊迫化により、ナフサの調達が不安定となっており、

今後ごみ袋の製造単価は上昇する見込みである。現行の製造契約期間は今月末で満了するため、ごみ収集に伴う市民サービスの停滞を防ぎ、供給の安定を図るため、購入にかかる費用を増額するもの。また、令和9年度の7月から6月までの家庭用ごみ袋及び事業所用ごみ袋の製造費用を追加計上するため、債務負担行為の限度額を2,499万1,000円に変更している。」との説明を受けました。

委員から「今後、市民が購入するごみ袋の販売価格が引き上げられる予定であるのか。」との質疑があり、執行部から「製造価格は約5円上昇しており、現行の製造価格では維持困難なため、補正を行うものであるが、市民の皆様の購入価格について負担増はなく、現行価格のまま購入いただくものである。」との回答がありました。

委員から「ナフサや原油市況が急回復すれば、業者が過大な利益を得る可能性があるが、今回はあくまで緊急避難的な対応という解釈でよいか。」との質疑があり、執行部から「状況に応じて価格を修正・再検討する旨の仕様書を追加している。」との回答がありました。

そのほかの審査についても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第41号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について。

今回の補正は、令和8年度の介護報酬臨時改定に伴い、帳票やシステム設定の変更が生じ、システム改修が必要となったため、介護保険システム改修委託料を増額するもので、これにより、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ192万5,000円を追加し、予算の総額を69億3,775万8,000円とするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第42号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（小島真由美議員） 報告は終わりました。

議案第41号及び議案第42号に対する質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略いたします。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

まず、議案第41号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）」について」討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

10番、木村彰人議員。

○10番（木村彰人議員） 議案第41号「令和8年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）」につ

きまして、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算には、市民生活に深く関わる事業が盛り込まれており、全体として必要性のある内容だと受け止めています。

その上で、近接地の借上げによる来庁者用駐車場の整備につきましては、今後の契約協議において、三つの留意すべき点があると考えた次第です。

第一に、契約期間についてです。

現時点では5年間との見込みですが、安定的な駐車場確保の観点から、可能な限り長期的な契約となるよう、協議を進めていただきたいと考えます。

第二に、借地料の算定根拠についてです。

不動産鑑定等により客観性を確保し、何より市民に説明できる形で整理していただくことが望ましいと考えます。

第三に、駐車場整備の工事内容についてです。

契約期間が確定していない現段階で、約1,500万円もの初期投資を行うことには、リスク管理の観点から特に慎重な判断が求められます。

また、簡易舗装など初期費用を抑えた整備方法についても、選択肢として検討していただきたいと考えます。

幸いにも、契約そのものはこれからです。この段階で議会として課題を共有できたことを踏まえて、今後の協議において、より適切な条件設定が図られることを期待いたします。

予算案に賛意を表するとともに、今後の協議における丁寧な検討と慎重な判断をお願いし、私の賛成討論といたします。

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 次に、議案第42号「令和8年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(小島真由美議員) 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 報告第8号 専決処分の報告について(倒木による家屋一部破損事故の損害賠償の額の決定)**

○議長(小島真由美議員) 日程第7、報告第8号「専決処分の報告について(倒木による家屋一部破損事故の損害賠償の額の決定)」を議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 高原 清 登壇〕

○市長(高原 清) 皆様、おはようございます。

本日ご提案申し上げます案件は、報告案件1件の議案のご審議をお願い申し上げるものであります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

報告第8号「専決処分の報告について(倒木による家屋一部破損事故の損害賠償の額の決定)」についてご説明申し上げます。

本件は、宰府6丁目の本市所有地内の木が根元近くの幹の空洞化により隣接する家屋側に倒れ、家屋の屋根と雨どいの一部を破損させる事故が発生したものであります。

その後、相手方と協議を行い、損害賠償額を支払うことで合意に至りました。

この事故による損害賠償の額を定めることにつきまして、令和8年6月5日付で専決処分を行ったものであります。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

なお、賠償金につきましては、本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険から相手方にお支払いいたしております。

以上、ご報告いたします。

○議長(小島真由美議員) 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 意見書第1号 市民生活及び地域経済の安定化に向けた対策強化を求める意見書

○議長（小畠真由美議員） 日程第8、意見書第1号「市民生活及び地域経済の安定化に向けた対策強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、笠利毅議員。

〔9番 笠利 毅議員 登壇〕

○9番（笠利 毅議員） 日程第8、意見書第1号「市民生活及び地域経済の安定化に向けた対策強化を求める意見書」について。

意見書の朗読をもちまして、提出理由に代えさせていただきたいと思います。

提出者は私、議会運営委員会委員長 笠利毅です。

本意見書は、議会運営委員会として提案することで委員全員一致で決しましたので、委員会提出議案として提案させていただきます。

それでは、意見書を読ませていただきます。

市民生活及び地域経済の安定化に向けた対策強化を求める意見書。

中東情勢の緊迫化は、原油や液化天然ガス、LNGなどのエネルギー供給に加え、ナフサをはじめとする石油化学製品原料や関連資材の流通、国際物流にも影響を及ぼしています。これにより、燃料価格、電気ガス料金、包装資材、建設資機材等の価格上昇や納期の遅延が生じ、市民生活及び地域経済への負担が増大するおそれがあります。

特に、中小企業・小規模事業者においては、原材料価格の高騰、資材の調達難、物流コストの増加等により、幅広い業種において事業継続への影響が懸念されるとともに、地方公共団体の行政運営にも影響を及ぼし、地域生活を支える多くの分野への波及が危惧されています。

よって、国におかれましては、市民生活及び地域経済への影響を最小限にとどめるため、下記の事項について、迅速かつ実効性のある対策を講じられるよう強く要望します。

以下、内容ですけれども、

1、原油、LNG、ナフサをはじめとするエネルギー及び石油化学製品原料等の需給状況を的確に把握し、適時適切な情報提供を行うとともに、流通の停滞の解消及び安定供給の確保に万全を期すこと。

2、燃料価格、電気ガス料金、並びに石油化学製品及び関連資材の価格高騰に対し、機動的かつ継続的な負担軽減策を講ずるとともに、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、必要な支援を講ずること。

3、影響を受ける中小企業及び小規模事業者に対し、資金繰り支援、価格転嫁支援、セーフティネット整備の柔軟な運用、その他実効性のある支援策を講ずるとともに、医療、介護、福祉、公共交通、教育、公共工事等、地域生活を支える幅広い分野への影響を踏まえ、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上です。

○議長（小島真由美議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論採決を行います。

意見書第1号について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号を、原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（小島真由美議員） 全員起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 閉会中の継続調査申し出について

○議長（小島真由美議員） 日程第9、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から申出がっております。

別紙のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小島真由美議員） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして、令和8年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島真由美議員） 異議なしと認めます。

よって、令和8年太宰府市議会第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年8月19日

太宰府市議会議長 小 畠 真由美

会議録署名議員 タコスキッド

会議録署名議員 今 泉 義 文